

1 朝倉 秀実 議員

平成16年度

(1) 調査研究費 876,522 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して、立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
旅費	372,236	交通費
車両維持費	105,346	ガソリン代
駐車場利用費	25,266	駐車料金
高速道路利用料	21,797	高速料金
会費	10,000	〇〇組
〃	300	〇〇〇保存会
〃	10,000	〇〇の会
〃	10,000	〇〇作業所
〃	60,000	〇〇区親交会
〃	6,000	〇〇議員懇話会
〃	50,000	〇〇父母の会
会合参加費	205,577	〇〇区商店会連盟 他

③ 調査結果

- イ. 旅費、駐車場利用費、高速道路利用料の合計 419,299 円は詳細不明であるため、本件基準により 12 万円を超える 299,299 円は目的外支出である。
- ロ. ガソリン代は後援会用の使用が認められないから 1/2 に按分し、52,673 円が目的外支出である。
- ハ. 〇〇組は、〇〇社大阪〇〇組の会費であるが、参拝を目的とする宗教講と思われ、政務調査に関連するものとは認めがたい。会費 10,000 円は目的外支出である。
- ニ. 〇〇保存会会費は金額に照らし、不適切とは言えない。
- ホ. 〇〇の会は、地方議員が集まっている会で、北朝鮮の拉致問題等の情報源となっているとのことであるので、適切な支出と認められる。
- ヘ. 〇〇作業所を支える会の年会費 10,000 円は議員としての通常の活動範囲であり、政務調査に関連するものとは認めがたい。
- ト. 〇〇区親交会は区長を中心に区政を議論する会であり、適正な支出と認められる。
- チ. 〇〇議員懇話会 6,000 円は〇〇会が推せんする府議会議員等の意見交換会であ

り、選挙と関係して通常の議員活動の範囲内と認められ、目的外支出と認められる。

- リ. ○○父母の会は年会費であり、その会合への参加は調査研究に資するものと認められる。
- ヌ. 7月30日他会合参加費 205,577 円は研修費に分類すべきものを誤って算入したと記載しているが、収支報告書の調査研究費として計上している以上、その支出自体が適切なものかは当然監査の対象となるものであり、その詳細が不明である以上、適正な支出とは認めがたい。

(2) 広報費 275,856 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
広報紙発行費	275,856	印刷代、折り込み代

③ 調査結果

自民党府議団だよりの追加印刷代、新聞折込み代であり、適正な支出と認められる。

(3) 事務所費 899,602 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
共益費負担分	600,000	
プリンタカートリッジ 他	80,049	
コピードラム 他	36,582	
プリンタインク 他	13,818	
〃	924	
事務用品 他	2,880	
〃	15,765	
プリンタトナー 他	148,034	

DVDパック	1,550	
--------	-------	--

③ 調査結果

- イ. 2F建自宅の1F玄関すぐ横を事務所としている。共通経費負担分として月額5万円を定額計上しているが、事務所の維持管理費に当る光熱水費の資料が提出されていないため、本件監査基準により240,000円の限度で認め、360,000円は目的外支出である。
- ロ. 後援会は自宅に置いていないとのことであるので、その余の支払いは適切と認められる。

(4) 事務費 1,545,770円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
車両購入費分担分	600,000	
駐車場使用料	216,000	
郵送費	221,555	
電話代	267,555	
車両維持費(車検、修理)	177,310	
〃 (保険)	63,350	

③ 調査結果

- イ. 本件基準により、車両購入費負担分600,000円、車両維持費177,310円、63,350円は目的外支出である。
- ロ. 駐車場は、自宅前の駐車場2台のうちの1台分(1ヵ月18,000円)を計上しており、来客用として不適切とはいえない。
- ハ. 電話代は、自宅兼用であるので、1/2を超える133,777円は目的外支出である。

(5) 人件費 1,560,000円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
調査協力(政務調査)	600,000	

〃	960,000
---	---------

③ 調査結果

事務所に事務員の机はなく、60万円は事務所に出勤していない第三者に対する情報収集の依頼に対する対価である。96万円は事務を手伝っている妻への支払いである。両名からは平成17年3月31日付けで1年分をまとめた領収書が提出されているが、毎月の支払いを証する客観的な書類が必要であるところ、このような書類によって第三者への支払いを認めることはやむをえないものと思われるが、妻への支払いは本件基準により1/4の240,000円を超える720,000円は目的外支出である。

(6) 小括

調査研究費のうち583,549円、事務所費のうち360,000円、事務費のうち974,437円、人件費のうち720,000円の合計2,637,986円が目的外支出である。

平成17年度

(1) 調査研究費 828,693 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して、立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
旅費	363,887	交通費
車両維持費	155,845	ガソリン代
駐車場利用費	19,397	駐車料金
高速道路利用料	23,164	高速料金
会費	12,000	〇〇会 他
〃	20,400	〇〇協会
〃	3,600	〇〇保存会
〃	10,000	〇〇の会
〃	10,000	〇〇組
〃	60,000	〇〇区親交会
〃	6,000	〇〇小校友会
〃	6,000	〇〇議員懇談会
〃	20,400	〇〇福祉協会
会合参加費	118,000	〇〇老人クラブ 他

③ 調査結果

- イ. 旅費、駐車場利用費、高速道路利用料の合計 406,448 円は詳細不明であるため、本件基準により 12 万円を超える 286,448 円が目的外支出である。
- ロ. ガソリン代 155,845 円は 1/2 を超える 77,922 円が目的外支出である。
- ハ. 〇〇会 12,000 円、〇〇組 10,000 円、〇〇小校友会 6,000 円、〇〇議員懇談会 6,000 円の合計 34,000 円は目的外支出であり、その余は適正な支出と認められる。
- ニ. 会合参加費 118,000 円は研修費に分類すべきものを誤って算入したと記載しているが、収支報告書に計上されている以上、平成 16 年度と同様監査の対象となるものであり、詳細不明のため、全額が目的外支出である。

(2) 広報費 197,673 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別した広報と解すべきであり、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
広報誌発行費	197,673	印刷代、折り込み代

③ 調査結果

自民党府議団だより 2005 年春号の追加印刷代及び新聞折込代であり、適正な支出である。

(3) 事務所費 917,710 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
共益費 負担分	600,000	
DVDレコーダ 他	150,961	
パソコンソフト 他	10,956	
事務用品	6,200	
〃	1,916	
パソコン周辺機器 他	27,810	
インクカートリッジ 他	13,892	
トナーカートリッジ 他	52,820	
〃	38,675	
パソコンソフト	14,480	

③ 調査結果

イ. 平成 16 年度と同様、共益費負担分 600,000 円のうち 240,000 円を認め、360,000 円は目的外支出である。

ロ. その他の支出は全て適正と認められる。

(4) 事務費 1,500,771 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
車両購入費分担分	600,000	
駐車場使用料	216,000	
郵送費	239,465	
電話代	263,906	
車両維持費(税金)	45,000	
〃 (修理代)	63,000	
〃 (〃)	14,100	
〃 (保険)	59,300	

③ 調査結果

- イ. 平成 16 年度と同様車両購入費分担分 600,000 円、車両維持費 181,400 円の 781,400 円は全額目的外支出である。
- ロ. 駐車場使用料、郵送費は適正な支出と認められる。
- ハ. 電話代は平成 16 年度と同様、固定電話代 173,758 円の 1/2 を超える 86,879 円、携帯電話代 228,187 円の 1/4 を超える 171,140 円は目的外支出であるが、263,906 円を計上しているため、143,926 円を超える 119,980 円が目的外支出である。
- ニ. 郵送費は適正な支出と認められる。

(5) 人件費 1,560,000 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
調査協力(政務調査)	600,000	
〃	960,000	

③ 調査結果

平成 16 年度と同様 720,000 円が目的外支出である。

(6) 小括

調査研究費のうち 516,370 円、事務所費のうち 360,000 円、事務費のうち、901,380 円、人件費のうち 720,000 円の合計 2,497,750 円が目的外支出である。

2 浅田 均 議員

平成16年度

(1) 調査研究費 132,457 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して、立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
海外行政調査(自己負担分) 2/22	97,577	スコットランド等の調査
府政等調査研究 H16. 4～H17. 3	34,880	タクシー利用17回

③ 調査結果

- イ. 海外行政調査は府議会海外行政調査として地方分権の発展度を調査するためスコットランド議会等を視察したもので、適正妥当な支出である。
- ロ. タクシー代は、詳細不明のものが多いが、本件監査基準により、12万円の範囲内であるので、全額適正と認められる。

(2) 広報費 429,754 円

① 請求人の主張

日常議員活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
ホームページ運営経費 7/14	34,800	サーバーレンタル料
「活動報告」経費 12/15	89,082	新聞折込料
〃	25,872	〃
広報費	280,000	手帳購入代

③ 調査結果

- イ. ホームページ運営及び活動経費はいずれも適正な支出と認める。
- ロ. 手帳 280,000 円は議会手帳を 700 部購入し、活動報告に添えて新年会で配布したものであり、議員の一般的な活動に伴う交際費ともいえるべきもので、使途基準

に反し目的外支出である。

(3) 事務所費 2,353,575 円

① 請求人の主張

目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
賃借料	1,960,000	
光熱水費	154,455	
電話代	239,120	

③ 調査結果

- イ. 実父が所有する 2 階建建物の 1 階 20 坪位を事務所に使用し、実父から月 20 万円で借り上げているとのことであるが、賃貸借契約書は作成されておらず、毎月の支払いを証明する振込書等客観的な資料の提出はない。賃貸契約書に代わるものとして 1 月から始まる支払簿の写し及び 4 月から始まる家賃領収之通が提出された。契約書の締結と毎月の銀行振込みといった客観的な資料がなく、賃料として支払われていることは確認できず、全額目的外支出と認められる。光熱水費は別途支出しており、240,000 円の範囲内である。
- ロ. 光熱水費、電話代はいずれも 2 階とは別メーター、別電話であり、後援会と按分して 80%を計上しているが、不適切とまではいえない。

(4) 事務費 1,556,893 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
購入費の 1/6	800,000	
駐車場代(12ヶ月分) H1 6. 4~H17. 3	288,000	
ガソリン代 H16. 4~H1 7. 3	94,380	
車検費用 4/17	97,505	
〃 4/18	51,192	

自動車税 5/14	11,500	
自動車保険料 5/26	164,620	
JAF会員 6/2	4,000	
タイヤ交換 3/19	45,696	

③ 調査結果

- イ. 車の購入の 1/6 に相当する 80 万円を毎年計上することは目的外支出で違法である。後援会用の車を含め車の取得を前提とする車検費用 148,697 円、自動車税 11,500 円、自動車保険料 164,620 円、JAF 会費 4,000 円、タイヤ交換 45,696 円も目的外支出である。
- ロ. 駐車場代 288,000 円は、自宅マンションの駐車場月額 24,000 円であり、来客用ではなく、私費で支払うべきものであり、全額目的外支出である。
- ハ. ガソリン代 94,380 円は、私用にっていないとのことであるので、後援会と按分し、1/2 を超える 47,190 円は目的外支出である。

(5) 人件費 1,920,000 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員(政務調査活動、後援会活動) H16. 4. 1~H17. 3. 31	1,794,000	
事務員(政務調査活動、後援会活動) H16. 4~H17. 3	126,000	

③ 調査結果

事務員 2 人を雇用しており、78%を政務調査活動に按分しているが、不合理とまではいえない。

(6) 小括

広報費のうち 280,000 円、事務所費のうち 1,960,000 円、事務費のうち 1,509,703 円の合計 3,749,703 円が目的外支出である。

平成17年度

(1) 調査研究費 176,282 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して、立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
大阪市政研究 12/2	66,325	〇〇教授から報告
〃 12/16	22,000	〃
大阪府政研究 2/8	29,000	〇〇記者と勉強会
堺市政研究 3/2	24,097	〇〇助教授と府立大移転について
府政等調査研究 H17. 4~H18. 3	34,860	タクシー利用(13回)

③ 調査結果

イ. 大阪市政研究費はいずれも調査研究に該当するが、66,325 円は 4 名参加の分であり、1 名 5,000 円を超える 46,325 円は目的外支出である。22,000 円は自己負担金であるが、5,000 円を超える 17,000 円は目的外支出である。

ロ. 大阪府政研究も調査研究に該当するが、4 名で 29,000 円であり、1 名 5,000 円を超える 9,000 円は目的外支出である。

ハ. 堺市政調査研究も同様であるが、3 名で 24,097 円であり、1 名 5,000 円を超える 9,097 円は目的外支出である。

ニ. タクシー代は本件監査基準により、適正な支出と認められる。

(2) 広報費 351,260 円

① 請求人の主張

日常議員活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
ホームページ運営経費 6/6	53,760	サーバーレンタル料
広報費 12/5	297,500	手帳購入代

③ 調査結果

ホームページ運営経営は適正な支出であるが、平成16年度と同様手帳購入代297,500円目的外支出である。

(3) 事務所費 2,442,955円

① 請求人の主張

目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
賃借料	1,960,000	
光熱水費	184,055	
電話代	298,900	

③ 調査結果

平成16年度と同様、光熱水費、電話代は適正な支出であるが、実父との賃借料名下の支払1,960,000円は、基本的な考え方に反し、目的外支出である。

(4) 事務費 1,659,458円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
購入費の1/6	800,000	
駐車場代①(12ヶ月分) H17.4 ~H18.3	288,000	
〃 ②(12ヶ月分) H17. 4~H18.3	300,000	
自動車税 5/17	11,500	
自動車保険料 5/26	152,040	
JAF会員 5/23	4,000	
ガソリン代 H17.4~H18.3	103,918	

③ 調査結果

イ. 駐車場代、ガソリン代を除く967,540円は平成16年度と同じ目的外支出である。

ロ. 駐車場代は自宅マンション以外に事務所の近所に駐車違反对策も兼ねて 1 台借り増ししたとのことであり、事務所の近所の分は来客兼用とすれば 1/2 の限度で適正であり、これを超える 150,000 円と自宅マンション駐車場 288,000 円は目的外支出である。

ハ. ガソリン代 103,918 円は本件基準により 1/2 を超える 51,959 円を超える 51,959 円が目的外支出である。

(5) 人件費 1,920,000 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員(政務調査活動、後援会活動) H17. 4. 1~H18. 3. 31	1,845,000	
事務員(政務調査活動、後援会活動) H17. 4~H18. 3	75,000	

③ 調査結果

平成 16 年度と同様に事務員 2 名を雇用しており、按分料が 78% から 82% と若干増加しているが、不合理であるとまでは言えない。

(6) 小括

調査研究費のうち 81,422 円、広報費のうち 297,500 円、事務所費のうち 1,960,000 円、事務費のうち 1,457,499 円の合計 3,796,421 円が目的外支出である。

3 東 徹 議員

平成16年度

(1) 調査研究費 15,450 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して、立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

②使途内容

使途内容等	金額(円)	備 考
タクシー代	14,140	
駐車場代	9,300	
高速代	4,200	

③ 調査結果

上記使途内容 27,640 円のうち収支報告書には 15,450 円を計上しており、本件基準により適正な支出と認められる。

(2) 広報費 949,438 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備 考
切手購入	84,000	
交通費	12,340	タクシー代、駐車場代
郵送料	507,965	書類送付
ポスティング代	19,493	
作業費	69,536	〇〇作業所
文具購入	273	乾電池
写真現像料	5,400	
印刷費	256,620	
備品購入	10,100	

③ 調査結果

上記合計 965,727 円のうち 949,438 円を計上しており、収支報告書のホームページ作成費に見合う支出は認められないが、行事案内を含む広報紙の印刷、発送や配

布に伴う支出としていずれも適正なものと認められる。

(3) 事務所費 531,422 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
駐車場代	247,500	4回分
水道代	1,575	
事務所賃貸料 4回	300,000	4回分

③ 調査結果

上記使途内容 549,075 円のうち収支報告には 531,422 円を計上している。

- イ. 事務所は自主民主党支部の肩書き入りで1ヵ月15万円で賃借し、政党活動、後援会事務所と兼用していると思われるため1/3に按分して年間60万円までが適正なところ30万円の限度で支出しており、適正と認められる。
- ロ. 駐車場は議員用、秘書用、来客用で3台、1台33,000円で賃借しており、1/2の按分が適正であるところ、その範囲内の247,500円を計上しており、適正と認められる。
- ハ. 水道代は金額からも適正な支出と認められる。

(4) 事務費 1,538,856 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
リース代	153,512	
電話代	406,721	
ICレコーダー	32,000	
保険代	244,457	
通信費	2,448	
印刷費等	751,446	
水道代	3,150	

③ 調査結果

上記使途内容は 1,593,734 円であるが、収支報告書には 1,538,856 円を計上している。

- イ. リース代、固定電話代、I Cレコーダー、社会保険代、水道代は 1/2、携帯電話代は 1/4 に按分されており、いずれも適正な支出と認められる。
- ロ. その他は支出項目の当否はともかく、各別に領収証があり、不適正な支出は認められなかった。なお、印刷費の中に封筒名刺等印刷として 1 件 49,350 円の支出があるが、内訳が不明であるところ、全額目的外支出としても使途内容 1,593,734 円と収支報告書 1,538,856 円の差額 54,878 円の範囲内であるから、目的外支出は認められない。

(5) 人件費 1,545,719 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
人件費 事務員給与・賞与	770,000	4月～8月 1名
人件費 〃	990,000	9月～3月 2名

③ 調査結果

上記使途内容は 1,760,000 円であるが、収支報告書には 1,545,719 円を計上している。

8 月までは政務調査専用補助の秘書 1 名であったが、9 月以降 1 名増やし、業務を分けたため、1/2 に按分し、2 名分で 1 ヶ月合計 11 万円を支払い、源泉徴収票も提出されており、適正な支出と認められる。

(6) 小括

目的外支出は認められない。

平成17年度

(1) 調査研究費 0円

使途内容等	金額(円)	備考
	0	

(2) 広報費 382,296円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
郵送料	77,904	
印刷代	397,294	
作業費	5,693	〇〇作業所
ポスティング代	12,500	

③ 調査結果

使途内容合計 493,391 円のうち収支報告書には 382,296 円を計上している。平成16年度と同様ホームページ作成費に該当する支出はなく、収支報告書の表現が適切とは言えないが、各支出は全て適正と認められる。

(3) 事務所費 1,497,150円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
リース代	104,914	
駐車場代	594,000	
事務所家賃	825,000	
水道代	7,875	

③ 調査結果

上記使途内容 1,531,789 円のうち収支報告書には 1,497,150 円を計上している。

イ. 平成16年度は事務所費に計上されていたリース代が事務所費に計上されており、

詳細不明であるが、金額に照らし、不適切とまではいえない。

- ロ. 駐車場代は3台分月額99,000円を1/2に按分しており、適正な支出と認められる。
- ハ. 事務所費は賃料月額150,000円の1/2を計上しているが、名義、使用態様に照らし、1/3の按分が適正であり、60万円を超える225,000円は目的外支出である。
- ニ. 水道代は1/2に按分されているが、金額に照らし、不適切とまでは言えない。
- ホ. 目的外支出は225,000円であるが、1,531,789円と1,497,150円の差額34,639円を控除した190,361円を目的外支出と認める。

(4) 事務費 827,104円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
電話	293,163	
保険代	394,251	
備品購入	199,054	
労働保険	39,655	大阪南労働基準監督署
印刷費	16,800	
リース代	20,475	

③ 調査結果

上記使途内容963,398円のうち収支報告書には827,104円を計上している。

社会保険料、電話代、労働保険料、リース料全て1/2、携帯電話は1/4に按分されており、その他の支出も含め適正なものと認められる。

(5) 人件費 1,760,000円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
人件費	1,760,000	事務員給与・賞与 2名分

③ 調査結果

平成 16 年度と同様、2 名分を 1/2 に按分したものであり、適正な支出と認められる。

(6) 小括

事務所費のうち 190,361 円が目的外支出である。

4 阿部 賞久 議員

平成16年度

(1) 調査研究費 59,150 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
タクシー代	59,150	総額 245,720 円

③ 調査結果

本件監査基準に照らし、適正な支出である。

(2) 広報費 384,544 円

① 請求人の主張

日常議員活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
ミニ府政報告はがき代等	400,030	

③ 調査結果

以上合計は 400,030 円となっており、うち 384,544 円を政務調査費に計上した旨説明があった。

ミニ府政報告はがき代等はすべて適正である。

(3) 事務所費 301,672 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
千里丘事務所借上料	210,000	
事務所窓揭示代	33,000	

電話代	58,672	総額 60,684 円
-----	--------	-------------

③ 調査結果

千里丘事務所借上料 210,000 円は、契約書ないし振込書などにより、賃料支払等が認められず、目的外支出である。事務所窓掲示代 33,000 円は使途基準に合致せず、目的外支出である。電話代 58,672 円は、後援会活動には、関連会社の電話を使用しているとの説明であり、金額等も考慮し、適正と認める。

したがって、243,000 円が目的外支出である。

(4) 事務費 255,732 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
レタックス代	34,800	
封筒代	132,772	
名刺代	12,600	
デジカメ代	23,280	
プリンタ代等	52,280	

③ 調査結果

レタックス代 34,800 円は、目的外支出である。封筒代 132,772 円は、領収証が後援会宛となっていることも考慮し、1/2 の按分によるべきであり、66,386 円は適正であるが、66,386 円は目的外支出である。名刺代 12,600 円は目的外支出である。デジカメ代 23,280 円の領収証は、関連会社宛となっており、目的外支出である。プリンタ代等は、本件監査基準に照らし、適正と認める。

したがって、137,066 円が目的外支出となる。

(5) 人件費 1,202,000 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
人件費	1,202,000	

③ 調査結果

適正に按分されており、適正な支出と認める。

(6) 小括

事務所費のうち 243,000 円及び事務費のうち 137,066 円の合計 380,066 円が目的外支出である。

平成17年度

(1) 調査研究費 443,620 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
海外行政視察旅費	360,685	
タクシー代等	82,935	総額 369,180 円

③ 調査結果

海外行政視察旅費 360,685 円は、会派としての議員団で決議の上での視察であり、適正と認める。タクシー代等 82,935 円は、総額 369,180 円の支出に対する按分計上であり、旅行代 50,685 円（上記視察の費用の一部）も含まれているが、本件監査基準に照らし、適正と認める。

(2) 広報費 275,787 円

① 請求人の主張

日常議員活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
道路使用許可代等	275,787	

③ 調査結果

道路使用許可代等は適正と認める。

(3) 事務所費 1,499,081 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
千里丘事務所借上料	900,000	

南摂津事務所地代借上料	398,000	月額6万円11か月
府政ノート・看板代	144,200	
光熱費	56,881	

③ 調査結果

千里丘事務所借上料 900,000 円は、契約書ないし振込書などにより、賃料支払等が認められず、目的外支出である。南摂津事務所地代借上料 398,000 円は、概ね、金融機関の明細の裏付けがあり、按分比も不適正とまではいえない。府政ノート・看板代 144,200 円は、使途基準に合致せず、目的外支出である。光熱費 56,881 円は、金額等も考慮し、適正と認める。

したがって、1,044,200 円が目的外支出である。

(4) 事務費 338,970 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
レタックス	194,747	
通信費(電話代・FAX)	144,223	

③ 調査結果

レタックス 194,747 円は、目的外支出である。通信費 144,223 円は、平成16年度と同様、適正と認める。

(5) 人件費 3,118,200 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
人件費	3,118,200	

③ 調査結果

適正に按分されており、適正な支出と認める。

(6) 小括

事務所費のうち 1,044,200 円及び事務費のうち 194,747 円の合計 1,238,947 円が目的外支出である。

5 阿部 誠行 議員

平成16年度

(1) 調査研究費 2,640,000 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して、立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
調査委託費	2,640,000	日本共産党府議会議員団への調査委託 12件

③ 調査結果

調査委託 12件と記載されているが、具体的な 12件の委託内容は認められず、本件基準により 1/2 を超える 1,320,000 円は目的外支出である。

(2) 広報費 1,042,195 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
広報紙発行経費	1,042,195	

③ 調査結果

いずれも適正な支出と認める。

(3) 事務所費 1,389,821 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務所使用料 12ヶ月	1,068,000	
共益費・電気料金 12ヶ月	316,219	

表示灯、室内灯交換 2件	5,602	
--------------	-------	--

③ 調査結果

- イ. 事務所使用料1,068,000円は共産党地区委員会に支払われていることになっているが、賃貸借契約書がなく、このことについては政治資金規正法上、党地区委員会は法人格をもたないからあえて契約書を作成していないとのことであるが、他の党地区委員会と議員の賃貸借契約書が存在していること、事務所が共産党の吹田相談センターを兼ねていること、表示灯の領収証の宛名も日本共産党となっていることから、賃貸借の実態があるとは認められず、目的外支出である。共益費、電気料金を負担しているから、240,000円の維持管理費を認めるケースでもない。
- ロ. 共益費・電気料金は維持運営費用として適切と認められる。
- ハ. 表示灯等交換5,602円のうち廊下表示灯の1,302円の領収証の宛先は日本共産党となっており、目的外支出である。

(4) 事務費 636,656円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
通信費等	516,656	
法律相談弁護士交通費 24人分	120,000	

③ 調査結果

- イ. 法律相談弁護士交通費120,000円は、相談者に対する議員としての法的サービスの提供費用と認められ、目的外支出である。
- ロ. 通信費等は適正と認められる。

(5) 人件費 0円

使途内容等	金額(円)	備考
	0	

(6) 小括

調査研究費1,320,000円、事務所費のうち1,069,302円、事務費のうち120,000円の合

計 2,509,302 円が目的外支出である。

平成17年度

(1) 調査研究費 2,640,000 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して、立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
調査委託費	2,640,000	日本共産党府議会議員団への調査委託 12件

③ 調査結果

平成16年度と同様の理由により1/2を超える1,320,000円は目的外支出である。

(2) 広報費 849,474 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
広報紙発行経費	849,474	

③ 調査結果

いずれも適正な支出と認められる。

(3) 事務所費 1,355,045 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務所使用料 12ヶ月	1,068,000	
共益費・電気料金 12ヶ月	287,045	

③ 調査結果

- イ. 平成16年度と同様の理由により事務所使用料1,068,000円は目的外支出である。
- ロ. 共益費等は適正な支出と認められる。

(4) 事務費 643,685円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
通信費等	523,685	
法律相談弁護士交通費 24人分	120,000	

③ 調査結果

- イ. 平成16年度と同様に法律相談弁護士交通費120,000円は目的外支出である。
- ロ. 通信費等は適正な支出と認められる。

(5) 人件費 150,000円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員(政務調査活動)給与5か月分	150,000	

③ 調査結果

1ヶ月30,000円で11月から支払っており、適正な支出と認める。

(6) 小括

調査研究費のうち1,320,000円、事務所費のうち1,068,000円、事務費のうち120,000円の合計2,508,000円が目的外支出である。

6 荒木 幹雄 議員

平成16年度

(1) 調査研究費 65,140 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して、立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
ガソリン代	59,640	
駐車場代	5,500	

③ 調査結果

事務所で車を1台使用しており、出先で現金で入れたガソリン代と駐車場代を計上している。どのような場所に行ったのか詳細は不明であるが、その金額が年間65,140円であることに照らすと、本件監査基準により適正な範囲内の支出であると認められる。

(2) 広報費 1,451,700 円

① 請求人の主張

日常議員活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
あらかん通信 6/23	114,000	印刷代
一周年報告書	661,500	企画料
〃	676,200	印刷代

③ 調査結果

広報誌あらかん通信を年3~4回発行しており、後援会部分も掲載されているが、そのうち1号分のみを計上しており、その按分が不合理とはいえない。一周年報告書は議会質問、府議会レポート等の内容で後援会部分は認められず、全額計上は適正である。

(3) 事務所費 1,759,361 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経

費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
賃貸料	1,080,000	
光熱水費	127,361	
車庫代	552,000	

③ 調査結果

- イ. 事務所は賃料月額 18 万円で賃借し、光熱水費とともに後援会と 1/2 で按分しており、適正な支出である。
- ロ. 駐車場は、事務所付近で 1 ヶ月 66,210 円で 3 台賃借し、そのうちの 2 台分として 1 ヶ月 46,000 円、年間 552,000 円を計上しており、来客用として不適正とは言えない。

(4) 事務費 871,524 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
コピーリース料	302,400	
通信費	202,367	
CATV	97,020	
切手・ハガキ	248,700	
事務用品	21,037	

③ 調査結果

- イ. 通信費は固定電話 3 台のうち 1 台分、携帯電話 2 台のうち 1 台分をそれぞれ計上しており、携帯電話が 2 台必要であることについて疑問はあるが、按分が不適正とまでは言えない。
- ロ. コピーリース料、CATV は、按分されていないので、後援会部分と按分し、1/2 を超える 199,710 円は目的外支出である。
- ハ. その他は、金額に照らしても適正な支出と認められる。

(5) 人件費 1,305,150 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員(政務調査活動、後援会活動他)	1,080,000	
アルバイト代	84,000	
〃	141,150	

③ 調査結果

事務員1名を給与月額18万円で雇用しており、後援会と1/2で按分しており、適正な支出であると認められる。

アルバイトは1名を5ヶ月間雇用したもので、領収証もあり適正な支出であると認められる。

(6) 小括

事務費のうち199,710円が目的外支出である。

平成17年度

(1) 調査研究費 342,400 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して、立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
ガソリン代 4/8	33,400	
アルバイト代	309,000	

③ 調査結果

- イ. ガソリン代 33,400 円は平成16年度と同様に詳細不明であるが、本件監査基準により適正な支出と認められる。
- ロ. アルバイト代 4回 309,000 円は領収証も提示されず、詳細不明であり、目的外支出と認められる。

(2) 広報費 1,047,044 円

① 請求人の主張

日常議員活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
あراやん通信 4/5	36,750	封筒印刷代
あراやん通信 4/8	118,125	印刷代
あらやん通信 4/19	262,600	郵送料
府政報告 4/26	15,750	増刷代
あらやん通信 6月	36,750	封筒代
あらやん通信	59,094	印刷代
あらやん通信 6/23	196,012	郵送料
あらやん通信 3/10	122,063	印刷代
あらやん通信 3/13	199,900	郵送料

③ 調査結果

平成 17 年度はあらやん通信 7 号～11 号を発行し、そのうち 3 号分を政務調査費から計上しており、不適正とは言えない。

(3) 事務所費 1,816,657 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
光熱水費	127,852	
家賃	1,080,000	
車庫代	276,000	
電話代	119,565	
CATV	93,240	
コンピューター保守費	120,000	

③ 調査結果

- イ. 車庫は 2 台となり、その 1/2 を、光熱水費、家賃は平成 16 年度と同様 1/2 を按分しており、適正な支出であると認められる。
- ロ. 電話代は 3 台ある固定電話の 1 台分であり、適正な支出であると認められる。
- ハ. CATV、コンピューター保守費は、按分されていないので、いずれも後援会部分と按分し、1/2 を超える 106,620 円は目的外支出である。

(4) 事務費 751,623 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
コピーリース料 12ヶ月分	302,400	
通信費	104,328	
事務用品	344,895	

③ 調査結果

- イ. 通信費は携帯電話 2 台のうち 1 台分であり、適正な支出であると認められる。
- ロ. コピーリース料は平成 16 年度と同様、後援会部分と按分し、1/2 を超える 151,200

円は目的外支出である。

ハ. 事務用品は詳細不明であり、本件監査基準により、12万円を超える224,895円は目的外支出である。

(5) 人件費 1,480,000円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員	1,260,000	
アルバイト	220,000	

③ 調査結果

事務員、アルバイトとも平成16年度と同様に勤務実態、支給実績が認められ、事務員は1/2に按分されており、いずれも適正な支出と認められる。

(6) 小括

調査研究費のうち309,000円、事務所費のうち106,620円、事務費のうち376,095円の合計791,715円が目的外支出である。

7 池川 康朗 議員

平成16年度

(1) 調査研究費 85,840 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して、立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
管内調査旅費	85,840	

③ 調査結果

いずれも適切な支出と認められる。

(2) 広報費 376,450 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
ホームページ作成委託料等	156,450	
事務所用広報看板設置施工費	150,000	
事務所広報用ガラスフィルム カッティングシート施工費	70,000	

③ 調査結果

- イ. 看板が政務調査活動のための広報費として通常必要な経費とは認められず、150,000 円は目的外支出である。
- ロ. ガラスフィルムカッティングシート施工 70,000 円も同様に目的外支出である。
- ハ. その他の支出はいずれも適正と認められる。

(3) 事務所費 2,034,344 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
賃貸料等	2,034,344	

③ 調査結果

いずれも適正支出と認められる。

(4) 事務費 2,650,593 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
パソコン・コピー機リース料等	1,250,632	
自動車リース料(12ヵ月分)	727,020	
ガソリン代	249,495	
タクシー代等	251,020	
携帯電話料(12ヵ月分)	153,856	
レタックス代	18,570	

③ 調査結果

イ. 自動車リース料 727,020 円は 1 ヶ月 60,585 円であるが、1/2 に按分して 363,510 円は目的外支出である。

ロ. ガソリン代 249,495 円は 1/2 を超える 124,747 円は目的外支出である。

ハ. タクシー代等 251,020 円は詳細不明であり、120,000 円から調査研究費で認めた 85,840 円を差し引いた 34,160 円を超える 216,860 円は目的外支出である。

ニ. 携帯電話代 153,856 円は 1/4 を超える 115,392 円は目的外支出である。

ホ. レタックス代 18,570 円は目的外支出である。

ヘ. その他は適正な支出と認められる。

(5) 人件費 540,000 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員人件費 9か月分(政務調査活動)	540,000	

③ 調査結果

毎月の領収証が提出され、適正な支出と認められる。

(6) 小括

広報費のうち 220,000 円、事務費のうち 839,079 円の合計 1,059,079 円が目的外支出である。

平成17年度

(1) 調査研究費 313,440 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して、立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
管外調査旅費	285,740	
管内調査旅費	27,700	タクシー代(7回分)

③ 調査結果

タクシー代7回分は本件基準120,000円の範囲内であり、その他の支出もいずれも適正と認められる。

(2) 広報費 341,025 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
ホームページ作成委託料等	341,025	

③ 調査結果

いずれも適正な支出と認められる。

(3) 事務所費 2,016,829 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
賃貸料等	2,016,829	

③ 調査結果

いずれも適正な支出と認められる。

(4) 事務費 2,490,310 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
パソコン・コピー機リース料等	886,067	
自動車リース料(12ヵ月分)	727,020	
ガソリン代	243,716	
タクシー代等	462,770	
携帯電話料(12ヵ月分)	139,337	
レタックス代	31,400	

③ 調査結果

- イ. 自動車リース料 727,020 円は 1/2 を超える 363,510 円は目的外支出である。
- ロ. ガソリン代 243,716 円は 1/2 を超える 121,858 円は目的外支出である。
- ハ. タクシー代等 462,770 円は 120,000 円から調査研究費で認めた 27,700 円を差し引いた 92,300 円を超える 370,470 円は目的外支出である。
- ニ. 携帯電話料 139,337 円は 1/4 を超える 104,502 円は目的外支出である。
- ホ. レタックス代 31,400 円は目的外支出である。
- ハ. その他の支出は適正と認められる。

(5) 人件費 330,000 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員人件費 3ヶ月分(政務調査活動)	240,000	
事務員人件費 3ヶ月分(政務調査活動)	90,000	

③ 調査結果

毎月の領収証も提出されており、適正な支出と認められる。

(6) 小括

事務費のうち 991,740 円が目的外支出である。

8 池田 作郎 議員

平成16年度

(1) 調査研究費 552,013 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して、立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
政務調査活動	227,840	高速代、駐車代等
	128,311	ガソリン代 24 件
	157,362	喫茶食事代 64 件
	2,000	〇〇協会賛助会懇親会会費
	26,000	保健所協力4団体役員研修会参加費
	3,000	〇〇地区新年会会費
	7,000	保健所協力団体新年会会費
	500	モダニズム入場料

③ 調査結果

- イ. ガソリン代を除く交通費 227,840 円は詳細不明であり、120,000 円を超える 107,840 円は目的外支出である。
- ロ. ガソリン代 128,311 円は 1/2 を超える 64,155 円は目的外支出である。
- ハ. 喫茶食事代 157,362 円は詳細不明であり、必要性和相当性が認められず、目的外支出である。
- ニ. 新年会会費 10,000 円、モダニズム入場料 500 円は目的外支出である。
- ホ. 賛助会 2,000 円は講演会後の懇親会であり、適正な支出と認められる。
- ヘ. 役員研修会 26,000 円は 1 泊の研修バス旅行であり、一応適正と認める。

(2) 広報費 974,800 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
広報活動費	26,250	広報事務費
広報紙発行経費	472,500	デザイン企画、取材、印刷代
広報活動費	44,000	デジタルカメラ購入費
ホームページ年間維持管理費	420,000	デザイン、訂正、取材、撮影、コピー等 H16.4～H17.3
タクシー代その他	12,050	

③ 調査結果

いずれも適正と認める。

(3) 事務所費 1,152,145 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
自動車借上げ費	910,980	
駐車場代	100,800	
光熱水費	138,692	
卓上書棚購入費	1,673	

③ 調査結果

- イ. 自動車リース料 910,980 円は 1/2 を超える 455,490 円は目的外支出である。
- ロ. 駐車場代は、来客兼用か不明であるが、兼用と認めて 1/2 を超える 50,400 円は目的外支出である。
- ハ. 光熱水費は自宅と 1/2 で按分しており、不合理とは言えない。
- ニ. 卓上書棚は相当な支出である。

(4) 事務費 1,522,440 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
通信費(携帯電話、ファックス代 12ヵ月分)	688,021	
リース料(コピーファックス兼用機 12ヵ月分)	204,750	
事務用品代等	325,245	
ガソリン代 23件	124,191	
火災地震保険料(月払い)	70,480	
出張鞆代	20,790	
ビジネスバッグ 3件	22,520	
簡易補聴器購入費	19,800	
リース車車庫証明費用	11,100	
リース車洗車 1件	1,575	
名刺代	6,000	
リース車点検費	9,400	
携帯電話用品 4件	18,568	

③ 調査結果

- イ. 携帯電話代 426,020 円は 1/4 を超える 319,515 円は目的外支出である。
- ロ. ガソリン代 124,191 円は 1/2 を超える 62,095 円は目的外支出である。
- ハ. 火災地震保険料 70,480 円、出張鞆代 20,790 円、ビジネスバッグ 3件 22,520 円、簡易補聴器購入 19,800 円、リース車庫証明費用 11,100 円、リース車洗車 1,575 円、名刺代 6,000 円、リース車点検費 9,400 円、携帯電話用品 18,568 円の合計 180,233 円が目的外支出である。
- ニ. その他は認める。

(5) 人件費 0 円

使途内容等	金額(円)	備考
	0	

(6) 小括

調査研究費のうち 339,857 円、事務所費のうち 505,890 円、事務費のうち 561,843 円の合計 1,407,590 円が目的外支出である。

平成17年度

(1) 調査研究費 581,747円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して、立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
管外調査旅費	25,860	都内都市再開発視察(交通費)
管外調査旅費	25,860	都内都市再開発の視察(交通費)
政務調査活動	102,076	ガソリン代 19件
その他交通費	305,640	
喫茶食事代	122,311	

③ 調査結果

- イ. 管外調査旅費2件はいずれも適正な支出と認められる。
- ロ. ガソリン代102,076円は1/2を超える51,038円は目的外支出である。
- ハ. 喫茶食事代122,311円は全額目的外支出である。
- ニ. その他の交通費305,640円は詳細不明であり、120,000円を超える185,640円は目的外支出である。

(2) 広報費 1,601,010円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
広報紙発行経費等	1,167,010	デザイン企画、取材、印刷代
広報費	7,000	議会手帳代
広報活動	7,000	保健所協力4団体新年会会費
ホームページ年間維持	420,000	デザイン、訂正、取材、撮影、コピー等

	H17.4～H18.3
--	-------------

③ 調査結果

- イ. 議会手帳代 7,000 円、新年会会費 7,000 円は目的外支出である。
- ロ. その他の支出は適正と認める。

(3) 事務所費 1,321,883 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
自動車借上げ費	910,980	
駐車場代	103,800	
光熱水費	106,746	
自動車修理費	77,400	
電動自転車購入費	79,200	
インターホーン購入費	21,200	
洗車カード代	21,000	
事務用品代	1,557	

③ 調査結果

- イ. 自動車借上げ費、駐車場代はいずれも 1/2 を超える 455,490 円、51,900 円が目的外支出である。
- ロ. 自動車修理費 77,400 円、電動自転車購入費 79,200 円、洗車カード代 21,000 円、合計 177,600 円は目的外支出である。
- ハ. インターホーンは 4/5 に按分されており、事務用品代とともに適正と認める。

(4) 事務費 1,303,445 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
通信費	552,896	

(携帯電話、ファックス代 12 ヵ月分)		
リース料(コピーファックス兼 用機 12ヵ月分)	245,700	
事務用品代等	205,189	
ガソリン代 27 件	156,805	
火災・地震保険料(月払い)	70,480	
印刷費(挨拶文)	39,900	
携帯電話更新料	12,600	
リース自動車点検費 2 件	7,800	
折りたたみ自転車購入費	10,500	
リース車洗車代	1,575	

③ 調査結果

- イ. 携帯電話代 351,522 円は 1/4 を超える 263,641 円は目的外支出である。
- ロ. ガソリン代 156,805 円は 1/2 を超える 78,402 円は目的外支出である。
- ハ. 火災・地震保険料 70,480 円、印刷費(挨拶文) 39,900 円、携帯電話更新料 12,600 円、リース自動車点検費 7,800 円、折りたたみ自転車購入費 10,500 円、リース車洗車代 1,575 円の合計 142,855 円が目的外支出である。
- ニ. その他は適正と認める。

(5) 人件費 0 円

使途内容等	金額(円)	備考
	0	

(6) 小括

調査研究費のうち 358,989 円、広報費のうち 14,000 円、事務所費のうち 684,990 円、事務費のうち 484,898 円の合計 1,542,877 円が目的外支出である。

9 井戸根 慧典 議員

平成16年度

(1) 調査研究費 180,182 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して、立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
調査研究のため	180,182	交通費(新幹線タクシー含む)

③ 調査結果

180,182 円を支出しており、本件監査基準に照らし、120,000 円の限度で適正であるが、その余の 60,182 円は目的外支出である。

(2) 広報費 115,082 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別した広報と解すべきで、調査研究と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
広報活動費	115,082	定期代

③ 調査結果

交通費は調査研究費で 120,000 円を認めているので、全額目的外支出である。

(3) 事務所費 224,652 円

① 請求人の主張

目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
家賃等	224,652	

③ 調査結果

イ. 全額適正な支出と認められる。

(4) 事務費 2,626,912 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
電気自転車	123,000	
自動車整備費	301,078	
写真用額縁	15,000	
名刺	43,050	
看板代	90,300	
打ち合わせ費	76,576	
その他	1,977,908	

③ 調査結果

イ. 本件監査基準により事務所用電気自転車 123,000 円、自動車の整備に関する費用 5 件 301,078 円、写真用額縁 15,000 円、名刺代 43,050 円、事務所案内立て看板代 12 枚 90,300 円の合計 572,428 円は目的外支出である。

ロ. ホテル打ち合わせ費 76,576 円は府、市の水道事業、警察のあり方等についての意見交換会であり、4 名が参加した。1 名 5,000 円×4=20,000 円を超える 56,576 円は目的外支出である。

ハ. その他の支出は概ね適正と認められる。

(5) 人件費 0 円

使途内容等	金額(円)	備考
	0	

(6) 小括

調査研究費のうち 60,182 円、広報費 115,082 円全額、事務費のうち 629,004 円の合計 804,268 円が目的外支出である。

平成17年度

(1) 調査研究費 411,853 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して、立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
調査研究のため H17年4月	22,700	交通費(新幹線タクシー含む)
5月	21,760	
6月	47,380	
7月	9,000	
8月	22,580	
9月	10,430	
10月	44,665	
11月	29,494	
12月	100,110	
H18年1月	15,889	
2月	35,875	
3月	51,970	

③ 調査結果

- イ. 交通費のうち6月23日の江戸川区選出の区会議員と臨海公園、海浜水族館の資料の打ち合わせのための旅費13,240円、6月30日の江戸川区議会及び海浜公園視察旅費13,850円は適正な支出と認められる。その他、交通費、通行料、駐車料として年間208,580円が計上されているが、詳細不明であるため、本件監査基準により120,000円の限度で適正と認め、その余の88,580円は目的外支出である。
- ロ. 打ち合わせ費176,183円のうち、領収証が提出されていない52,055円分は詳細不明であり、目的外支出である。領収証が提出されている8件の飲食費等についてはいずれも政務調査との関連自体は認められるが、17,663円(3人)のうち1人5,000円を超える2,663円、12,075円(2人)のうち1人5,000円を超える2,075円、13,080円(2人)のうち1人5,000円を超える3,080円の合計7,818円は目的外支出である。

(2) 広報費 335,570 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別した広報と解すべきであり、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
印刷代等	218,370	
広報活動費	110,100	定期代
	7,100	通行料

③ 調査結果

イ. 印刷代等は全て適正な支出と認められる。

ロ. 広報活動費定期代 110,100 円、通行料 7,100 円については、120,000 円を調査研究費で認めているので、117,200 円全額が目的外支出である。

(3) 事務所費 762,462 円

① 請求人の主張

目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
家賃等	762,462	

③ 調査結果

平成 16 年度と同様適正な支出と思われる。

(4) 事務費 1,656,354 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
自動車車検	80,180	
整備費用	30,000	
打ち合せ費	34,453	
その他	1,511,721	

③ 調査結果

- イ. 備品設備費のうち、自動車の車検に関する費用 80,180 円、整備費用 30,000 円の合計 110,180 円は本件監査基準により、目的外支出である。
- ロ. 打ち合わせ費のうち、34,453 円は詳細不明であり、目的外支出である。
- ハ. その他の支出は、不適正な支出とまでは言えない。

(5) 人件費 0 円

使途内容等	金額(円)	備考
	0	

(6) 小括

調査研究費のうち 148,453 円、広報費 117,200 円、事務費のうち 144,633 円の合計 410,286 円が目的外支出である。

10 井上 章 議員

平成16年度

(1) 調査研究費 313,709 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して、立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額 (円)	備考
ガソリン代	101,976	
交通費	102,333	
視察研究費	109,400	

③ 調査結果

- イ. ガソリン代は本件基準により 1/2 を超える 50,988 円が目的外支出である。
- ロ. 交通費は詳細不明であり、本件基準により 12 万円の範囲内で、全額適正な支出と認められる。
- ハ. 視察研究費 109,400 円は議員団の北欧視察旅行の負担金であり、適正な支出と認められる。

(2) 広報費 2,411,820 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額 (円)	備考
通信費(市民ネットワーク通信料等)	527,338	
交通費	388,960	
送料(市民ネットワーク)	796,598	
印刷費(印刷代等)	684,784	
広報費(日日新聞購入)	8,070	
大会参加費	2,500	
その他	3,570	

③ 調査結果

- イ. 通信費は広報紙市民ネットワークの配布に要する切手代や送料等であり、適正支出である。
- ロ. 交通費 388,960 円は、ミニ府政報告会等への参加に利用したタクシー代であるが、詳細とタクシーを利用する必要性が不明であり、120,000 円から調査研究費で認められた 102,333 円を差し引いた 17,667 円を超える 371,293 円が目的外支出である。
- ハ. 市民ネットワークの送料、印刷費は全て適正な支出と認められる。
- ニ. 大阪日日新聞は、議員の一般質問が掲載されたため、100 部程度購入して配布したもので、適正な支出と認められる。
- ホ. 参加費 2,500 円は、政務調査との関連が認められず、目的外支出である。
その他は適正である。

(3) 事務所費 1,382,301 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額 (円)	備考
駐車料金	15,950	
会費	296,900	
管理運営費 (家賃等)	342,102	
光熱費	35,286	
雑費	37,355	
修繕費	6,860	
その他	647,848	

③ 調査結果

- イ. 各地の駐車料金 15,950 円が計上されているが、調査研究費と広報費で 120,000 円を超えているので、全額目的外支出である。
- ロ. 帳簿によると事務所は賃借し、按分されて1ヵ月 49,294 円の支出となっており、年間 591,528 円の支出であるが、提出された帳簿では 342,102 円である。この支出は適正と認められる。
管理運営費その他の支出も按分されており、適正と認められる。
- ハ. 多数の会費が計上されており、年会費、当該会合費等種々雑多であるが、ほとんどが飲食を伴っているものであるため、その 1/2 の限度で適正な支出と認め、これを超える 148,450 円は目的外支出とする。

ニ. 雑費のうち、さし入れ用品 1,573 円は詳細不明であり、くすり 1,838 円、名刺 5,675 円は本件基準により目的外支出である。

(4) 事務費 250,887 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額 (円)	備考
通信費	116,737	
事務用品	110,995	
雑費	13,985	
備品購入費	9,170	

③ 調査結果

イ. 通信費のうち電波利用料 500 円は、目的外支出である。祝電 742 円も目的外支出である。その余は適正な支出である。

ロ. 備品購入費のうち携帯充電器 1,470 円は目的外支出である。

ハ. その他の支出は不適切とまでは言えない。

(5) 人件費 918,660 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額 (円)	備考
給料	918,660	

③ 調査結果

事務員は親子 2 名をパート、アルバイトとして雇用しており、7/10 を計上している。受け取りを証明する書類は提出されていないが、第三者であり、支払いを否定するのは不相当である。

(6) 小括

調査研究費のうち 50,988 円、広報費のうち 373,793 円、事務所費のうち 173,486 円、事務費のうち 2,712 円の合計 600,979 円が目的外支出である。

平成17年度

(1) 調査研究費 225,249 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して、立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額 (円)	備考
交通費	222,495	
その他	2,754	

③ 調査結果

交通費 222,495 円は詳細不明であるので、本件監査基準により 12 万円を超える 102,495 円が目的外支出である。

その他は適正である。

(2) 広報費 2,724,268 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額 (円)	備考
印刷費等	2,610,268	
交通費	114,000	

③ 調査結果

イ. 広報に係る交通費 114,000 円は、本件基準により調査研究費で 12 万円の範囲を超えているので、目的外支出である。

ロ. その他は広報紙の印刷、作成、発行、配布に係る費用であり、適正と認められる。

(3) 事務所費 1,136,852 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額 (円)	備考
賃借料	591,528	
備品	1,946	
会費	313,400	
管理運営費	104,662	
光熱水費	68,250	
雑費	54,434	
修繕費	2,632	

③ 調査結果

- イ. 会費は 40 件にわたり年会費から当該会合の会費と色々であり、ほとんどが忘年会、新年会、その他飲食を伴う会合であるので、本件監査では 1/2 の限度で適正と認め、これを超える 156,700 円を目的外支出と認める。
- ロ. 雑費のうち駐車料金 9,400 円は平成 16 年度と同様目的外支出である。車のオイル代 4,065 円、くすり代 3,874 円は本件基準により目的外支出である。懇親費 7,000 円も目的外支出である。
- ハ. 修繕費 2,632 円はオイル交換であり、本件基準により目的外支出である。

(4) 事務費 509,867 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額 (円)	備考
事務用品等	292,413	
雑費	4,454	
会費	213,000	

③ 調査結果

- イ. 雑費のうち薬代 490 円、名刺代 1,176 円は本件基準により目的外支出である。
- ロ. 会費は、適正と認められる 41,000 円を除く 172,000 円は、事務所とは別の種々雑多な会合に出席しており、どのように区分しているのか全く根拠が不明であるうえ、1月6日から2月10日までの年始に集中しており、大半酒食を伴っているが、政務調査に全く関連がないとまでは断定できないため、1/2 の限度で適正と認

- め、これを超える 86,000 円を目的外支出とする。
ハ. その他の支出はいずれも適正なものと認められる。

(5) 人件費 1,041,773 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額 (円)	備考
給料	1,041,773	

③ 調査結果

平成 17 年度は 3 人構成となり、直接支払いを証する資料はないが、いずれも第三者であり、支払われていないとまで断定することはできない。

(6) 小括

調査研究費のうち 102,495 円、広報費のうち 114,000 円、事務所費のうち 183,671 円、事務費のうち 87,666 円の合計 487,832 円が目的外支出である。

11 井上 哲也 議員

平成16年度

(1) 調査研究費 0円

使途内容等	金額(円)	備考
	0	

(2) 広報費 335,854円

① 請求人の主張

日常議員活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
広報紙発行経費 11/10	335,854	総額 671,708円、印刷代

③ 調査結果

広報内容に照らし、適正に按分されており、適正な支出と認められる。

(3) 事務所費 1,440,000円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務所借上料等	1,342,440	
パソコン借上料	97,560	

③ 調査結果

事務所借上料等は按分されており、適正な支出と認める。パソコン借上料 97,560は、関連が認められず、目的外支出である。

したがって、97,560円が目的外支出である。

(4) 事務費 1,981,196円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
タクシー代	505,457	
自動車購入負担金	519,000	
高速道路	81,184	
駐車料	29,550	
ガソリン代	238,589	
JRチャージ代	12,000	
JR運賃	76,120	
阪急チャージ代	31,000	
南海電車代	5,000	
ハガキ代等	247,397	
電話代	235,899	

③ 調査結果

タクシー代 505,457 円、高速道路 81,184 円、駐車料 29,550 円、J R チャージ代 12,000 円、J R 運賃 76,120 円、阪急チャージ代 31,000 円及び南海電車代 5,000 円の合計 740,311 円は、本件監査基準に照らし、120,000 円の限度で適正と認めるが、その余の 620,311 円は、目的外支出である。ガソリン代 238,589 円は、1/4 の按分によるべきであり、59,648 円は適正であるが、その余の 178,941 円は目的外支出である。自動車購入負担金 519,000 円は使途基準に合致せず、目的外支出である。ハガキ代等 247,397 円は適正と認める。電話代 235,899 円は、按分比を含め、適正な支出である。

したがって、1,318,252 円が目的外支出となる。

(5) 人件費 1,800,000 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務所員賃金	1,200,000	総支給額360万円
〃	600,000	総支給額180万円

③ 調査結果

適正に按分されており、適正な支出と認める。

(6) 小括

事務所費のうち 97,560 円及び事務費のうち 1,318,252 円の合計 1,415,812 円が目的外支出である。

平成17年度

(1) 調査研究費 0円

使途内容等	金額(円)	備考
	0	

(2) 広報費 213,825円

① 請求人の主張

日常議員活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
広報紙発行経費 7/20	213,825	総額 427,650円、印刷代

③ 調査結果

広報内容に照らし、適正に按分されており、適正な支出と認められる。

(3) 事務所費 1,890,000円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務所借上料等	1,861,440	
パソコン借上料	28,560	

③ 調査結果

事務所借上料等は、按分されており、適正な支出と認める。パソコン借上料 28,560円は、平成16年度と同様目的外支出である。

したがって、28,560円が目的外支出である。

(4) 事務費 1,439,987円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
タクシー代	575,980	
JR代金	19,000	
ガソリン代	157,733	
高速代	25,087	
駐車料	33,850	
電話代等	592,337	
阪急チャージ代	26,000	
レインボーカード	10,000	

③ 調査結果

タクシー代 575,980 円、JR代金 19,000 円、高速代 25,087 円、駐車料 33,850 円、阪急チャージ代 26,000 円及びレインボーカード 10,000 円の合計 689,917 円は、本件監査基準に照らし、120,000 円の限度で適正と認めるが、その余の 569,917 円は、目的外支出である。ガソリン代 157,733 円は、1/4 の按分によるべきであり、39,434 円は適正であるが、その余の 118,299 円は目的外支出である。電話代等 592,337 円は適正である。

したがって、688,216 円が目的外支出となる。

(5) 人件費 1,800,000 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務所員賃金	1,200,000	総支給額360万円
〃	600,000	総支給額180万円

③ 調査結果

平成16年度と同様、適正に按分されており、適正な支出と認める。

(6) 小括

事務所費のうち 28,560 円及び事務費のうち 688,216 円の合計 716,776 円が目的外支出である。

12 今井 豊 議員

平成16年度

(1) 調査研究費 42,700 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
管外調査旅費 1/18	42,700	

③ 調査結果

管外調査旅費は、大阪市内恵美須町の飲食店で、他会派の政調会長らと治安のあり方等の意見交換をしたものとのことであるが、議会ないし議員活動であって、政務調査活動とは認めがたく、目的外支出である。

(2) 広報費 0 円

使途内容等	金額(円)	備考
	0	

(3) 事務所費 2,425,500 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
賃貸料(H16.4~12)	1,417,500	
賃貸料(H17.1~3)	630,000	
駐車場代	378,000	

③ 調査結果

事務所は民間からの賃貸で、後援会事務所を兼ねている。年度途中から賃料が増額している。後援会事務所を兼ねていることから按分する必要があり、1/2を超えた1,023,750円は目的外支出と認められる。駐車場代も按分しなければならず、189,000円は目的外支出と認められる。

(4) 事務費 20,600 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務用品(パソコン備品)	17,700	
事務用品	2,900	

③ 調査結果

全額適正な支出と認められる。

(5) 人件費 3,234,064 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員雇用経費(年間)	1,010,880	パート事務員
事務員雇用経費(年間)	641,160	パート事務員
事務職員社会保険料	1,582,024	

③ 調査結果

政務調査専従の事務員 2 名の給与である。後援会事務の処理のため後援会の費用で雇用している事務員が別に 2 名いる。給与に関しては適正な支出と認められる。事務員社会保険料は、後援会が雇用し、後援会の事務をしている 2 名の別の事務員の社会保険料であり、目的外支出と認められる。

(6) 小括

調査研究費のうち、42,700 円、事務所費のうち、1,212,750 円、人件費のうち、1,582,024 円の合計 2,837,474 円が目的外支出である。

平成17年度

(1) 調査研究費 54,595 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
管外視察旅費 2/4	29,575	北九州市役所視察
管外視察旅費 2/13	7,600	北九州市役所視察
交通費 2/6	1,500	関空連絡橋通行料
交通費 2/7	1,500	関空連絡橋通行料
交通費 2/10	1,500	関空連絡橋通行料
管外視察旅費 2/13	12,920	神奈川県庁・川崎市等視察

③ 調査結果

管外調査旅費 29,575 円は、中国との貿易が盛んな北九州市に企業誘致や空港視察のため出かけたというものであり、領収書も存在する。不合理な支出とまではいえない。管外調査旅費 7,600 円は、何の費用か説明がなく、政務調査のための費用とは認められない。交通費(関空連絡橋通行料)合計 4,500 円は、就職の紹介の関係でアジアナ航空の人に会いにいったもので、目的外支出である。管外視察旅費 12,920 円は、2/13 に神奈川県庁や川崎市等を視察した旅費とのことであるが、領収書にはご利用日「8月10日」となっており、支出を裏付けるものがない。目的外支出と認めざるをえない。

(2) 広報費 0 円

使途内容等	金額(円)	備考
	0	

(3) 事務所費 2,898,000 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
賃貸料(H17.4~18.3)	2,520,000	
駐車場代	378,000	

③ 調査結果

事務所は前年度と変化はない。後援会事務所を兼ねていることから按分する必要があり、1/2 を超えた 1,260,000 円は目的外支出と認められる。駐車場代も按分しなければならず、189,000 円は目的外支出と認められる。

(4) 事務費 35,618 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務用品(プリンタートナー)	21,840	
事務用品(パソコンソフト)	5,828	
事務用品(テレコ・テープ)	7,950	

③ 調査結果

適正な支出と認められる。

(5) 人件費 2,729,695 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員雇用経費(年間)	865,800	パート事務員
事務員雇用経費(年間)	375,480	パート事務員
事務職員社会保険料	1,488,415	

③ 調査結果

前年度と変化はない。給与に関しては適正な支出と認められる。事務員社会保険料は、後援会が雇用し、後援会の事務をしている 2 名の別の事務員の社会保険料で

あり、目的外支出として認められない。

(6) 小括

調査研究費のうち、25,020 円、事務所費のうち、1,449,000 円、人件費のうち、1,488,415 円の合計 2,962,435 円が目的外支出である。

13 伊山 喜二 議員

平成16年度

(1) 調査研究費 23,000 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して、立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
管外研修会	10,000	〇〇市民児協管外研修会参加費
調査研究会	13,000	立教会会費

③ 調査結果

〇〇市民児協は、民生委員の協議会、立教会は地元の小学校のPTA会長の会であり、教育問題の協議をしたもので、領収証も提出されており、適正な支出と認められる。

(2) 広報費 210,379 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
ホームページ費	84,000	ホームページ作成代
ホームページ費	24,885	パソコン用ソフト購入代
広報紙発行経費	74,382	折り込みチラシ代
案内板経費	3,150	所在地案内地図掲載代
ホームページ費	23,962	ホームページメンテナンス代

③ 調査結果

- イ. 所在地案内板経費 3,150 円は使途基準の広報費に合致せず、目的外支出である。
- ロ. その余の支出はいずれも適正と認められる。

(3) 事務所費 1,314,914 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
賃貸料	1,170,000	
光熱水費	144,914	

③ 調査結果

- イ. 事務所は月額 130,000 円で賃借しており、後援会活動を平成 15 年度末から休止しており、3/4 に按分もされていて適正な支出と認められる。
- ロ. 光熱水費も 3/4 に按分されていて、不合理とは言えない。

(4) 事務費 913,372 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法である。

② 使途内容

	金額(円)	備考
通信費(電話代、ファックス代、レタックス代 12 ヶ月分)	154,538	
通信費(自宅用電話、ファックス代)	15,120	
通信費(携帯代 12 ヶ月分)	240,000	
リース料(リコーリース・JCOM・金子事務)	260,453	
事務用品購入代	243,261	

③ 調査結果

- イ. レタックス代 26,990 円は慶弔用であり、その 3/4 に当る 20,242 円が目的外支出である。
- ロ. 携帯代 240,000 円は 1 年を 324,000 円として、その 3/4 を計上しているが、本件では 1/2 を限度とすべきであり、162,000 円を超える 78,000 円は目的外支出である。
- ハ. 事務用品購入代は 3/4 に按分されてはいるが、詳細不明であり、本件監査基準

により 120,000 円を超える 123,261 円が目的外支出である。

ニ. その余の支出は適正と認められる。

(5) 人件費 2,325,000 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員(政務調査活動)	1,020,000	
事務員(政務調査活動・後援会活動)	765,000	
福利厚生費	540,000	

③ 調査結果

イ. 事務員 2 名を雇用し、源泉徴収票も提出され、按分もされていて、1,785,000 円の支出は適正である。

ロ. 福利厚生費は、1 ヶ月 1 人 15,000 円ずつと夜食代など 15,000 円というのであるが、領収証もなく、1 人 15,000 円の支給に根拠は認められず、2 人分 360,000 円 は目的外支出である。

(6) 小括

広報費のうち、3,150 円、事務費のうち 221,503 円、人件費のうち 360,000 円の合計 584,653 円が目的外支出である。

平成17年度

(1) 調査研究費 45,000円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して、立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
調査研究費	5,000	立教会会費
調査研究費	10,000	〇〇地区壮年会府政懇談会会費
調査研究費	10,000	〇〇会議河内支部研究会費
調査研究費	5,000	〇〇地区府議を囲む会会費
調査研究費	15,000	〇〇文化研究会会費

③ 調査結果

主として、教員問題の勉強会であり、領収証も提出されているが、〇〇文化研究会会費15,000円は、高額である上、領収証も個人名義であり、河内音頭を初めとする文化研究が政務調査と言えるか疑問であり、1/2の限度の7,500円を超える7,500円は目的外支出と認める。

(2) 広報費 82,152円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
広報紙発行経費	75,852	広報紙新聞折込代
案内板経費	3,150	所在地案内地図掲載代
案内板経費	3,150	所在地案内地図掲載代

③ 調査結果

平成16年度と同様案内板経費6,300円は目的外支出である。広報紙発行経費は適正な支出である。

(3) 事務所費 1,321,883 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
賃貸料	1,170,000	
光熱水費	151,883	

③ 調査結果

平成16年度と同様、適正な支出と認められる。

(4) 事務費 888,446 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
通信費(電話代・ファックス代・レタックス代 12ヵ月分)	169,102	
通信費(自宅用電話・ファックス代)	15,120	
通信費(携帯代 12ヵ月分)	240,000	
リース料(リコーリース・JCOM・金子事務機器 12ヵ月分)	247,912	
事務用品購入代	216,312	

③ 調査結果

イ. 平成16年度と同様、レタックス代 44,010 円のうち 3/4 に当る 33,007 円は目的外支出である。

ロ. 同様に携帯電話代も 78,000 円が目的外支出である。

ハ. 事務用品 216,312 円は詳細不明あるので、本件監査基準により 12万円を超え

る 96,312 円 が目的外支出である。

ニ. その余の支出はいずれも適正である。

(5) 人件費 2,325,000 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

②

使途内容等	金額(円)	備考
事務員(政務調査活動)	1,020,000	
事務員(政務調査活動・後援会活動)	765,000	
福利厚生費	540,000	

③ 調査結果

平成16年度と同様福利厚生費のうち 360,000 円が目的外支出であり、その余は適正である。

(6) 小括

調査研究費のうち 7,500 円、広報費のうち 6,300 円、事務費のうち 207,319 円、人件費のうち 360,000 円の合計 581,119 円が目的外支出である。

14 岩木 均 議員

平成16年度

(1) 調査研究費 7,880 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
管外調査旅費	3,150	高速料金
管外調査旅費	3,730	駐車代
調査研究費	1,000	参加費

③ 調査結果

管外調査旅費の高速料金 3,150 円と駐車代 3,730 円は、内容が不明であることから、本件監査基準に照らし、合算額が年間 12 万円の範囲内の支出を適正と認めるところであり、本件支出は全額適正な支出と認める。調査研究費の 1,000 円の参加費は内容の説明がなく、目的外支出と認める。

(2) 広報費 455,270 円

① 請求人の主張

日常議員活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
広報紙発送経費	70,000	広報紙郵便代
広報活動経費	8,440	駐車代・交通費
広報紙発行経費	56,651	文房具等
広報活動経費	31,070	ホームページ維持費
広報紙発送経費	205,260	広報紙郵便代
広報紙発送経費	11,600	広報紙郵便代
広報紙発行経費	32,249	広報紙加工代
広報活動経費	40,000	議員インターン生受入会費

③ 調査結果

広報誌は、B4 版両面モノクロ印刷のものを、年 1～2 回発行している。議会報告が中心で、後援会の記事は 8 分の 1 頁くらいの量である。配布は郵送と戸別配布の二通りをしている。

広報活動経費のうち、議員インターン生受入受会費は、議員の活動を知ってもらうため大学からインターンシップを受け入れているものであるが、政務調査のための広報とは認められず、目的外支出である。その他の支出は適正であると認められる。

(3) 事務所費 1,367,023 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
賃貸料	1,011,525	
光熱費	138,554	
管理運営費	74,483	
管理運営費(車両修理費)	142,460	

③ 調査結果

事務所は民間の賃貸で、後援会事務所を兼ねる。管理運営費(車両修理費)は政務調査と直接関連はなく、目的外支出と認められる。その他の支出は適正と認められる。

(4) 事務費 578,235 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
通信費	260,761	電話・郵便代 等
事務経費	207,224	
クーラー購入代	110,250	

③ 調査結果

事務経費として 207,224 円が一括計上されているが、内容が個々雑多で一つ一つと政務調査との関連を問うことはできないので、本件監査基準に照らし、年間 12 万円限度としての適正な支出と認め、これを超える 87,224 円を目的外支出と認める。

(5) 人件費 2,500,000 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員	2,500,000	

③ 調査結果

事務員 2 人の給与である。源泉徴収もされており、後援会とも按分がなされている。適正な支出と認められる。

(6) 小括

調査研究費のうち、1,000 円、広報費のうち、40,000 円、事務所費のうち、142,460 円、事務費のうち、87,224 円の合計 270,684 円が目的外支出である。

平成17年度

(1) 調査研究費 67,690 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
調査研究旅費	4,690	交通費
調査研究費	63,000	参加費等

③ 調査結果

交通費 4,690 円は、本件監査基準の年間 12 万円の範囲内であり、全額適正な支出と認められる。参加費等 63,000 円は内容が不明のため目的外支出と認められる。

(2) 広報費 402,787 円

① 請求人の主張

日常議員活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
広報活動経費	49,770	駐車代・交通費
広報活動経費	91,465	ホームページ維持費
広報紙発行経費	94,660	広報紙印刷代
広報紙発送経費	58,810	広報紙郵送代
広報活動経費	80,160	学生インターン受入経費
広報活動経費	27,922	会場使用料等

③ 調査結果

前年度と同様、学生インターン受入経費 80,160 円は目的外支出と認められる。その他の支出は適正と認められる。

(3) 事務所費 1,390,155 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経

費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
賃貸料	1,130,060	
光熱費	130,720	
管理運営費	58,839	
管理運営費(車両修理費)	70,536	

③ 調査結果

前年度と同様に、管理運営費(車両修理費)は目的外支出と認められる。その他の支出は適正と認められる。

(4) 事務費 547,223 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
通信費	266,699	電話・郵便代 等
事務経費	280,524	

③ 調査結果

事務経費 280,524 円は、本件監査基準に照らし年間 12 万円の限度で適正な支出と認め、これを超えた 160,524 円は目的外支出と認める。通信費は適正と認める。

(5) 人件費 2,500,000 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員	2,500,000	

③ 調査結果

前年度と同様であり、支出は適正と認める。

(6) 小括

調査研究費のうち、63,000 円、広報費のうち、80,160 円、事務所費のうち、70,536 円、事務費のうち、160,524 円の合計 374,220 円が目的外支出である。

15 岩下 学 議員

平成16年度

(1) 調査研究費 97,577 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して、立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
意見交換会費	21,667	市議会議員と予算について 検討(5名)
車リース代	31,500	街宣活動(5日間)
意見交換会	10,000	有識者と懇談(2名)
交通費	29,410	タクシー代
研修会	5,000	納税者主権について 国際会議場

③ 調査結果

- イ. 街宣活動のための車リース代は調査研究費とは言えないが、広報費として、不適切とは言えない。
- ロ. その他の支出は適正と認められる。

(2) 広報費 1,076,760 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
広報紙発行経費等	775,160	広報印刷代
意見交換会	165,800	各種会合参加費 11件
広報宣伝費	6,000	名刺代
車リース代	134,000	

③ 調査結果

- イ. 意見交換会 165,800 円は総会、懇談が多く、関連が明確でないため、1/2 を超える 82,900 円は目的外支出である。

- ロ. 名刺代 6,000 円は目的外支出である。
- ハ. 車リース代 134,000 円は詳細不明であるので、1/2 を超える 67,000 円は目的外支出である。
- ニ. その他の支出は適正と認められる。
- ホ. 目的外支出の額は 155,900 円であるが、広報費 1,080,960 円の中、1,076,760 円を収支報告書に計上しているため、151,700 円が目的外支出である。

(3) 事務所費 1,284,183 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
賃貸料 H16.4~H17.1 10 万円×10 ヶ月	1,000,000	
事務所修理費	25,000	
清浄機代	42,000	
エアコン修理費	7,000	
光熱水費	72,143	
電話代	117,040	
ガソリン代	10,976	
薬代	21,000	
意見交換会費 11 件	84,375	
茶菓子など	4,348	

③ 調査結果

- イ. 賃料は平成 17 年 3 月まで 1 ヶ月 10 万円で賃借しており、適正な支出と認められる。
- ロ. ガソリン代 10,976 円は 1/2 を超える 5,488 円が目的外支出である。
- ハ. 薬代 21,000 円は目的外支出である。
- ニ. 意見交換会 11 件 84,375 円のうち、各友好議員連盟意見交換会会費 20,000 円は調査研究目的とは認められない。その余は概ね適正な支出と認められる。
- ホ. その他の支出は適正と認められる。
- ヘ. 目的外支出の額は、46,488 円であるが、事務所費 1,383,882 円中、1,284,183 円を収支報告書に計上しているため目的外支出はない。

(4) 事務費 1,835,882 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
通信費(電話代・ファックス代 12ヵ月分)	434,594	
事務用品購入代等	379,680	
ガソリン代	223,235	
交通費	191,873	
意見交換費(各種会合参加 費) 24 件	216,500	
自動車リース代	390,000	

③ 調査結果

- イ. ガソリン代 223,235 円は 1/2 の 111,618 円を超える 111,617 円は目的外支出である。
- ロ. 交通費 191,873 円は詳細不明であるので、120,000 円から調査研究費で認めた 29,410 円を差し引いた 90,590 円を超える 101,283 円は目的外支出である。
- ハ. 意見交換会費 216,500 円のは大半は懇談であり、総会費や新年会、互礼会等およそ政務調査とは言えない会合も多いので、1/2 を超える 108,250 円を目的外支出である。
- ニ. 自動車リース代 390,000 円は詳細不明であるので、1/2 を超える 195,000 円は目的外支出である。
- ホ. その他の支出は適正と認められる。

(5) 人件費 0 円

使途内容等	金額(円)	備考
	0	

(6) 小括

広報費のうち 151,700 円、事務費のうち 516,150 円の合計 667,850 円が目的外支出である。

平成17年度

(1) 調査研究費 0円

使途内容等	金額(円)	備考
	0	

(2) 広報費 484,870円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
広報宣伝費	13,000	宣伝費(名刺)
広報発行費	471,870	広報印刷代等

③ 調査結果

- イ. 名刺代 13,000円は目的外支出である。
- ロ. その他はいずれも適正と認められる。

(3) 事務所費 1,609,598円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
賃貸料 H17.2月～3月 10万×2ヶ月	200,000	
賃貸料 H17.4月～H18.3月 7万2千円×12ヶ月	864,000	
光熱水費 H17.4月～H18.3月	61,311	
電話代等 H17.4月～H18.3月	182,279	
車リース代	189,000	

意見交換会費 21 件 各種会合参加費	140,000	
------------------------	---------	--

③ 調査結果

- イ. 平成 16 年度分の賃料 200,000 円は 4 月になって支払われているので、計上はやむをえない。4 月からの 72,000 円の賃料支払いは適切な支出と認められる。
- ロ. 車リース代 189,000 円は 1/2 を超える 94,500 円は目的外支出である。
- ハ. 意見交換会費 140,000 円は式典、総会、懇談であり、関連が明確でないものが多いので 1/2 を超える 70,000 円は目的外支出である。
- ニ. その他は適正な支出と認められる。
- ホ. 目的外支出の額は 164,500 円であるが、事務所費 1,636,590 円中、1,609,598 円を収支報告書に計上している所以目的外支出は 137,508 円である。

(4) 事務費 1,500,728 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
通信費(電話代・ファックス代 12ヵ月分)	476,357	
事務用品購入代等	238,679	
ガソリン代	342,010	
交通費	421,485	
薬代	22,200	

③ 調査結果

- イ. ガソリン代 342,010 円は 1/2 を超える 171,005 円は目的外支出である。
- ロ. 交通費 421,485 円は詳細不明であるので、120,000 円を超える 301,485 円は目的外支出である。
- ハ. 薬代 22,200 円は目的外支出である。
- ニ. その他の支出は概ね適正と認められる。
- ホ. 目的外支出の額は 494,690 円であるが、事務所費 1,500,731 円中、1,500,728 円を収支報告書に計上している所以目的外支出は 494,687 円である。

(5) 人件費 0円

使途内容等	金額(円)	備考
	0	

(6) 小括

広報費のうち 13,000 円、事務所費のうち 137,508 円、事務費のうち 494,687 円の合計 645,195 円が目的外支出である。

16 岩見 星光 議員

平成16年度

(1) 調査研究費 12,560 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
調査旅費	12,560	タクシー代

③ 調査結果

本件監査基準に照らし、相当な支出であると認められる。

(2) 広報費 1,170,666 円

① 請求人の主張

日常議員活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
広報紙発行経費	1,170,666	発送費等

③ 調査結果

広報紙発行経費は、相当な支出と認められる。

(3) 事務所費 1,200,000 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
賃貸料	1,200,000	

③ 調査結果

賃貸借契約書は締結されておらず、支払いも、銀行送金等ではなく、契約内容に

従った支払いの裏付けもなく、目的外支出である。

(4) 事務費 457,592 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
インターネットプロバイダー契約等	277,930	
ガソリン代	139,662	
自動車タイヤ	40,000	

③ 調査結果

インターネットプロバイダー契約等は、本件監査基準に照らし適正と認める。ガソリン代 139,662 円は、総額の約半額を計上しているとのことであるが、さらに、1/2 の按分によるべきであり、69,831 円は適正と認めるが、69,831 円は目的外支出である。自動車タイヤ 40,000 円は、使途基準に合致せず、目的外支出である。

したがって、109,831 円が目的外支出となる。

(5) 人件費 2,960,000 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員①	2,600,000	総支給額400万円
事務員②	360,000	総支給額36万円

③ 調査結果

上記支出は帳簿・当時の秘書の名刺等により、支出があると認められるところ、事務員①は政務調査活動と後援会活動に従事しているとのことであり、相当な按分計上と言える。事務員②は、非常勤で、政務調査活動専従とのことであり、適正な支出と認められた。

(6) 小括

事務所費のうち 1,200,000 円及び事務費のうち 109,831 円の合計 1,309,831 円が目

的外支出である。

平成17年度

(1) 調査研究費 157,720 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
調査旅費	37,720	タクシー代
管外調査旅費	120,000	上海

③ 調査結果

タクシー代は、金額に照らし、相当な支出であると認められる。管外調査旅費は〇〇議員連盟の上海視察の費用の1/2の按分計上であるが、親善目的であり、相当な支出とは言えない。

したがって、120,000円が目的外支出である。

(2) 広報費 1,326,105 円

① 請求人の主張

日常議員活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
広報紙発行経費等	1,137,735	
広報紙発行経費	172,620	印刷代
広報紙発行経費	15,750	名刺代

③ 調査結果

広報紙発行経費等は、相当な支出と認められる。広報紙発行経費(3/13・印刷代)合計172,620円は、領収証の記載によれば、使途基準に合致するものとは認められず、目的外支出である。名刺代15,750円は、使途基準に合致せず、目的外支出である。

したがって、188,370円が目的外支出である。

(3) 事務所費 1,200,000 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経

費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
賃貸料	1,200,000	

③ 調査結果

平成16年度と同様であり、1,200,000円全額が目的外支出である。

(4) 事務費 580,184円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
インターネットプロバイダー契約等	173,152	
高速代等	123,200	
ガソリン代	276,032	
日本代行	7,800	

③ 調査結果

平成16年度同様、インターネットプロバイダー契約分等は適正と認められる。高速代等123,200円は、120,000円から調査研究費で認めた37,720円を差し引いた82,280円を超える40,920円は目的外支出である。ガソリン代276,032円は、平成16年度同様、1/2の按分によるべきであり、138,016円は適正であるが、138,016円は目的外支出である。日本代行7,800円は、使途基準に合致せず、目的外支出である。したがって、186,736円が目的外支出となる。

(5) 人件費 2,756,000円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員①	2,150,000	総支給額340万円
事務員②	360,000	総支給額36万円

事務員③	246,000	総支給額 246,000 円
------	---------	----------------

③ 調査結果

事務員①は政務調査活動と後援会活動に従事しているとのことであり、相当な按分計上と言える。事務員②及び同③は、非常勤で、政務調査活動専従とのことであり、適正な支出と認められた

(7) 小括

調査研究費のうち 120,000 円、広報費のうち 188,370 円、事務所費のうち 1,200,000 円、事務費のうち 186,736 円の合計 1,695,106 円が目的外支出である。

17 上の 和明 議員

平成16年度

(1) 調査研究費 0円

使途内容等	金額(円)	備考
	0	

(2) 広報費 180,925円

① 請求人の主張

日常議員活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
ホームページ更新料 5/20	50,000	
広報誌印刷代 5/25	25,725	
広報誌印刷代 6/25	25,200	
ホームページ更新料 6/25	30,000	
ホームページ更新料 12/9	30,000	
ホームページ更新料 1/19	20,000	

③ 調査結果

議会が終了したときに広報誌を出している。送料は後援会から支出している。後援会と按分しており、適正な支出であると認められる。

(3) 事務所費 882,952円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
賃貸料	780,000	
光熱水費	98,717	
その他備品等	4,235	

③ 調査結果

事務所は賃貸で、後援会事務所を兼ねる。但し、平成 16 年度は自宅を後援会事務所にしており、本事務所を後援会活動で使用することはほとんどない(2 割程度)、とのことである。後援会と 2/10 の比率で按分する限度で適正な支出と認められる。よって、176,590 円は目的外支出である。

(4) 事務費 1,364,059 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
通信費(電話代)(年間)	235,881	
通信費(携帯電話代)(年間)	139,672	
リース料(コピー、パソコン)(年間)	409,500	
ガソリン代(年間)	155,736	
通信費(レタックス)(年間)	21,600	
事務用品代(年間)	401,670	

③ 調査結果

通信費(固定電話代)とリース料は、後援会部分を按分(2/10)すべきで、129,076 円は目的外支出である。携帯電話代は本件監査基準に照らし 1/4 のみ適正と認め、これを超える 104,754 円は目的外支出である。ガソリン代は詳細が不明のため、1/4 の限度で適正と認め、116,802 円は目的外支出である。レタックスは主に慶弔に使われており、全額目的外支出である。その他事務用品代のうち、自動車任意保険料(年間)38,760 円、自動車税(3 件)66,900 円、自賠責保険料 27,630 円、車検代 62,895 円、自動車登録名義変更料 22,700 円、住民票 2 件 660 円、議会手帳 50,750 円、托鉢料 5,000 円は、目的外支出である。なお、これらを除いた 126,375 円につき、詳細不明のため本件監査基準に照らし年間 12 万円の限度で適正な支出と認め、これを超える 6,375 円は目的外支出と認める。

(5) 人件費 2,911,700 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備 考
事務員雇用経費(年間)	2,167,700	

③ 調査結果

事務職員は正規 2 人とアルバイトが 1 人おり、すべて時給計算である。後援会との按分(2/10)をすべきで、433,540 円は目的外支出である。

(6) 小括

本件監査にあたって議員から提出された調査書の人件費の金額が、収支報告書の人件費の金額より低い金額となっており、その差額 744,000 円は議員自ら返還を申し出たものと考えられる。さらに調査書に記載された事務所費のうち 176,590 円、事務費のうち、653,902 円、人件費のうち、433,540 円の合計 1,264,032 円が目的外支出であるから、それらを合算した 2,008,032 円が最終的な目的外支出である。

平成17年度

(1) 調査研究費 0円

使途内容等	金額(円)	備考
	0	

(2) 広報費 110,000円

① 請求人の主張

日常議員活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
ホームページ更新料 5/11	50,000	
ホームページ更新料 10/30	30,000	
ホームページ更新料 1/12	30,000	

③ 調査結果

ホームページの更新料で、適正な支出と認められる。

(3) 事務所費 892,388円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
賃貸料	780,000	
光熱水費	111,338	
その他備品等	1,050	

③ 調査結果

事務所は平成16年度と同様であり変化はない。後援会事務所を兼ねる。但し、平成17年度は自宅を後援会事務所にしていない。後援会との按分が必要であり、1/2の限度で適正な支出と認められる。よって、446,194円は目的外支出である。

(4) 事務費 1,251,193円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
通信費(電話代)(年間)	225,252	
通信費(携帯電話代)(年間)	111,191	
リース料(コピー、パソコン)(年間)	409,500	
ガソリン代(年間)	233,214	
通信費(レタックス)(年間)	21,710	
事務用品代(年間)	250,326	

③ 調査結果

通信費(固定電話代)とリース料は、後援会部分と按分(1/2)すべきで、317,376円は目的外支出である。携帯電話代は本件監査基準に照らし1/4のみ適正と認め、これを超える83,393円は目的外支出である。ガソリン代は詳細が不明のため、本件監査基準に照らし1/4の限度で適正な支出と認め、これを超える174,910円は目的外支出である。レタックスは主に慶弔に使われており、全額目的外支出と認める。その他事務用品代のうち、自動車任意保険料(年間)32,520円、自賠責保険料24,630円、車検代10,100円、自動車バッテリー・オイル代23,381円、印鑑証明書150円、〇〇センター代10,000円、府政ハート代9,720円、花束代3,000円、絵の具代294円は、目的外支出である。なお、これらを除いた136,531円につき、本件監査基準に照らし年間12万円の限度で適正な支出と認め、これを超える16,531円が目的外支出である。

(5) 人件費 3,035,529円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員雇用経費(年間)	1,839,800	

③ 調査結果

事務職員は正規2人とアルバイトが2人おり、すべて時給計算である。後援会の事務については後援会の費用で1名事務職員を置いている。全額適正と認められる。

(6) 小括

本件監査にあたって議員から提出された調査書の人件費の金額が、収支報告書の人件費の金額より低い金額となっており、その差額 1,195,729 円は議員自ら返還を申し出たものと考えられる。さらに調査書に記載された事務所費のうち、446,194 円、事務費のうち、727,715 円の合計 1,173,909 円が目的外支出であるから、それらを合算した 2,369,638 円が最終的な目的外支出である。

18 梅本 憲史 議員

平成16年度

(1) 調査研究費 100,000 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して、立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
管内調査旅費	100,000	地域等へ調査・公聴

③ 調査結果

詳細不明の交通費 100,000 円であるが、本件監査基準により 120,000 円の範囲内であり、適正な支出と認められる。

(2) 広報費 450,000 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
会場費	60,000	広報会議(意見公聴等)6件
広報印刷費等	390,000	広報印刷代等

③ 調査結果

いずれも適正な支出と認める。

(3) 事務所費 3,000,000 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
賃貸料	2,520,000	

共益費(光熱水費を含む)	480,000	
--------------	---------	--

③ 調査結果

- イ. 賃貸料については賃貸借契約書、賃料の月々の支払いを記す台帳はあるが、振込書など支払いを客観的に示す書類はない上、自宅所在地と事務所所在地が同一ビルの6階と7階に近接しており、賃貸人は同人の母親が代表取締役をしており、事務所部分の6階53.5坪は、賃貸人も含め、関係法人、後援会、議員事務所として、賃貸人、賃借人を含む4者が共同使用している。この使用実態からすれば、賃貸借の実態があるとは認められない。しかも別途共益費と光熱費を含めて1ヶ月4万円を定額で支払っており、維持運営費は不要である。
- ロ. 光熱水費を含む共益費480,000円は定額支給であり、問題があるが、不合理とまでは言えない。

(4) 事務費 0円

使途内容等	金額(円)	備考
	0	

(5) 人件費 3,600,000円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員(政務調査活動、後援会活動)	2,400,000	
事務員(政務調査活動、後援会活動)	480,000	
事務員(政務調査活動、後援会活動)	360,000	
事務員(政務調査活動、後援会活動)	360,000	

③ 調査結果

1/2に按分されているが、いずれも賃貸人の従業員であり、議員の政務調査費からの支出を示す資料はなく、全額が目的外使用である。

(6) 小括

事務所費のうち 2,520,000 円、人件費 3,600,000 円の合計 6,120,000 円が目的外支出であるが、交付額が 5,880,000 円であるため、目的外支出額は 5,880,000 円である。

平成17年度

(1) 調査研究費 70,000円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して、立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
管外調査費	70,000	アメリカ(サンアントニオ他)行政調査(6泊7日交通費宿泊費)

③ 調査結果

会派による視察旅費の一部であり、適正と認める。

(2) 広報費 280,000円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
会場費(広報会議)	30,000	広報会議(意見公聴等)
広報印刷代等	250,000	広報印刷代

③ 調査結果

いずれも適正な支出と認める。

(3) 事務所費 3,000,000円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
賃貸料	2,520,000	
共益費(光熱水費を含む)	480,000	

③ 調査結果

平成 16 年度と同様の理由により 2,520,000 円は目的外支出である。

(4) 事務費 34,000 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
通信費	9,980	切手購入代
事務用品等	24,020	インク購入費等

③ 調査結果

いずれも適正と認める。

(5) 人件費 3,600,000 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員(政務調査活動、後援会活動)	2,400,000	
事務員(政務調査活動、後援会活動)	480,000	
事務員(政務調査活動、後援会活動)	360,000	
事務員(政務調査活動、後援会活動)	360,000	

③ 調査結果

平成 16 年度と同様に政務調査費からの支出を示す資料はなく、全額が目的外使用である。

(6) 小括

事務所費のうち 2,520,000 円、人件費 3,600,000 円の合計 6,120,000 円が目的外

支出であるが、交付額が 5,880,000 円であるため、目的外支出額は 5,880,000 円である。

19 浦野 靖人 議員

平成16年度

(1) 調査研究費 311,390 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
管外調査旅費(年間)	311,390	

③ 調査結果

管外調査旅費 311,390 円は、行き先、目的等詳細が不明のため、本件監査基準に照らし年間 12 万円の範囲で適正と認め、これを超える 191,390 円は目的外支出と認める。

(2) 広報費 2,234,050 円

① 請求人の主張

日常議員活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
広報誌郵便代	1,451,955	
携帯ホームページサイト掲載料	60,000	
広報誌印刷代	122,095	
ホームページ更新料	600,000	

③ 調査結果

広報誌は年 2~3 回発行しており、1 回あたり 2500 部程度。4 頁中、1 頁が後援会の記事で残りが議会報告となっている。広報誌郵便代以外は、いずれも按分しており、適正な支出と認められる。広報誌郵便代は、1/4 を後援会負担とし、362,988 円を目的外支出と認める。

(3) 事務所費 984,360 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経

費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
賃貸料	550,000	
倉庫賃貸料	102,000	
ゴミ処理代(書類等)	48,500	
修理費	25,541	
光熱水費	178,375	
NHK 受信料	9,735	
駐車場代	70,209	

③ 調査結果

事務所建物は自己所有で、土地が賃貸である。事務所は後援会事務所を兼ねている。賃貸料は按分されており適正である。倉庫が政務調査にとって必要であることの説明がなく、賃料 102,000 円は目的外支出である。ゴミ処理代 48,500 円は目的外支出と認められる。その他の支出はすべて適正な支出と認められた。

(4) 事務費 662,869 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
電話機(FAX 付)	40,950	
自動車税	3,600	
自動車保険料	32,720	
パソコン購入費	126,995	
プリンター修理代	4,967	
通信費(電話・FAX)(年間)	89,771	
切手・はがき(年間)	150,790	
事務用品(年間)	50,697	
通信費	850	
名刺、封筒	22,500	

リース料(コピー機)	29,929	
パソコン・コピー機・FAX 用備品	109,100	

③ 調査結果

自動車税及び自動車保険料、合計 36,320 円は、本件監査基準に照らし目的外支出と認められる。切手・はがきは後援会と按分されておらず、1/2 を超える 75,395 円は目的外支出と認められる。名刺は目的外支出であり、22,500 円のうち封筒との内訳が明らかでないため、その半額 11,250 円を名刺代とし、目的外支出と認める。その他の支出は適正な支出と認める。

(5) 人件費 1,200,000 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員雇用経費	1,200,000	

③ 調査結果

事務職員は二人で、政務調査専従である。一般事務及び後援会事務は、別の事務員が行っている。適正な支出と認められる。

(6) 小括

調査研究費のうち、191,390 円、広報費のうち、362,988 円、事務所費のうち、150,500 円、事務費のうち、122,965 円の合計 827,843 円が目的外支出である。

平成17年度

(1) 調査研究費 127,500 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
管外調査旅費(年間)	127,500	

③ 調査結果

行き先、目的等詳細不明のため、本件監査基準に照らして年間12万円の範囲で適正とし、これを超過した7,500円を目的外支出と認める。

(2) 広報費 1,461,257 円

① 請求人の主張

日常議員活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
広報誌発送費 11/1	7,215	
広報誌封筒 11/23	65,625	
広報誌発送費 12/28	4,000	
広報誌発送費	504,750	
広報誌印刷代	198,667	
ホームページ更新料	681,000	

③ 調査結果

按分されており、すべて適正な支出と認められる。

(3) 事務所費 991,584 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
賃貸料	600,000	
倉庫賃貸料	102,000	
ゴミ処理代(書類等)	33,000	
修理費	25,993	
光熱水費	155,317	
NHK 受信料	6,975	
駐車場代	68,299	

③ 調査結果

前年度と事務所の形態に変化はない。賃貸料は5万円多く記載しており、5万円は目的外支出である。ゴミ処理代は33,000円は目的外支出である。その他は按分もされており、適正な支出と認められる。

(4) 事務費 862,810円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
自動車税	3,600	
自動車保険料	28,480	
自転車購入費	5,140	
軽自動車購入費	350,000	
自動車修理代	20,000	
通信費(電話・FAX代)(年間)	101,640	
切手・はがき(年間)	126,925	
コピー・FAX・プリンター用備品	82,225	
事務用品(年間)	91,384	
コピー機修理代	17,500	
リース料(コピー機)	35,916	

③ 調査結果

自動車税及び自動車保険料合計32,080円は、目的外支出と認められる。自転車及

び軽自動車の購入代合計 355,140 円は資産取得であり、目的外支出と認められる。自動車修理代 20,000 円も政務調査とは直接関連はなく目的外支出である。切手・はがき代 126,925 円は、1/2 の按分を超えた 63,462 円は目的外支出である。その他は適正な支出と認められる。

(5) 人件費 2,100,000 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員雇用経費	2,100,000	

③ 調査結果

前年度と変化なく、全額適正な支出と認められる。

(6) 小括

調査研究費のうち、7,500 円、事務所費のうち、83,000 円、事務費のうち、470,682 円の合計 561,182 円が目的外支出である。

20 漆原 周義 議員

平成16年度

(1) 調査研究費 619,418 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して、立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
現地調査に関わる費用	376,158	交通費(ガソリン代)
現地調査に関わる費用	243,260	交通費(タクシー・電車代等)

③ 調査結果

- イ. ガソリン代 376,158 円は、後援会と按分して 1/2 の 188,079 円が適正であり、これを超える 188,079 円は目的外支出である。
- ロ. 交通費 243,260 円は詳細不明であるので、12 万円を超える 123,260 円は目的外支出である。

(2) 広報費 1,763,712 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
インターネット接続費等	212,257	インターネット接続費
府政報告紙作成費等	1,551,455	印刷代等

③ 調査結果

- イ. インターネット接続代、ホームページ開設、更新に要する経費はいずれも適正である。
- ロ. 府政報告印刷、発送経費、ポスター印刷代全て適正な支出と認められる。

(3) 事務所費 652,797 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
トイレリース料	52,797	
借地料	600,000	

③ 調査結果

- イ. 実父から土地を1ヶ月5万円で賃借し、プレハブを建築し、平成16年4月2日に1年分600,000円を一括支払いしたとして領収証を提出しているが、毎月の支払いがない上、平成17年度は合理的な説明がないことから600,000円が支払われたとは認められない。
- ロ. トイレレンタル料は簡易トイレのレンタル料であり、適正な支出と認められる。

(4) 事務費 232,143円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
切手、郵送代等	172,643	
名刺代	18,550	
封筒作成費	40,950	

③ 調査結果

- イ. 名刺代18,550円は目的外支出である。
- ロ. 封筒作成費40,950円は後援会と1/2に按分し、1/2を超える20,475円は目的外支出である。
- ハ. その他の支出は適正と認められる。

(5) 人件費 2,456,000円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
-------	-------	----

事務職員(政務調査、後援 会活動)	1,530,000	
事務職員(〃)	926,000	

③ 調査結果

事務員は2名を雇用し、毎月の領収証も提出されており、後援会と按分されていて、適正と認められる。

(6) 小括

調査研究費のうち311,339円、事務所費のうち600,000円、事務費のうち39,025円の合計950,364円が目的外支出である。

平成17年度

(1) 調査研究費 677,473 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して、立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
現地調査に関わる費用	470,773	交通費(ガソリン代)
現地調査に関わる費用	206,700	交通費(タクシー・電車代等)

③ 調査結果

イ. ガソリン代 470,773 円は平成16年度と同様 1/2 の 235,387 円が適正であり、これを超える 235,386 円が目的外支出である。

ロ. 交通費 206,700 円は詳細不明であるので、本件監査基準により 12万円を超える 86,700 円は目的外支出である。

(2) 広報費 2,391,860 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
インターネット接続費等	88,550	インターネット接続費
府政報告紙作成費等	2,303,310	報告紙印刷代等

③ 調査結果

印刷代、発送代は 1/2 に按分されており、その他の支出も平成16年度と同様適正と認められる。

(3) 事務所費 107,140 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
複合機リース料等	107,140	

③ 調査結果

平成 17 年度は借地料 600,000 円の計上はなく、計上されている支出はいずれも適正な支出と認められる。

(4) 事務費 44,966 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
通信費(電話代 3 ヶ月分)等	44,966	

③ 調査結果

いずれも適正な支出と認められる。

(5) 人件費 2,343,000 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務職員(政務調査、後援会活動)	1,470,000	
事務職員(〃)	873,000	

③ 調査結果

平成 16 年度と同様 2 名の毎月の領収証も提出され、1/2 に按分されており、適正な支出と認められる。

(6) 小括

調査研究費のうち 322,086 円が目的外支出である。

21 大島 章 議員

平成16年度

(1) 調査研究費 361,077 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して、立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
政務調査交通費(他)	361,077	

③ 調査結果

詳細不明であるので、本件監査基準により12万円を超える241,077円は目的外支出である。

(2) 広報費 269,661 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
ホームページ作成	50,000	
広報車保険料	88,500	
	131,161	フィルム、交通費、駐車料等

③ 調査結果

- イ. ホームページ作成 50,000 円は領収証が提出されており、適正な支出と認められる。
- ロ. 広報車保険料 88,500 円は目的外支出である。
- ハ. 年間諸経費 131,161 円は詳細不明につき、12万円を超える11,161円は目的外支出である。

(3) 事務所費 240,000 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
賃貸料	240,000	

③ 調査結果

賃貸料 240,000 円は平成17年1月～3月の1ヶ月16万円（賃料15万円、共益費1万円）の割合による賃料 480,000 円の 1/2 を計上しているところ、建物賃貸借契約書は提出されているが、議員本人と貸主との間に賃貸借契約が締結されているとの書類はなく、賃料は目的外支出である。

(4) 事務費 457,623 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
通信料(電話代、ファックス代、インターネット代)12ヶ月	253,367	
お茶、雑費等	72,270	
備品、文具等	59,011	
本棚購入	72,975	

③ 調査結果

イ. 帳簿のコピーが薄くて判読困難であるが、インターネット代は9月から9,184円、携帯電話は毎月9,408円で112,896円、電話代は1/2で131,285円が計上されていると認められるところ、インターネットの1/2を超える4,592円、携帯電話は1/4の28,224円を超える84,672円が目的外支出である。

ロ. お茶等131,281円は詳細不明であり、本件監査基準により12万円を超える11,281円は目的外支出である。

ハ. 本棚購入72,975円は領収証があり、適正な支出と認められる。

(5) 人件費 1,121,800 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員(政務調査活動、後援会活動)	1,121,800	

③ 調査結果

同一人に対し、源泉徴収票が2枚提出され、合計は1,122,000円であるが、そのうち1枚分380,000円は後援会から支給されており、742,000円のみが適正な支出と認められる。従って、1,121,800円のうち379,800円は目的外支出である。

(6) 小括

調査研究費のうち241,077円、広報費のうち99,661円、事務所費240,000円、事務費のうち100,545円、人件費のうち379,800円の合計1,061,083円が目的外支出である。

平成17年度

(1) 調査研究費 504,055 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して、立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
政務調査交通費(他)	504,055	

③ 調査結果

詳細不明であるから、本件監査基準により12万円を超える384,055円は目的外支出である。

(2) 広報費 1,072,832 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
ホームページ作成	100,000	
広報車保険料	75,900	
自民党府議団だより発行	100,611	印刷代、折り代
〃	117,894	新聞折込代
〃	470,810	郵便代
諸経費	207,617	

③ 調査結果

イ. ホームページ作成費、府議団だより発行費は領収証もあり、適正な支出と認められる。

ロ. 広報車保険料75,900円は目的外支出である。

ハ. 諸経費207,617円は詳細不明であり、本件監査基準により、12万円を超える87,617円は目的外支出である。

(3) 事務所費 960,000 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
賃貸料	960,000	

③ 調査結果

平成 16 年度と同様の理由により目的外支出である。

(4) 事務費 425,830 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
通信料(電話代、ファックス代、インターネット代)12ヶ月	282,650	
備品等	143,180	

③ 調査結果

イ. 帳簿のコピーが薄くて判読困難であるが、通信料はインターネット代 15,744 円全額、携帯代 113,337 円全額、固定電話はその余の 1/2 を計上していると思われるところ、インターネット代は 1/2 を超える 7,872 円、携帯代は 1/4 である 28,335 円を超える 85,002 円は目的外支出である。

ロ. その余の支出は適正と認められる。

(5) 人件費 854,200 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員(政務調査活動、後援会活動)	854,200	

③ 調査結果

平成16年度と同様同一人の源泉徴収票が2枚提出されているが、政務調査費と認められるのは750,000円分であり、その余の104,200円は目的外支出である。

(6) 小括

調査研究費のうち384,055円、広報費のうち163,517円、事務所費960,000円、事務費のうち92,874円、人件費のうち104,200円の合計1,704,646円が目的外支出である。

22 大友 康亘 議員

平成16年度

(1) 調査研究費 112,000 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
議長会総会等 10/20、10/21	12,000	交通費・宿泊費
管外研修 11/9、11/10	20,000	愛知県
旅費(中国安慶市・上海市)	80,000	茨木市スポーツ親善訪中

③ 調査結果

旅費(10/20、10/21)12,000 円は、24,000 円の旅費(交通費・宿泊費)の按分計上との説明であるが、調査研究目的と認められず、目的外使用である。管外研修(11/9、11/10)は、環境対策等に関する愛知県視察等であり、適正である。旅費(中国安慶市・上海市)80,000 円は、按分計上とはなっているが、茨木市スポーツ親善訪中であり、親善目的であり、適正な支出とは言えない。

したがって、合計 92,000 円が目的外支出である。

(2) 広報費 1,724,910 円

① 請求人の主張

日常議員活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
府政報告大友会ニュース等	1,568,460	
アルバイト代 7/10～20	76,450	発送作業総額 152,000 円
アルバイト代 12/15～20	80,000	発送作業 160,000 円

③ 調査結果

府政報告大友会ニュース等 1,568,460 円は適正である。アルバイト代(12/15～20) 76,450 円及び同(12/15～20) 80,000 円は支出の裏付けを欠き、目的外支出である。したがって、156,450 円が目的外使用である。

(3) 事務所費 920,528 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
公租公課	92,872	固定資産税等 206,577 円
光熱水費	166,530	総額 333,060 円
事務所修理代	200,000	総額 400,000 円
事務所設備修理費用	172,466	総額 344,732 円
火災保険料	51,800	総額 103,600 円
NHK受信料	7,650	総額 15,300 円
電話機リース料	33,642	総額 67,284 円
複合機リース料	148,890	総額 297,780 円

③ 調査結果

大友議員は、平成16年度政務調査費収支報告書に事務所費 920,528 円を計上しているが、上記合計 873,850 円について、上記のとおり説明があった。

公租公課 92,872 円は、自己所有物件に関するものであり、目的外支出である。光熱水費 166,530 円は 1/2 の按分となっており、適正である。事務所修理代 200,000 円及び事務所設備修理費用 172,466 円は目的外支出である。火災保険料 51,800 円は目的外支出である。NHK受信料 7,650 円は、按分計上となっており適正と認める。電話機リース料 33,042 円及び複合機リース料 148,890 円は適正と認める

適正な支出額は 356,712 円であり、収支報告額 920,528 円との差額 563,816 円が目的外支出である。

(4) 事務費 433,250 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務用品購入料等	59,100	
コピー使用料	29,000	

FAX・電話代、郵送料	267,500	総額 535,000 円
ガソリン代	77,650	総額 155,300 円

③ 調査結果

事務用品購入料等 59,100 円は本件監査基準に照らし、適正と認める。ガソリン代 77,650 円は、1/2 の按分計上ではあるが、自宅と事務所が同一住所であることなどを考慮し、総額の 1/4 の按分によるべきであり、38,825 円は適正と認められるが、38,825 円は目的外支出である。コピー使用料 29,000 円は使用目的が不明であり、目的外支出である。FAX・電話代、郵送料 267,500 円は 120,000 円を限度に適正と認めるが、その余の 147,500 円は目的外支出である。

したがって、215,325 円が目的外支出である。

(5) 人件費 2,500,000 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員①	67,700	
同②	980,000	
同③	1,196,300	
同④	256,000	

③ 調査結果

事務員①及び同④は支出の裏付けがない。事務員②及び同③は支出が認められ、適正に按分もされており、適正な支出である。

したがって、323,700 円が目的外支出である。

(6) 小括

調査研究費のうち 92,000 円、広報費のうち 156,450 円、事務所費のうち 563,816 円、事務費のうち 215,325 円及び人件費のうち 323,700 円の合計 1,351,291 円が目的外支出である。

平成17年度

(1) 調査研究費 121,000 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
管外調査旅費(5件)	121,000	交通費・宿泊費

③ 調査結果

いずれも、調査研究目的であることが認められず、目的外支出である。

(2) 広報費 1,735,500 円

① 請求人の主張

日常議員活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
広報紙(7/20、12/30) 2件	420,000	封筒・印刷代
アルバイト代(発送作業等)	245,500	7/15~20, 12/15~20
発送代 2件	1,070,000	郵送代

③ 調査結果

いずれも、広報活動についての経費と認められず、合計1,735,500円の全額が目的外支出である。

(3) 事務所費 873,250 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
公租公課	92,872	固定資産税等 206,577 円
光熱水費	166,530	総額 333,060 円

事務所修理代	200,000	総額 400,000 円
事務所設備修理費用	172,466	総額 344,732 円
火災保険料	45,530	
維持管理費	5,670	総額 11,200 円
NHK受信料	7,650	総額 15,300 円
電話機リース料	33,642	総額 67,284 円
複合機リース料	148,890	総額 297,780 円

③ 調査結果

公租公課 92,872 円は、平成16年度同様、目的外支出である。光熱水費 166,530 円は 1/2 の按分となっており、適正である。事務所修理代 200,000 円及び事務所設備修理費用 172,466 円は、平成16年度同様、目的外支出である。火災保険料 45,530 円は、目的外支出である。維持管理費 5,670 円は適正である。NHK受信料 7,650 円は、按分計上となっており適正と認める。電話機リース料 33,642 円及び複合機リース料 148,890 円は適正と認める

したがって、目的外支出は 510,868 円である。

(4) 事務費 402,500 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
FAX・電話代、郵送料	228,604	総額 573,208 円
事務用品購入料等	59,873	
コピー代	31,769	総額 63,538 円
灯油代・ガソリン代	82,254	総額 164,204 円

③ 調査結果

事務用品購入料等 59,873 円は、本件監査基準に照らし、適正と認める。灯油代・ガソリン代 82,254 円は、1/2 の按分計上とはなっているが、平成16年度同様、総額の 1/4 の按分によるべきであり、41,127 円は適正であるが、41,127 円は目的外支出である。コピー使用料 31,769 円は、平成16年度同様、目的外支出である。FAX・電話代、郵送料 228,604 円は、120,000 円を限度に適正と認めるが、その余の 108,604 円は目的外支出である。

したがって、181,500 円が目的外支出である。

(5) 人件費 2,450,000

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員①	980,000	
事務員②	1,470,000	

③ 調査結果

大半の受取書が提出されており、1/2 の按分となっており、適正と認める。

(6) 小括

調査研究費全額 121,000 円、広報費全額 1,735,500 円、事務所費のうち 510,868 円、事務費のうち 181,500 円の合計 2,548,868 円が目的外支出である。

23 大橋 一功 議員

平成16年度

(1) 調査研究費 45,000 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
管外調査旅費 12/24	45,000	産業港湾都市視察

③ 調査結果

堺市、高石市、泉大津市の3市が堺泉北港湾3都市振興会を作り、年に一度港湾振興の先進事例の視察を行っており、旅費45,000円はその参加費用との説明があり、領収証等に照らし、相当な支出であると認められた。

(2) 広報費 574,930 円

① 請求人の主張

日常議員活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
広報誌発行経費 3/25	94,500	印刷代
広報誌発行経費 3/28	480,430	発送代

③ 調査結果

2月議会で、堺泉北港活性化等につき代表質問した内容を記載した府議会レポートの印刷代と発送代で、いずれも相当な支出であると認められる。

(3) 事務所費 89,404 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
-------	-------	----

光熱水費	89,404	11月～翌年3月分
------	--------	-----------

③ 調査結果

事務所は自己所有の空き家を利用したもので、後援会事務所は兼ねておらず、いずれも相当な支出であると認められる。

(4) 事務費 709,805 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
コピー機リース料(3ヶ月分)	20,530	
電話通話料、インターネット 光ケーブル使用料 等	689,275	

③ 調査結果

コピー機リース料 20,530 円は相当な支出と認められるものの、電話通話料、インターネット光ケーブル使用料等 689,275 円は一括計上されており、資料が添付されていないことから詳細は不明である。しかし、事務所に電話は引かれており使用実態が認められることから、上記 689,275 円のうち、電話通話料に限り年間 12 万円を相当な支出と認め、その余の 569,275 円については、適正な支出とは認められない。

(5) 人件費 680,000 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員雇用経費	680,000	

③ 調査結果

近所の定年退職した人を、主に電話番として雇用しているが、政務調査補助のために使用している分もあると思われ、1/4 の限度の 170,000 円で適正と認め、その余の 510,000 円は全額目的外支出である。

(6) 小括

事務費のうち、569,275 円、人件費 510,000 円の合計 1,079,275 円が目的外支出である。

平成17年度

(1) 調査研究費 358,130 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
管外調査旅費 5/19	313,130	海外行政視察(米国)
” 10/31	45,000	産業港湾都市視察

③ 調査結果

海外行政視察は、自民党府議団としてアメリカのサンアントニオへ運河を利用した街づくりを視察に行ったもので、水都大阪の街づくりと関連があり、相当な支出である。また、産業港湾都市視察は、平成16年度のところで記載したとおり相当な支出であると認められる。

(2) 広報費 506,994 円

① 請求人の主張

日常議員活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
広報誌発行経費 12/27	259,283	印刷代
講演会開催経費 2/15	126,420	案内チラシ作成費 67,500 案内ポスター作成費 58,500 振込手数料 420
その他	121,291	

③ 調査結果

広報誌発行経費 259,283 円は、広報誌として議会レポートを発行しており、その中に挿入したアンケート葉書の費用も含むものである。後援会だよりは別途政務調査費以外から発行しており、全額相当な支出と認められる。講演会は、国会議員を講師に招き、大阪繊維リソースセンターで400名以上の来客のもと教育問題につき開催されたもので、相当な支出と認められる。その他121,291円の支出については

内容が不明で、本件監査基準に照らし、年間 12 万円の限度で適正な支出と認め、これを超える 1,291 円は目的外支出と認める。

(3) 事務所費 597,539 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
賃貸料	261,000	7月～翌年3月分
光熱水費	336,539	

③ 調査結果

平成 17 年 6 月までは、自己所有建物を事務所(自宅は兼ねず)にしていたが、7 月から賃借した。月 5 万円の賃料のうち 2 万 9000 円(58%)を政務調査費から支出しており、後援会事務所も兼ねておらず相当な支出であると認められる。光熱水費も月約 2 万 8000 円程で相当な支出であると認められる。

(4) 事務費 1,442,581 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
コピー機リース料、電話通話料、インターネット光ケーブル使用料、事務用品費 等	1,442,581	

③ 調査結果

すべて一括計上されており、資料が添付されていないことから詳細は不明である。そこで、前年度と同様にコピー機リース料(年間)82,120 円及び電話通話料(年間)12 万円、事務用品(年間)12 万円に限り相当な支出と認め、その余の 1,120,461 円は目的外支出である。

(5) 人件費 1,520,000 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員雇用経費	1,520,000	

③ 調査結果

近所の定年退職した人を、平成 16 年度から引き続き雇用していたが、6 月から叔父を雇用している。仕事の内容はいずれも主として電話番であるが、政務調査補助のために使用している分もあると思われ、1/4 を超える 1,140,000 円は全額目的外支出と認められる。

(6) 小括

広報費のうち 1,291 円、事務費のうち、1,120,461 円、人件費のうち 1,140,000 円の合計 2,261,752 円が目的外支出である。

24 大前 英世 議員

平成16年度

(1) 調査研究費 1,414,426 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して、立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
情報収集 12件	106,000	各種団体との窓口
調査委託	600,000	府政全般に対する提言
管外調査旅費	84,272	韓国の政治経済状況視察
		(交通費、宿泊等)
交通費	471,648	調査・研究のため車・電車等
車両管理費	80,693	〃
通信費	71,813	固定電話・携帯電話等

③ 調査結果

- イ. 情報収集 12 件のうち、本件基準により、〇〇議連会費 10,000 円、〇〇地方議員懇談会会費 10,000 円は目的外支出である。その余は全て適正な支出と認められる。
- ロ. 調査委託については、契約書、業務報告書、毎月の支払いがあり、適正な支出と認められる。
- ハ. 管外調査旅費は、按分されており、適正な支出であると認められる。
- ニ. 交通費は詳細不明であり、本件基準により 12 万円を超える 351,648 円は目的外支出である。
- ホ. 車両管理費 80,693 円は本件基準により目的外支出である。
- ヘ. 通信費は 15/100 で按分されており、適正な支出と認められる。

(2) 広報費 404,724 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
発送経費	83,314	広報等発送の郵便料等
広報用印刷経費	35,546	印刷費 3件

広報用交通費	237,989	ガソリン代、通行料等
通信連絡	47,875	電話代等

③ 調査結果

- イ. 発送、印刷経費は 70/100 で按分されており、不合理とはいえない。
- ロ. 交通費 237,989 円は演説、座談会、府政報告会等への出席とのことであるが、詳細不明であり、調査研究費で 120,000 円を認めているので、全額目的外支出である。
- ハ. 通信費は調査研究費と合わせても年間 12 万円弱であり、適正な支出と認められる。

(3) 事務所費 1,963,253 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
賃貸料(光熱水費)	1,753,422	
事務所備品等	209,831	

③ 調査結果

- イ. 事務所は賃料月額 151,000 円、共益費 58,400 円、消費税別途で賃借しており、光熱水費と合わせて支払っているが、按分されており、不適正とはいえない。
- ロ. その他も按分されていて、いずれも適正な支出と認められる。

(4) 事務費 269,704 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務所用薬代等 3件	27,343	
事務用品費等	176,994	
封筒印刷費	65,367	

③ 調査結果

- イ. 本件基準により薬代等 27,343 円は目的外支出である。
- ロ. その他は按分されていて適正な支出と認められる。

(5) 人件費 1,807,800 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員(政務調査活動、後援会活動)	288,000	
事務員運転手(政務調査活動、後援会活動)	1,443,000	
アルバイト(政務調査活動事務処理)	76,800	

③ 調査結果

事務員は 3 名雇用しており、支払調書、領収証も提出されている。按分もされており、適正な支出と認められる。

(6) 小括

調査研究費のうち 452,341 円、広報費のうち 237,989 円、事務費のうち 27,343 円の合計 717,673 円が目的外支出である。

平成17年度

(1) 調査研究費 1,210,464 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して、立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
情報収集 9件	41,800	各種団体との窓口
調査委託	600,000	府政全般に対する提言
管外調査旅費	217,340	韓国・台湾の政治経済状況視察
交通費	306,479	調査・研究のための車・電車等
車両管理費	44,845	〃

③ 調査結果

- イ. 情報収集 9 件は、平成 16 年度と異なり、按分されており、適正な支出と認められる。
- ロ. 調査委託は平成 16 年度と同様適正な支出と認められる。
- ハ. 管外調査旅費は自ら按分しており、不適正とはいえない。
- ニ. 交通費は詳細不明であり、本件基準により 12 万円を超える 186,479 円は目的外支出である。
- ホ. 車両管理費 44,845 円は本件基準により目的外支出である。

(2) 広報費 321,450 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
発送経費	57,010	広報等等発送の郵便料等
封筒印刷費	13,984	広報紙等発送の封筒印刷代
ポスター印刷	12,000	広報用ポスター等の印刷代
通信連絡	238,456	電話代等

③ 調査結果

- イ. 発送経費、印刷費は按分されていて、適正な支出と認められる。
- ロ. 通信連絡費は事務費と合わせて 65%の計上であり、不適切であるとまではいえな
い。

(3) 事務所費 1,175,459 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経
費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
賃貸料(光熱水費)	1,175,459	

③ 調査結果

平成 16 年度と同様適切な支出と認められる。

(4) 事務費 497,778 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務所備品購入等	211,217	
事務所用薬代等 12件	32,322	
事務用品等	254,239	

③ 調査結果

- イ. 本件基準により、薬代 32,322 円は目的外支出である。
- ロ. その他の支払いは按分されていて、不適切とまではいえない。

(5) 人件費 1,659,957 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員(政務調査活動、後援会活動)	576,000	
事務員運転手(政務調査活動、後援会活動)	990,000	
アルバイト(政務調査活動事務処理)	93,957	

③ 調査結果

平成 16 年度と同様に適切な支出であると認められる。

(6) 小括

調査研究費のうち 231,324 円、事務費のうち 32,322 円の合計 263,646 円が目的外支出である。

25 岡沢 健二 議員

平成16年度

(1) 調査研究費 0円

使途内容等	金額(円)	備考
	0	

(2) 広報費 1,834,395円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
自民党府議団便り等	1,803,000	自民党府議団便り折込代等
広報費	15,750	弔文印刷代
〃	15,645	大札紙 用紙代

③ 調査結果

- イ. 弔文印刷代 15,750円及び大札紙用紙代 15,645円は目的外支出である。
- ロ. その他は、府議団便り及び機関誌の発行経費であり、按分もされており、適正な支出と認められる。

(3) 事務所費 340,520円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
賃貸料	240,000	
光熱水費	100,520	

③ 調査結果

- イ. 賃貸料の 240,000円は自己所有建物を一括管理委託し、そのうち一室を受託会社らと共に共同使用しているもので、月2万円の受領証も賃料ではなく、預り証となっており、目的外支出である。
- ロ. 光熱水費は金額に照らしても適正な支出と認められる。

(4) 事務費 865,761 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
電話代(12ヶ月分)等	371,765	
リース料(11ヶ月分)自動車 借上げ負担金	385,000	
ガソリン代	108,996	

③ 調査結果

- イ. 自動車リース料は約 1/3 で按分されており、適正な支出と認められる。
- ロ. ガソリン代 108,996 円は 1/4 の 27,249 円を超える 81,747 円は目的外支出である。
- ハ. その他の支出はいずれも適正と認められる。

(5) 人件費 3,096,600 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

②

使途内容等	金額(円)	備考
事務員	1,165,200	
〃	547,000	
〃	184,400	
〃 (妻)	1,200,000	

③ 調査結果

平成 16 年度は後援会活動はしていないと言うが、機関誌では活動しているとして 1/2 に按分されているので、第三者と思われる事務員 3 名分 1,896,600 円は 1/2 を超える 948,300 円は目的外支出である。妻については、毎月の支給実績は認められないが、勤務実態は認められるので、本件基準により 1/4 の 300,000 円は適正と認め、その余の 900,000 円は目的外支出である。

(6) 小括

広報費のうち 31,395 円、事務所費のうち 240,000 円、事務費のうち 81,747 円、人件費のうち 1,848,300 円の合計 2,201,442 円が目的外支出である。

平成17年度

(1) 調査研究費 300,000円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して、立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
海外行政調査	300,000	アメリカ

③ 調査結果

会派で行ったアメリカサンアントニオ行政視察費用であり、適正な支出と認められる。

(2) 広報費 1,869,162円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
機関誌発行経費等	1,869,162	機関誌印刷代等

③ 調査結果

平成16年度と同様の支出であり、1/2に按分されていて適正な支出と認められる。

(3) 事務所費 502,352円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
賃貸料	240,000	
光熱水費等	175,640	
車点検	51,712	
プリカ(燃料費)	35,000	

③ 調査結果

- イ. 平成 16 年度と同様の理由により賃貸料 240,000 円は目的外支出である。
- ロ. 車点検 51,712 円も目的外支出である。
- ハ. 燃料費 35,000 円のうち 1/4 である 8,750 円を超える 26,250 円は目的外支出である。
- ニ. その他の支出は適正と認める。

(4) 事務費 1,124,133 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法である。

②

使途内容等	金額(円)	備考
通信費(電話代 12ヶ月分)等	940,541	
燃料代	164,482	
名刺作成	19,110	

③ 調査結果

- イ. 燃料代 164,482 円のうち 1/4 の 41,121 円を超える 123,361 円は目的外支出である。
- ロ. 名刺作成 19,110 円は目的外支出である。
- ハ. その他の支出は適正である。

(5) 人件費 2,998,800 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員	1,097,200	
〃	441,600	
〃 (妻)	372,000	
〃	1,088,000	

③ 調査結果

- イ. 妻を除く事務員 3 名分 2,626,800 円は 1/2 の 1,313,400 円を超える 1,313,400 円は目的外支出である。
- ロ. 妻は平成 16 年度と同様 1/4 の 93,000 円の限度で適正と認め、279,000 円は目的外支出である。

(6) 小括

事務所費のうち 317,962 円、事務費のうち 142,471 円、人件費のうち 1,592,400 円の合計 2,052,833 円が目的外支出である。

26 奥田 康司 議員

平成16年度

(1) 調査研究費 151,500 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して、立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
交通費	151,500	カード等

③ 調査結果

151,500 円を支出しており、詳細不明であるので本件監査基準に照らし、120,000 円の限度で適正であるが、その余の 31,500 円は目的外支出である。

(2) 広報費 1,416,660 円

① 請求人の主張

日常議員活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
広報紙発行経費	1,416,660	

③ 調査結果

府政報告の広報誌の印刷及び配布用費用であり、1/2 に按分されており、適正な支出と認められる。

(3) 事務所費 791,871 円

① 請求人の主張

目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
土地賃貸費	600,000	
光熱水費等	191,871	

③ 調査結果

- イ. 土地を 1 ヶ月 10 万円で賃借し、地上に事務所を建築している。1/2 に按分されており、適正な支出と認められる。
- ロ. 光熱水費も 1/2 に按分されており、適正な支出と認められる。

(4) 事務費 525,163 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
通信費等	518,663	
事務所軽自動車 タイヤ交換	6,500	

③ 調査結果

本件基準に照らし、自動車タイヤ交換 6,500 円は目的外支出であるが、その余は全て 1/2 で按分されており、適正な支出であると認められた。

(5) 人件費 4,946,645 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
秘書(政務調査活動・後援会活動)等	4,946,645	

③ 調査結果

いずれも 1/2 で按分されており、適正な支出であると認められる。

(6) 小括

調査研究費のうち 31,500 円、事務費のうち 6,500 円の合計 38,000 円が目的外支出である。

平成17年度

(1) 調査研究費 154,000 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して、立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
カード等	154,000	

③ 調査結果

154,000 円を支出しており、詳細不明であるから、本件監査基準に照らし、120,000 円の限度で適正であるが、その余の 34,000 円は目的外支出である。

(2) 広報費 2,067,460 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
広報誌発行経費等	2,067,460	府議会だより 地域版 印刷代

③ 調査結果

いずれも府政に関する広報誌の印刷及び配布費用であり、1/2 に按分されており、適正な支出と認められる。

(3) 事務所費 832,730 円

① 請求人の主張

目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
土地賃貸料等	832,730	

③ 調査結果

平成 16 年度と同様 1/2 に按分されており、全て適正な支出と認められる。

(4) 事務費 769,211 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
通信費等	769,211	

③ 調査結果

1/2 に按分されており、全て適正な支出と認められる。

(5) 人件費 5,298,878 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
秘書(政務調査活動・後援会活動)等	5,298,878	

③ 調査結果

平成 16 年度と同様 1/2 に按分されており、源泉徴収票も提出されていて、全て適正な支出と認められる。

(6) 小括

調査研究費のうち 34,000 円が目的外支出である。

27 奥村 健二 議員

平成16年度

(1) 調査研究費 2,641,200 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して、立法事務、政策立案を対象に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
調査委託費	2,640,000	議員団事務局職員の人件費 1ヵ月 22万円×12
〃	1,200	寝屋川養護学校調査高速道路通行料

③ 調査結果

- イ. 調査委託費 2,640,000 円は調査委託費名目であるが、実質は調査書に記載されているとおり、議員団事務局職員の人件費であり、本件監査基準により 1/2 を超える 1,320,000 円は目的外支出である。
- ロ. 高速通行料は高速を利用しなければならない必要性は不明であるが、金額に照らし、不適正とまでは言えない。

(2) 広報費 688,183 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
報告会費	19,000	報告会場費
その他	1,090	報告会時の駐車場
その他	68,827	ホームページ更新料、サーバー利用料等
広報紙等	599,266	府議会報告作成及び封筒代等

③ 調査結果

- イ. 報告会場費は適正な支出である。報告会時に自動車を利用する必要性は不明であるが、金額に照らし、不適正とはいえない。
- ロ. 府議会報告を月2回発行しており、その作成及び配布に要する費用はいずれも適正な支出と認められる。
- ハ. ホームページに要する費用も適正な支出と認められる。

(3) 事務所費 613,500 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
電話交換機工事代等	13,500	
賃貸料	600,000	

③ 調査結果

- イ. 賃貸料は党が月額20万円で借りている建物の1階の一部を使用しているが、賃貸借契約はなく、光熱水費はメーターが一つで党が負担しているとのことである。分担金の領収証は提出されたが、親族間の使用関係と同視すべき関係と思われ、契約書もなく、毎月の支払いを客観的に裏付ける振込書もない以上、賃料の支払を基礎づける根拠が乏しく、60万円全額を目的外支出と認める。
- ロ. その余の支出はいずれも適正と認められる。

(4) 事務費 731,496 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務機器(電話FAX機)リース料等	635,074	
交通費(ガソリン代 領収額の7割を計上)	96,422	

③ 調査結果

イ. ガソリン代は7割を計上しているが、私用部分もあると認められるので、1/2を超える27,549円は目的外支出である。

ロ. その余の支払はいずれも適正と認められる。

(5) 人件費 1,020,000円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
府政事務所事務員(政務調査活動)	1,020,000	

③ 調査結果

事務員は1名を1ヵ月85,000円で雇用し、地元の府政に係る調査、報告書作成作業等に従事させている。領収証も提出されており、適正な支出と認められる。

(6) 小括

調査研究費のうち1,320,000円、事務所費のうち600,000円、事務費のうち27,549円の合計1,947,549円は目的外支出である。

平成17年度

(1) 調査研究費 2,640,000 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して、立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
調査委託費	2,640,000	議員団事務局職員の人件費 1ヵ月 22万円×12

③ 調査結果

平成16年度と同様に本件監査基準により1/2を超える1,320,000円は目的外支出である。

(2) 広報費 763,810 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
その他	940	報告会時の駐車場
その他	59,732	ホームページ更新料 管理費
広報紙	703,138	府議会報告印刷費等

③ 調査結果

平成16年度と同様にいずれも適正な支出と認められる。

(3) 事務所費 700,000 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費あり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
-------	-------	----

賃貸料	700,000
-----	---------

③ 調査結果

平成 17 年 6 月からは党が 1 ヶ月 19,000 円で賃借している駐車場のうち 1 台分 10,000 円を分担しているとのことであるが、対外的には党が全て支払っており、党との間に賃貸借契約書が作成されておらず、客観的に支出を裏付ける資料はないと認められる。しかも駐車場は自己使用目的である。従って、700,000 円全額が目的外支出である。

(4) 事務費 687,675 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
交通費(ガソリン代 領収額の7割を計上)	134,429	
事務機器(電話ファックス機)リース料 12ヶ月分等	553,246	

③ 調査結果

イ. ガソリン代は平成 16 年度と同様 1/2 である 96,020 円が適正であり、これを超える 38,409 円は目的外支出である。

ロ. その余の支出はいずれも適正と認められる。

(5) 人件費 1,020,000 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
府政事務所事務員(政務調査活動)	1,020,000	

③ 調査結果

平成 16 年度と同様適正な支出と認められる。

(6) 小括

調査研究費のうち 1,320,000 円、事務所費のうち 700,000 円、事務費のうち 38,409 円の合計 2,058,409 円が目的外支出である。

28 小沢 福子 議員

平成16年度

(1) 調査研究費 6,500円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して、立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
管外調査旅費 H16. 8. 3 1~9. 1	6,500	鳥取県智頭町

③ 調査結果

鳥取県智頭町西谷新田地区における町起こしの現状、県が果たした役割についての第53回新田カルチャー講座への調査旅費として適正である。

(2) 広報費 1,442,119円

① 請求人の主張

内容が不明あるいは目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
広報紙発行経費	1,442,119	広報紙印刷代等

③ 調査結果

議会活動及び府政に関する政策等を広報する地域をつなごうNo.42~44、ミニレターの印刷、発送代、インターネット使用料であり、いずれも適正な支出であると認められた。

(3) 事務所費 1,200,000円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政策活動などのための固定した事務所であり、使途基準に反し、違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
-------	-------	----

賃貸料 H16. 4～H17. 3	1,200,000	
-------------------	-----------	--

③ 調査結果

事務所は1ヶ月20万円で賃借しており、後援会と按分して1/2の120万円を計上しており、適正な支出である。

(4) 事務費 1,427,345 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
通信費(FAX代、電話代12ヶ月)	370,571	
リース料(コピー機) 25,830 円×12 ヶ月	309,960	
〃 (電話機) 8,295 円×12 ヶ月	99,540	
コピーチャージ	113,981	
発送費等	512,042	
事務用品費 その他 82件	21,251	

③ 調査結果

通信費、リース料、コピーチャージについては 370,571 円、309,960 円、99,540 円、113,981 円の合計 894,052 円が計上されているが、後援会部分と按分して、その1/2に当たる 447,026 円が適正な支出であり、その余の 447,026 円は目的外支出である。

事務用品費その他 82 件のうち、慶弔袋、のし4件合計 810 円、領収書 2 件 936 円、関連団体のカレンダー購入 1 件 1,500 円の 3,246 円が目的外支出であり、その余は適正であると認められた。

その他の支出はいずれも適正と認められた。

(5) 人件費 1,677,680 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員(政務調査活動)	1,677,680	

③ 調査結果

事務員2名の人件費である5,533,897円の1/3に相当する1,677,680円を政務調査費として支出しており、適正であると認められた。

(6) 小括

事務費のうち450,272円が目的外支出である。

平成17年度

(1) 調査研究費 0円

使途内容等	金額(円)	備考
	0	

(2) 広報費 1,569,121円

① 請求人の主張

内容が不明であり、目的外支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
広報紙発行経費等	1,556,121	広報紙印刷代等
広報活動	13,000	看板代

③ 調査結果

広報誌地域をつなごうNo.45～48の印刷、発送代、ネットエイジ契約料は適正であるが、看板代13,000円は政務調査のための広報費とはいえず、目的外支出である。

(3) 事務所費 1,200,000円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動のための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
賃貸料 H17.4～H18.3	1,200,000	

③ 調査結果

平成16年度と同様適正な支出であると認められた。

(4) 事務費 1,520,371円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法である。政務調査費など支出ゼロで152

万円事務費不自然である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
通信費(FAX代、電話代12ヶ月)	329,287	
リース料(コピー機) 25,830円×12ヶ月	185,976	
〃(電話機) 8,295円×12ヶ月	51,429	
コピーチャージ	89,829	
発送費等	248,939	
事務用品費 その他 219件	614,911	

③ 調査結果

通信費、リース代、コピーチャージとして計上されている 329,287 円、185,976 円、51,429 円、89,829 円の合計 656,521 円は後援会部分と按分して、その 1/2 に当たる 328,260 円が適正な支出であり、その余の 328,261 円は目的外支出である。

事務用品費その他 219 件、614,911 円中、名刺 2 件 9,000 円、府住申込書郵送料 5,260 円、記念式典 15,000 円、ナヌム上映会 2,000 円、檄文通信費 200 円、図書カード 10,000 円、年会費 1,000 円、整備費(エンジンオイル代) 6,720 円、大阪歴史懇談会年会費 5,000 円、カレンダー1,000 円、高槻カラオケ文化協会参加費 6,000 円、商団連互礼会 7,000 円、商工組合新年会 7,600 円、社労士への支払手数料 30,000 円、領収書 2 件 826 円の合計 106,606 円はいずれも政務調査との関連がなく目的外支出である。その余は適正な支出であると認められた。

(5) 人件費 1,932,046 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり全額目的外支出。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員(政務調査活動)	1,932,046	

③ 調査結果

平成 16 年度と同様政務調査活動を補助する事務員に対する適正な支出であると認

められた。

(6) 小括

広報費のうち 13,000 円、事務費のうち、434,867 円の合計 447,867 円が目的外支出である。

29 尾辻 かな子 議員

平成16年度

(1) 調査研究費 237,720 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して、立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
年会費 .JP	81,030	インターンシップ派遣事業
研修会参加費他	33,670	
交通費	123,020	ハイウェイカード他

③ 調査結果

- イ. インターンシップ派遣事業に関する年会費.JP81,030 円は議員の政務調査研究に資するとはいえず、目的外支出である。
- ロ. ハイウェイカード他交通費 123,020 円は按分されてはいるが、詳細不明であり、120,000 円を超える 3,020 円は目的外支出である。
- ハ. その他の支出は適正と認められる。

(2) 広報費 2,136,876 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
広報紙発行経費等	2,136,876	

③ 調査結果

広報紙を年3~5回発行しており、9/10で按分されていて、いずれも適正な支出と認められる。

(3) 事務所費 1,079,443 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
賃貸料等	1,079,443	

③ 調査結果

事務所は賃料・共益費込みで月額 123,000 円であり、その他の支出も含め全て 1/2 に按分されていて適正な支出と認められる。

(4) 事務費 1,029,076 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務用品費等	926,416	
駐車場代(事務所)	102,660	

③ 調査結果

イ. 駐車場代 102,660 円は 1/2 に按分されてはいるが、事務員専用であり、来客用と言えず、目的外支出である。

ロ. その他の支出は 9/10 に按分されていて、いずれも適正な支出と認められる。

(5) 人件費 1,915,000 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員(政務調査活動、後援会活動)	1,915,000	

③ 調査結果

1 名分 3,250,000 円を 50%~67%で按分しており、適正な支出と認められる。

(6) 小括

調査研究費のうち 84,050 円、事務費のうち 102,660 円の合計 186,710 円が目的外支出である。

平成17年度

(1) 調査研究費 232,519 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して、立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
年会費 .JP	40,315	
年会費等	61,190	
調査旅費	131,014	回数券、ETC 料金等

③ 調査結果

- イ. 平成16年度同様、.JPの年会費40,315円は目的外支出である
- ロ. 回数券等交通費131,014円は詳細不明であるので、120,000円を超える11,014円が目的外支出である。
- ハ. その他の支出はいずれも適正と認められる。

(2) 広報費 1,712,534 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
広報紙発行経費	1,712,534	

③ 調査結果

いずれも適正な支出と認められる。

(3) 事務所費 1,108,379 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
-------	-------	----

賃貸料等	1,040,129	
警備費(セコム)	68,250	

③ 調査結果

- イ. 警備費 68,250 円は 1/2 に按分されているが、通常必要な経費とは認められず、目的外支出である。
- ロ. その他の支出はいずれも適正と認められる。

(4) 事務費 957,289 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務用品費等	846,074	
駐車場代(事務所)	111,215	

③ 調査結果

- イ. 駐車場代 111,215 円は平成 16 年度同様目的外支出である。
- ロ. その他の支出は 9/10 で按分されていて、いずれも適正と認められる。

(5) 人件費 1,222,642 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員(政務調査活動、その他事務)	171,000	
事務員(政務調査活動、後援会活動)	1,120,000	

③ 調査結果

平成 16 年度と金額も、按分率も変わっているが、第三者であり、支払いを否定するまでの資料はない。

(6) 小括

調査研究費のうち 51,329 円、事務所費のうち 68,250 円、事務費のうち 111,215 円の合計 230,794 円が目的外支出である。

30 かけはし 信勝 議員

平成16年度

(1) 調査研究費 59,630 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して、立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
交通費	59,630	

③ 調査結果

詳細不明で資料がないが、本件監査基準により12万円の範囲内であるので、適正な支出と認められる。

(2) 広報費 985,385 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
印刷費	739,735	
送料	245,650	

③ 調査結果

イ. 印刷費 739,735 円については、広報紙として「府政かけはしレポート」8ページもの 10,000 部を発行しており、平成16年11月15日に納入され、印刷代 1,479,470 円が発生し、これを支払い、その 1/2 を計上していることが認められ、適正な支出と認められる。

ロ. 12/10 の送料についてはこれを裏付ける資料がないが、平成17年12月に発行した分は 24,000 部でそのうち 14,000 部を単価 15 円でポストインしている資料があるので、この割合で 1/2 の 5,000 部を単価 15 円でポストインしたとすると 75,000 円の費用が発生し、その 1/2 に当る 37,500 円を要したものと認められるから、これを超える 208,150 円の支出は認められない。

(3) 事務所費 1,054,426 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
家賃	720,000	
光熱費	334,426	

③ 調査結果

平成16年、17年当時は現在のビルの2Fを賃料月額50,000円、共益費10,000円、電気代別途で賃借していたとのことで、後援会事務所との兼用はない。再発行を受けた領収証によると、家賃、光熱費とも適正な支出と認められる。

(4) 事務費 1,285,299 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
コピー機リース料	453,600	
備品購入代・事務用品費	831,699	

③ 調査結果

- イ. コピー機リース料453,600円は提出された通帳のコピーにより適正な支出と認められる。
- ロ. 備品購入代、事務用品費のうち、通帳で支出が確認される携帯電話代123,151円は1/4の限度の30,787円は適正と認め、その余の92,364円は目的外支出である。
- ハ. インターネット代は通帳で支出が確認できる42,934円の限度で適正と認める。
- ニ. 831,699円のうちロ. ハ. を除く665,614円は詳細不明であるので、本件監査基準により12万円を超える545,614円が目的外支出と認める。

(5) 人件費 1,800,000 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務所全般のルーチン処理 業務および政策関連調査補 助業務	1,800,000	

③ 調査結果

1名を雇用しており、平成17年3月31日付で1年分3,000,000円の一括領収証が提出されているが、第三者であり、1/2に按分されていて、支出が認められないとまでは言えない。

(6) 小括

広報費のうち208,150円、事務費のうち637,978円の合計846,128円が目的外支出である。

平成17年度

(1) 調査研究費 502,359 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して、立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
交通費	502,359	

③ 調査結果

詳細不明であるので、本件監査基準により12万円を超える382,359円が目的外支出である。

(2) 広報費 1,624,310 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
印刷費	1,378,660	
送料	245,650	

③ 調査結果

イ. 印刷費は府会かけはしれぽと24,000部の発行費であり、請求書から適正な支出と認められる。

ロ. 送料245,650円については、上記印刷費の中にポストイキング費用210,000円が含まれていて、この詳細が不明であり、領収証がないので、全額目的外支出と認めざるをえない。

(3) 事務所費 816,000 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
-------	-------	----

家賃	720,000	
光熱費	96,000	

③ 調査結果

- イ. 家賃は平成16年度同様適正な支出と認められる。
- ロ. 光熱費（電気代）は領収証によると平成17年4月から1ヶ月8,000円の定額となっており、平成16年度と比べて不自然ではあるが、減額となっているので、適正と認められる。

(4) 事務費 854,776円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
コピー機リース料	453,600	
備品購入代・事務用品費	401,176	

③ 調査結果

- イ. コピー機リース料は平成16年度と同様適正な支出と認められる。
- ロ. 備品購入代・事務用品費401,178円のうち、通帳コピーで確認できるコピー代87,484円は適正な支出と認められる。
- ハ. 携帯電話代156,771円は1/4の39,192円は適正と認め、その余の117,579円は目的外支出である。
- ニ. 401,176円のうちロ. ハの244,255円を除く156,921円は詳細不明であるので、12万円を超える36,921円は目的外支出と認める。

(5) 人件費 1,500,000円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務所全般のルーチン処理業務および政策関連調査補	1,500,000	

助業務		
-----	--	--

③ 調査結果

平成18年1月31日で領収証が提出された3,000,000円を1/2で按分しており、適正な支出と認められる。

(6) 小括

調査研究費のうち382,359円、広報費のうち245,650円、事務費のうち154,500円の合計782,509円が目的外支出である。

31 柏原 賢祥 議員

平成16年度

(1) 調査研究費 154,669 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
管内調査旅費 5/23	25,092	
交通問題調査活動 8/21	12,000	
無形文化財調査 9/18	20,000	
街づくり調査研究 2/20	97,577	

③ 調査結果

管内調査旅費は議員の故郷へ行ったもので、民営国民宿舎に宿泊することが府政としての街づくりとどのように結びつくのか不明であり、目的外支出と認められる。交通問題調査活動は、歩道橋設置を要望する地元の人達と地元ホテルで会食をした費用であり、政務調査のためとは認めがたい。目的外支出である。無形文化財調査とは、議員の地元の保存会の人達と会食をしているが、支出額 2 万円は同保存会の年会費との説明であり、年会費は政務調査の目的外支出である。街づくり調査研究は、府や市の OB も参加して地元の交通問題について話し合ったとのことであるが、飲食店 2 階でどのような内容について調査研究したのか合理的な説明がなく、また、議員が参加者 14 名の飲食費を支出する形態からしても調査研究とは馴染みにくく、政務調査目的の支出とは認めがたい。

(2) 広報費 105,000 円

① 請求人の主張

日常議員活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
府政だより印刷代	105,000	

③ 調査結果

広報誌として、「柏原府政だより」B4 版両面印刷のものを、年 2 回程、1 万～1 万

2千部発行している。配布は友人や市議が分担して支持者に各戸配布している。適正な支出と認められる。

(3) 事務所費 2,243,817円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
賃貸料	900,000	
リース代(車)	759,780	
駐車代	204,000	
ガソリン代	108,702	
タクシー代	15,120	
その他諸費等	136,715	
高速道路代	71,500	
Kカード代	48,000	

③ 調査結果

事務所は民間からの賃貸で、後援会活動はしていない。賃料は月75,000円であり、契約書及び領収書もあり、適正な支出である。リース車は事務所で使っているとのことであるが、本件監査基準により1/2を超える379,890円は目的外支出である。駐車場代は事務所近くに1台分借りており、議員及び来客兼用で1/2で按分し、102,000円は目的外支出と認められる。ガソリン代は、1/4を超える81,526円を目的外支出と認める。タクシー代・高速道路代・Kカード代は、使途の詳細が不明で政務調査との関連性が特定できないため、合計が年間12万円の範囲内で適正と認められ、これを超える14,620円は目的外支出である。その他諸費等136,715円は詳細不明のため、本件監査基準に照らし年間12万円の限度で適正と認め、これを超える16,715円は目的外支出と認める。

(4) 事務費 1,587,386円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
コピー機リース代	264,600	
通信費(電話・FAX 代)	489,427	
光熱水費	168,952	
事務費等その他	664,407	

③ 調査結果

コピー機リース代は適正と認められる。通信費のうち、添付の領収書によれば事務所の固定電話代が 64,141 円で、携帯電話代が 114,994 円であって、合計は 179,135 円である。FAX は電話代として請求されるもので、調査書記載の通信費(電話・FAX 代)489,427 円は、179,135 円を超える 310,292 円の部分につき資料がなく、目的外支出と認められる。さらに、資料の添付されている携帯電話代 114,994 円は按分が必要であって、本件監査基準に照らし 1/4 を超えた 86,245 円は目的外支出と認める。よって、通信費のうち、396,537 円が目的外支出と認められる。光熱水費は適正と認められる。事務費等その他は、内容が不明であり、本件監査基準に照らし年間 12 万円の限度で適正と認め、これを超える 544,407 円は目的外支出と認められる。

(5) 人件費 760,000 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員雇用経費(年間)	760,000	

③ 調査結果

事務職員 1 人の給与であり、後援会活動を行っていないことを考慮すれば、適正な支出と認められる。

(6) 小括

調査研究費のうち、154,669 円、事務所費のうち、594,751 円、事務費のうち、940,944 円の合計 1,690,364 円が目的外支出である。

平成17年度

(1) 調査研究費 158,910 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
調査・懇談 5/8	11,900	
調査・懇談 6/3	20,990	
管外調査 6/11	35,435	
管外調査 6/18	22,800	
調査・懇談 6/25	25,500	
管外調査 7/23	24,285	
調査・懇談 8/4	18,000	

③ 調査結果

調査・懇談 5/8 は、飲食店で密集地対策につき店長・町会長の三人で飲食歓談したもの、同 6/3 は飲食店で商店会振興策について商店会会長ら 5 人と飲食歓談したもの、同 6/25 は飲食店でヒートアイランド対策について市会議員や〇〇市の職員と飲食歓談したもの、同 8/4 は箕面山荘で宿泊し、〇〇会(昭和 22～23 年生)のメンバーと自分たち団塊の世代の生き方につき懇談したもので、いずれも政務調査と認めがたく目的外支出である。

管外調査 6/11 は千代田区のポイ捨て禁止条例の効果を視察しに東京へ行ったものであるが、調査研究とは言い難く目的外支出である。同 6/18 は、将来の街づくりのために震災に強い町のパビリオンを見て、国会議員と懇談したもので、これも調査研究とは言い難く、目的外支出である。同 7/23 は、〇〇祭を見に観光で行ったもので、明らかに目的外支出である。

(2) 広報費 0 円

使途内容等	金額(円)	備考
	0	

(3) 事務所費 2,427,205 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
賃貸料	900,000	
リース代(車)	759,780	
駐車代	204,000	
タクシー・ガソリン代	147,522	
高速道路代	20,150	
Kカード代	52,000	
その他諸費等	343,753	

③ 調査結果

前年度同様、賃貸料は、適正な支出である。リース代(車)は1/2を超える379,890円は目的外支出である。駐車場代は1/2で按分し、102,000円は目的外支出と認められる。本年度はガソリン代は別に分けられていないため、ガソリン代も含め、タクシー代・高速道路代・Kカード代合計のうち、本件監査基準に照らし年間12万円の範囲内で適正と認め、これを超える99,672円は目的外支出である。その他諸費等343,753円も詳細不明のため、本件監査基準に照らし年間12万円の限度で適正と認め、これを超える223,753円は目的外支出と認める。

(4) 事務費 1,181,031円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
コピー機リース代	264,600	
通信費(電話・FAX代)	414,603	
光熱水費	287,926	
その他・雑費等	213,902	

③ 調査結果

コピー機リース代は適正と認められる。通信費のうち、添付の領収書によれば事

務所の固定電話代が 108,076 円で、携帯電話代が 84,043 円であって、合計は 192,119 円である。FAX は電話代として請求されるもので、調査書記載の通信費(電話・FAX 代)414,603 円は、192,119 円を超える 222,484 円の部分につき資料がなく、目的外支出と認められる。さらに、資料の添付されている携帯電話代 84,043 円は按分が必要であって、本件監査基準に照らし 1/4 を超えた 63,032 円は目的外支出と認める。よって、通信費のうち、285,516 円が目的外支出と認められる。光熱水費は適正と認められる。事務費等その他は、内容が不明であり、本件監査基準に照らし年間 12 万円の限度で適正と認め、これを超える 93,902 円は目的外支出と認められる。

(5) 人件費 840,000 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員雇用経費(年間)	840,000	

③ 調査結果

前年度と変化なく、適正な支出と認められる。

(6) 小括

調査研究費のうち、158,910 円、事務所費のうち、805,315 円、事務費のうち、379,418 円の合計 1,343,643 円が目的外支出である。

32 釜中 与四一 議員

平成16年度

(1) 調査研究費 260,350 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して、立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
行財政調査研究交通費 5/21	56,600	阪神高速通行回数券
〃 5/28	5,700	〃
〃 8/18	56,600	〃
〃 8/24	2,700	駐車料金
〃 11/15	56,600	阪神高速通行回数券
環境情報調査費 12/13	50,000	かんきょう新聞購読及び視察費
研究交通費 2/14	6,840	タクシー代
〃 2/28	25,310	阪神高速通行回数券

③ 調査結果

- イ. 水資源に関心を持っており、環境情報調査費としてのかんきょう新聞購読費 50,000 円は適正な支出と認められる。
- ロ. その他に交通費として計上されている 210,350 円は詳細不明であり、本件監査基準により 120,000 円の限度で適正であるが、その余の 90,350 円は目的外支出である。

(2) 広報費 131,517 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
広報誌掲載経費 5/28	29,767	議会活動記事掲載代
政策看板経費 9/16	36,750	府政策啓蒙看板制作代
議会活動報告経費 3/14	65,000	報告書印刷代

③ 調査結果

- イ. 議会活動記事掲載代は折込代であり、報告書印刷代とともに適正な支出と認められる。
- ロ. 看板代 36,750 円は、政務調査に必要性、関連性があるとは認められず、目的外支出である。

(3) 事務所費 914,142 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
賃貸料	914,142	

③ 調査結果

平成 16 年当時は堺市宿院のビルを賃料 57,750 円、共益費 5,000 円で賃借し、電気、ガス、水道代と合わせて支払っていた。後援会と兼用していたので 1/2 を超える 457,071 円は目的外使用である。

(4) 事務費 1,017,106 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
通信費(切手、ハガキ、電子郵便、資料等送料)	310,340	
燃料費(ガソリン)	484,596	
事務用品(DCアダプター)	5,145	
〃(コピー機部品)	44,625	
事務用品代	10,000	
車両修理代	162,400	

③ 調査結果

- イ. 通信費のうち、電報代が 73,200 円に達しており、詳細不明で慶弔用と思われ、目的外支出である。
- ロ. 燃料費は私用にはほとんど乗らないとのことであるが、年間 484,596 円に達し、6 万円を超える月もあり、全額政務調査費用とは到底認められず、本件監査基準により、1/4 の 121,149 円の限度で適正であり、その余の 363,447 円は目的外支出である。
- ハ. 事務用品は適正な支出と認められる。
- ニ. 本件監査基準により車両修理代 162,400 円は目的外支出である。

(5) 人件費 2,880,000 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員(政務調査活動、後援会活動) H16. 4. 1~H17. 3. 31	2,880,000	

③ 調査結果

事務員は 2 人で、1 人は議員の子供で、月額 20 万円、もう 1 人は臨時雇いで月額 4 万円支払っているとのことであり、源泉徴収票及び領収証が提出されているので、本件監査基準により、1/2 の限度の 1,440,000 円は適正であるが、その余の 1,440,000 円は目的外支出である。

(6) 小括

調査研究費のうち 90,350 円、広報費のうち 36,750 円、事務所費のうち 457,071 円、事務費のうち 599,047 円、人件費のうち 1,440,000 円の合計 2,623,218 円が目的外支出である。

平成17年度

(1) 調査研究費 158,270円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して、立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
行財政調査研究交通費 4 /27	12,000	阪神高速通行回数券
〃 6/30	12,600	〃
〃 〃	12,000	〃
〃 9/1	20,370	〃
〃 10/6	17,520	高速道路通行代、タクシー代
〃 11/22	24,600	〃
〃 〃	3,600	〃
〃 2/9	50,000	かんきょう新聞購読費
	5,580	コンパスカード、タクシー代

③ 調査結果

- イ. 平成16年度と同様かんきょう新聞購読費 50,000円は適正な支出と認められる。
- ロ. その他の交通費 108,270円も本件監査基準に照らし12万円の範囲内であり、適正な支出と認められる。

(2) 広報費 0円

使途内容等	金額(円)	備考
	0	

(3) 事務所費 891,324円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
賃貸料	891,324	

③ 調査結果

平成16年度と同様 891,324 円の 1/2 を超える 445,662 円は目的外支出である。

(4) 事務費 1,165,952 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
燃料費(ガソリン)	828,802	
通信費、メール便、ハガキ購入	266,170	
リース料、ファックス、コピーリース代	70,980	

③ 調査結果

- イ. 燃料費 828,802 円は平成16年度よりさらに高額で1ヵ月 120,000 円を超える月もあり、本件監査基準により、1/4 を超える 621,601 円は目的外支出である。
- ロ. その余の支出は適正と認められる。

(5) 人件費 3,570,000 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員(政務調査活動、後援会活動) H17. 4. 1~H18. 3. 31	3,120,000	

補助員(政務調査活動、後援会活動) H17. 4. 1~H18. 3. 31	450,000	
--	---------	--

③ 調査結果

3,120,000 円は2名の人件費であり、源泉徴収票、領収証が提出されており、本件監査基準により、1/2 の限度の 1,560,000 円は適正であるが、その余は目的外支出であり、450,000 円については詳細不明であり、目的外支出と認められる。

(6) 小括

事務所費のうち、445,662 円、事務費のうち 621,601 円、人件費のうち 2,010,000 円の合計 3,077,263 円が目的外支出である。

33 川合 通夫 議員

平成16年度

(1) 調査研究費 333,991 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して、立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
ホームレスフォーラム会議	37,380	東京、大阪合同会議 予算 要望
	30,000	(宿泊費及交通費)
議員政策会議 5名	32,176	ホテル
シンポジウム	40,000	(大阪をどうする日本をどう するシンポジウム)
教育文化委員会調査視察	30,000	東京出張費
中華街構想懇談	12,600	難波地域中華街構想に 関する意見交換 中華総合 関連
	40,000	
地元関係対策	22,400	飲食店
タクシー及駐車料 他	89,435	

③ 調査結果

- イ. ホームレスフォーラム会議はホームレス対策に対する会議に参加し、自立支援のために関係各省を回ったもので、宿泊費等 5 万円のうち 3 万円を計上している点については疑問の余地もあるが、全体として適正な支出と認められる。
- ロ. 議員政策会議 32,176 円は〇〇議員連盟の議員 5 名が飲食したもので、その明細をみるともっぱら飲食を目的としたものと思われ、目的外支出である。
- ハ. シンポジウム 40,000 円は国際会議場で講演後パーティーが開催されたもので金額が高額であり、講演及びパーティー代としては合計 1 万円が適正であり、その余は目的外支出である。
- ニ. 教育文化委員会調査は日比谷の養護学校、文科省を訪れたもので、適正な支出と認められる。
- ホ. 中華街構想に付する意見交換の 12,600 円は会場費とコーヒー代で適切な支出と認められるが、4 万円は二次会の費用であり、目的外支出である。

- ハ. 地元関係対策 22,400 円は 3 名が参加しているが、領収証をみると生ビール 6 個、酒その他 5 個、料理 5,250 円×3 となっていて駐車問題について意見交換したとしても、主に飲食を目的とするものと認められ、全額目的外支出である。
- ト. タクシー代及び駐車料ほか 89,435 円は全額詳細不明であるが、本件監査基準により 120,000 円の範囲内であるので、適正と認める。

(2) 広報費 444,749 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
広報紙発行経費等	444,749	

③ 調査結果

府議会便り及び自らの広報紙等に関する支払いであり、全額適正な支出と認められる。

(3) 事務所費 1,278,503 円

① 請求人の主張

日常議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
賃貸料(光熱水費込み)	1,200,000	
茶葉、コーヒー、電話他雑費 10件	78,503	

③ 調査結果

- イ. 事務所は光熱水費込みで月額 20 万円で賃借しており、1/2 の按分は適正な支出と認められる。
- ロ. 茶葉等詳細は不明であるが、金額に照らし、不相当とはいえない。

(4) 事務費 570,121 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務用品、事務機器(コピー)等	570,121	

③ 調査結果

通信費、事務用品ともに 1/2 に按分されており、適正な支出と認められる。

(5) 人件費 1,514,327 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員(政務調査活動)1名分	1,461,700	
労災保険	40,000	
電話代(項目ちがい)	12,627	

③ 調査結果

事務員は 2 名おり、後援会は男性が一手に引き受けており、女性が政務調査活動専門とのことであるが、交通費込みで年間 1,461,700 円、労災保険 82,620 円の支払いを示すものがない。平成 17 年度源泉徴収票によると、支払額は 995,400 円となっており、その限度では適正な支出と認められる。これを超える 548,920 円は目的外支出である。電話代 12,627 円はその支払いを示すものがない。

(6) 小括

調査研究費のうち 124,576 円、人件費のうち 561,547 円の合計 686,123 円が目的外支出である。

平成17年度

(1) 調査研究費 1,061,180円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して、立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
海外行政調査	520,000	アメリカ・サンアントニオ行政視察(H17/6/11~6/17)
東京ホームレス会議	60,000	ホームレスフォーラム予算陳情(1泊2日交通費、宿泊代)
ホームレス対策勉強会	85,752	ホームレス現状視察、勉強会 ホームレス対策東京大阪合同会議
〇〇クラブ	15,568	
東京出張旅費	50,000	環境問題調査陳情
上海視察出張費	50,000	上海市内及施設視察(建設部品製造組合関係)
〇〇区議員団会費(H17.1~H17.12)	120,000	〇〇区内市府会議員団による地域対策に関する費用
タクシー代他	159,860	11ヶ月分

③ 調査結果

- イ. アメリカ・サンアントニオ行政視察は、自由民主党大阪府議会議員団による水都大阪に関する行政調査旅費であり、適正な支出である。
- ロ. ホームレスフォーラム予算陳情は、表現が適切ではないが、ホームレス議員連盟の会長として、ホームレス対策、ホームレスをなくす運動のため、厚労省、国交省を訪問したもので、適正な支出と認められる。
- ハ. ホームレス対策勉強会は、合同会議後、山谷地区等を視察したもので、適正な支出である。
- ニ. 〇〇倶楽部は異業種交流の研修会費用であり、適正な支出と認められる。
- ホ. 環境問題調査陳情についての東京出張旅費は、アスベスト問題につき環境省を訪問し、横浜の工場跡地を視察したもので、適正な支出と認められる。
- ヘ. 上海視察出張費は、地元の建設部品製造組合関係者と一緒に友好都市である上海

を訪問し、副市長と会見し、工場視察したもので1/2の計上であり、適正な支出である。

- ト. ○○区議員団会費は、○○区長を事務局長とする超党派の○○区を考える集いの月1万円の割合による会費であり、調査研究に当たるか疑問はあるが、不適正とまでは言えない。
- チ. タクシー代他159,860円は本件基準により12万円の限度で適正であり、これを超える39,860円は目的外支出である。

(2) 広報費 241,382円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
機関紙折込代	143,472	府政ニュース折込代
レタックス	97,910	

③ 調査結果

- イ. 府政ニュース折込代は適正な支出と認められる。
- ロ. レタックス97,910円は詳細不明であり慶弔用と思われ、全額目的外支出である。

(3) 事務所費 1,424,362円

① 請求人の主張

日常議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
賃貸料	1,200,000	
電話料金	141,816	
車両修理代その他2件	82,546	

③ 調査結果

- イ. 賃貸料は平成16年度と同様適正な支出と認められる。
- ロ. 電話料金も1/2の按分であり、適正な支出と認められる。
- ハ. 車両修理代その他2件82,546円は本件基準により目的外支出である。

(4) 事務費 330,604 円

① 請求人の主張

日常議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
通信費(切手、郵便代)	182,844	
事務用品、コピー代12ヶ月分	147,760	

③ 調査結果

- イ. 通信費は 1/2 に按分されており、適正な支出と認められる。
- ロ. 事務用品、コピー代 12 カ月分は按分もなく、本件基準により 12 万円の限度で適正な支出であり、27,760 円は目的外支出である。

(5) 人件費 1,401,740 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員(政務調査活動) 1人分	1,296,740	
雇用保険	105,000	

③ 調査結果

- イ. 事務員の人件費 1,296,740 円については、源泉徴収票が提出されている 995,400 円は適正な支出であるが、その余の 301,340 円は目的外支出である。
- ロ. 雇用保険 105,000 円は領収書があり、適正な支出と認められる。

(6) 小括

調査研究費のうち 39,860 円、広報費のうち 97,910 円、事務所費のうち 82,546 円、事務費のうち 27,760 円、人件費のうち 301,340 円の合計 549,416 円は目的外支出である。

34 岸上 しずき 議員

平成16年度

(1) 調査研究費 2,640,000 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して、立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
調査委託費	2,640,000	府の事務及び行財政に関する調査委託

③ 調査結果

調査委託の実質は議員団事務局職員の人件費であり、会派との委託契約書、会派からの業務報告書もなく、本件監査基準により 1/2 を超える 1,320,000 円は目的外支出である。

(2) 広報費 52,080 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
広報紙発行経費	52,080	広報紙印刷代

③ 調査結果

府政レポートの発行経費であり、適正な支出と認める。

(3) 事務所費 1,618,689 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
賃貸料	1,443,600	

光熱水費	175,089	
------	---------	--

③ 調査結果

- イ. 事務所は賃料月額 90,000 円、駐車場を 3 台分 1 台 10,000 円で賃借しており、契約書もある。駐車場は 3 台とも来客用と認められるので、いずれも適正な支出と認められる。
- ロ. 光熱水費も適切な支出と認められる。

(4) 事務費 550,098 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
通信費等	550,098	

③ 調査結果

いずれも適正な支出と認める。

(5) 人件費 960,000 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員給料(政務調査活動)	960,000	

③ 調査結果

1 ヶ月 80,000 円で雇用しており、賃金台帳も作成されているので適切な支出と認められる。

(6) 小括

調査研究費のうち 1,320,000 円が目的外支出である。

平成17年度

(1) 調査研究費 2,640,000 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して、立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
調査委託費	2,640,000	府の事務及び行財政に関する調査委託

③ 調査結果

平成16年度と同様の理由により1/2を超える1,320,000円は目的外支出である。

(2) 広報費 0 円

使途内容等	金額(円)	備考
	0	

(3) 事務所費 1,628,268 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
賃貸料等	1,618,238	
大掃除ごみ処理料	10,030	

③ 調査結果

イ. 大掃除ごみ処理料10,030円が使途基準に定める事務所の管理に関する通常の経費に当るか疑問はあるが、関連性がないともいえず、一応適正な支出と認める。

ロ. その他の支出は適正と認める。

(4) 事務費 563,545 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
通信費等	563,545	

③ 調査結果

いずれも適正な支出と認められる。

(5) 人件費 960,000 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員給料(政務調査活動)	960,000	

③ 調査結果

平成 16 年度と同様適正な支出と認める。

(6) 小括

調査研究費のうち 1,320,000 円が目的外支出である。

35 北川 法夫 議員

平成16年度

(1) 調査研究費 535,770 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して、立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
管内管外調査旅費	535,770	タクシー代、駐車場代 他

③ 調査結果

支出は全てタクシー代、駐車場代、高速料及び高速回数券であり、詳細不明であるので、本件監査基準により12万円を超える415,770円が目的外支出である。

(2) 広報費 956,004 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
広報経費等	939,624	
名刺代	16,380	

③ 調査結果

- イ. 広報経費等は適正な支出と認められる。
- ロ. 名刺代16,380円は本件基準により目的外支出である。

(3) 事務所費 176,400 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
駐車場代(12ヶ月)	176,400	

③ 調査結果

1台分（月額14,700円）であるが、来客兼用であり、1/2を超える88,200円は目的外支出である。

(4) 事務費 1,532,600円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
通信費等	1,052,059	
消耗品代 他	108,267	
事務用品代 他	35,452	
コピー機他リース代金	336,822	

③ 調査結果

イ. 通信費等は、適正な支出と認められる。

ロ. 消耗品代他、事務用品代他が帳簿のどれに該当するのか明らかではないが、1/3に按分された金額が計上されているとすれば、この合計143,719円のうち自動車保険料104,410円が目的外支出となる。

ハ. コピー機他リース代金は按分されておらず、1/2を超える168,411円は目的外支出である。

(5) 人件費 2,760,000円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員(政務調査活動)	1,800,000	
〃(政務調査活動、後援会活動)	960,000	

③ 調査結果

事務員のうち1名は政務調査専従で月額15万円、1名は兼務しているが、政務調査費から月額8万円、後援会から月額5万円～7万円の支払いを受けており、領収証が提出され、政資金収支報告書にも後援会からの支払分が記載されているので、いずれも適正な支出であると認められる。

(6) 小括

調査研究費のうち415,770円、広報費のうち16,380円、事務所費のうち88,200円、事務費のうち272,821円の合計793,171円が目的外支出である。

平成17年度

(1) 調査研究費 767,801円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して、立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
管内管外調査旅費	767,801	タクシー代、駐車場代 他

③ 調査結果

平成16年度と同様本件基準により12万円を超える647,801円が目的外支出である。

(2) 広報費 880,110円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
広報経費等	870,660	
名刺代	9,450	

③ 調査結果

広報経費等870,660円は適正な支出である。名刺代9,450円は目的外支出である。

(3) 事務所費 176,400円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
駐車場代(12ヶ月)	176,400	

③ 調査結果

平成 16 年度と同様 1/2 を超える 88,200 円は目的外支出である。

(4) 事務費 1,449,439 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
通信費等	1,349,539	
自動車保険	99,900	

③ 調査結果

いずれも按分されており、按分比が不合理とまでは言えないが、自動車保険料 99,900 円の限度で目的外支出である。

(5) 人件費 2,760,000 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員(政務調査活動)	1,800,000	
〃(政務調査活動、後援会活動)	960,000	

③ 調査結果

平成 16 年度と同様に適正な支出と認められる。

(6) 小括

調査研究費のうち 647,801 円、広報費のうち 9,450 円、事務所費のうち 88,200 円、事務費のうち 99,900 円の合計 845,351 円が目的外支出である。

36 北口 裕文 議員

平成16年度

(1) 調査研究費 225,000 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
調査研究費	127,752	交通費
欧州視察	97,576	

③ 調査結果

調査研究費(交通費)は、いつ、どこへ、何の調査研究のために行った際の交通費か特定できないため、本件監査基準に照らして年間12万円の限度で支出を認め、これを超える7,752円は目的外支出と認める。欧州視察は、民主党議員団として、高齢者支援、子育て支援等のテーマで欧州視察したもので、相当な支出と認められる。

なお、調査書によれば調査研究費として225,328円を支出しており、収支報告書のそれを328円上回る支出をしていることから、これを控除した7,424円が目的外支出である。

(2) 広報費 296,650 円

① 請求人の主張

日常議員活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
ホームページ立上費用	72,000	
府政レポート	63,000	作成費用
府政レポート	31,500	チラシ作成費
府政報告	18,375	増し刷り分

③ 調査結果

ホームページは広報として相当と考えられる。広報誌として、府政レポート(A3版、折り畳んでA4版4頁)を発行しており、手配りで配布。チラシはA4版1枚も

の。いずれも領収書があり按分もなされており、適正な支出と認められる。府政報告の増し刷り分費用も適正であると認められる。

なお、広報費合計として 296,650 円と記載されているところ、上記明細合計 184,875 円を超える 111,775 円については、支出の明細が明らかでないため目的外支出と認められる。

(3) 事務所費 1,620,000 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
賃料	900,000	
ガソリン等	282,166	
車リース	189,223	
諸雑費	215,105	

③ 調査結果

事務所は〇〇株式会社からの賃借である。議員は当該会社から顧問料を取得しており、本件事務所の賃料及び後述する事務員の人件費等はこの顧問料から相殺により支払われており、政務調査費からの支出ではない。よって、賃料 90 万円は目的外支出と認められる。ガソリン等は、本件監査基準に照らし 1/4 の限度で適正と認め、これを超える、211,624 円は目的外支出と認める。車リースは本件監査基準に照らし 1/2 を超える 94,612 円を目的外支出と認める。諸雑費は詳細が不明のため、本件監査基準に照らし、年間 12 万円の限度で支出を認め、これを超える 95,105 円を目的外支出と認める。

(4) 事務費 973,603 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務用品	220,387	

通信費	174,432	
-----	---------	--

③ 調査結果

事務用品のうち、コンピューターリース 10,584 円及び複写機リース(リコーリース)136,836 円は相当な支出と認められる。その余の 72,967 円は雑多な用で個々の政務調査との関連を特定することは困難なため、本件監査基準に照らし年間 12 万円の限度で適正な支出と認められることから、72,967 円全額を適正な支出と認める。通信費は電話代、インターネット料金等であるが、按分されており、全額適正な支出と認められる。

(5) 人件費 2,476,800 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
秘書・事務	1,795,500	
臨時秘書・車両運転及び管理	680,000	

③ 調査結果

秘書・事務の事務員は、事務所費のところで前述したように、その給与は議員が同会社から受け取る顧問料から相殺により支払われている。よって、政務調査費から支出されておらず、全額目的外支出と認められる。臨時秘書・車両運転及び管理の者の仕事は、主に運転手であるが、政務調査の補助をすることがあることを考慮して、1/2 を超える 340,000 円を目的外支出と認める。

(6) 小括

議員が本件監査に当たって提出した調査書の事務所費、事務費、人件費の各費目中の記載金額が収支報告書の当該費目の記載金額をそれぞれ 33,506 円、578,784 円、1,300 円下回っており、その差額合計 613,590 円は、議員自ら返還を申し出たものと解される。さらに、提出された調査書の調査研究費のうち、7,424 円、広報費のうち、111,775 円、事務所費のうち、1,301,341 円、人件費のうち、2,135,500 円の合計 3,556,040 円が目的外支出であるから、前述の議員自ら返還を申し出た 613,590 円との合算額 4,169,630 円が最終的な目的外支出である。

平成17年度

(1) 調査研究費 245,720 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
調査研究費	154,470	交通費他
視察交通費	8,850	倉敷市 景観条例

③ 調査結果

調査研究費(交通費他)は、いつ、どこへ、何の調査研究のために行った際の交通費が特定できないため、本件監査基準に照らして年間12万円の限度で支出を認め、これを超える34,470円は目的外支出と認める。視察交通費は、倉敷市へ景観条例実施状況を視察のため出かけた際の交通費で、府政の街づくりに役立てるためのものとのことで、適正支出と認められた。

(2) 広報費 303,650 円

① 請求人の主張

日常議員活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
府政レポート作成費用	63,000	
ホームページ更新費用	52,500	
府政レポート作成費用	63,000	
府政報告	30,000	増し刷り分
レポートチラシ作成費用	52,500	

③ 調査結果

前年度と同様の広報活動を行っており、すべて適正な支出と認められる。

(3) 事務所費 1,560,000 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
賃料	900,000	
ガソリン等	334,760	
車リース	189,223	
諸雑費	242,621	

③ 調査結果

上記使途内容は 1,666,604 円であるが、収支報告書には 1,560,000 円を計上している。

事務所賃料 90 万円は、前年度のところで述べた理由と同じ理由により、全額目的外支出と認められる。ガソリン等は、本件監査基準に照らし 1/4 の限度で適正と認め、これを超える、251,070 円は目的外支出と認める。車リースは本件監査基準に照らし 1/2 を超える 94,612 円を目的外支出と認める。諸雑費は詳細が不明のため、本件監査基準に照らし、年間 12 万円の限度で支出を認め、これを超える 122,621 円を目的外支出と認める。目的外支出は 1,368,303 円であるが、1,666,604 円と 1,560,000 円の差額 106,604 円を控除し、1,261,699 円を目的外支出とする。

(4) 事務費 587,205 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務用品等	132,664	
通信費	222,569	

③ 調査結果

事務用品のうち、雑多な費用で個々の政務調査との関連を特定することは困難なため、本件監査基準に照らし年間 12 万円の限度で適正な支出と認め、これを超える 12,664 円を目的外支出と認める。通信費は電話代、インターネット料金等であるが、按分されており、全額適正な支出と認められる。

(5) 人件費 2,754,000 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
秘書・事務	1,680,000	
アルバイト 24 人	108,000	
臨時秘書・車両運転及び管理	680,000	
職員夜食	10,000	

③ 調査結果

秘書・事務の事務員は、前年度で述べた理由と同じ理由により全額目的外支出と認める。アルバイト 24 人の費用について、政務調査に必要な費用である旨の説明がなく目的外支出と認められる。臨時秘書・車両運転及び管理の者の費用については、前年度と同様の理由により、1/2 を超える 340,000 円を目的外支出と認める。職員については費用が定額であることから適正な支出と認める。

(6) 小括

議員が本件監査に当たって提出した調査書の調査研究費、広報費、事務費、人件費の各費目の記載金額が収支報告書の当該費目の記載金額をそれぞれ 82,400 円、42,650 円、231,972 円、276,000 円下回っており、その差額合計 633,022 円は、議員自ら返還を申し出たものと解される。さらに、提出された調査書の調査研究費のうち、34,470 円、事務所費のうち、1,261,699 円、事務費のうち、12,664 円、人件費のうち、2,128,000 円の合計 3,436,833 円が目的外支出であるから、前述の議員自ら返還を申し出た 633,022 円との合算額 4,069,855 円が最終的な目的外支出である。

37 北之坊 皓司 議員

平成16年度

(1) 調査研究費 606,790 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して、立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
調査研究委託料等	606,790	

③ 調査結果

いずれも適正な支出と認められる。

(2) 広報費 1,860,300 円

① 請求人の主張

日常議員活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
広報経費等	1,860,300	

③ 調査結果

いずれも適正な支出であると認められる。

(3) 事務所費 779,531 円

① 請求人の主張

自宅兼用と考えられる事務所への支出は違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務所借用料(4月～12月)	450,000	
事務所来客用駐車場借用料(4月～9月)	54,000	

光熱水費(H16. 4~H17. 3)	98,531	
---------------------	--------	--

③ 調査結果

- イ. 議員は平成16年12月まで〇〇が1ヵ月 196,000 円で賃借していたビルの1,2F 約 40 坪のうち 1F20 坪を使用し、後援会事務所と共同使用していた。〇〇との間に賃貸借契約書は作成されておらず、1F の借用料として、合計 10 万円を後援会と折半し、政務調査事務所分 5 万円を毎月支払っていたとするが、振込書等毎月支払われていたことを示す資料はない。事務所の維持運営に要する費用としては光熱水費を負担しており、このような借用料の支払い 450,000 円は目的外支出である。
- ロ. 来客用駐車場として〇〇が1ヵ月 34,600 円で賃借していた駐車場を共同で使用し、約 1/4 に当たる 9,000 円を負担していた。
この駐車場は事務所移転に伴い、平成 16 年 12 月末で明け渡し、収支報告書は 4 月から 9 月までの 6 ヶ月分 54,000 円のみ計上しているが、契約書もなく、毎月の支払実態も客観的に証明されず、目的外支出である。
- ハ. 光熱水費は、毎月末に 1 万円宛〇〇に仮払いし、3 月末に 1/2 の割合により同社と精算し、残金は返還を受けていた。平成 16 年度は 1/2 に当たる 98,531 円を負担しており、その支払いが不適正であるとはいえない。
- ニ. 当初収支報告書に事務所賃借料として 4 月から 3 月までの建物賃料 60 万円及び 4 月から 12 月までの駐車場負担金 81,000 円と光熱水費を合わせて 779,531 円を計上していたが、平成 19 年 4 月 6 日後記のとおり減額訂正した。

(4) 事務費 629,911 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
通信費(電話、ファックス料、12ヶ月)等	629,911	

③ 調査結果

通信費 70,391 円は政務調査事務所専用回線の電話、FAX 料である。事務用品のうち、デジタルカメラ、カラーレーザープリンターについてはいずれも後援会と 1/2 に按分しており、適正である。その他の事務用品の内容にも不適正な支出は認められ

ない。

(5) 人件費 623,600 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員（政務調査活動・後援会活動）	623,600	

③ 調査結果

すべて不適切とはいえない。

(6) 小括

事務所を平成 17 年 1 月から議員が建てたビルに移転し、平成 17 年 1 月から 3 月まで従前と同様の使用料 15 万円と 10 月から 12 月までの駐車場代 27,000 円を平成 16 年度収支報告書に計上していたが、平成 19 年 4 月 6 日この合計 177,000 円を事務所費から減額訂正し、大阪府に返還した。しかしながら、現在も事務所費で計上している 602,531 円のうち光熱水費 98,531 円を除く 504,000 円は目的外支出である。

平成17年度

(1) 調査研究費 632,920円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して、立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
調査研究委託料等	632,920	

③ 調査結果

調査研究委託料は平成16年度同様適正妥当な支出であり、その後も調査に伴う交通費等としていずれも適正妥当な支出であると認められる。

(2) 広報費 2,608,799円

① 請求人の主張

日常議員活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
広報経費等	2,608,799	

③ 調査結果

ホームページ制作管理費、活動報告書印刷、発送、配布に伴う費用であり、活動報告書については按分も不適正ではなく、全て適正妥当な支出と認められた。

(3) 事務所費 832,912円

① 請求人の主張

自宅兼用と考えられる事務所への支出は違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
光熱水費(H17.4~H18.3)等	124,912	

③ 調査結果

平成 17 年度も当初収支報告書には、事務所借用料として月額 5 万円及び駐車場使用量として月額 9,000 円合計 708,000 円と光熱水費を含め 832,912 円を計上していたが、平成 19 年 3 月 26 日平成 17 年度収支報告書の事務所費から 708,000 円全額を減額訂正した。

光熱水費 124,912 円の支払と精算方法は平成 16 年度と同様であり、事務所の維持運営に要する費用として適正な支出と認められた。

(4) 事務費 349,119 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
通信費(電話、ファックス料、12ヶ月)等	349,119	

③ 調査結果

いずれも適正妥当な支出と認められた。

(5) 人件費 636,025 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員(政務調査活動・後援会活動)	636,025	3人の雇用の内の1人を政務調査活動費で支給

③ 調査結果

3名雇用のうち、平成 16 年度と同じ 1 名分が計上されており、時給が 850 円に上がっているが、勤務及び支払実態があり、適性妥当な支出と認められた。

(6) 小括

事務所費の減額訂正により、現在、目的外支出は認められない。

38 京極 俊明 議員

平成16年度

(1) 調査研究費

① 使途内容 0円

使途内容等	金額(円)	備考
	0	

(2) 広報費 821,700円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別した広報と解すべきで、調査研究と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
調査状況報告書 5/29	23,100	ミニ通信等印刷代
調査状況報告書 11/10	11,000	報告書 印刷代
調査状況報告書 11/16	520,000	通信ハガキ代
調査状況報告書 12/24	40,800	〃 印刷代
調査状況報告書 2/18	226,800	ミニ通信・印刷代

③ 調査結果

広報活動としてハガキに記載するミニ通信とA3 1頁ものを発行しており、A3 1頁ものについては後援会と1/2に按分している。全て適正な支出と認められる。

(3) 事務所費 2,083,372円

① 請求人の主張

目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
賃貸料	1,943,400	
光熱水費	139,972	

③ 調査結果

- イ. 賃料1ヵ月287,000円、共益費21,500円、消費税15,400円の323,900円で賃借して、後援会と1/2で按分しており、適正な支出と認められる。
- ロ. 光熱水費も1/2で按分しており、適正な支出と認められる。

(4) 事務費 968,148 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
通信費(電話代・ファックス代 12ヶ月分)	123,183	
コピー代	27,661	
リース料(電話機12ヶ月分)	44,100	
リース料(コピー機5ヶ月分)	70,700	
リース料(パソコン2ヶ月分)	27,930	
リース料(パソコン)	33,600	
リース料(コピー機)	26,250	
郵券 12件	486,000	
事務用品(パソコン、コピー 諸費 記録用フロッピー等)	101,640	
プロバイダー料	27,084	

③ 調査結果

- イ. 通信費からリース料まで後援会と 1/2 に按分されており、適正な支出と認められる。
- ロ. 郵券以下は政務調査に関するものと認められ、適正な支出と認められる。

(5) 人件費 1,440,000 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員(政務調査活動・後 援会活動)	1,440,000	

③ 調査結果

事務員 1 名を雇用し、月額 25 万円を支払っているが、政務調査活動分として 12

万円、後援会活動含として13万円に分けており、各別の領収証があり、適正な支出と認められる。

(6) 小括

目的外支出は認められなかった。

平成17年度

(1) 調査研究費 0円

① 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
	0	

(2) 広報費 756,326円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別した広報と解すべきで、調査研究と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
調査状況報告書 11/15	500,000	通信ハガキ代
調査状況報告書 12/28	37,590	〃 印刷代
調査状況報告書 1/23	218,736	ミニ通信、印刷代

③ 調査結果

平成16年度と同様に支出・按分されており、適正な支出と認められる。

(3) 事務所費 2,090,104円

① 請求人の主張

目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
賃貸料	1,943,400	
光熱水費	146,704	

③ 調査結果

平成16年度と同様に按分されており、適正な支出と認められる。

(4) 事務費 1,055,086円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
通信費(電話代・ファックス代 12ヶ月分)	135,391	
パソコン代(記録用)	150,000	
リース料(電話機12ヶ月分)	44,100	
郵券13件	524,600	
リース料(パソコン)	16,800	
リース料(コピー機)	13,175	
コピー代	28,976	
事務用品(パソコン、コピー 諸費 記録用フロッピー等)	114,960	
プロバイダー料	27,084	

③ 調査結果

平成 16 年度と同様に按分されており、適切な支出と認められる。

(5) 人件費 1,590,000 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員(政務調査活動・後 援会活動)	1,440,000	
臨時(資料多数のため)	150,000	

③ 調査結果

- イ. 事務員 1 名については平成 16 年度と同様に適正な支出と認められる。
- ロ. 臨時のアルバイトについては、資料多数のため 5 ヶ月間働いてもらったもので、領収証もあり、適正な支出と認められる。

(6) 小括

目的外支出は認められなかった。

39 黒田 まさ子 議員

平成16年度

(1) 調査研究費 2,640,000 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
調査委託料(年間)	2,640,000	

③ 調査結果

本件監査基準に照らし、1/2 を超える 1,320,000 円を目的外支出と認める。

(2) 広報費 1,145,363 円

① 請求人の主張

日常議員活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
広報誌発行経費(めがほんニュース)	729,725	
広報誌発行経費(府政報告ビラ)	307,440	
会場費	4,300	
その他	1,420	
会場費	2,270	
送料	97,808	
報告書等印刷費	2,400	

③ 調査結果

広報誌として、毎月1回「めがほんニュース」、B4両面印刷、1万6千～7千部を発行しており、配布は市議を通じて駅等で手渡したり、戸別配布している。その他に、年2回市議と協力して、府市政報告会を開催している。支出はすべて適正と認められる。

(3) 事務所費 480,000 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
賃貸料	480,000	

③ 調査結果

事務所は賃貸で、後援会事務所は兼ねていない。契約書、領収書があり、すべて適正な支出と認められた。

(4) 事務費 456,853 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
タクシー代等(年間)	159,510	
通信費(年間)	28,648	
通信費(電話代)(年間)	73,788	
その他(府営住宅申込書)	4,287	
通信費(冊子送料)	56,940	
消耗品費	20,341	
事務機器代(パソコン等)	63,599	
事務用品	49,740	

③ 調査結果

タクシー代等は本件基準により 120,000 円を超える 39,510 円は目的外支出である。
その他(府営住宅申込書)は、申込書を取り寄せ事務所に備置き、支持者の便宜に供するもので、支持者へのサービスであって、政務調査とは関係のない支出である。
その他の支出はすべて適正である。

(5) 人件費 1,020,000 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員雇用経費	1,020,000	

③ 調査結果

事務員 1 人の給与である。適正な支出と認められる。

(6) 小括

調査研究費のうち、1,320,000 円、事務費のうち、43,797 円の合計 1,363,797 円が目的外支出である。

平成17年度

(1) 調査研究費 2,640,000 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
調査委託料(年間)	2,640,000	

③ 調査結果

本件監査基準に照らし、1/2 を超える 1,320,000 円を目的外支出と認める。

(2) 広報費 1,401,271 円

① 請求人の主張

日常議員活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
広報誌発行経費(めがほんニュース)	956,574	
交通費(タクシー代)	6,650	
カラーコピー代	250	
送料(はがき代)	8,000	
会場費	9,304	
送料(府政報告会案内状)	205,730	
報告書等印刷費	214,763	

③ 調査結果

前年度と同様の広報活動を行っており、すべて適正な支出と認められた。

(3) 事務所費 480,000 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
賃貸料	480,000	

③ 調査結果

前年度と同様、適正な支出であると認められる。

(4) 事務費 387,555 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
タクシー代等(年間)	112,630	
通信費(年間)	62,894	
通信費(電話代)(年間)	30,340	
その他(府営住宅申込書)	3,367	
通信費(冊子送料)	60,720	
消耗品費	13,725	
事務用品	103,879	

③ 調査結果

その他(府営住宅申込書)は、政務調査とは関係なく、3,367 円は目的外支出と認められる。その他はすべて適正な支出と認められる。

(5) 人件費 1,020,000 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員雇用経費	1,020,000	

③ 調査結果

前年度と変化なく、適正な支出と認められる。

(6) 小括

調査研究費のうち、1,320,000 円、事務費のうち、3,367 円の合計 1,323,367 円が目的外支出である。

40 小池 幸夫

平成16年度

(1) 調査研究費 1,002,878 円

② 請求人の主張

議員の日常活動と区別して立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
管外調査旅費 12件	840,000	
その他旅費	162,878	

③ 調査結果

いずれも詳細不明であり、本件監査基準により、120,000 円を限度に適正と認めるが、その余の 882,878 円は目的外支出である。

(2) 広報費 295,146 円

① 請求人の主張

日常議員活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
資料印刷代 4件	39,750	
広報誌発行経費 2件	174,636	折込代
名刺代	12,000	
広報誌発行経費	53,760	広報紙印刷代
〃	15,000	送料

③ 調査結果

名刺代 12,000 円は目的外支出である。その余の部分 (283,146) も資料等に基づく具体的な説明がなされておらず、適正な支出は 1/2 の按分額である 141,573 円にとどまると考えられ、その余の 141,573 円は目的外支出である。

したがって、合計 153,573 円が目的外支出である。

(3) 事務所費 624,622 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
光熱水費	532,477	
事務所浄化槽清掃費	30,290	
FAXリース料	61,855	

③ 調査結果

事務所は、後援会事務所などとの兼用であり、1/2の按分によるべきである。光熱水費 532,477 円は、266,239 円は適正であるが、その余の 266,238 円は目的外支出である。事務所浄化槽清掃費 30,290 円は、15,145 円は適正であるが、その余の 15,145 円は目的外支出である。FAXリース料 61,855 円も同様であり、資料によれば、総額は 63,000 円と考えられるところ、31,500 円は適正であるが、その余の 30,355 円は目的外支出である。

したがって、合計 311,738 円が目的外支出である。

(4) 事務費 614,405 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
通信費	55,970	
事務用品・消耗品・備品等	498,580	
車修理代	59,855	

③ 調査結果

通信費 55,970 円は、金額等に照らし、適正と認める。事務用品・消耗品・備品等 498,580 円は、本件監査基準に照らし、120,000 円を限度に適正と認めるが、その余の部分 378,580 円は目的外支出である。車修理代 59,855 円は、使途基準に合致せず、目的外支出である。

したがって、合計 438,435 円が目的外支出である。

(5) 人件費 1,920,000 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員①	960,000	
〃 ②	960,000	

③ 調査結果

別団体に職員2名がおり、後援会活動に従事しているとの説明であるが、上記2名は親族に類するものではあるが、①については夫の給与所得者の配偶者特別控除申告書に960,000円が記載されていること、②は遠縁の者であり、同居人ではないことから支出を否定するまでには至らない。

(6) 小括

調査研究費のうち882,878円、広報費のうち153,573円、事務所費のうち311,738円、事務費のうち438,435円の合計1,786,624円が目的外支出である。

平成17年度

(1) 調査研究費 1,285,000 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
調査研究費 13件	1,285,000	

③ 調査結果

資料に基づき、具体的かつ合理的な説明がなされておらず、本件監査基準に照らし、120,000円を限度に適正と認めるが、その余の1,165,000円は目的外支出である。

(2) 広報費 154,000 円

① 請求人の主張

日常議員活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
広報紙発行経費	147,000	
資料印刷代	7,000	

③ 調査結果

資料等に基づく合理的な説明がなされず、1/2 を超える 77,000 円は目的外支出である。

(3) 事務所費 134,516 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
光熱水費	114,516	
事務所浄化槽清掃費	20,000	

③ 調査結果

光熱水費 114,516 円は、平成 16 年度と同様、1/2 の按分によるべきであり、57,258 円は適正であるが、その余の 57,258 円は目的外支出である。

事務所浄化槽清掃費 20,000 円は、1/2 の按分をすべきであり、10,000 円は適正であるが、その余の 10,000 円は目的外支出である。

したがって、合計 67,258 円が目的外支出である。

(4) 事務費 894,337 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
通信費等	65,703	
リース料	63,000	FAX
事務用品・消耗品・備品等	499,465	
車検代 2件	207,074	
光熱費	59,095	

③ 調査結果

通信費 65,703 円は、金額等に照らし、適正と認める。リース料 63,000 円は、1/2 の按分によるべきであり、31,500 円は適正であるが、31,500 円は目的外支出である。事務用品・消耗品・備品等 499,465 円は、本件監査基準に照らし、120,000 円を限度に適正と認めるが、その余の部分 379,465 円は目的外支出である。車検代 207,074 円は、使途基準に合致せず、目的外支出である。光熱費 59,095 円は、1/2 の按分によるべきであり、29,548 円は適切であるが、その余の 29,547 円は目的外支出である。

したがって、合計 647,586 円が目的外支出となる。

(5) 人件費 1,920,000 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員①	960,000	

”②	960,000
----	---------

③ 調査結果

平成16年度と同様、不適切とまではいえない。

(6) 小括

調査研究費のうち 1,165,000 円、広報費のうち 77,000 円、事務所費のうち 67,258 円、事務費のうち 647,586 円の合計 1,956,844 円が目的外支出である。

41 小谷 みすず 議員

平成16年度

(1) 調査研究費 2,640,000 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して、立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
調査委託費	2,640,000	会派活動推進のために議員団に拠出

③ 調査結果

議員の調査研究費は議員が行う府の事務及び行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費を実費弁償するものであり、会派活動推進のために議員団に拠出するべきものではない。実質は会派の人件費と認められ、本件監査基準により 1/2 を超える 1,320,000 円は目的外支出である。

(2) 広報費 655,850 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
広報紙発行費	504,550	府会報告発行費
〃	147,000	府会報告折込料
〃	2,300	ビデオ
〃	2,000	会場費

③ 調査結果

いずれも適正な支出と認める。

(3) 事務所費 620,943 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経

費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
賃貸料 H16.4～H17.3	600,000	
ガス代	20,943	

③ 調査結果

- イ. 事務所は日本共産党木津川南地区委員会から賃料月額 50,000 円で1階の 1/2 を賃借しており、契約書もあり、賃料の支払いも毎月認められるので適切な支出と認められる。
- ロ. ガスも議員個人名義となっており適正な支出と認められる。

(4) 事務費 783,825 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
交通費(議員の調査活動のためのタクシー代等)	144,830	
事務用品費	223,684	
通信費(電話代 12 ヶ月分)	113,309	
通信費(切手等)	7,030	
消耗品費(写真現像代)	13,335	
事務機器代(ホームページ、保守料、リニューアル等)	281,637	

③ 調査結果

- イ. 交通費 144,830 円は詳細不明であるので、120,000 円を超える 24,830 円は目的外支出である。
- ロ. その他は適正な支出と認められる。

(5) 人件費 1,060,000 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
給与	1,060,000	

③ 調査結果

雇用契約書、源泉徴収票もあり、適正な支出と認める。

(6) 小括

調査研究費のうち 1,320,000 円、事務費のうち 24,830 円の合計 1,344,830 円が目的外支出である。

平成17年度

(1) 調査研究費 2,640,000 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して、立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
調査委託費	2,640,000	会派活動推進のために議員団に拠出

③ 調査結果

平成16年度と同様の理由により1,320,000円が目的外支出である。

(2) 広報費 797,235 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
広報紙発行経費	406,350	府会報告印刷費
〃	269,325	〃 折込料
〃	121,560	〃 送料、ホームページ更新等

③ 調査結果

いずれも適正な支出と認める。

(3) 事務所費 630,557 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
-------	-------	----

賃貸料(12ヶ月分)	600,000	
ガス代(12ヶ月分)	30,557	

③ 調査結果

いずれも適正な支出である。

(4) 事務費 651,518 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
交通費(議員の調査活動のためのタクシー代等)	105,250	
事務用品費(用紙、インク、印刷機、保守料等)	442,520	
通信費(電話代 12ヶ月分)	102,778	
通信費(切手等)	970	

③ 調査結果

- イ. 交通費 105,250 円は詳細不明であるが、120,000 円の範囲内であるので適正な支出と認める。
- ロ. その余はいずれも適正と認める。

(5) 人件費 1,060,000 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
給料	1,060,000	

③ 調査結果

平成16年度と同様適正な支出と認める。

(6) 小括

調査研究費のうち 1,320,000 円が目的外支出である。

42 小林 隆義 議員

平成16年度

(1) 調査研究費 2,643,470 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
調査研究費・調査委託費	2,640,000	
交通費	3,470	電車代・駐車代

③ 調査結果

調査委託費 2,640,000 円は、本件監査基準に照らし 1/2 の限度で適正と認め、これを超える 1,320,000 円は目的外支出と認める。交通費の支出は適正と認める。

(2) 広報費 701,550 円

① 請求人の主張

日常議員活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
府政ニュース印刷代	145,200	
報告書印刷代	278,100	
ホームページ作成料	278,250	

③ 調査結果

広報誌として、府政ニュースを週1回のペースで発行している。B4版両面印刷で1万部。配布は駅頭や街頭で配ったり、全戸配布している。支出はすべて適正と認められる。

(3) 事務所費 1,360,799 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
賃料	1,260,000	
光熱費	100,799	

③ 調査結果

事務所は民間の賃貸で、後援会活動はしていない。契約書及び領収書があり、適正な支出と認められる。

(4) 事務費 626,627 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
リース料(コピー)等	243,760	
電車・バス・タクシー・駐車代	37,450	
ガソリン代	100,524	
名刺代	6,300	
コピー用紙	25,289	
その他	250,748	

③ 調査結果

リース料等 243,760 円は適正な支出である。名刺代 6,300 円は目的外支出と認められる。ガソリン代は本件監査基準に照らし 1/4 を超える 75,393 円を目的外支出と認める。その他 250,748 円は、本件監査基準に照らし、年間 12 万円の限度で適正と認め、それを超える 130,748 円を目的外支出とする。

(5) 人件費 390,000 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
-------	-------	----

事務員	390,000
-----	---------

③ 調査結果

事務員は一人で、その給与である。当初は定額にしていたが、途中から時給に変え、政務調査の事務だけをしてもらっている。支出は適正であると認められる。

(6) 小括

調査研究費のうち、1,320,000 円、事務費のうち、212,441 円の合計 1,532,441 円が目的外支出である。

平成17年度

(1) 調査研究費 2,644,970 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
調査研究費・調査委託費	2,640,000	
交通費	4,970	電車代・駐車代

③ 調査結果

調査委託費は前年度と同じ理由により、1,320,000 円が目的外支出であると認められる。交通費は、報告会の移動や駅頭間の移動の費用で適正な支出と認められる。

(2) 広報費 497,280 円

① 請求人の主張

日常議員活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
電車代	13,520	
印刷代	474,400	
その他	9,360	

③ 調査結果

広報活動は前年と変わらず、全額適正な支出と認められる。

(3) 事務所費 1,376,835 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
-------	-------	----

賃料	1,260,000	
光熱費	116,835	

③ 調査結果

事務所も前年と変化なく、支出は適正と認められる。

(4) 事務費 759,552 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
リース料(コピー)等	280,918	
ガソリン代	103,883	
名刺代	6,300	
その他	368,451	

③ 調査結果

リース料等 280,918 円 は適正な支出である。名刺代 6,300 円は目的外支出と認められる。ガソリン代は、1/4 を超える 77,912 円を目的外支出と認める。その他 368,451 円は、本件監査基準に照らし、年間 12 万円の限度で適正と認め、それを超える 248,451 円を目的外支出と認める。

(5) 人件費 496,800 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員	496,800	

③ 調査結果

前年度と変化なく、支出は適正であると認める。

(6) 小括

調査研究費のうち、1,320,000 円、事務費のうち、332,663 円の合計 1,652,663 円が目的外支出である。

43 酒井 豊 議員

平成16年度

(1) 調査研究費 40,638 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して、立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
調査旅費	40,638	タクシー代、32件

③ 調査結果

詳細不明であるが、本件基準により、12万円の範囲内であり、適正な支出と認められる。

(2) 広報費 406,955 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別した広報と解すべき、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
広報紙発行経費 5/18	72,177	府議団だより折込代(記載誤り)
〃 2/7	73,353	〃 (〃)
〃 2/28	61,425	〃 印刷代
〃 3/31	200,000	広報紙印刷及び郵送代

③ 調査結果

帳簿によると広報費は全て1/2で按分されており、府議団だよりも含め、いずれも適正な支出と認められる。

(3) 事務所費 476,287 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
賃貸料	228,000	
賃貸料(記載誤り)	114,000	
光熱水費(12ヶ月分)	134,287	

③ 調査結果

帳簿によると事務所費は全て 1/2 で按分されていて、適正な支出と認められる。

(4) 事務費 987,817 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
通信費(電話代、ファックス代)	138,849	
事務用品(コピー機保守、用紙他)購入代	187,192	
ホームページ用PC関連経費	201,390	
〃	43,218	
〃	10,320	
事務用品(PC関連部品等)購入代 13件	260,720	
〃 (文具等) 〃 5件	15,316	
振込料	11,445	
自動車税	66,500	
自動車定期検査料	52,867	

③ 調査結果

本件基準に照らし、自動車税及び定期検査料 119,367 円は目的外支出である。その余は適正な支出であると認められる。

(5) 人件費 3,934,362 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
(政務調査活動専従)	1,200,000	
(政務調査活動・後援会活動)	1,240,000	
(〃)	840,000	
(〃)	600,000	
同上・定期代(〃)	194,100	
労働保険事業主負担	27,900	
源泉所得税県市民税	-133,400	
労働保険(記載もれ)	-34,238	

③ 調査結果

事務員 3 名を雇用し、源泉徴収票も提出され、按分されており、いずれも適正な支出と認められる。

(6) 小括

事務費のうち 119,367 円が目的外支出である。

平成17年度

(1) 調査研究費 486,460円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して、立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
管外調査旅費	240,000	中国上海市、杭州市訪問旅費
〃	86,460	タクシー代 61件
〃	160,000	キャンセル料(記載誤り)

③ 調査結果

- イ. 上海、杭州は〇〇親善議員連盟の旅費であるが、日程表をみると、表敬訪問、外灘、市内観光、紹興観光となっていて、観光親善目的と認められ、240,000円全額が目的外支出である。
- ロ. タクシー代 86,460円は本件基準の範囲内で適正な支出である。
- ハ. キャンセル料 160,000円はアメリカ視察予定を衆議院議員選挙が始まったためキャンセルしたものであり、やむをえない事情とはいえ、政務調査費で支出することは許されない。

(2) 広報費 1,300,000円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
広報紙発行経費 4/26	200,000	広報紙印刷及び郵送代(16年度分差額計上)
〃 8/11	400,000	〃
〃 3/31	400,000	〃
〃 4/26	300,000	府議団だより掲載料(記載誤り)

③ 調査結果

いずれも按分されており、適正な支出と認められる。

(3) 事務所費 548,740 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
賃貸料	228,000	
光熱水費	134,992	
自動車税	73,100	
定期検査費	112,648	

③ 調査結果

イ. 賃貸料、光熱水費は 1/2 に按分されており、適正な支出と認められる。

ロ. 本件基準により、自動車経費 185,748 円は全額目的外支出である。

(4) 事務費 448,781 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
通信費(電話代、ファックス代12ヶ月分)	117,647	
事務用品(PC関連機器)購入代 16年分	121,584	
事務用品(PC関連機器)購入代 17年分	165,542	
事務用品(文具等)購入代 11件	33,298	
振込料 12件	10,710	

③ 調査結果

通信費は 1/2 で按分されており、その余も金額に照らし、いずれも適正な支出と認められる。

(5) 人件費 3,601,782 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
(政務調査活動専従)	600,000	
(政務調査活動・後援会活動)	1,240,000	
(〃)	840,000	
(〃)	600,000	
同上・定期代(〃)	194,100	
労働保険事業主負担	30,380	
源泉所得税県市民税	131,750	
労働保険(記載もれ)	-34,448	

③ 調査結果

平成 16 年度と同様適正な支出と認められる。

(6) 小括

調査研究費のうち 400,000 円、事務所費のうち 185,748 円の合計 585,748 円が目的外支出である。

44 坂本 充 議員

平成16年度

(1) 調査研究費 13,880 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して、立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
管外調査旅費	13,880	東京都視察、交通費

③ 調査結果

防災、治安を中心に都庁に視察に行き、国会議員とも意見交換したもので、按分もされていて適切な支出と認められる。

(2) 広報費 367,350 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
広報紙発行経費	217,350	坂本みつる新聞(府政)印刷代
広報費	122,000	配布
〃	28,000	郵送料

③ 調査結果

府政報告用の広報紙を年3回出しており、会派名も入れているため、配布料と共に1/2に按分している。郵送料も含め、適正な支出と認められる。

(3) 事務所費 1,832,973 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
賃貸料	552,600	
光熱水費	82,200	
事務所運営費	11,025	
〃 (自動車維持)	649,018	
〃 (臨時雇用他)	258,130	
〃 (その他会費)	280,000	

③ 調査結果

- イ. 事務所は駐車場代込みで月額 92,000 円で賃借しており、1/2 に按分されていて適正な支出である。
- ロ. 事務所運営費は10月と12月のゴミ処理代金であり、1/2 に按分されていて適正な支出と認められる。
- ハ. 自動車維持費 649,018 円以下は按分されておらず、維持費は修理代、保険代、車検代、ガソリン代であると認められ、資料から修理代等は 454,012 円と認められ、全額目的外支出である。その余の 195,006 円はガソリン代として、その1/4 である 48,752 円を超える 146,254 円は目的外支出である。
- ニ. 臨時雇用他 258,130 円についてはこれを認めるに足りる資料がない。
- ホ. その他会費 280,000 円は南大阪政経フォーラムで年 120,000 円、阪南地区協会で 10,000 円は認めるが、その余の 150,000 円は目的外支出である。

(4) 事務費 790,963 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
リース料等	261,644	
通信費(電話代、ファックス代、レタックス代、12ヶ月分)	285,900	
消耗品、お茶代 会費他	243,419	

③ 調査結果

- イ. リース料、印刷代、切手代、印刷費はいずれも 1/2 に按分されていて適正な支出と認められる。
- ロ. 通信費は 1/2 に按分されているが、資料から少なくともレタックス代 23,528 円の支出が認められるから、レタックス代の 1/2 の 11,764 円は目的外支出である。
- ハ. 消耗品の中には名刺代が少なくとも 26,650 円入っていることが認められるから、その 1/2 の 12,825 円は目的外支出である。

(5) 人件費 2,180,306 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
秘書(政務調査を主に活動)	1,000,000	
事務員(後援会活動を主に)	1,000,000	
福利費(社会保険、雇用保険)	141,247	
臨時補助員	39,059	

③ 調査結果

2人に 100 万円ずつ支払っていることを示す直接の資料がないが、社会保険料を支払っていることは認められるので、福利費を含め一応適正な支出と認められる。

臨時補助員 39,059 円については支払いを認めるに足りる資料がない。

(6) 小括

事務所費のうち 1,008,396 円、事務費のうち 24,589 円、人件費のうち 39,059 円の合計 1,072,044 円が目的外支出である。

平成17年度

(1) 調査研究費 19,770円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して、立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
調査旅費	19,770	東京都

③ 調査結果

前宮城県知事と面談し、道州制の議論をしたものであり、適正な支出と認められる。

(2) 広報費 171,150円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
広報紙発行	171,150	坂本みつる新聞(府政) 印刷代

③ 調査結果

全く資料がないが、平成16年度とほぼ同額の2号分の印刷代であり、1/2に按分されているので、適正な移出と認められる。

(3) 事務所費 1,526,749円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
賃貸料	552,600	
光熱水費	90,930	

運営費(清掃費)	11,025	
〃 (自動車維持)	184,560	
〃 (ガソリン等)	180,634	
〃 (会費等)	507,000	

③ 調査結果

- イ. 賃貸料、光熱水費、清掃費は平成16年度同様適正な支出と認められる。
- ロ. 自動車維持費 184,560 円は全額目的外支出である。
- ハ. ガソリン等 180,634 円は 1/4 である 45,159 円を超える 135,475 円 は目的外支出である。
- ニ. 会費等 507,000 円は詳細不明であるが、平成16年度同様政経フォーラム年会費 120,000 円以外は、具体的な資料がなく、387,000 円は目的外支出と認めざるをえない。

(4) 事務費 838,555 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
リース料等	594,613	
消耗品費(ファイル、お茶他)	243,942	

③ 調査結果

- イ. 消耗品費の中には、資料によると少なくとも議会手帳、府政ノート 103,430 円、名刺代 12,600 円 が含まれているものと認められ、この 116,030 円は目的外支出である。
- ロ. その余の支出は按分されているものもあり、金額に照らし、概ね適切な支出と認められる。

(5) 人件費 2,817,700 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
秘書(政務調査活動)	1,015,000	

事務員(政務調査活動、後援会)	1,015,000	
臨時雇用(政務調査活動、後援会)	254,100	
〃 (広報新聞配布業務)	380,381	
福祉費 (社会保険,労働保険)	153,219	

③ 調査結果

平成16年度と同様資料はない。秘書、事務員の給与及び福祉費はおそらく適正なものと同様と推認されるが、臨時雇用 634,381 円は資料がなく、目的外支出と認めざるをえない。

(6) 小括

事務所費のうち 707,035 円、事務費のうち 116,030 円、人件費のうち 634,381 円の合計 1,457,446 円が目的外支出である。

45 さぎり 勁 議員

平成16年度

(1) 調査研究費 795,817 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
海外行政調査等	98,977	
ガソリン代	242,925	
自動車税	52,200	
自動車保険 3件	120,680	
車検	115,115	
車修理	1,020	
駐車料、通行料	164,900	

③ 調査結果

海外行政調査等 98,977 円は、適正と認める。ガソリン代 242,925 円は、1/2 の按分によるべきであり、121,463 円は適正であるが、121,462 円は目的外支出である。自動車税 52,200 円、自動車保険 120,680 円、車検 115,115 円及び車修理 1,020 円は、資産保有を前提とした費用であり、目的外支出である。駐車料及び通行料 164,900 円は、本件監査基準に照らし、120,000 円を限度に適正と認めるが、その余の 44,900 円は目的外支出である。

したがって、合計 455,377 円が目的外使用である。

(2) 広報費 1,122,640 円

① 請求人の主張

日常議員活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
プロバイダー料等	9,135	
印刷費 2件	531,300	
配布料 2件	305,550	
郵送料 3件	276,655	

③ 調査結果

プロバイダー料等は適正と認める。印刷費(2件)531,300 円、配布料(2件)305,550 円及び郵送料(3件)276,655 円は、広報内容に鑑み、7/8 の按分によるべきであり、印刷費 66,412 円、配布料 38,193 円及び郵送料 34,581 円の合計 139,186 円が目的外支出である。

(3) 事務所費 378,042 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
ガス代	9,814	
水道代	19,590	
電気代	66,189	
電話代	174,669	
ガレージ代	60,000	
机・椅子	44,830	
事務所備品等	12,950	
後援会分光熱水費	-10,000	

③ 調査結果

後援会分光熱水費が控除されており、いずれも適正な支出と認められる。

(4) 事務費 468,327 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
切手代等	99,669	
コピー機リース料	112,140	
コピー代	132,221	
後援会コピー使用分	-10,000	

国際交流協会コピー使用分	-5,310	2件
コピー用紙	9,805	
事務用品等(26件)	129,802	

③ 調査結果

切手代等 99,669 円は、全額適正と認める。コピー機リース料、コピー代及びコピー用紙は控除されており、適正と認める。事務用品等 129,802 円は、本件監査基準に照らし、120,000 円の限度で適正と認めるが、その余の 9,802 円は目的外支出である。

(5) 人件費 2,946,650 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員①	2,550,000	
事務員②	394,250	
事務員③	52,400	
後援会負担分	-50,000	

③ 調査結果

後援会負担分も控除されており、いずれも適正な支出と認める。

(6) 小括

調査研究費のうち 455,377 円、広報費のうち 139,186 円、事務費のうち 9,802 円の合計 604,365 円が目的外支出である

平成17年度

(1) 調査研究費 732,541 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
海外行政調査等	162,395	井真成墓碑里帰り
ガソリン代	258,901	
駐車料	42,900	
通行料	145,700	
自動車税 2件	52,200	
自動車税還付 2件	-47,975	
車検	97,500	
自動車保険	30,150	
自動車保険返却	-9,230	

③ 調査結果

海外行政調査等 161,395 円は、大阪府藤井寺市出身の遣唐使の井真成の墓碑里帰りに関する中国訪問費用などであり、不適正とまではいえない。ガソリン代 258,901 円は、1/2の按分によるべきであり、129,451 円は適正であるが、129,450 円は目的外支出である。駐車料 42,900 円及び通行料 145,700 円の合計 188,600 円は、本件監査基準に照らし、120,000 円の限度で適正と認めるが、その余の 68,600 円は目的外支出である。自動車税 52,200 円、車検 97,500 円及び自動車保険 30,150 円は、平成16年度同様、目的外支出である。

以上の合計 377,900 円が目的外支出となるが、57,205 円を控除しているので、320,695 円が目的外支出である。

(2) 広報費 1,109,322 円

① 請求人の主張

日常議員活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
プロバイダー料	8,820	

印刷費 2件	573,300	
配布料 2件	324,762	
郵送料 2件	202,440	

③ 調査結果

平成16年度と同様であり、プロバイダー料は適正であるが、その余は7/8の按分をすべきであり、印刷費 71,662 円、配布料 40,595 円及び郵送料 25,305 円の合計 137,562 円が目的外支出である。

(3) 事務所費 518,725 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
ガス代	9,127	
水道代	19,590	
電気代	73,074	
電話代	176,020	
ガレージ代	60,000	
什器備品	173,757	
事務所備品等	7,157	

④ 調査結果

平成16年度と同様、適正な支出と認められる。

(4) 事務費 365,078 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
コピー機リース料	112,140	
コピー代	79,780	
コピー用紙	11,150	

同窓会コピー使用代金	-21,750	
電話料等	67,633	
ハガキ代	14,000	
切手代	4,560	
郵送料(2件)	1,320	
振込料(7件)	2,415	
事務用品(20件)	86,584	
お茶等(5件)	7,246	

③ 調査結果

電話料等 67,633 円は適正と認める。コピー機リース料、コピー代及びコピー用紙は、控除もされているので適正と認める。その他は適正である。

(5) 人件費 3,077,200 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員①	2,600,000	
事務員②	351,200	
事務員③	126,000	

③ 調査結果

平成 16 年度同様適正な支出と認められる。

小括

調査研究費のうち 320,695 円、広報費のうち 137,562 円の合計 458,257 円が目的外支出である。

46 品川 公男 議員

平成16年度

(1) 調査研究費 1,027,700 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して、立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
調査研究費	598,791	燃料代
調査研究費	431,903	タクシー代等

③ 調査結果

上記使途内容 1,030,694 円のうち収支報告書には 1,027,700 円を計上している。

- イ. 燃料代 598,791 円は、本件監査基準により 1/2 を超える 299,395 円は目的外支出である。
- ロ. その他のタクシー代等 431,903 円は詳細不明であり、本件監査基準により 12 万円を超える 311,903 円は目的外支出である。
- ハ. 目的外支出は 611,298 円であるが、1,030,694 円と 1,027,700 円の差額 2,994 円を控除し、608,304 円が目的外支出である。

(2) 広報費 411,080 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
府政報告資料	486,780	資料作成費
	443,300	通信費(送料)

③ 調査結果

- イ. 府政報告資料は「さわやかな風」を発行しており、領収証もあり、適正な支出と認められる。
- ロ. 通信費(送料)は郵便局で現金払いで支出したと述べ、410,600 円は領収証があるが、その余の 32,700 円は領収証がなく、32,700 円の支出を認めるのは困難である。

ハ. 目的外支出は 32,700 円であるが 930,080 円 と 411,080 円の差額 519,000 円を控除し、目的外支出は 0 円である。

(3) 事務所費 1,694,310 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
家賃(12ヶ月分)	840,000	
電話代一式	717,207	
電気代	97,080	
NHK受信料	32,280	
汲み取り料(6回)	30,000	

③ 調査結果

イ. 7 台分の駐車スペースの土地のうち 4 台分の土地を月額 4 万円で賃貸し、地上にプレハブを建て、残り 3 台分の駐車場代 3 万円と合わせて、7 万円を支払っている。プレハブの敷地分 48 万円は適正な支出であるが、駐車場については、本件監査基準により、1/2 に按分し、18 万円は目的外支出である。

ロ. 電話は固定電話 5 回線、携帯電話 2 回線を使用し、1 月から 12 月の期間で計算しており、固定電話は 364,172 円の 1/2 を超える 182,086 円、携帯電話は 372,347 円の 1/4 を超える 279,260 円は目的外支出である。

ハ. その余はいずれも適正な支出と認められる。

ニ. 目的外支出は 641,346 円であるが、1,716,567 円と 1,694,310 円の差額 22,257 円を控除し目的外支出は 619,089 円である。

(4) 事務費 207,500 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
文具品等一式	207,500	

③ 調査結果

文具等一式と記載しながら、自動車に関連する支出 2 件 131,000 円が含まれており、本件監査基準により目的外支出である。その余は金額に照らし不適切とまでは言えない。

(5) 人件費 1,055,000 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員 (83,000/月)	996,000	
アルバイト(6.20 3名・7.03 3名)	59,000	

③ 調査結果

- イ. 事務員については、ほとんどボランティアとのことであり、支給実績が認められない。
- ロ. アルバイトも支払いを証するものがない。

(6) 小括

調査研究費のうち 608,304 円、事務所費のうち 619,089 円、事務費のうち 131,000 円、人件費 1,055,000 円の合計 2,413,393 円が目的外支出である。

平成17年度

(1) 調査研究費 1,488,649 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して、立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
調査研究費	534,667	燃料代
調査研究費	102,250	タクシー代
調査研究費	31,400	駐車場代
調査研究費	96,910	高速料金
調査研究費	723,422	その他

③ 調査結果

- イ. 燃料代 534,667 円については平成16年度と同様 1/2 を超える 267,333 円は目的外支出である。
- ロ. タクシー代、駐車場代、高速料金の合計 230,560 円は本件監査基準により 12 万円を超える 110,560 円は目的外支出である。
- ハ. その他のうち 687,884 円は車両購入費及び自動車経費で本件基準により目的外支出である。その余の 35,538 円は詳細不明であり、関連が認められない。

(2) 広報費 215,700 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
府政報告資料	295,515	資料作成費

③ 調査結果

いずれも「さわやかな風」の発行経費として適正な支出と認められる。

(3) 事務所費 1,971,840 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経

費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
家賃(12ヶ月分)	840,000	
電話代一式	726,284	
電気代	60,116	
NHK受信料	32,280	
汲み取り料(6回)	30,000	
水道代	21,198	

③ 調査結果

- イ. 家賃のうち、平成16年度と同様1/2を超える18万円が目的外支出である。
- ロ. 電話代726,284円のうち、固定電話代126,905円、携帯電話代49,638円を超える549,741円は支払を証する領収証がなく、目的外支出である。固定電話代のうち1/2を超える63,452円、携帯電話代のうち1/4を超える37,228円は目的外支出である。
- ハ. その他の支出は、いずれも適正と認められる。
- ニ. 収支報告書記載の支出1,971,840円と上記使途内容の1,709,878円の差額261,962円については目的外支出である。

(4) 事務費 281,200円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
文具品等一式	281,200	

③ 調査結果

領収証があるものはわずかに20,180円である。その余の261,020円は詳細不明であるが、本件監査基準により12万円を超える141,020円は目的外支出である。

(5) 人件費 1,224,000円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出であり、違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員 (83,000/月)	996,000	
アルバイト(27名)	228,000	

③ 調査結果

- イ. 日付不明の 93,000 円の領収証が 1 枚出されているだけで、添え書にも府政報告会の案内の地域手配分と記載されており、事務員としての給与の支払いとは認められない。
- ロ. アルバイトの詳細不明であり、日付不明の 135,000 円の領収証が提出されているが、パソコン資料の整理と添え書されている。59,000 円の支払いを証するものではない。
- ハ. そこで、人件費のうち、明細は異なるが、2 枚分 228,000 円の限度で認め、その余の 996,000 円は目的外支出である。

(6) 小括

調査研究費のうち 1,101,315 円、事務所費のうち 1,092,383 円、事務費のうち 141,020 円、人件費のうち 996,000 円の合計 3,330,718 円が目的外支出である。

47 清水 義人 議員

平成16年度

(1) 調査研究費 190,560 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
管内調査活動交通費	59,400	タクシー代
管内調査活動交通費	19,300	高速料金
管内調査活動交通費	51,700	駐車場代
府政に関する意見交換	53,500	白鷺公園愛護会の集い参加費等 10 回
管外調査旅費	6,060	三重県白子高校視察・交通費
管内調査活動に係る経費	600	大阪歴史博物館入場料

③ 調査結果

管内調査活動交通費として、一括計上されたタクシー代・高速料金・駐車場代は行き先、目的等詳細が不明のため、本件監査基準に照らして合算額が年間 12 万円の限度で適正な支出と認め、これを超える 10,400 円は目的外支出と認める。「府政に関する意見交換」は、各会合に参加し参加者と話しをするという程度のもので、府政のどのような事項についてどのような調査研究を行ったのかの説明がなく、目的外支出と認める。管内調査活動に係る経費は、大阪歴史博物館で教育文化常任委員会として展示を見て回って運営を研究したというものであるが、政務調査における調査研究はもう少し高度な調査研究であり、博物館の展示を見て回っただけでは調査研究にあらず、目的外支出と認める。管外調査旅費は民間人の校長を導入した高校に行き、現地での教育成果や課題を研究したもので、適正な支出と認める。よって、調査研究費のうち、合計 64,500 円が目的外支出であると認める。

(2) 広報費 251,136 円

① 請求人の主張

日常議員活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
郵便料金	66,620	
切手代	9,060	
名刺印刷費	49,245	
印刷インク代等	108,711	
議会手帳	17,500	

③ 調査結果

広報誌として、「議会レポート」を年4回発行している。B4版両面印刷で1枚もの。後援会活動はなく、記事は議会報告である。自分のところで輪転機を回して印刷しているので、印刷費の計上が少ない。上記支出中、名刺印刷費49,245円及び議会手帳17,500円は、目的外支出と認められる。その他の支出は適正な支出と認められる。

(3) 事務所費 1,148,710円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
賃貸料	1,033,800	
光熱費	114,910	

③ 調査結果

事務所は民間の賃貸で、後援会活動はしていない。適正な支出と認められる。

(4) 事務費 2,564,220円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
リース料 事務機器	607,320	
リース料 自動車	516,600	

車両保険料	66,180	
通信費 電話・ファックス	189,128	
通信費 携帯電話	640,233	
通信費	26,039	
NHK 受信料	11,160	
事務用品費	32,577	
事務所消耗品	62,537	
ガソリン代	62,960	
回数券	41,000	
その他	308,486	

③ 調査結果

リース料(自動車)は、本件監査基準に照らし 1/2 を超える 258,300 円を目的外支出と認める。携帯電話代は按分が必要であり、本件監査基準に照らし 1/4 を超えた 480,174 円は目的外支出と認める。ガソリン代は本件監査基準に照らし 1/4 を超える 47,220 円を目的外支出と認める。その他一括計上の事務費 308,486 円は、本件監査基準に照らし年間 12 万円を限度として適正な支出と認め、これを超える 188,486 円は目的外支出と認める。その他の支出は適正な支出と認める。

(5) 人件費 1,200,000 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員	1,200,000	

③ 調査結果

事務員は一人で、その者の給与である。資料の整理、街頭広報活動の補助等をしており、後援会事務所を兼ねていないことから、適正な支出と認められる。

(6) 小括

調査研究費のうち、64,500 円、広報費のうち、66,745 円、事務費のうち、974,180 円の合計 1,105,425 円が目的外支出である。

平成17年度

(1) 調査研究費 284,570 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
管内調査活動交通費	61,990	タクシー代
管内調査活動交通費	16,800	高速料金
管内調査活動交通費	53,200	駐車場代
府政に関する意見交換	42,500	白鷺公園愛護会の集い参加費等6回
管外調査旅費	28,500	国会議員との政策懇談交通費
管外調査旅費	28,300	都議会議員との政策懇談交通費
管外調査旅費	16,500	文化事業視察(吹奏楽演奏会)入館料
管内調査活動に係る経費	300	文化施設視察(府立近つ飛鳥博物館)入館料
管外調査旅費	26,480	国会議員との政策懇談(東京)交通費
管内調査活動に係る経費	10,000	伝統文化芸能視察

③ 調査結果

管内調査活動交通費として、一括計上されたタクシー代・高速料金・駐車場代は行き先、目的等詳細が不明のため、本件監査基準に照らして合算額が年間12万円の限度で適正な支出と認め、これを超える11,990円は目的外支出と認める。「府政に関する意見交換」は、前年と同様の理由で目的外支出と認める。管外調査旅費(3件)として、国会議員及び都議会議員との政策懇談会のための東京までの旅費が計上されているが、府政に関する政務調査のための政策懇談である旨の説明がなく、目的外支出と認めざるをえない。また、管外調査旅費として文化事業視察交通費が上がっているが、演奏者である友人から誘われて、友人の勤める大学のコンサートを聞きに行ったもので、主に私的な上京であり、目的外支出と認められる。管内調査活動に係る経費(2件)として、飛鳥博物館と公演会の入場料が計上されているが、調査研究とはいえず目的外支出と認められる。よって、調査研究費のうち、合計164,570円が目的外支出であると認める。

(2) 広報費 334,465 円

① 請求人の主張

日常議員活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
府会レポート印刷費等	265,490	
カラー名刺印刷費	52,750	
名刺印刷費	16,225	

③ 調査結果

カラー名刺印刷費及び名刺印刷費合計 68,975 円は、目的外支出と認められる。その他の支出は適正な支出と認められる。

(3) 事務所費 1,468,797 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
賃貸料	1,033,200	
駐車場賃料	186,680	
光熱費	100,917	
事務所電気工事費	148,000	

③ 調査結果

駐車場は来客専用ではなく、兼用のため按分が必要であり、1/2 を超えた 93,340 円は目的外支出と認める。その他の支出は適正な支出と認められる。

(4) 事務費 2,235,673 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
リース料 事務機器	607,320	
リース料 自動車	516,600	
車両保険料	68,250	
通信費 電話・ファックス	157,977	
通信費 携帯電話	467,192	
通信費 NTTコミュニケーション	25,915	
NHK 受信料	16,740	
通信費 郵便代	940	
事務用品費	45,498	
事務所消耗品	57,150	
ガソリン代	64,067	
回数券	77,000	
その他	131,024	

③ 調査結果

リース料(自動車)は、本件監査基準に照らし 1/2 を超える 258,300 円を目的外支出と認める。車両保険料は目的外支出である。携帯電話代は按分が必要であり、本件監査基準に照らし 1/4 を超えた 350,394 円は目的外支出と認める。ガソリン代は 1/4 を超えた 48,050 円を目的外支出と認める。回数券は調査研究費で 12 万円を認めているので目的外支出である。その他一括計上の事務費 131,024 円は、本件監査基準に照らし年間 12 万円を限度として適正な支出と認め、これを超える 11,024 円は目的外支出と認める。その他の支出は適正な支出と認める。

(5) 人件費 1,200,000 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員	1,200,000	

③ 調査結果

前年度と変化なく、適正な支出と認められる。

(6) 小括

調査研究費のうち、164,570 円、広報費のうち、68,975 円、事務所費のうち、93,340 円、事務費のうち、813,018 円の合計 1,139,903 円が目的外支出である。

48 杉本 武 議員

平成16年度

(1) 調査研究費 41,495 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して、立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
管外調査旅費	8,170	東京都視察研究
管外調査旅費	6,825	国会、都議会、視察
管外調査旅費	26,500	都庁視察、懇談会

③ 調査結果

都の視察は防災センター、国会、都議会は議員と面談し、資料をもらったもの、都庁視察は都営住宅の視察でいずれも適正な支出と認められる。

(2) 広報費 766,239 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
府政相談経費、府政報告会、街頭演説等経費	386,870	交通費
府政相談経費、府政報告会、街頭演説等経費	123,500	杉本たけしレポート コピー印刷
府政相談経費、府政報告会、街頭演説等経費	256,249	ガソリン代

③ 調査結果

上記使途内容は 766,619 円であるが、収支報告書では 766,239 円を計上している。

- イ. 交通費の 386,870 円は詳細不明であるので、120,000 円を超える 266,870 円は目的外支出である
- ロ. ガソリン代 256,249 円は 1/2 を超える 128,124 円は目的外支出である。
- ハ. 杉本たけしレポート印刷代は適正な支出と認められる。

ニ. 目的外支出は 394,994 円であるが、766,619 円と 766,239 円の差額 380 円を控除し、394,614 円を目的外支出と認める。

(3) 事務所費 3,125,505 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
賃貸料	1,116,000	
車両リース	1,192,680	
事務所看板作成費	26,250	
駐車料	121,000	
光熱水費	121,310	
電話代	386,475	
車両整備代	12,390	
コピー機トナー代	108,900	

③ 調査結果

上記使途内容は 3,085,005 円である。

- イ. 事務所賃料 1,116,000 円は毎月の賃料の領収証があり、適正な支出である。
- ロ. 車両リース 1,192,680 円は 2 台リースしており、1/2 を超える 596,340 円は目的外支出である。
- ハ. 事務所看板作成費 26,250 円は目的外支出である。
- ニ. 駐車料 121,000 円は来客用ではなく、目的外支出である。
- ホ. 車両整備代 12,390 円は目的外支出である。
- ヘ. トナー代は適正な支出である。
- ト. その他は認める。
- チ. 3,125,505 円と 3,085,005 円の差額 40,500 円は何に使われたか不明であり、目的外支出である。

(4) 事務費 1,194,163 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
通信費(携帯電話料等)	358,792	
インターネットプロバイダ 料他	44,373	
事務用品等	819,568	
携帯電話器購入	11,550	

③ 調査結果

上記使途内容は 1,234,283 円であるが、収支報告書には 1,194,163 円を計上している。

- イ. 通信費(電話料)合計 358,792 円は按分(1/2)すべきであり、179,396 円は目的外支出である。
- ロ. 携帯電話買い替え 11,550 円は目的外支出である。
- ハ. その余の支出は適正と認める。
- ニ. 目的外支出は 190,946 円であるが、1,234,283 円と 1,199,163 円の差額 40,120 円を差し引き、150,826 円を目的以外支出と認める。

(5) 人件費 0 円

使途内容等	金額(円)	備考
	0	

(6) 小括

広報費のうち 394,614 円、事務所費のうち 796,480 円、事務費のうち 150,826 円の合計 1,341,920 円が目的外支出である。

平成17年度

(1) 調査研究費 444,808 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して、立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
管外調査旅費	38,200	〇〇附属小学校、〇〇大学工学部
政経セミナー参加費	30,000	〇〇政経セミナーへの参加
府政調査報告関係費	125,800	交通費
管外調査旅費	28,500	都議会議員との懇談会(公明党都本部)
管外調査旅費	120,145	国会議員意見交換(交通・宿泊費)
管外調査旅費	46,494	〇〇区議会、〇〇附属小学校
管外調査旅費	6,490	政策打合せ交通費
管外調査旅費	26,580	東京企業(EL 関係調査)
管外調査旅費	12,800	国会議員打合せ
海外視察関係事務	7,996	携帯電話料(借上料)
海外視察関係事務	1,800	リムジンバス

③ 調査結果

上記使途内容は444,805円であるが、収支報告書は444,808円を計上している。

- イ. 〇〇政経セミナーへの参加費 30,000 円は領収証によると選挙に関するセミナーであり、目的外支出と認められる。
- ロ. 交通費 125,800 円は 120,000 円を超える 5,800 円が目的外支出である。
- ハ. その他はいずれも適正と認められる。
- ニ. 444,808 円と 444,805 円の差額 3 円は目的外支出と認める。
- ホ. 目的外支出は 35,803 円である。

(2) 広報費 810,785 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
府政相談経費、府政報告会、街頭演説等経費	277,330	府庁交通費等
府政相談経費、府政報告会、街頭演説等経費	292,838	ガソリン代
府政相談経費、府政報告会、街頭演説等経費	120,000	杉本たけしレポートコピー印刷
府政相談経費、府政報告会、街頭演説等経費	78,560	たけしレポートハガキ版印刷
府政相談経費、府政報告会、街頭演説等経費	21,000	宣伝広告料
府政相談経費、府政報告会、街頭演説等経費	20,000	〇〇と前に進む会 経費
府政相談経費、府政報告会、街頭演説等経費	5,000	〇〇市更生保護推進協議会参加費

③ 調査結果

上記使途内容は 814,728 円であり、収支報告書には 810,785 円を計上している。

- イ. 交通費 277,330 円は詳細不明であり、調査研究費で 120,000 円を使っているの
で、全額目的外支出である。
- ロ. ガソリン代 292,838 円は 1/2 を超える 146,419 円は目的外支出である。
- ハ. 産経新聞への宣伝広告料 21,000 円は関連性が不明であり、〇〇と進む会 20,000
円は領収証から選挙に関する会費であり、目的外支出である。
- ニ. 〇〇市更生保護推進協議会参加費は広報費とは言えないが、調査研究費として適
正な支出である。
- ホ. その他は適正な支出と認められる。
- ヘ. 目的外支出は、464,749 円であるが、814,728 円と 810,785 円の差額 3,943 円
を控除し、460,806 円を目的外支出と認める。

(3) 事務所費 2,862,290 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経
費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
賃貸料	876,000	
車両リース料	1,020,680	
駐車料	143,000	
光熱水費	75,316	
電話代	410,737	
インターネットプロバイダー料	20,748	
携帯電話料	315,789	

③ 調査結果

上記使途内容は 2,862,270 円であるが、収支報告書には 2,862,290 円を計上している。

- イ. 車両リース料 1,020,680 円は平成 16 年度と同様 1/2 を超える 510,340 円は目的外支出である。
- ロ. 携帯電話料 315,789 円は按分(1/2)すべきであり、157,894 円は目的外支出である。
- ハ. 2,862,290 円と 2,862,270 円の差額 20 円は目的外支出である。
- ニ. 目的外支出は 668,254 円である。

(4) 事務費 828,564 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務用品(用紙、パソコンインク代)他	779,139	
タクシー代	94,060	
〇〇市更生保護設立協議会参加	5,000	

③ 調査結果

上記使途内容は 878,199 円であるが、収支報告書には 828,564 円を計上している。

- イ. タクシー代 94,060 円は既に調査研究費で 120,000 円に達しているので全額目的外

支出である。

- ロ. 協議会 5,000 円は広報費にも計上されており、目的外支出である。
- ハ. その他の支出は適正と認められる。
- ニ. 目的外支出の額は、99,060 円であるが、事務費 878,199 円中 828,564 円を計上しているため、目的外支出は、49,425 円である。

(5) 人件費 0 円

使途内容等	金額(円)	備考
	0	

(6) 小括

調査研究費のうち 35,803 円、広報費のうち 460,806 円、事務所費のうち 668,254 円、事務費のうち 49,425 円の合計 1,214,288 円が目的外支出である。

49 杉本 光伸 議員

平成16年度

(1) 調査研究費 618,290 円

① 請求人の主張

議員の日常生活と区別して、立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
調査研究交通費	600,000	1ヶ月5万円定額
調査旅費	18,290	

③ 調査結果

調査研究及び調査旅費の詳細が不明であるため、本件基準により12万円を超える498,290円は目的外支出である。

(2) 広報費 2,621,962 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
広報活動資料	48,600	府政ノート
広報紙発行経費	357,170	広報紙発送代
〃	355,107	〃
〃	69,000	〃 (封筒)
〃	107,100	〃 (〃)
〃	38,172	〃 (封筒詰作業)
〃	37,914	〃 (〃)
〃	795,900	広報紙印刷代
〃	158,812	〃 配布費(振込料含)
〃	164,062	〃 〃 (〃)
〃	790,125	〃 印刷代
〃	2,921,962	上記小計
自由民主党府議団より 会派記事掲載広報委託料	-300,000	

③ 調査結果

- イ. 府政ノート 48,600 円は市の職員に配布しているとのことであるが、本件基準により目的外支出である。
- ロ. 広報紙「私たちの議会」は年 2 回、1 回 8 ページで約 7 万部発行しており、その発行経費はいずれも適正な支出である。

(3) 事務所費 600,000 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
賃貸料	600,000	1ヶ月5万円定額

③ 調査結果

3階建建物の2階 176.85 m²を1ヵ月 24 万円で賃借し、2/3 を会計事務所が使用し、1/3 を政務・後援会事務所で兼用している。従って、1/3 を按分し、1/6 が政務調査部分として適正であるから、48 万円を超える 12 万円は目的外支出である。

(4) 事務費 814,091 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
電話・コピー関係・光熱水費	600,000	1ヵ月5万円定額
切手・文具等購入代	24,440	
〃 〃	8,300	
〃 文具 〃	10,200	
〃 〃 〃	22,060	
〃 〃 〃	4,560	
〃 〃 〃	34,080	

〃	〃	〃	11,000	
〃		〃	24,000	
〃	文具	〃	24,965	
〃	〃	〃	7,531	
〃	〃	〃	28,615	
〃	〃	〃	14,340	

③ 調査結果

- イ. 電話は後援会と兼用であるから 333,051 円の 1/2 である 166,525 円、コピー関係、光熱水費は会計事務所と共用しているから、1,680,046 円の 1/6 である 280,007 円の合計 446,532 円が適正な支出であり、153,468 円が目的外支出である。
- ロ. その余の切手、文具等は 1/2 に按分されており、適正な支出と認められる。

(5) 人件費 1,244,400 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員	1,124,400	
上記交通費(月額 10,000 円)	120,000	

③ 調査結果

政務調査補助として 1 名を時給 1,100 円で雇用しており、通勤費の一部として 1 ヶ月 1 万円を支給している。領収証もあり、適正な支出と認められる。

(6) 小括

調査研究費のうち 498,290 円、広報費のうち 48,600 円、事務所費のうち 12 万円、事務費のうち 153,468 円の合計 820,358 円が目的外支出である。

平成17年度

(1) 調査研究費 615,350 円

① 請求人の主張

議員の日常生活と区別して、立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
調査研究交通費	600,000	1ヵ月5万円定額
調査旅費	14,800	
調査資料送料	550	

③ 調査結果

いずれもすべて詳細不明であるので、本件基準により12万円を超える495,350円が目的外支出である。

(2) 広報費 2,526,191 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
広報紙発行経費	356,317	広報紙発送代
〃	353,210	〃
〃	69,300	〃 (封筒)
〃	63,000	〃 (〃)
〃	37,185	〃 (封筒詰作業)
〃	37,650	〃 (〃)
〃	784,875	広報紙印刷代(振込料含)
〃	164,062	〃 配布費(振込料含)
〃	795,900	〃 印刷代
〃	164,692	〃 配布費(振込料含)
〃	2,826,191	上記小計
自由民主党府議団より 会派記事掲載広報委託料	-300,000	

③ 調査結果

平成 16 年度と同様、いずれも適正な支出と認められる。

(3) 事務所費 600,000 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
賃貸料	600,000	1ヶ月5万円定額

③ 調査結果

平成 16 年度と同様 1/6 を超える 12 万円は目的外支出である。

(4) 事務費 849,426 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
電話、コピー関係、光熱水費	600,000	1ヵ月5万円定額
〃 (封筒)購入代	89,250	
切手・文具 購入代	34,539	
〃 文具購入代資料郵送代	77,057	
切手 購入代	28,960	
〃 文具 購入代	19,620	

③ 調査結果

イ. 平成 16 年度と同様、電話代 259,592 円の 1/2 である 129,796 円、コピー関係及び光熱水費 1,473,018 円の 1/6 である 245,503 円の合計 375,299 円が適正な支出であるから、224,701 円は目的外支出である。

ロ. その余の支出はいずれも按分されており、適正と認められる。

(5) 人件費 1,002,400 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員	882,400	
上記交通費(月額 10,000 円)	120,000	

③ 調査結果

平成 16 年度と同様適正な支出であると認められる。

(6) 小括

調査研究費のうち 495,350 円、事務所費のうち 12 万円、事務費のうち 224,701 円の合計 840,051 円が目的外支出である。

50 鈴木 和夫 議員

平成16年度

(1) 調査研究費 346,980 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して、立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
LRT研究会費	3,000	
管外調査旅費	59,400	1泊2日旅費・交通費
管外調査旅費	42,900	福岡市露天販売規制調査 交通費
管外調査旅費	54,560	国会議員会館、防災対策(1 泊2日旅費・交通費)
管外調査旅費	54,560	東京都厚生労働省(1泊2日 旅費・交通費)
タクシー代	53,600	
定期代(枚方市～樟葉駅・ 京阪電鉄)	78,960	

③ 調査結果

- イ. LRT研究会は街づくりの一環として低床式路面電車の導入について研究している市民団体の会費であり、適正な支出と認められる。
- ロ. 7/15、8/9の2回街づくりの一環として福岡市の露天屋台の視察に出向いたもので、旅費精算書も作成されており、適正な支出と認められる。
- ハ. 国会議員会館のうち9/16国土交通省に防災体制についての意見交換のために出向いたもの、10/25は厚生労働省へ出産一時金制度の検討状況について調査に行ったもので、いずれも適正な支出と認められる。
- ニ. タクシー代、定期代132,560円は詳細不明であり、本件基準により12万円を超える12,560円は目的外支出である。

(2) 広報費 1,347,868 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
広報紙発行経費	445,736	(メール便)
広報紙発行経費	819,000	議会報告紙制作費
広報紙発行経費	2,700	振込手数料
広報紙発行経費	2,400	名刺代
広報紙発行経費	78,032	郵便料

③ 調査結果

- イ. 毎月 10 日に個人で広報紙を発行しており、メール便、制作費、振込手数料、郵便料はいずれも適正な支出である。
- ロ. 名刺代 2,400 円は本件基準により目的外支出である。

(3) 事務所費 1,653,240 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
ガソリン代	40,000	
光熱費	180,240	
事務代	15,500	
賃貸料	1,417,500	

③ 調査結果

- イ. 事務所は賃借しており、契約書と賃料額が合わないが、電気代、ゴミ代を含む領収証が提出されていて、適正な支出と認められる。
- ロ. ガソリン代はプリペイドカード 1 万円、4 回分を計上しているが、事務費にも計上されていて詳細不明のため、1/2 を超える 2 万円は目的外支出である。
- ハ. 事務代は書籍フォルダーであり、適正な支出である。

(4) 事務費 438,848 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
ガソリン代	55,296	
電話代	346,629	
備品購入費	36,458	
フレッシュ代	465	

③ 調査結果

- イ. ガソリン代が事務所費と別途計上されており、事務所用の車とのことであるが、詳細不明のため 1/2 を超える 27,648 円は目的外支出である。
- ロ. 電話代は、固定電話と携帯電話を合わせて 346,629 円であるが、携帯代 161,184 円については 1/2 を超える 80,592 円が目的外支出である。
- ハ. 備品購入費のうち 10,815 円は携帯電話購入費であり、目的外支出である。
- ニ. その他の支払いはいずれも適切である。

(5) 人件費 1,584,000 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員給与(政務調査)	1,200,000	
事務員通勤費	384,000	

③ 調査結果

事務員 1 名を月額 10 万円で雇用し、交通費として費用内の一部 32,000 円を毎月支給しており、いずれも適正な支出と認められる。

(6) 小括

調査研究費のうち 12,560 円、広報費のうち 2,400 円、事務所費のうち 20,000 円、事務費のうち 119,055 円の合計 154,015 円が目的外支出である。

平成17年度

(1) 調査研究費 383,540円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して、立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
管外調査旅費 (4/1)	54,140	厚生労働省 (1泊2日旅費・交通費)
管外調査旅費 (7/1)	55,710	国土交通省 第二名神
管外調査旅費 (12/6)	37,640	厚生労働省 少子化対策
管外調査旅費 (1/10)	37,660	東京都議会
交通費	26,400	
タクシー代	14,240	
定期代(枚方市～樟葉駅・ 京阪電鉄)	39,480	
枚方市舟運調査費 (10/18)	118,270	

③ 調査結果

- イ. 2回の厚生労働省はいずれも少子化対策等に対する政務調査、国土交通省は第二名神道路事業計画についての調査、東京都議会は行財政改革についての調査であり、いずれも適正な支出と認められる。
- ロ. 枚方市舟運調査費は、淀川舟運復活に関し、千葉県印西市、佐原市の現地調査、岩手県一関市の資料提供による報告書作成を調査会社に依頼し、報告を受けたもので、適正な支出と認められる。
- ハ. その余の交通費 92,540円は詳細不明であるが、本件基準による12万円の範囲内であるので適正な支出である。

(2) 広報費 1,390,191円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
-------	-------	----

広報紙発行経費	2,400	印刷代
議会手帳	59,500	大阪府営印刷所
広報紙発行経費	1,328,291	議会報告紙制作料等

③ 調査結果

- イ. 印刷代 2,400 円は名刺、あいさつ状であり、目的外支出である。
- ロ. 議会手帳 59,500 円は本件基準により目的外支出である。
- ハ. その他の支出は全て毎月発行する広報紙の制作配布に要する適正な支出である。

(3) 事務所費 1,555,773 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
光熱費	169,773	
賃貸料	1,386,000	

③ 調査結果

平成 16 年度と同様、いずれも適正な支出と認められる。

(4) 事務費 478,272 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
ガソリン代	90,350	
事務所茶菓代	7,980	
事務用品	210	
洗剤	184	
送料	2,920	
手数料	600	
電話代	321,593	

備品購入費	54,070	
フレッシュ代	365	

③ 調査結果

- イ. ガソリン代は詳細不明のため 1/2 を超える 45,175 円は目的外支出である。
- ロ. 電話代のうち、携帯電話代 149,041 円の 1/2 を超える 74,520 円は目的外支出である。
- ハ. その他の支出はいずれも適正と認められる。

(5) 人件費 1,584,000 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員給与(政務調査)	1,200,000	
事務員通勤費	384,000	

③ 調査結果

平成 16 年度と同様適正な支出である。

(6) 小括

広報費のうち 61,900 円、事務費のうち 119,695 円の合計 181,595 円が目的外支出である。

51 隅田 康男 議員

平成16年度

(1) 調査研究費 637,130 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
調査旅費12件	637,130	

③ 調査結果

いずれも、タクシー代であるところ、本件監査基準に照らし、120,000 円を適正と認めるが、その余の 517,130 円は目的外支出である。

(2) 広報費 1,110,810 円

① 請求人の主張

日常議員活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
広報紙発行経費 5/3、5/11、5/19	90,405	新聞紙折込料4件
〃 6/10	276,150	印刷代
〃 8/19	10,000	掲載料
〃 12/17	267,300	印刷代
〃 12/17、12/27、1/6	94,005	新聞紙折込料4件
〃 1/18	268,875	印刷代
〃 1/20、1/24	94,005	新聞紙折込料4件
〃 1/24	10,070	広報紙掲載料

③ 調査結果

広報紙発行経費（1/24・広報紙掲載料）10,070 円は、府政報告と新年の挨拶を兼ねたものとの説明であり、1/2 の按分によるべきであり、5,035 円は目的外支出である。その余の広報紙発行経費は、適正と認める。

(3) 事務所費 590,500 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
賃貸料	570,000	総額 570,000 円
光熱水費	20,500	総額 41,173 円

③ 調査結果

事務所は、議員事務所用、後援会事務所及び社会保険労務士事務所を兼ねている。賃貸料は、1/3 の按分によるべきであり、190,000 円は適切な支出と認められるが、その余の 380,000 円は目的外支出である。光熱費は 1/2 弱の按分となっており、按分比率に疑問はあるが、不適切とまではえない。

したがって、380,000 円が目的外支出である。

(4) 事務費 175,782 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
通信費	90,000	総額 180,745 円
事務用品費	24,000	総額 24,919 円
インターネット接続料	18,900	
封筒印刷代	19,800	
備品修理代	14,700	
郵便料・事務用品5件	8,382	

③ 調査結果

通信費 90,000 円は、1/2 弱の按分比となっており、後援会事務所、社会保険労務士事務所を兼ねていることに鑑みれば、按分比に疑問はあるが、不適正とまでは言えない。事務用品費 24,000 円は、社会保険労務士業と兼用で、1/2 の按分によるべきであり、12,000 円は適正であるが、12,000 円は目的外支出である。インターネット接続料 18,900 円は適正と認める。封筒印刷代 19,800 円は、後援会との兼用であり、1/2 の按分によるべきであり、9,900 円は適正であるが、その余の 9,900 円は目的外支出である。

備品修理代 14,700 円も同様であり、7,350 円は適正であるが、7,350 円は目的外支出である。郵送料・事務用品5件 8,382 円は、本件監査基準に照らし、適正と認める。
したがって、29,250 円は目的外支出である。

(5) 人件費 3,600,000 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員①	2,400,000	社会保険労務士
同②	1,200,000	

③ 調査結果

人件費は、事務員①が社会保険労務士業を兼任していること、事務員②が後援会活動を兼任していることから、1/2 の按分をすべきであり、それぞれ、事務員① 1,200,000 円、事務員②600,000 円を適正と考え、その余の 1,800,000 円は目的外支出である。

(6) 小括

調査研究費のうち 517,130 円、広報費のうち 5,035 円、事務所費のうち 380,000 円、事務費のうち 29,250 円及び人件費のうち 1,800,000 円の合計 2,731,415 円が目的外支出である。

平成17年度

(1) 調査研究費 620,890 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
調査旅費(13件)	573,070	
管外調査旅費	47,820	

③ 調査結果

調査旅費(13件) 573,070 円は、タクシー代であり、本件監査基準に照らし、120,000 円の限度で適正と認めるが、その余の 453,070 円は目的外支出である。管外調査旅費 47,820 円は、長野県庁視察旅費であり、適正と認める。

(2) 広報費 748,955 円

① 請求人の主張

日常議員活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
広報紙発行経費 4/19	94,005	新聞紙折込料4件
〃 4/19	274,650	印刷代
〃 11/24	287,250	〃
〃 12/2	82,980	新聞紙折込料4件
〃 1/17	10,070	掲載料

③ 調査結果

広報紙発行経費(1/17)掲載料 10,070 円は年賀の挨拶であり、目的外支出であるが、その余は適切である。

(3) 事務所費 589,000 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
賃貸料	570,000	総額 570,000 円
光熱水費	19,000	総額 38,663 円

③ 調査結果

平成16年度と同様、賃貸料は、1/3の按分によるべきであり、190,000円は適切な支出と認められるが、その余の380,000円は目的外支出である。光熱費は1/2弱の按分となっており、按分比率に疑問はあるが、平成16年度と同様、不適切とまでは言えない。

したがって、380,000円が目的外支出である。

(4) 事務費 151,403 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
書籍代他2件	16,850	
封筒印刷代	16,800	
インターネット接続料	18,900	1年分
事務所通信費	77,000	総額 154,462 円
事務所事務用品費	21,853	

③ 調査結果

書籍代他2件 16,850円は、本件監査基準に照らし、適正と認める。封筒印刷代 16,800円は、後援会との兼用であり、1/2の按分によるべきであり、8,400円は適正であるが、その余の8,400円は目的外支出である。インターネット接続料 18,900円は適正と認める。事務所通信費 77,000円は、1/2弱の按分比となっており、後援会事務所、社会保険労務士事務所を兼ねていることに鑑みれば、平成16年度と同様、按分比に疑問はあるが、不適正とまでは言えない。事務用品費 21,853円は、社会保険労務士業と兼用で、1/2の按分によるべきであり、10,927円は適正であるが、10,926円は目的外支出である。

したがって、合計 19,326円は目的外支出である。

(5) 人件費 3,600,000 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員①	2,400,000	社会保険労務士
同②	1,200,000	

③ 調査結果

平成16年度と同様であり、1/2の按分をすべきであり、それぞれ、1,200,000円、600,000円を適正とし、その余の1,800,000円は目的外支出である。

(6) 小括

調査研究費のうち453,070円、広報費のうち10,070円、事務所費のうち380,000円、事務費のうち19,326円及び人件費のうち1,800,000円の合計2,662,466円が目的外支出である。

52 関 守 議員

平成16年度

(1) 調査研究費 336,400 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
交通費(ガソリン代)	336,400	

③ 調査結果

一括計上であり、内容が不明であるため、本件監査基準に照らし 1/4 を超える 252,300 円を目的外支出と認める。

(2) 広報費 2,555,390 円

① 請求人の主張

日常議員活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
発送作業代	250,007	
郵送代	945,743	
印刷代	1,359,642	

③ 調査結果

広報誌として、「守レポート」を1回あたり1万5千~2万部発行している。年4回と臨時に発行することもある。A3両面8頁が基本。記事は府議会報告が中心で、後援会記事はほとんど載せていないが1/2に按分している。適正な支出と認められる。

なお、上記支出の合計額は2,555,392円であり、収支報告書の記載額2,555,390円は誤記と思われる。

(3) 事務所費 1,200,000 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
賃貸料 1年間	1,200,000	

③ 調査結果

事務所は民間の賃貸で、後援会事務所を兼ねている。賃料は月 21 万円で、駐車場代 1 万円に消費税を合わせて 231,000 円となる。このうち、按分し政調費から月 10 万円を支出し、その余はすべて後援会から支出している。適正な支出と認められる。

(4) 事務費 251,015 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
リース料	85,889	
電話代	165,131	

③ 調査結果

リース料はコピー機で、電話代は事務所の固定電話代であり、すべて按分しており、適正な支出と認められる。

(5) 人件費 1,800,000 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員	1,800,000	

③ 調査結果

事務員は 3 人いるが、そのうちの 1 人の給与のみを按分したうえで政調費から支払っており、適正な支出と認められる。

(6) 小括

調査研究費のうち、252,300円が目的外支出である。

平成17年度

(1) 調査研究費 88,400円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
交通費(ガソリン代)	88,400	

③ 調査結果

交通費(ガソリン代)は、1/4を超える66,300円を目的外支出と認める。

(2) 広報費 2,657,900円

① 請求人の主張

日常議員活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
印刷代	2,198,505	
郵送代	459,395	

③ 調査結果

適正な支出と認められる。

(3) 事務所費 1,200,000円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
賃貸料 1年間	1,200,000	

③ 調査結果

適正な支出と認められる。

(4) 事務費 157,928 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
リース料	78,960	
電話代	78,968	

③ 調査結果

適正な支出と認められる。

(5) 人件費 1,800,000 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員	1,800,000	

③ 調査結果

適正な支出と認められる。

(6) 小括

調査研究費のうち、66,300 円が目的外支出である。

53 高辻 八男 議員

平成16年度

(1) 調査研究費 0円

使途内容等	金額(円)	備考
	0	

(2) 広報費 0円

使途内容等	金額(円)	備考
	0	

(3) 事務所費 1,620,000円 (1,746,188円と訂正)

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
賃貸料	1,420,000	
光熱水費	326,188	

③ 調査結果

- イ. 賃貸借契約書は3部屋分しかないが、領収証によると7室分として1ヶ月207,000円が支払われており、その1年分2,484,000円の1/2である1,242,000円を超える178,000円は目的外支出である。
- ロ. 光熱水費の支払いは1/2に按分されていて適正と認められる。

(4) 事務費 2,213,296円 (1,298,548円と訂正)

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
通信費(電話代・FAX代、郵送料等 12ヵ月分)	568,727	
リース料(コピー機、電話機等 12ヵ月分)	515,499	

事務用品等購入代 12ヵ月分	214,322	
----------------	---------	--

③ 調査結果

- イ. 携帯電話代 273,981 円は按分 (1/4) すべきであるところ、1/2 に按分されているので、本来 68,496 円を計上すべきであるが、136,991 円が計上されているので、その差額 68,495 円が目的外支出である。
- ロ. その他は認めるが、収支報告書の支出 2,213,296 円と訂正された 1,298,548 円の差額 914,748 円は資料がなく、目的外支出と認められる。

(5) 人件費 1,800,000 円 (8,744,500 円と訂正)

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員(政務調査活動・後援会活動)	8,744,500	

③ 調査結果

源泉徴収簿によると、本件監査対象である 1,800,000 円を超える支出がされていると認められるので、その限度で適正な支出である。

(6) 小括

事務所費のうち 178,000 円と事務費のうち 983,243 円の合計 1,161,243 円が目的外支出である。

平成17年度

(1) 調査研究費 0円

使途内容等	金額(円)	備考
	0	

(2) 広報費 0円

使途内容等	金額(円)	備考
	0	

(3) 事務所費 1,620,000円(1,806,625円と訂正)

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
賃貸料	1,494,000	
光熱水費	312,625	

③ 調査結果

- イ. 平成16年度同様1,242,000円を超える252,000円が目的外支出である。
- ロ. その他は適正な支出と認められる。

(4) 事務費 2,107,498円(1,351,710円と訂正)

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
通信費(電話代・FAX代、郵送料等 12ヵ月分)	459,454	
リース料(コピー機、電話機等 12ヵ月分)	574,021	
事務用品等購入代 12ヵ月分	318,235	

③ 調査結果

- イ. 携帯電話代 299,072 円は按分 (1/4) すべきであるから計上されている 149,536 円のうち、299,072 円の 1/4 を超える 74,768 円は目的外支出である。
- ロ. その他は認めるが、収支報告書 2,107,498 円と訂正された 1,351,710 円との差額 755,788 円は資料がなく、目的外支出である。

(5) 人件費 1,800,000 円 (8,661,500 円と訂正)

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員(政務調査活動・後援会活動)	8,661,500	

③ 調査結果

平成 16 年度と同様に源泉徴収簿により少なくとも 1,800,000 円の限度では適正な支出と認められる。

(6) 小括

事務所費のうち 252,000 円、事務費のうち 830,556 円の合計 1,082,556 円が目的外支出である。

54 竹本 寿雄 議員

平成16年度

(1) 調査研究費 245,340 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して、立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
定期代	224,280	高槻市一天満橋 ¥18,690/月×12ヶ月
ラガールカード	15,000	¥3,000×5枚
三重県調査旅費	6,060	県立〇〇高校(民間人校長の件)

③ 調査結果

- イ. 定期代、ラガールカードは調査の詳細不明であるため、本件監査基準により 12万円を超える 119,280 円は目的外支出である。
- ロ. 三重県調査旅費は、府立高校の民間人校長登用の件につき、民間人校長から直接事情聴取したもので、適正な支出と認められる。

(2) 広報費 93,310 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
郵送料	93,310	ハガキ・切手代

③ 調査結果

葉書による議会報告にかかる費用であり、適正な支出と認められる。

(3) 事務所費 1,438,392 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
賃貸料 ¥78,000/月×12ヶ月	936,000	
光熱費(電気代・水道代)	174,903	
通信費(電話代・ファックス代)	327,489	

③ 調査結果

- イ. 事務所は月額 78,000 円で賃借しており、後援会活動はしておらず、適正な支出と認められる。
- ロ. 光熱費、通信費はいずれも適正な支出と認められる。

(4) 事務費 2,420,795 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
リース料(コピー機 ¥16,170/月×12ヶ月)	194,040	
リース料(輪転機;折り機: ¥21,735/月×12ヶ月)	260,820	
リース料(車両:¥49,800/月 ×12ヶ月)	597,600	
事務用品(お茶代含む)購入代	67,539	
燃料費(ガソリン・オイル)	82,363	
月刊誌(家の光、潮)	16,420	
タクシー代等	439,004	
自宅電話代	52,114	
新聞購読料(読売・公明)	69,120	
携帯電話代(機種交換代 ¥4,410 含)	206,325	
インターネット代	62,470	

NHK受信料	16,140	
PC関係品購入代(インキ・用品)	50,711	
輪転機・インク代等	56,365	
コピー機カウント数代	186,364	
デジタルカメラ購入代	63,400	

③ 調査結果

- イ. 車両リース料(月額 49,000 円)は本件監査基準により 1/2 を超える 298,800 円は目的外支出である。
- ロ. ガソリン代は本件基準により 1/2 を超える 41,181 円は目的外支出である。
- ハ. タクシー代等 439,004 円は調査研究費で 120,000 円を超えているので、全額目的外支出である。
- ニ. 自宅電話代を 1/2 で按分することは不合理とまでは言えない。
- ホ. 携帯電話の機種交換代 4,410 円は目的外支出であり、電話代 201,915 円は本件監査基準により 1/2 を超える 100,957 円は目的外支出である。
- ヘ. その他の支出はいずれも適正なものと認められる。

(5) 人件費 1,380,000 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員給与(政務調査活動) ¥110,000/月×12ヶ月	1,320,000	
事務員ボーナス(") ¥30,000×2回(夏・冬)	60,000	

③ 調査結果

政務調査補助の事務員 1 名を月額 11 万円、賞与 3 万円×2 で雇用しており、適正な支出と認められる。

(6) 小括

調査研究費のうち 119,280 円、事務費のうち 884,352 円の合計 1,003,632 円が目的

外支出である。

平成17年度

(1) 調査研究費 259,680円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して、立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
定期代	224,280	高槻市一天満橋 ¥18,690/月×12ヶ月
調査旅費 (10/24)	2,700	関西国際空港視察
〃 (10/28)	2,700	〃
講師料 (11/13)	20,000	三重県立〇〇高校校長
車代 (〃)	10,000	〃

③ 調査結果

- イ. 定期代は政務調査の詳細不明であるため、本件監査基準により12万円を超える104,280円が目的外支出である。
- ロ. 関西国際空港視察は二期工事の進捗状況の調査であるが、重複記載しているので、1回分2,700円は目的外支出である。
- ハ. 11/13の講演会は民間人校長を招いて北摂総支部議員勉強会として開催したものであり、適正な支出と認められる。

(2) 広報費 299,260円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
郵送料	74,260	ハガキ・切手代
購入費	94,700	府政ノート
クラブ会費	60,000	〇〇ライオンズクラブ会費
政策発表会懇談会	22,000	
会費	20,300	〇〇議員連盟会費
参加費	15,000	記念式典参加費
懇談会	13,000	マスコミとの懇談会

③ 調査結果

- イ. 郵送料は葉書による府政報告等であり、適正な支出と認められる。
- ロ. 府政ノート購入費 44,700 円、〇〇ライオンズクラブ会費 60,000 円は本件監査基準により目的外支出である。
- ハ. 政策発表会懇談会のうちみどり愛護イベント弁当代 7,000 円は広報費かどうかはともかく適正な支出と認められる。
政策発表会 5,000 円も適正な支出と認められるが、その他の 3 件 15,000 円は歓送迎会、懇親会、総会であり、目的外支出である。
- ニ. 記念式典参加費 15,000 円は黄綬褒章受賞記念式典参加費であり、目的外支出である。
- ホ. 〇〇議員連盟会費は適切な支出と認められる。
- ヘ. マスコミとの懇談会はビアホールでなされているが、広報活動と言えなくもなく、4 人参加で金額も不相当とは言えない。

(3) 事務所費 1,378,239 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
賃貸料 ¥78,000/月×12ヶ月	936,000	
光熱費(電気代・水道代)	137,495	
通信費(電話代・ファックス代)	304,744	

③ 調査結果

平成 16 年度と同様、いずれも適正な支出と認められる。

(4) 事務費 2,327,940 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
リース料(コピー機 ¥16,170/月×12ヶ月)	194,040	
リース料(輪転機;折り機: ¥21,735/月×12ヶ月)	260,820	
リース料(車輛:¥49,800/月 ×9ヶ月、¥14,700/月×3ヶ月)	492,300	
事務用品(お茶代含む)購入代	59,080	
燃料費(ガソリン・オイル)	63,510	
タクシー代等	378,830	
月刊誌(家の光、潮)	16,420	
自宅電話代	31,154	
新聞購読料(読売・日経・公明②、産経)	139,156	
携帯電話代	174,741	
インターネット代 ¥5,202/月 ×12ヶ月	62,424	
NHK受信料 ¥2,690/2ヶ月 ×6ヶ月	16,140	
駐車場代(¥11,000/月×12 その他一時置含む)	136,400	
カメラ分割購入代 ¥9,682/ 月×9ヶ月 ¥9,683/月×1ヶ月	96,821	
輪転機・インク代等	74,315	
コピー機カウント数代	108,560	
PC関係品購入代(インキ・その他)	23,229	

③ 調査結果

イ. 平成16年度と同様、車両リース料は1/2を超える246,150円、ガソリン代は1/2を超える31,755円が目的外支出である。

タクシー代等378,830円は調査研究費で120,000円を超えているので、全額目的外支出である。

- ロ. 公明新聞を政務調査費で2部購読しなければならない必要性は認められず、1部分22,000円は目的外支出である。
- ハ. 携帯電話代は1/2を超える87,370円は目的外支出である。
- ニ. 駐車場代は自宅マンションの駐車場代であり、来客用とは認められず、132,000円全額が目的外支出である。
- ホ. その他の支出はいずれも適正と認められる。

(5) 人件費 1,380,000円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員給与(政務調査活動) ¥110,000/月×12ヶ月	1,320,000	
事務員ボーナス(") ¥30,000×2回(夏・冬)	60,000	

③ 調査結果

平成16年度と同様、適正な支出と認められる。

(6) 小括

調査研究費のうち106,980円、広報費のうち134,700円、事務費のうち898,105円の合計1,139,785円が目的外支出である。

55 田中 誠太 議員

平成16年度

(1) 調査研究費 1,095,434 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して、立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額 (円)	備考
ガソリン代	390,958	
タクシー代	143,710	
駐車場代	120,020	
高速道路代	9,800	
交通費 (カード代)	8,840	
旅費 (フミトラベル、阪急交通社)	242,886	
インターン交通費	145,020	
運転代行	16,900	
NPO 法人保険料	10,000	
その他	7,300	

③ 調査結果

- イ. ガソリン代 390,958 円は詳細不明であるので、本件監査基準により 1/4 である 97,740 円を超える 293,218 円は目的外支出である。
- ロ. タクシー代、駐車場代、高速道路代、交通費 (カード代) の合計 282,370 円は、詳細不明であるので、本件監査基準により 12 万円を超える 162,370 円は目的外支出である。
- ハ. 旅費のうち東急観光 97,576 円は、チェジュ島の議会視察に出向いたもので、適正な支出と認められるが、フミトラベル 10 万円、阪急交通社 45,310 円は詳細不明であり、政務調査との関連性が認められない。
- ニ. インターン交通費 145,020 円は事務費にも計上されており、NPO 法人に委託して大学生のインターン生を受け入れており、そのインターン生の交通費というのであるが、インターン生の研究費の一部とは言えても議員の調査研究費とは言えず、目的外支出である。
- ホ. 運転代行 16,900 円及び NPO 法人の保険料 10,000 円の合計 26,900 円は目的外支出である。
- ヘ. その他の 7,300 円は適正と認める。

(2) 広報費 327,923 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額 (円)	備考
郵便料金等	327,923	

③ 調査結果

広報紙は平均年 8 回発行しているが、政務調査費には計上しておらず、計上分はいずれも適正な支出と認められる。

(3) 事務所費 881,630 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額 (円)	備考
サニクリーン等	881,630	

③ 調査結果

イ. 駐車場は 4 台分ですべて来客用とのことであり、そうであるとすれば、適正な支出と認められる。

ロ. その余の支出も適正と認められる。

(4) 事務費 481,666 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額 (円)	備考
電器店他	298,848	
その他	182,818	

③ 調査結果

481,666 円のうち、適正と認められるのは、電器店他 298,848 円であり、その余の 182,818 円には洗車代、家庭用日用品等、種々雑多な支出が含まれているので、本件監査基準により 12 万円を超える 62,818 円は目的外支出とする。

(5) 人件費 2,445,000 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額 (円)	備考
給料	1,560,000	
給料	600,000	
給料	285,000	

③ 調査結果

平成 16 年度は常勤 1 名 (月額 130,000 円) とアルバイト 2 名を雇用しており、領収証も提出されていて、いずれも適正な支出と認められる。

(6) 小括

調査研究費のうち、772,818 円、事務費のうち 62,818 円の合計 835,636 円が目的外支出である。

平成17年度

(1) 調査研究費 654,425 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して、立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額 (円)	備考
ガソリン代	202,495	
タクシー代等交通費	368,710	
インターン交通費	83,220	

③ 調査結果

- イ. ガソリン代 202,495 円は詳細不明であるので、本件監査基準により 1/4 である 50,624 円を超える 151,871 円は目的外支出である。
- ロ. タクシー代、駐車場代、高速道路代、交通費の合計 368,710 円は詳細不明であるので、本件監査基準により 12 万円を超える 248,710 円は目的外支出である。
- ハ. インターン交通費 83,220 円は平成 16 年度同様全額目的外支出である。

(2) 広報費 507,935 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額 (円)	備考
郵便料金等	427,935	
檄郵送	10,000	
議員手帳	70,000	

③ 調査結果

- イ. 議員手帳 70,000 円、200 冊は本件監査基準により全額目的外支出である。
- ロ. 檄郵送 10,000 円は政務調査との関連が不明であり、目的外支出である。
- ハ. その余の支出はいずれも適正な支出と認められる。

(3) 事務所費 694,789 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額 (円)	備考
駐車場代等	694,789	

③ 調査結果

いずれも適正な支出と認められる。

(4) 事務費 762,693 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額 (円)	備考
カー用品等	338,394	
その他	424,299	

③ 調査結果

762,693 円のうち、338,394 円は、カー用品等種々雑多なものが含まれており、本件監査基準により 12 万円を超える 218,394 円が目的外支出である。

その他の 424,299 円は適正である。

(5) 人件費 1,920,000 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額 (円)	備考
給料	480,000	
給料	840,000	
給与	600,000	

③ 調査結果

平成 16 年度と同様領収証が提出され、適正な支出と認められる。

(6) 小括

調査研究費のうち 483,801 円、広報費のうち 80,000 円、事務費のうち 218,394 円の合計 782,195 円が目的外支出である。

56 谷川 孝 議員

平成16年度

(1) 調査研究費 496,042 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
管内調査旅費(高速料金・駐車料金・乗車券代)	215,560	
ガソリン代	140,153	
管外調査旅費 10/27	15,190	東京視察
調査研究 11/4	120,000	韓国視察
カメラ代・写真代	5,139	

③ 調査結果

管内調査旅費は領収証等が存在するものの、その内容について不明であるため、本件監査基準に照らして年間 12 万円の限度で適正な支出と認め、それを超過する 95,560 円を目的外支出と認める。ガソリン代は 1/4 を超える 105,114 円を目的外支出と認める。管外調査旅費は東京で、友人の教師と東京都の教育問題について話し合ったものとのことであるが、目的外支出と認められる。調査研究は、〇〇議員連盟として訪韓したものであり、本件監査基準に照らして目的外支出と認める。カメラ・写真代は管内調査に行ったときに写真撮影した費用で適正な支出と認められる。

(2) 広報費 611,929 円

① 請求人の主張

日常議員活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
資料発送経費(11 件)	21,879	
広報誌発行経費(12)	565,800	
名刺代(3 件)	24,250	

③ 調査結果

広報誌として、はがきに議会報告などを印刷し配布しており、広報誌発行経費には、はがき代、印刷代、郵送代が含まれている。広報費発行経費のうち、6/24の100,000円は、事務所案内兼暑中見舞いであり、目的外支出と認められる。資料発行経費は、はがきの宛て名を書き損じた場合に、別紙に宛て名を書き直し郵送した際の郵送料で、適正な支出であった。名刺代24,250円は、目的外支出と認められる。

(3) 事務所費 1,070,778円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
賃貸料	780,000	
光熱水費	42,415	
電話代	248,363	

③ 調査結果

事務所は民間の賃貸で、後援会活動はしていない。賃料は月65,000円で、うち1万円は駐車場代である。すべて適正な支出と認められる。

(4) 事務費 2,464,845円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
通信費(電話代)(年間)	252,667	
リース料(車)(年間)	529,200	
リース料(コピー機)(年間)	211,680	
コピー用紙	8,782	
インクリボン代	13,280	
パソコン関係	161,799	
修理代	32,840	

備品(会議机・椅子、エアコン)	478,220	
ガレージ代	30,500	
その他事務用品等(年間)	745,877	

③ 調査結果

事務所の固定電話代は事務所費に計上しており、ここでの電話代は携帯電話の料金である。携帯電話代は按分が必要であり、本件監査基準に照らし 1/4 を超えた 189,500 円は目的外支出と認める。リース料(車)は 1/2 を超えた 264,600 円が目的外である。リース料(コピー機)は適正な支出と認められる。コピー用紙、インクリボン代、パソコン関係は、すべて適正な支出と認められる。修理代 32,840 円は車及びバイクの修理代であり、政務調査との関連がなく目的外支出と認められる。備品 478,220 円は 1/5 の限度で適正と認め、それを超過する 382,570 円は目的外支出と認める。ガレージ代は自宅へ車を乗って帰った際に使用しているもので自己使用であり、目的外支出と認められる。その他事務用品等は文具等雑多な内容であり、個々に政務調査との関連の説明が難しく、本件監査基準に照らし、年間 12 万円の限度で適正と認め、それを超える 625,877 円 を目的外支出とする。

(5) 人件費 600,000 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員雇用経費(年間)	600,000	

③ 調査結果

知り合いの行政書士の妻を昼から午後 5 時まで、電話番、お茶出し、郵便物の受取り等にきてもらっている、というもので、政務調査とは関連がなく、全額目的外支出と認める。

(6) 小括

調査研究費のうち、335,864 円、広報費のうち、124,250 円、事務費のうち、1,525,887 円、人件費のうち、600,000 円の合計 2,586,001 円が目的外支出である。

平成17年度

(1) 調査研究費 516,483円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
管内調査旅費(高速料金・駐車料金・タクシー)	264,659	
管内調査旅費(ガソリン代)	159,304	
管外調査旅費 5/6	11,150	静岡視察
管外調査旅費 6/6	26,600	東京視察
管外調査旅費 6/17	26,480	東京視察
管外調査旅費 7/24	28,290	東京視察

③ 調査結果

管内調査旅費の高速料金等 264,659円は、その内容において政務調査との関連性がないものや薄いもの等が多数混在しており、本件監査基準に照らして年間12万円の限度で適正な支出と認め、それを超過する144,659円を目的外支出と認める。管内調査旅費のガソリン代は、1/4を超える119,478円を目的外支出と認める。管外調査旅費4件は、環境委員として環境展に参加するなど一応の説明がなされており、不合理とするほどのものはなく適正な支出と認める。

(2) 広報費 242,110円

① 請求人の主張

日常議員活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
資料発送経費(10件)	20,860	
広報誌発行経費(6件)	216,000	
名刺代(1件)	5,250	

③ 調査結果

広報誌として、はがきに議会報告などを印刷し配布しており、広報誌発行経費には、はがき代、印刷代、郵送代が含まれている。資料発行経費は、はがきの宛て名を書き損じた場合に、別紙に宛て名を書き直し郵送した際の郵送料で、いずれも適正な支出であった。名刺代 5,250 円は、本件監査基準に照らして目的外支出と認められる。

(3) 事務所費 907,905 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
賃貸料	780,000	
光熱水費	24,422	
電話代	103,483	

③ 調査結果

事務所は民間の賃貸で、後援会活動はしていない。賃料は月 65,000 円で、うち 1 万円は駐車場代である。すべて適正な支出と認められる。

(4) 事務所費 2,426,856 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
通信費(電話代)(年間)	224,496	
リース料(車)(年間)	529,200	
リース料(コピー機)(年間)	211,680	
コピー用紙	798	
インクリボン・トナー代	48,868	
パソコン関係	159,412	
修理代	140,350	

備品(机・椅子、テレビ、冷蔵庫)	262,558	
ガレージ代	120,000	
その他事務用品等(年間)	729,503	

③ 調査結果

ここでの電話代は携帯電話の料金である。携帯電話代は按分が必要であり、本件監査基準に照らし 1/4 を超えた 168,372 円は目的外支出と認める。リース料(車)は、1/2 を超えた 264,500 円は目的外支出である。リース料(コピー機)は適正な支出と認められる。コピー用紙、インクリボン代、パソコン関係は、すべて適正な支出と認められる。修理代 140,350 円は車及びバイクの修理代であり、政務調査との関連がなく目的外支出と認められる。備品 262,558 円は本件監査基準に照らし 1/5 の限度で適正と認め、それを超過する 210,046 円は目的外支出と認める。ガレージ代は自宅へ車を乗って帰った際に使用しているもので自己使用であり、全額目的外支出と認められる。その他事務用品等は文具等雑多な内容であり、個々に政務調査との関連の説明が難しく、本件監査基準に照らし、年間 12 万円の限度で適正と認め、それを超える 609,503 円を目的外支出とする。

(5) 人件費 1,200,000 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員雇用経費(年間)	1,200,000	

③ 調査結果

警察を退職した男性を朝 9 時から午後 5 時まで働いてもらっており、前職を活かして政務調査活動に従事している、とのことであり、全額適正と認められる。

(6) 小括

調査研究費のうち、264,137 円、広報費のうち、5,250 円、事務費のうち、1,512,771 円の合計 1,782,158 円が目的外支出である。

57 谷口 富男 議員

平成16年度

(1) 調査研究費 798,935 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して、立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
管外調査旅費	39,340	愛媛県(1泊2日)
管外調査旅費	56,815	東京都(1泊2日)
管外調査旅費	45,895	東京都(1泊2日)
海外調査	105,630	韓国(2泊3日)
管外調査旅費	37,180	東京日帰り
高速券	17,700	
駐車代	50,380	
私鉄カード	104,000	
タクシー代	230,800	
高速代	79,750	
その他	31,445	

③ 調査結果

- イ. 愛媛県への調査は大洲等で開催されていた街並博の様子を聴取し、大阪がどう町の魅力をアピールしたらよいか研究するための視察と主張するが、4月29日に宿泊し、翌30日県観光交流課長から1時間位説明を受けたというものの、現地には行っておらず、その目的自体明確ではなく、領収証の提出もなく、観光目的と思われなくもない。説明のとおりだとしても1/2の限度の19,670円で適正と認める他ない。
- ロ. 5月8日の東京出張は、府営住宅のエレベーター整備問題に関連し、東京都の都営住宅の現状を研究すべく、都庁、足立区の都営住宅を見分したもののことで、適正な支出と認められる。
- ハ. 10月29日(10月30日に訂正)の東京出張は、魅力ある街づくりの参考にしたという目的からのものであるが、観光目的と考えられ、行政視察とは認めがたく、45,895円全額が目的外支出である。
- ニ. 韓国2泊3日は大阪府議会日韓友好親善議員連盟第2次韓国訪問団であるが、日程表をみると、釜山で1時間市場見学後、新幹線でソウルに向かい、団体主催の

夕食会、翌日は板門店を見学した後、市内観光、自由時間、夕食会、3日目は青瓦台を訪問した後、自由時間、ホテル出発となっており、およそ政務調査とは認められない内容であり、105,630円全額が目的外支出である。

- ホ. 12月16日の東京出張は大阪府のエコタウン構想、エコエリアに関し、府としてペットボトルのリサイクル会社を誘致できないかを研究するため、リサイクル会社本社を訪問したというものであり、一応政務調査との関連性は認められる。
- ハ. 高速券以下詳細不明の514,075円については本件基準により12万円を超える394,075円が目的外支出である。

(2) 広報費 402,292円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
広報紙発行	42,000	広報紙印刷代
〃	63,000	〃
デジタルカメラ購入	35,712	
タクシー代等	218,430	
その他	43,150	

③ 調査結果

- イ. 1年に2回広報紙を発行しており、印刷代、デジタルカメラは適正な支出と認められる。
- ロ. タクシー代等218,430円は詳細不明であり、調査研究費で12万円を超えているので全額目的外支出である。
- ハ. その他43,150円は関連が不明であり、目的外支出と認める。

(3) 事務所費 1,120,939円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
家賃12ヶ月分	945,000	

光熱水費12ヶ月分	91,840	
自宅電気代	84,099	

③ 調査結果

- イ. 家賃、光熱水費は一括して家主に支払っており、適正な支出と認められる。
- ロ. 自宅での会合があるため、自宅電気代の 1/4 を計上しているが、不適正とまでは言えない。

(4) 事務費 1,820,296 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
コピー機リース代	233,100	
ファックスリース代	95,760	
KDDIリース代	25,086	
電話代(事務所)	90,951	
電話代(自宅)	45,163	
携帯電話	81,036	
ガソリン代	108,769	
車ローン	262,663	
ケーブルテレビ	37,548	
ガス代	13,360	
水道	29,340	
ガレージ代(事務所)	180,000	
ガレージ代(自宅)	108,000	
プロバイダー代	20,731	
高速券代	16,950	
空調機器	143,745	
弔文印刷代	29,925	
名刺印刷代	31,500	
PC設定、ベストパトロール代	15,750	
ハンドマイク	56,250	
車庫証明	10,000	

ティッシュペーパー、トイレ トペーパー他	16,055	
PC関連機 etc.	46,952	
備品・事務用品	19,555	
トナーカートリッジ	22,168	
その他	79,939	

③ 調査結果

- イ. 携帯電話は本件基準により 1/4 の限度を超える 60,777 円は目的外支出である。
- ロ. 車のローン、車庫証明の合計 272,663 円は本件基準により目的外支出である。
- ハ. 高速券代は詳細不明で調査研究費で 120,000 円を超えているので、16,950 円全額が目的外支出である。
- ニ. 弔文印刷代、名刺代の 61,425 円は本件基準により目的外支出である。
- ホ. その他のうち、議会手帳 17,500 円は目的外支出であり、その余は適正な支出と認められる。

(5) 人件費 1,224,000 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員(政務調査活動)	624,000	
運転手(政務調査活動)	600,000	

③ 調査結果

2名雇用しており、各月の領収証もあり、適正な支出と認められる。

(6) 小括

調査研究費のうち 565,270 円、広報費のうち 261,580 円、事務費のうち 429,315 円の合計 1,256,165 円が目的外支出である。

平成17年度

(1) 調査研究費 878,397 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して、立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
管外調査旅費(5/6)	47,940	愛媛県庁(1泊2日)
管外調査旅費(6/3)	47,180	東京都(1泊2日)
管外調査旅費(6/20)	47,180	東京都(1泊2日)
管外調査旅費(1/27)	47,180	東京都(1泊2日)
タクシー代	230,930	
駐車代	42,550	
高速代	64,735	
私鉄カード	81,000	
ガソリン代	102,833	
その他	166,869	

③ 調査結果

イ. 愛媛県県庁に2回目の出張である。街並博の終了後に結果聴取のため訪れ、企画調整課から聴取したとのことである。連休の谷間の金曜日に訪ねており、領収証の提出もないが、一応資料が提出されているので、関連性を認める。

ロ. 3回の東京1泊2日の出張は、訪問先が異なるのにいずれも全く同一の金額となっており、極めて不自然であるうえ、その説明も6月2日はデポジット式自動販売機製造会社、調剤薬局会社訪問というものであり、府政とどのように関係するのか不明であり、領収証の提出もない。

1月は一応衆議院第1会館に議員を訪問したが、1時間位陳情、要望し、終わってから食事をしたというのであり、陳情、要望が政務調査とは関連があるとは認められない。

以上3回の出張は必ずしも政務調査そのものとは言い難いが、1/2の限度の70,770円は適正な支出と認める。

ハ. ガソリン代を除くタクシー代等586,084円は詳細不明であり、本件基準により12万円を超える466,084円は目的外支出である。

ニ. ガソリン代102,833円は1/2に按分されているので、適正な支出である。

(2) 広報費 216,010 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
名刺印刷代	11,550	
タクシー代等	186,660	
その他	17,800	

③ 調査結果

- イ. 名刺印刷代 11,550 円は本件基準により目的外支出である。
- ロ. タクシー代等 186,660 円は調査研究費で 120,000 円を超えているので、全額目的外支出である。
- ハ. その他 17,800 円は関連が不明であり、目的外支出である。

(3) 事務所費 1,242,197 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
家賃 17年4月～18年3月	945,000	
光熱水費 //	75,173	
電気料(家) //	154,681	
CATV //	50,009	
その他	17,334	

③ 調査結果

平成 16 年度と同様適正な支出と認められる。

(4) 事務費 1,806,495 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
高速券代(30枚)	17,400	
ファクシミリ購入	55,949	
デジタルカメラ	45,292	
ICレコーダー	25,325	
パーソナル編集長	14,090	
ホームページビルダー	19,000	
デジタルカメラ/紛失のため	45,462	
通信費(電話代12ヶ月分)	72,784	
〃 (携帯代)	123,849	
コピー機パソコンリース料12ヶ月分	342,300	
通信費(自宅電話12ヶ月分)	71,407	
〃 (FAXリース4ヶ月分)	31,920	
車ローン	272,595	
自宅ガス代12ヶ月分	14,215	
ガレージ代(事務所12ヶ月分)	180,000	
〃 (自宅12ヶ月分)	108,000	
その他	366,907	

③ 調査結果

- イ. 高速券代 17,400 円は調査研究費で 120,000 円を超えているので、全額目的外支出である。
- ロ. 携帯電話は 1/4 を超える 92,886 円は目的外支出である。
- ハ. 車ローン 272,595 円は全額目的外支出である。
- ニ. その他 366,907 円のうち議会手帳代 17,500 円は目的外支出であり、残 349,407 円は詳細不明であるので、本件基準により 12 万円を超える 229,407 円は目的外支出である。
- ホ. その他の支出はいずれも一応適正と認められる。

(5) 人件費 1,224,000 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員(政務調査活動)	624,000	
運転手(政務調査活動)	600,000	

③ 調査結果

平成 16 年度と同様適正な支出と認められる。

(6) 小括

調査研究費のうち 536,854 円、広報費のうち 216,010 円、事務費のうち 629,788 円の合計 1,382,652 円が目的外支出である。

58 谷口 昌隆 議員

平成16年度

(1) 調査研究費 578,835 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して、立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
管外調査旅費 (4/16)	26,400	参議院会館(日帰り)
〃 (4/20)	26,200	東京都議会(〃)
〃 (4/28)	26,400	東京都品川区(〃)
管内調査旅費	320,600	JR、私鉄、地下鉄、タクシー
管外調査旅費 (5/7)	40,835	群馬県太田市イオン視察(1泊)
管外調査旅費 (10/29)	25,860	東京都港区(日帰り)
管外調査旅費 (12/21)	26,400	神奈川県川崎市(日帰り)
〃 (12/24)	26,400	国土交通省(日帰り)
管外調査旅費 (3/19)	20,140	静岡県磐田市(日帰り)
〃 (3/29)	26,400	衆議院会館(〃)
〃 (3/31)	13,200	愛知県名古屋市(〃)

③ 調査結果

- イ. 参議院会館(4/16)は国会議員と寝屋川の廃プラ関係で環境、健康問題について意見交換したもの、都議会(4/20)は廃プラ問題で都庁の役人から調査したもの、品川区(4/28)は文教関係の調査に教育委員会に出向いたもの、太田市(5/7)は大型店の出店による雇用、交通環境に与える効果の調査に出向いたもの、港区(10/29)、川崎市(12/21)は、いずれも文化振興条例に関する調査、国土交通省(12/24)は、第二名神高速道路について次官等と意見交換したもの、磐田市(3/19)は地域振興の現状視察として楽器産業を視察したもの、衆議院議員会館(3/29)は社会保障制度の改革について厚生労働省の担当者から事情聴取したもの、名古屋市(3/31)は愛知万博の進捗状況について市の商工部から事情聴取したもので、いずれもほぼ適正な支出と認められる。
- ロ. 管内調査旅費 320,600 円は詳細不明であり、本件監査基準により 12 万円を超える 200,600 円は目的外支出である。

(2) 広報費 549,475 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
広報紙発行経費	2,690	切手代、ゆうパック
〃	26,785	広報紙コピー代
〃	520,000	広報紙製作費

③ 調査結果

広報紙は「月刊改・革・宣・言」を発行しており、領収証もあり、いずれも適正な支出である。

(3) 事務所費 1,202,680 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務所家賃(月)85,300	1,023,600	
事務所工事、ディスプレイ代	52,300	
パソコン、リース代(事務所用)	89,460	
案内状印刷代	23,625	
事務所用茶菓代	12,060	
印紙・切手代	1,635	

③ 調査結果

- イ. 事務所は月額 85,300 円で賃借しており、適正な支出と認められる。
- ロ. ディスプレー代 27,300 円は、事務所での講演会の際の花代であり、政務調査のために通常必要な経費とは認められない。
- ハ. その他の支出はいずれも適正と認められる。

(4) 事務費 969,787 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
通信費(電話代、ファックス代12ヶ月分)	529,460	
リース料(コピー、ファックス複合機12ヶ月分)	233,100	
事務用品購入代 5点	13,210	
〃 2点	6,716	
〃 1点	252	
〃 3点	17,300	
事務用品(画材)購入代	21,840	
事務用備品(書類棚)	35,000	
事務用品購入代 4点	12,128	
〃	396	
〃	504	
コピー使用料	31,936	
発送費、消耗品費、雑費	67,945	

③ 調査結果

- イ. 電話代のうち携帯電話代 152,214 円は 1/2 を超える 76,107 円が目的外支出である。
- ロ. その他の支出は金額に照らし、適正であると認められる。

(5) 人件費 900,000 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員(政務調査活動) 月 75,000	900,000	

③ 調査結果

1名を月額75,000円で雇用しており、適正な支出と認められる。

(6) 小括

調査研究費のうち、200,600円、事務所費のうち27,300円、事務費のうち76,107円の合計304,007円が目的外支出である。

平成17年度

(1) 調査研究費 736,975 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して、立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
管外調査旅費 (4/4)	13,240	東京都議会
管内調査旅費	282,780	JR、私鉄、地下鉄、タクシー
管外調査旅費 (5/8)	1,750	京都市伏見区(タクシー代)
〃 (5/31)	26,400	環境省(日帰り)
〃 (6/3~6/6)	53,970	東京(3泊4日、交通費、宿泊費)
〃 (6/11~6/13)	80,080	〃 (2泊3日、交通費、宿泊費)
〃 (6/26)	34,125	〃 (1泊2日、交通費、宿泊費)
〃 (7/1)	34,660	〃 (1泊2日、交通費、宿泊費)
〃 (7/14)	26,400	千葉県議会(日帰り)
〃 (7/20)	19,800	静岡県浜松市(日帰り)
管外調査旅費 (8/29)	27,380	東京総務省(日帰り)
管外調査旅費 (9/5)	26,400	東京都品川区(日帰り)
管外調査旅費 (10/9)	47,850	静岡県富士宮市(日帰り)
管外調査旅費 (11/30)	27,140	参議院会館(日帰り)
管外調査旅費 (12/21)	35,000	岐阜県、山梨県

③ 調査結果

イ. 都議会(4/4)は行政改革の調査で担当者から聴取したもの、伏見区(5/8)は防災センターの視察、環境省(5/31)は廃プラの関係の調査、6月~7月の4回の東京出張は行政改革、文化振興、教育の調査で都議会、品川区、足立区等を集中調査したもの、千葉県議会(7/14)は行政改革の調査、浜松市(7/20)は産業振興の調査のためJ T浜松工場を調査したもの、総務省(8/29)は地方公務員制度について担当者から聴取したもの、品川区(9/5)は教育委員会で学区制について再調査したもの、参議院会館(11/30)は廃プラ問題で環境省の担当者から聴取したものであり、それ

ぞれ適正な支出と認められる。

- ロ. 富士宮市(10/9)は観光集客で市の観光課を調査したとのことであるが、日曜日であり、金額も 47,850 円と多額で政務調査との関連を認めるのは困難である。
- ハ. 岐阜県、山梨県(12/21)35,000 円も 12/21 に観光振興での現地調査とのことであり、バスで白川郷、富士五湖を巡ったとする一方、新幹線で 11/18 に山梨県忍野村を訪問したと変遷しており、その日程表をみても新富嶽百景を観光したものと認められ、政務調査との関連を認めるのは困難である。
- ニ. 管内調査旅費 282,780 円は詳細不明であり、本件監査基準により 12 万円を超える 162,780 円は目的外支出である。

(2) 広報費 1,480,000 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
広報紙発行経費	955,000	広報紙製作費(印刷代金)
〃	525,000	〃 (〃)

③ 調査結果

領収証も提出されており、適正な支出と認められる。

(3) 事務所費 1,023,600 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務所家賃(月)85,300	1,023,600	

③ 調査結果

平成 16 年度と同様適正な支出と認められる。

(4) 事務費 989,980 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
通信費(電話代、ファックス代12ヶ月分)	389,998	
パソコン、リース代(8ヶ月分)	59,640	
備品購入代(額)	9,045	
電気設備工事代	185,955	
空調、電話工事代	202,125	
備品購入代(脇机)	23,961	
事務所鍵取付費	15,330	
コピー使用料	41,512	
事務用品購入代 10点	33,563	
発送費、消耗品費、雑費	28,851	

③ 調査結果

- イ. 通信費のうち携帯電話代 89,886 円は、1/2 を超える 44,943 円が目的外支出である。
- ロ. 備品購入費のうち「額」 9,045 円は、政務調査に必要とは認められず、目的外支出である。
- ハ. その他の支出はいずれも適正と認められる。

(5) 人件費 900,000 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員(政務調査活動) 月 75,000	900,000	

③ 調査結果

平成 16 年度と同様、適正な支出と認められる。

(6) 小括

調査研究費のうち、245,630 円、事務費のうち 53,988 円の合計 299,618 円が目的外支出である。

59 徳永 春好 議員

平成16年度

(1) 調査研究費 354,600 円

① 請求人の主張

議員の日常生活と区別して、立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
管外調査旅費	334,200	ウラジオストック、ハバロフスク視察
	20,400	調査交通費

③ 調査結果

- イ. ウラジオストック、ハバロフスクは在大阪総領事館が手配して、州の議会、市場、産業関係を視察したり、現地で日程外の原住民視察に赴いたもので、個人視察ではあるが、一応政務調査目的と認められ、その費用は適正な支出と認められる。
- ロ. 調査交通費 20,400 円は 12 月 31 日の支出であり、説明ができず、目的外支出である。

(2) 広報費 761,450 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
広報紙発行経費	250,000	広報紙印刷代
〃	141,283	折込配布料 領収証紛失
〃	250,000	印刷代
〃	120,167	郵送配布料 領収証紛失

③ 調査結果

広報紙としてニュース徳永を 2 回出しており、1 回 4 頁ものを 1 万部出している。郵送は 800~900 部で、あとは新聞折込みということであり、印刷代は領収証があり、配布料の領収証はないが、金額として不相当とまでは言えない。

(3) 事務所費 974,100 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
電気代 12ヶ月分	333,182	
水道代 //	88,844	
ガス代 //	87,060	
シュレッダー購入等	465,014	

③ 調査結果

- イ. 3階建自宅の1階を事務所と後援会で兼用しており、2階は私用である。電気代、水道代、ガス代を2/3で按分しているが、1/4が適正であり、電気代は124,943円を超える208,239円、水道代は33,316円を越える55,528円、ガス代は32,647円を超える54,413円が目的外支出である。
- ロ. その他の支出は領収証及び金額に照らし、不適正とまでは認められない。

(4) 事務費 735,600 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
FAX機購入代等	556,182	
電話代負担	137,418	
名刺	42,000	

③ 調査結果

- イ. 名刺2件42,000円本件基準により目的外支出である。
- ロ. 電話代は1/2で按分されているが、使用態様から1/4を超える68,709円が目的外支出である。
- ハ. その他の支出は諸経費を含め、適正と認められる。

(5) 人件費 1,824,900 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員(政務調査活動、後援会活動)給料	1,424,900	
〃 〃 ボーナス	160,000	
〃 (事務所清掃費)	240,000	

③ 調査結果

事務員は1名で契約書があり、適正な支出と認められるが、事務所清掃費240,000円は会社の従業員を使用しており、支払いを証するものがなく、目的外支出である。

(6) 小括

調査研究費のうち20,400円、事務所費のうち318,180円、事務費のうち110,709円、人件費のうち240,000円の合計689,289円が目的外支出である。

平成17年度

(1) 調査研究費 334,200円

① 請求人の主張

議員の日常生活と区別して、立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
管外調査旅費	88,332	大分県議会視察(1泊2日秘書と2名)
〃	68,500	〃 (交通費2名、行;のぞみ、帰;飛行機)
〃	15,000	〃 (臨時交通費、タクシー代概算)
〃	8,000	昼食代2名 2回分
〃	27,700	コンタクトレンズメーカー見学 同上交通費、新のぞみ
〃	18,500	テクノロジーセンター見学 横浜泊、雑費(領収書なし)
〃	60,200	鹿児島市宮の民間会社見学
〃	47,968	その他諸経費

③ 調査結果

- イ. 大分県議会視察は一村一品運動について12月24日に個人的な視察に出向き、議会事務局と30~40分話をしたとのことであるが、温泉の宿泊費が88,332円と高額であり、調査研究視察よりも宿泊観光が主であったと認められ、179,832円全額が目的外支出である。
- ロ. その他3件の視察はいずれも見学と記載されており、視察の意義、府政との関連性が必ずしも明白ではなく領収証もないが、一応の説明もあり、1/2の限度で認め、その余の53,200円は目的外支出である。
- ハ. その他諸経費は本件基準により一応適正な支出と認める。

(2) 広報費 754,200円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
広報紙発行経費	250,000	広報紙印刷代
〃	115,600	〃 (広報紙郵送配布料領収証紛失)
〃	250,000	広報紙印刷代
〃	138,600	〃 (広報紙新聞折込料領収証紛失)

③ 調査結果

平成 16 年度と同様適正な支出と認められる。

(3) 事務所費 981,500 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
電気料金 12ヶ月分	342,650	
水道料金 〃	84,991	
ガス代 〃	89,352	
エアコン購入等	454,507	

③ 調査結果

- イ. 平成 16 年度と同様に電気料金は 1/4 を超える 214,157 円、水道料金は同じく 53,120 円、ガス代は同じく 55,845 円が目的外支出である。
- ロ. その他の支出は領収証及び金額に照らし、不適正とまでは認められない。

(4) 事務費 744,100 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備 考
事務用品等	517,091	
名刺作成	21,000	
名刺入れ	16,270	
府政ノート	5,400	
名刺、印鑑	43,050	
議会手帳	8,750	
電話代負担分 12ヶ月分	132,539	

③ 調査結果

- イ. 名刺作成 21,000 円、名刺入れ 16,270 円、府政ノート 5,400 円、議会手帳 8,750 円、名刺、印鑑 43,050 円のうち 21,000 円は目的外支出である。
- ロ. 電話代は平成 16 年度と同様 1/4 を超える 66,270 円が目的外支出である。
- ハ. その他の支出は諸経費を含め適正と認められる。

(5) 人件費 1,853,400 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備 考
事務員(政務調査活動、後援会活動)給料	1,433,400	
〃 (〃)ボーナス	180,000	
〃 (事務所清掃料)	240,000	

③ 調査結果

平成 16 年度と同様事務員の支出は適正であるが、清掃費 240,000 円は目的外支出である。

(6) 小括

調査研究費のうち 233,032 円、事務所費のうち 323,122 円、事務費のうち 138,690 円、人件費のうち 240,000 円の合計 934,844 円が目的外支出である。

60 徳丸 義也 議員

平成16年度

(1) 調査研究費 178,000 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して、立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
交通費等	178,000	ガソリン代

③ 調査結果

1/2 で按分されているが、後援会事務所、自己使用も認められるので、391,321 円の 1/4 の 97,830 円が適正であり、これを超える 80,170 円は目的外支出である。

(2) 広報費 0 円

使途内容等	金額(円)	備考
	0	

(3) 事務所費 484,400 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
賃貸料	400,000	
電気代	84,400	

③ 調査結果

イ. 事務所は月額 100,000 円で賃借しており、その 1/3 で按分計上しており、適正な支出と認められる。

ロ. 電気代は 1/2 に按分されており、不適切とは言えない。

(4) 事務費 851,300 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
通信費(携帯代)	194,900	
通信費(自宅事務所電話代)	40,400	
通信費(事務所電話代)	207,200	
電話リース代	94,500	
通信費(JCOM)	30,800	
ダスキンのリース料	30,800	
コピー機リース料(カウント代含む)	45,800	
事務所備品代	206,900	

③ 調査結果

- イ. 携帯電話代のうち秘書の分 219,784 円の 1/2 である 109,892 円の計上は目的外支出であり、議員分 170,048 円は 1/4 である 42,512 円を超える 42,512 円は目的外支出である。
- ロ. その他の事務費は、提出されている事務所経費のうち、どれが備品代に当るか明確ではないが、少なくとも薬代 1,501 円の 1/2 である 751 円を超える 750 円が目外支出である。

(5) 人件費 3,110,000 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員(政務調査活動、講演会活動)	2,257,500	
事務員(政務調査活動、講演会活動)	491,000	
事務員(政務調査活動、講演会活動)	361,500	

③ 調査結果

3名を雇用しており、1/2に按分されているが、毎月の支払いを証する資料はなく、1年分まとめた領収証、数ヶ月分をまとめた領収証が提出されている。適正な処理とは言えないが、1人は同居家族ではなく、2人は第三者であり、支払い自体を否定するまでは至らない。なお、平成19年度から事務所登録し、源泉徴収もされているとのことである。

(6) 小括

調査研究費のうち80,170円、事務費のうち153,154円の合計233,324円が目的外支出である。

平成17年度

(1) 調査研究費 187,200円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して、立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
交通費等	187,200	ガソリン代

③ 調査結果

1/2で按分されているが、平成16年度と同様378,277円の1/4の94,569円が適正であり、これを超える92,631円が目的外支出である。

(2) 広報費 83,000円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
広報紙発行経費	83,000	「とくまる義也議会報告」印刷代

③ 調査結果

広報紙は年3回ほど3,000~6,000部を発行しており、平成17年4月号9,000枚の印刷費用159,300円の2/3を計上しており、適正な支出と認められる。

(3) 事務所費 413,000円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
賃貸料	400,000	
電気代	13,000	

③ 調査結果

平成16年度と同様に按分されており、いずれも適正な支出と認められる。

(4) 事務費 1,050,400 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
通信費(携帯代)	183,700	
通信費(自宅事務所電話代)	35,400	
通信費(事務所電話代)	185,800	
電話リース代	94,500	
通信費(JCOM)	30,800	
ダスキンのリース代	28,300	
コピー機リース料(カウント代含む)	42,200	
事務所備品代	449,700	

③ 調査結果

イ. 平成16年度と同様携帯電話代のうち秘書分 232,479 円の 1/2 である 116,239 円の計上は目的外支出であり、議員分 135,028 円は 1/4 である 33,757 円を超える 33,757 円は目的外支出である。その余の通信費からリース料までは適正な支出と認められる。

ロ. 平成16年度と同様に何を事務所備品代として計上しているのか詳細不明であり、年間 12 万円の限度で区切るべきではあるが、1/2 で按分されていることもあり、のし袋 168 円の 1/2 の 84 円のみを目的外支出と認める。

(5) 人件費 3,250,000 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
-------	-------	----

事務員(政務調査活動、講演会活動)	2,280,000	
事務員(政務調査活動、講演会活動)	659,600	
事務員(政務調査活動、講演会活動)	310,400	

③ 調査結果

平成16年度と同様の支出であり、一応適正と認められる。

(6) 小括

調査研究費のうち 92,631 円、事務費のうち 150,080 円の 242,711 円が目的外支出である。

61 富田 健治 議員

平成16年度

(1) 調査研究費 1,416,478 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して、立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
調査旅費	131,460	タクシー料金 91件
〃	267,660	有料道路通行料 208件
〃	28,550	駐車料金 67件
〃	371,295	新幹線・電車回数カード 56件
〃	447,213	自動車整備費・ガソリン代・オイル費
調査研究会費	170,300	年会費など

③ 調査結果

- イ. 詳細不明の調査旅費 427,670 円は本件監査基準により 12 万円を超える 307,670 円は目的外支出である。
- ロ. 新幹線・電車回数カード 371,295 円のうち、政策研究フォーラム、政経 21 の勉強会は、交通費の領収証が提出された 131,600 円の限度で適正と認め、その余の 239,695 円は目的外支出である。
- ハ. 本件監査基準により自動車整備費 244,505 円は目的外支出である。その余のガソリン代 202,708 円は 1/4 の 50,677 円は適正であるが、152,031 円は目的外支出である。
- ニ. 年会費など 170,300 円のうち、祝金、パーティ参加費、祝賀会会費、懇談会会費、政党関係を除き、領収証により研究会と認められる 97,500 円は適正な支出であるが、その余の 72,800 円は目的外支出である。

(2) 広報費 11,550 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
府政報告印刷代	7,350	広報紙印刷代
	1,080	府政ノート
切手 5件	3,120	切手代(発送用)

③ 調査結果

金額に照らし、いずれも適正な支出と認められる。

(3) 事務所費 987,753 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
賃貸料(事務所建物)	600,000	
賃貸料(駐車場)	300,000	
電気代	68,853	
水道代	18,900	

③ 調査結果

イ. 事務所は当初妻名義で契約している平成 11 年 3 月 25 日付契約書が提出されたが、その提出された書類でも妻との貸借関係、支払状況が不明であり、600,000 円全額が適正な支出とは認められない。

ロ. 駐車場についても当初平成 16 年 4 月 1 日付の建物と同じ貸主名義による 4 月分の領収証が提出されたが、その後提出された書類でも妻との貸借関係が不明であるが、領収証は富田事務所宛となっているので、支出そのものは認められるので、1/2 を超える 150,000 円が目的外支出である。

ハ. 電気代、水道代は金額に照らし、適正な支出と認められる。

(4) 事務費 306,519 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
-------	-------	----

通信費(電話代12ヶ月分) 6951-3921	49,512	
〃 (〃) 6951-1111	206,491	
コピー機、リース代	25,305	
文房具等	25,211	

③ 調査結果

金額に照らし、いずれも適正な支出と認められる。

(5) 人件費 3,080,000 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員(政務調査活動)	2,360,000	
事務員(政務調査活動)	720,000	

③ 調査結果

事務員2名で1名は第三者、1名は妻であるとのことであり、それぞれの領収を証する給与袋が提出されたので、一応適正な支出と認められる。

(6) 小括

調査研究費のうち 1,016,701 円、事務所費のうち 750,000 円の合計 1,766,701 円が目的外支出である。

平成17年度

(1) 調査研究費 716,563 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して、立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
調査旅費	35,200	駐車料金(84件)
〃	81,630	タクシー料金(57件)
〃	140,093	ガソリン・オイル代(30件)
〃	84,500	有料道路通行料(89件)
〃	355,140	新幹線など電車のカードキップ(6件)
調査・研究会等	20,000	年会費等(2件)

③ 調査結果

- イ. ガソリン・オイル代については 1/4 を超える 105,069 円は目的外支出である。
- ロ. 調査旅費のうち新幹線の領収証が提出された 203,540 円は適正な支出があると認められる。その余の 352,930 円は詳細不明であり、本件監査基準により 120,000 円を超える 232,930 円は目的外支出である。
- ハ. 年会費等 2 件は、政策研究フォーラム関西支部常任役員研究会の参加費 10,000 円と N P O 国際文化財調査研究所の会費 10,000 円であり、適正な支出と考えられる。

(2) 広報費 0 円

使途内容等	金額(円)	備考
	0	

(3) 事務所費 1,087,729 円

① 請求人の主張

日常議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
-------	-------	----

賃貸料(事務所建物)	600,000	
賃貸料(駐車場)	300,000	
電気代	57,109	
水道代	18,900	
修繕費	111,720	

③ 調査結果

- イ. 平成 16 年度と同様賃貸料 600,000 円は全額目的外支出であり、駐車場は 1/2 を超える 150,000 円が目的外支出である。
- ロ. 電気代、水道代は金額に照らし、適正な支出と認められる。
- ハ. 修繕費は屋根の修繕費 71,820 円と鍵の付け替え代 39,900 円であり、屋根の修繕費は賃貸借契約書の内容に照らしても目的外支出である。

(4) 事務費 250,558 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
通信費(電話代12ヶ月分) 6951-1111	118,128	
〃 (〃) 6951-3921	48,390	
キャノンカートリッジ取替	27,300	
リコートナーキット	26,775	
文具など16件一括	29,965	

③ 調査結果

金額に照らし、いずれも適正な支出と認められる。

(5) 人件費 3,080,000 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員(政務調査活動)	2,360,000	
事務員(政務調査活動)	720,000	

③ 調査結果

平成 16 年度と同様、適正な支出と認められる。

(6) 小括

調査研究費のうち 337,999 円、事務所費のうち 821,820 円の合計 1,159,819 円が目的外支出である。

62 土井 達也 議員

平成16年度

(1) 調査研究費 36,450 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
管外調査旅費	36,450	神奈川県横浜市

③ 調査結果

研修会出席の旅費であり、適正と認める。

(2) 広報費 1,825,568 円

① 請求人の主張

日常議員活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
広報紙発行経費(3件)	1,402,098	印刷・折込代
〃(3件)	6,000	道路使用許可
〃	223,367	広報紙配布
〃	156,723	印刷代
〃	37,380	封筒印刷代

③ 調査結果

いずれも、府政広報に関する費用であり、適正と認める。

(3) 事務所費 1,463,820 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
-------	-------	----

賃貸料	1,207,560	
駐車料	97,260	
光熱費	159,000	

③ 調査結果

事務所は、後援会事務所を兼ねていないとの説明である。駐車料 97,260 円は、1/2 の按分によるべきであり、48,630 円は適正と認めるが、48,630 円は目的外支出である。その余は適正な支出と認める。

(4) 事務費 2,582,950 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
通信費	534,253	
リース料	148,680	
郵便料・ハガキ代	3,260	
パソコン	254,030	
印刷機	987,000	
パソコン周辺機器	332,743	
カメラ・写真現像代等	85,867	
事務用品	225,957	
その他	11,160	

③ 調査結果

後援会事務所を兼ねていないとの説明であるが、通信費 534,253 円は、携帯電話料金年額 164,254 円を含んでいる。この分は 1/4 の按分によるべきであり、123,190 円は目的外支出である。リース料 148,680 円、郵便料・ハガキ代 3,260 円及びパソコン 254,030 円は適正と認める。印刷機 987,000 円は、金額等に照らし、資産の取得であり、必要性和相当性にも疑問があるうえ、政務調査のために通常必要な費用とはいえない。パソコン周辺機器 332,743 円及びカメラ・写真現像代等 85,867 円は、疑問はあるが、目的外支出とまではいえないと考える。事務用品 225,957 円は、本件監査基準に照らし、120,000 円の限度の適正で認めるが、その余の 105,957 円は目的外支出である。したがって、合計 1,216,147 円が目的外支出である。

(5) 人件費 603,400 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員 ①	335,000	
〃 ②	268,400	

③ 調査結果

通常は、妻・関係市議の協力に対応しており、常用労働者はおらず、政務調査の必要が有るときのみ臨時で来てもらい政務調査活動に専従してもらっているとの説明であり、按分はされていないが、金額等に照らし、不適正とまではいえない。

(6) 小括

事務所費のうち 48,630 円及び事務費のうち 1,216,147 円の合計 1,264,777 円が目的外支出である。

平成17年度

(1) 調査研究費 240,470 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
管内調査旅費 15件	59,190	
管外調査旅費 7件等	181,280	

③ 調査結果

管内調査旅費は、本件監査基準に照らし、適正な支出と認める。管外調査旅費は、千葉県市川市、東京都、神奈川県及び広島県への出張旅費（交通費等）であり、適正と認める。

(2) 広報費 1,569,702 円

① 請求人の主張

日常議員活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
広報紙発行経費 7件	231,670	紙代
〃 3件	670,842	配布代
〃 2件	667,190	印刷代

③ 調査結果

平成16年度と同様、適正と認める。

(3) 事務所費 1,490,041 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
-------	-------	----

賃貸料	1,207,560	
駐車料	97,260	
光熱費等	185,221	

③ 調査結果

駐車料 97,260 円は、1/2 の按分によるべきであり、48,630 円は適正と認めるが、48,630 円は目的外支出である。その余は適正な支出と認める。

(4) 事務費 1,431,706 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
通信費	490,491	電話代・ファックス代
リース料	148,680	コピー機12か月
郵便料	63,380	
事務用品・日用品	34,019	
写真現像代、カメラ、電池等	197,638	
事務用品	98,311	コピー用紙・文具等
タスキ・マグネット	9,555	
パソコン	256,410	
パソコン周辺機器	115,577	印刷機・インク・CD等
荷物送料	1,580	
コピー代等	16,065	

③ 調査結果

通信費 490,491 円は、携帯電話料金年額 176,488 円を含んでいる。この分は 1/4 の按分によるべきであり、132,366 円は目的外支出である。リース料 148,680 円及び郵便料 63,380 円は適正と認める。事務用品・日用品 34,019 円及び事務用品(コピー用紙・文具等)98,311 円の合計 132,330 円は本件監査基準に照らし、120,000 円の限度で適正と認めるが、その余の 12,330 円は目的外支出である。タスキ・マグネットは、防犯対策の实地調査の備品であり、適正と認める。カメラ・写真現像代等 197,638 円は、高額な支出であり、疑問があるが、不適正とまではいえないと考える。パソコン 256,410 円は、平成16年度にも購入しており、適切とはいえない。パソコン周辺機器 115,577 円も同様の疑問はあるが、購入品目が異なっており、不適切とまではいえないと考える。荷物

送料 1,580 円及びコピー代等 16,065 円は特に不適切とは認められない。
したがって、合計 401,106 円が目的外使用である。

(5) 人件費 1,454,500 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員	376,200	
〃 ②	262,900	
〃 ③	815,400	

③ 調査結果

平成 16 年度と同様の説明であり、按分はされていないが、金額等に照らし、不適正とまではいえない。

(6) 小括

事務所費のうち 48,630 円及び事務費 401,106 円の合計 449,736 円が目的外支出である。

63 中川 隆弘 議員

平成16年度

(1) 調査研究費 195,200 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
駐車場代	1,800	
駐車場代	14,000	
視察研修費用	70,000	民主党・無所属ネット
視察研修費用	109,400	

③ 調査結果

視察研修として、府議会の会派で欧州に行った際の個人負担金(70,000 円と109,400 円)と旅行期間中の空港での駐車料金(14,000 円)及び往復の関空連絡橋通行料(1,800 円)である。本件視察旅行は本件監査基準に照らして、適正な支出と認められる。

(2) 広報費 666,646 円

① 請求人の主張

日常議員活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
交通費	215,956	ガソリン代
交通費	57,600	タクシー・駐車料金等
送料	21,900	切手代
送料	239,680	ハガキ代・発送料
送料	104,600	郵便料金
送料	7,670	郵便料金
広報紙発経費	18,900	広報紙印刷代
送料	340	冊子小包1通

③ 調査結果

広報誌は、毎年 2 月と 9 月の議会が終了したときに、議会報告という形で発行している。後援会の記事は別に作成し発行しているので、広報誌には載せていない。ガソリン代は、本件監査基準に照らして 1/4 を超える 161,967 円を目的外支出と認める。その他は全て適正な支出と認める。

(3) 事務所費 1,939,526 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
賃貸料	600,000	
駐車場	420,000	
光熱費	459,769	
〇〇企画	459,757	

③ 調査結果

事務所は父親の建物を使用しているもので、契約書はあるものの、賃料の支払い方法は手渡しで通い帳に領収印をもらっており、銀行振込のような賃料の支払いを証する客観的なものがない。実際の賃料の支払いの事実を確認することができないため、目的外支出と認めざるをえない。駐車場は来客用を考え、5 台分を借りており、適正な支出と認められる。〇〇企画は広報誌の印刷を頼んでいる企業で、広報誌の印刷代が間違っただけであり、適正な支出である。後援会事務所は隣りにあり、兼ねていないことから、光熱水費は全額適正な支出と認められる。

(4) 事務費 2,046,091 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
通信費 携帯代	119,661	
通信費 電話・ファックス	99,904	

電話機リース料	37,800	
コピー機リース料	57,960	
自動車リース料	448,560	
マットリース料	60,165	
ユニマットオフィスコ リース料	63,000	
NHK放送受信料	13,320	
事務用品	246,301	
切手代 ・ハガキ代	862,700	
灯油	15,720	
宅急便代	21,000	

③ 調査結果

携帯電話代は按分が必要であり、本件監査基準に照らし 1/4 を超えた 89,745 円は目的外支出と認める。自動車リース料は本件監査基準に照らし 1/2 を超える 224,280 円を目的外支出と認める。事務用品は本件監査基準に照らし年間 12 万円の限度で適正な支出と認め、これを超える 126,301 円は目的外支出と認める。その他の支出は適正な支出と認める。

(5) 人件費 840,000 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員	840,000	

③ 調査結果

事務員 2 名の給与である。後援会事務所を兼ねていないことから全額適正な支出と認められる。

(6) 小括

広報費のうち、161,967 円、事務所費のうち、600,000 円、事務費のうち、440,326 円の合計 1,202,293 円が目的外支出である。

平成17年度

(1) 調査研究費 373,285 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
調査交通費	115,300	駐車場代
同上	9,380	タクシー代
同上	34,700	ガソリン代
同上	150,000	ETC
同上	3,921	高速通行料
行政調査	59,984	視察代

③ 調査結果

調査交通費として、一括計上されており、いつ、どこへ、何の目的で行った際の交通費が不明であるため、本件監査基準に照らし、駐車場代、タクシー代、ETC、高速通行料の合算額が年間12万円の範囲内で適正な支出と認め、これを超える158,601円は目的外支出と認める。ガソリンは、本件監査基準に照らし1/4を超える26,025円を目的外支出と認める。行政調査は内容につき不明のため、目的外支出と認める。

(2) 広報費 157,120 円

① 請求人の主張

日常議員活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
新聞発行経費	10,500	新聞印刷代
交通経費	115,570	ガソリン代
送料費	1,000	はがき代
交通経費	960	駐車料金
交通経費	1,400	高速代

広報紙発行経費	27,300	広報紙印刷代
送料	390	郵便料金

③ 調査結果

ガソリン代 115,570 円は、1/4 を超える 86,678 円を目的外支出とする。調査研究費で 12 万円枠をみたしているので、駐車料金 960 円及び高速代 1,400 円は全て目的外支出と認められる。その他の支出は適正と認められる。

(3) 事務所費 1,892,539 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
賃貸料	600,000	
駐車場賃貸料	420,000	
光熱費	432,958	
プリンターインク代	6,615	
ホームページ更新費	94,500	
パソコン部品	23,466	
ホームページ作成費	315,000	

③ 調査結果

賃貸料 600,000 円は平成 16 年度同様目的外支出と認められる。その他は適正な支出である。

(4) 事務費 1,992,433 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
通信費 携帯代	114,216	
通信費 電話・ファックス	91,261	

電話機リース料	37,800	
コピー機リース料	57,960	
自動車リース料	448,560	
ユニマットオフィスコリース料	78,750	
ダスキンマットリース料	41,580	
NHK放送受信料	13,320	
事務用品	300,149	
印刷代	386,414	
切手代	400,000	
修理代	5,670	エアコン
KDDI電話代	2,922	
灯油代	9,220	
交通費	4,615	

③ 調査結果

携帯電話代は按分が必要であり、本件監査基準に照らし 1/4 を超えた 85,662 円は目的外支出と認める。自動車リース料は 1/2 を超える 224,280 円を目的外支出と認める。事務用品は本件監査基準に照らし年間 12 万円の限度で適正な支出と認め、これを超える 180,149 円は目的外支出と認める。その他の支出は適正な支出と認める。

(5) 人件費 1,020,000 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員	1,020,000	

③ 調査結果

前年度と変化なく、全額適正な支出と認められる。

(6) 小括

調査研究費のうち、244,610 円、広報費のうち、89,038 円、事務所費のうち、600,000

円、事務費のうち、490,091 円の合計 1,423,739 円が目的外支出である。

64 中島 健二 議員

平成16年度

(1) 調査研究費 404,027 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して、立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
会派海外視察	64,729	スペイン(7泊8日)旅費、宿泊費他
〃	2,548	〃 タクシー代
〃	5,592	〃 記録写真代
〇〇議連訪韓	68,600	ソウル(2泊3日)
〃	2,940	〃 タクシー代
〃	14,042	〃 記録写真代
ハンセン病調査	4,690	岡山県長島愛生園交通費
〃	1,661	〃 記録写真代
国会視察	721	インスタントカメラ代
第2名神議連会費	14,000	第2名神高速道路促進議員連盟会費
超党派議員視察	50,400	宮崎県(1泊2日)旅費、宿泊費他
管外視察	40,698	前橋市視察旅費、宿泊費他
〃	7,406	〃 記録写真代
行政視察等会費	126,000	〇〇議員団年会費

③ 調査結果

- イ. スペイン視察 72,869 円は会派で行い、福祉や環境などの先例的事例の調査であり、報告書も出されており、按分もされており、適正な支出と認められる。
- ロ. 〇〇議連訪韓 85,582 円はもっぱら親善目的であり、報告書もなく、目的外支出である。
- ハ. 宮崎県 1 泊 2 日は府の観光行政の参考とする目的との抽象的な説明のみで具体的な視察場所等の説明はないが、関連性が全くないとも認められないので、諸費用 72,000 円の 1/2 の 36,000 円を超える 14,400 円は目的外支出である。
- ニ. 前橋市視察 48,104 円はシャッター商店街の改善に取り組んでおり、その視察と

のことであり、一応適正な支出と認められる。

- ホ. ○○議員団は社員である議員で組織しているとのことであるが、調査研究を目的とする団体とは認められず、議員としての交際の範囲内であり、年会費 126,000 円全額が目的外支出である。
- ハ. その他の支出は適正と認められる。

(2) 広報費 674,011 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
広報紙発行経費	400,575	広報紙印刷代
広報紙発行経費	38,434	広報紙折込代
広報紙発行経費	29,912	ポスティング代
通信費	205,090	JCOM、RKS料

③ 調査結果

府政レポートを2回平均5万部発行し、その印刷費と配布料、インターネット接続料等であり、7/10で按分されていて、いずれも適正な支出と認められる。

(3) 事務所費 1,420,778 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
賃貸料(事務所家賃)	749,700	
駐車場代	100,800	
自動車購入、諸税他	125,636	
コピー・FAXレンタル代	141,120	
パソコンメンテナンス代	210,000	
光熱水費	93,522	

③ 調査結果

- イ. 事務所は賃料月額 89,250 円で賃借しており、契約書、毎月の振込書もあり、7/10 を計上しており適正な支出と認められる。
- ロ. 駐車場代は来客専用で1ヶ月 12,000 円で3ヶ月毎に支払われており、適正な支出である。
- ハ. 自動車税 39,500 円、車検諸費用 139,980 円合計 179,480 円のうち 7/10 で計上されている 125,636 円は目的外支出である。
- ニ. その余の支出は適正と認められる。

(4) 事務費 936,333 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
カー用品	21,426	
ケイタイイヤホン	522	
ケイタイショップ	2,793	
ケイタイショップ	2,793	
ケイタイ電話料金	148,189	
KDDI	420	
MIDORI	9,282	
NHK受信料	10,437	
NTT電話料	83,805	
後納郵便料金	7,637	
サニクリーン〇〇	10,290	
マット	34,398	
電器店	21,315	
パソコン	100,695	
文具店	24,129	
箕面桜郵便局	938	
箕面西小路郵便局	539	
箕面西小路郵便局(年賀状)	91,000	
箕面郵便局	1,217	

コンビニ、スーパー等	364,508	
------------	---------	--

③ 調査結果

- イ. 自動車用品の合計 21,426 円は目的外支出である。
- ロ. 事務費と明確に認められるのは、電話料金 238,522 円、NHK受信料 10,437 円、MIDORI 9,282 円、郵便局関係 101,331 円、電器店 122,010 円、サニークリーン〇〇10,290 円、マット 34,398 円、文房具店 24,129 円の 550,399 円である。
- ハ. 936,333 円のうちイ. ロ. を除く 364,508 円は、購入先がコンビニ、スーパー等種々雑多であり、詳細不明であるので、本件監査基準により 12 万円を超える 244,508 円が目的外支出である。

(5) 人件費 1,051,820 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員(政務調査活動、後援会活動)	681,625	
〃	25,725	
〃	344,470	

③ 調査結果

3名を雇用しており、毎月の領収証もあり、按分もされていて適正な支出と認められる。

(6) 小括

調査研究費のうち 225,982 円、事務所費のうち 125,636 円、事務費のうち 265,934 円の合計 617,552 円が目的外支出である。

平成17年度

(1) 調査研究費 340,781円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して、立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
〇〇議連海外視察(4/12～4/16)	168,000	中国上海他旅費、宿泊費等
〃	5,600	保険料
管外視察(6/14)	3,010	住之江競艇場視察
管外視察(6/30～7/1)	12,544	白浜視察(1泊2日交通費、宿泊費)
管外視察(7/12)	3,010	R173視察
視察記録	812	写真代
管外視察(7/29～7/30)	17,500	湯布院視察
管外視察(11/28)	4,305	京都視察
行政視察等会費	126,000	〇〇議員団年会費

③ 調査結果

- イ. 〇〇議連による中国上海視察 173,600円は、旅程表によると親善が主な目的であり、政務調査活動との関係が不明で目的外支出である。
- ロ. 白浜視察 12,544円は視察内容が明らかではなく、目的外支出である。
- ハ. 湯布院視察 17,500円、京都視察 4,305円も大阪府の観光行政の参考とする目的だけで、視察目的、内容が具体的、明らかではなく、目的外支出である。
- ニ. 〇〇議員団年会費 126,000円は平成16年度と同様目的外支出である。
- ホ. その余の支出は適正と認められる。

(2) 広報費 408,816円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
-------	-------	----

広報紙発行経費	2,149	郵便代
広報紙発行経費	125,619	新聞折込代
広報紙発行経費	48,510	ポスティング料
通信費	232,538	JCOM、RKS料

③ 調査結果

平成16年度と同様の支出であり、7/10で按分されていて、適正な支出と認められる。

(3) 事務所費 1,719,915 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
賃貸料(事務所家賃)	749,700	
駐車場代	100,800	
自動車諸税、備品購入	103,869	
〃 リース代(7月～3月)	315,000	
コピー・FAXレンタル代	141,120	
パソコンメンテナンス代	210,000	
光熱水費	99,426	

③ 調査結果

- イ. 7月から自動車を月額50,000円でリースしており、リース料を7/10で按分しているが、不適切とまでは言えない。
- ロ. 自動車税35,900円、自動車備品購入108,885円のそれぞれ7/10である103,869円は目的外支出である。
- ハ. その余は平成16年度と同様に適正な支出と認められる。

(4) 事務費 955,802 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
スーパーコンビニ等	289,333	
事務用品店	69,825	
文具店	18,442	
マット	34,398	
NTT電話料	75,478	
後納郵便料金	8,449	
KDDI料金	121,510	
文具店	3,410	
NHK	10,437	
電気店	69,860	
サイクル〇〇	15,032	
電気店	105,840	
〇〇販売	12,110	
〇〇オートガラス	22,050	
オート〇〇	31,998	
〇〇教育	12,863	
箕面西小路郵便局	8,386	
箕面桜郵便局	3,465	
電気店	15,183	
サニクリーン〇〇	19,845	
箕面郵便局	2,723	
箕面交通安全協会	4,060	
事務用品店	1,105	

③ 調査結果

- イ. 平成16年度と同様明確に事務費と認められるのは、事務用品店 69,825 円、文具店 18,442 円、マット 34,398 円、電話代 196,988 円、文具店 3,410 円、郵便局関係 23,023 円、NHK 10,437 円、電気店 69,860 円、電気店 105,840 円、〇〇教育 12,863 円、電気店 15,183 円、サニクリーン〇〇 19,845 円、事務用品店 1,105 円の合計 581,219 円である。
- ロ. 〇〇販売 12,110 円、〇〇オートガラス 22,050 円、オート〇〇 31,998 円、箕面交通安全協会 4,060 円、サイクル〇〇 15,032 円の合計 85,250 円が目的外支出である。

ハ. スーパーコンビニ等 289,333 円は、詳細不明であるので、本件監査基準により、120,000 円を超える 169,333 円が目的外支出である。

(5) 人件費 1,000,510 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員(政務調査活動、後援会活動)	748,160	
〃	252,350	

③ 調査結果

平成16年度と同様適正な支出と認められる。

(6) 小括

調査研究費のうち 333,949 円、事務所費のうち 103,869 円、事務費のうち 254,583 円、合計 692,401 円が目的外支出である。

65 中野 清 議員

平成16年度

(1) 調査研究費 132,980 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して、立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
管外調査旅費 9/25	28,500	東京都
〃 10/28	28,500	〃
〃 11/14	75,980	〃

③ 調査結果

いずれも大学教授とタイアップして IT 関係の大学院大学を府下に設立する教育目的の調査のために東京に出張した旅費であり、1回28,500円は相当と認められるが、75,980円については合理的な説明がなく、28,500円を超える部分47,480円は目的外支出であると認められた。

(2) 広報費 109,330 円

① 請求人の主張

日常議員活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
ホームページ作成費	87,465	
〃	3,255	
〃	5,460	
広告料	10,000	
〃	3,150	

③ 調査結果

ホームページ作成費はいずれも適正な支出であると認められるが、広告料のうち10,000円は詳細不明であり、3,150円は駅前の地図に事務所を記載してもらった費用であり、いずれも広報費の使途基準に照らし適正な支出とは認められなかった。

(3) 事務所費 1,957,321 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
賃貸料	1,884,000	
光熱水費	73,321	

③ 調査結果

1 ヶ月 157,000 円で賃貸しており、領収証も提出されている。後援会と兼用しており、1/2 を超える 942,000 円は目的外支出である。光熱水費は按分されており、適正と認められた。

(4) 事務費 756,135 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
通信費(電話代・ファックス代・12ヶ月分)	183,421	
通信費(郵券)	228,985	
備品購入代	17,842	
事務用品(コピートナー・用紙等)購入代	128,756	
事務用品(パソコン)購入代	197,131	

③ 調査結果

事務費は全て適正な支出と認められた。

(5) 人件費 2,517,300 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員(政務調査活動・後援会活動)	2,500,000	
サービスセンター会費	17,300	

③ 調査結果

事務員は2名いる。20年位務めている事務員に対する給与(月額20万円と賞与5万円×2)を支出している。受取書はないが、勤務実態が認められ、適正な支出と認められた。サービスセンター会費は事務員の福利厚生費用であり、適正な支出と認められた。

(6) 小括

調査研究費のうち47,480円、広報費のうち13,150円、事務所費のうち942,000円の合計1,002,630円が目的外支出である。

平成17年度

(1) 調査研究費 0円

使途内容等	金額(円)	備考
	0	

(2) 広報費 43,600円

① 請求人の主張

日常議員活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
ホームページ更新料	10,605	
フィルム現像料	2,335	
ホームページ更新料	5,250	
〃	5,355	
〃	7,350	
広報紙折り代	12,705	

③ 調査結果

広報紙折り代は平成18年2月1日に自由民主党大阪府議会議員団から支給を受けた府議団だより1万部の折り代であり、適正な支出と認められた。その他の支出も全て適正と認められた。

(3) 事務所費 2,362,496円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
賃貸料	1,884,000	
光熱水費	72,949	
事務所備品購入代	118,146	
〃	63,420	
〃	106,534	
〃	117,447	

③ 調査結果

平成 16 年度と同様賃料 1,884,000 円のうち後援会と兼用しているため、1/2 を超える 942,000 円は目的外支出である。備品購入代のうち 106,534 円は防犯上ドアホンを設置したもので適正な支出である。118,146 円は本棚、63,420 円は会議用椅子であり、いずれも領収証の宛名が中野清後援会となっている。従って、支払額から按分した残金である 23,204 円、11,080 円の限度で適正であり、その余の 147,282 円は目的外支出である。117,447 円は会議用机であり、按分率に疑問はあるが、不適正とまでは言えない。

(4) 事務費 388,769 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
通信費(電話代・ファックス代・12ヶ月分)	182,793	
通信費(郵券12ヶ月分)	81,387	
備品購入代(12ヶ月分)	36,900	
事務用品(用紙・文具等)購入代	28,900	
〃 (OA・PC周辺機器)購入代	30,500	
〃 (用紙・文具等)購入代	28,289	

③ 調査結果

いずれも按分比がまちまちではあるが、不合理で不相当であるとは言えない。

(5) 人件費 2,656,800 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
-------	-------	----

事務員(政務調査活動・後援会活動)	2,640,000	
サービスセンター会費	16,800	

③ 調査結果

平成16年度と同様の支出内容であり、事務員の給与が月額22万円に改定された。按分比に疑問はあるが、不適正とまでは言えない。

(6) 小括

事務所費のうち1,089,282円が目的外支出である。

66 中野 まさし 議員

平成16年度

(1) 調査研究費 658,229 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して、立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
管外調査費	450,000	ハワイ州 他
〃	15,099	ホテル
〃	193,130	タクシー代 他

③ 調査結果

- イ. ハワイ州他管外調査費は、〇〇議員連盟有志の視察として、安全保障調査のため海兵隊基地やイージス艦等を視察したというものである。現地で3泊したが観光は一切ないとのことであるが、日程表を見ると真珠湾は訪問しているが、その他はハナウマ湾見学、カハラショッピングモール見学、アトランティスサブマリン(デラックス)、えひめ丸献花、懇親会、その後は終日自由行動となっていて、政務調査目的の視察と認めるのは困難である。従って、45万円は全額目的外支出である。
- ロ. ホテルでの宿泊は陳情のための上京ということであり、政務調査との関連性は疑問であり、目的外支出である。
- ハ. タクシー代他 193,130 円は詳細不明であり、本件基準により 12 万円を超える 73,130 円は目的外支出である。

(2) 広報費 999,779 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
広報紙発行経費 10/8	367,500	広報紙作成の為の調査基本プラン
〃 11/24	173,873	広報紙折込料
〃 11/25	325,500	広報紙印刷代

” 12/27	132,906	”
---------	---------	---

③ 調査結果

- イ. 広報紙作成のための調査基本プラン作成及び印刷の一部 325,500 円をロビイストジャパンに委託しており、領収証もあり、適正な支出と認められる。
- ロ. 広報紙折込料及び印刷代 132,906 円も領収証があり、適正な支出と認められる。

(3) 事務所費 720,000 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
会計事務所の中に事務所がある為、共通経費分を会計事務所の雑収入として計上、申告 月額100,000円	720,000	

③ 調査結果

120 坪の敷地内に 2 階建て自宅と 40 坪の平家建事務所がある。事務所は会計事務所、後援会事務所と兼用されており、電気、水道、ガスは自宅とはメーターが別になっているが、3 用途の区別はされていない。また、通信費、コピー代も共用となっている。従って、自己所有建物の使用として本件基準により、維持管理費として電気、水道、光熱費を適正に負担する限度で適正な支出である。これら経費の合計額は 2,192,254 円であるところ、税理士収入と議員給与を合算して割り振ると年額 400,494 円となるが、これを後援会部分と 6 対 4 で割り振ると 240,296 円が適正な支出であり、これを超える 479,704 円は目的外支出である。

(4) 事務費 915,455 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考

資料用カメラ(H17. 1盗難)	125,139	
ノートパソコン、	198,000	
政務調査用車両、自損事故、修理代	139,570	
資料用カメラ(カードで支払)	221,550	
その他諸経費	231,196	

③ 調査結果

- イ. 本件基準により、車両修理代 139,570 円は全額目的外支出である。
- ロ. その他諸経費は本件基準により 12 万円を超える 111,196 円は目的外支出である。
- ハ. カメラについては高額になっており、疑問はあるが、不適正とまでは言えない。

(5) 人件費 2,520,000 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員(政務調査活動、後援会活動)	1,800,000	
アルバイト(政務調査活動、後援会活動)	720,000	

③ 調査結果

1 名を専従、2 名をアルバイトで雇用しており、源泉徴収票、毎月の領収証も提出されていて、6/10 で按分されており、適正な支出と認められる。

(6) 小括

調査研究費のうち 538,229 円、事務所費のうち 479,704 円、事務費のうち 250,766 円の合計 1,268,699 円が目的外支出である

平成17年度

(1) 調査研究費 420,800 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して、立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
管外調査旅費 6/13~6/15	108,000	高山市2泊、市町村合併の現状 交通費30,180 宿泊費36,000 タクシー他雑費41,820
タクシー代他	312,800	政務調査にかかるタクシーは議会チケットにて報酬より引き落とし。その他のタクシー代は別のチケットないし現金支払

③ 調査結果

イ. 高山市への視察は、市町村の合併視察と述べるが、実際は病気から回復して外出先として知人が経営する高山市の旅館を訪れたものと認められ、主として療養目的であり、108,000円全額が目的外支出である。

ロ. タクシー代他は詳細不明であり、本件基準により、312,800円のうち12万円をこえる192,800円は目的外支出である。

(2) 広報費 1,024,758 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
広報紙発行経費	1,024,758	

③ 調査結果

適正な支出と認められる。

(3) 事務所費 1,200,000 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
会計事務所の中に事務所がある為、共通経費分を会計事務所の雑収入として計上、申告 今年度より月額150,000円	1,200,000	

③ 調査結果

平成16年度と同様、維持管理費2,339,674円を各収入に応じて按分すると事務所部分の支出は453,460円であるから、その6/10は272,076円であり、これを超える927,924円は目的外支出である。

(4) 事務費 431,903 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
電子辞書(カード支払)	47,080	
郵便局(広報紙が4,000枚程あまった為郵送費用)	280,000	
その他諸経費	104,823	

③ 調査結果

いずれも不適正とまでは言えない。

(5) 人件費 2,520,000 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員(政務調査活動、後援会活動)	1,800,000	
アルバイト(政務調査活動、後援会活動)	720,000	

③ 調査結果

平成 16 年度と同様、適正な支出と認められる。

(6) 小括

調査研究費のうち 300,800 円、事務所費のうち 927,924 円の合計 1,228,724 円が目的外支出である。

67 中村 哲之助 議員

平成16年度

(1) 調査研究費 357,299 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して、立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
ガソリン代	102,502	
交通費(タクシー代等)	81,297	
交通費 車借り上げ	56,000	1日7,000円、8日分
〇〇道路建設推進議員連盟 会費	20,000	
〇〇道路建設推進議員連盟 会費	20,000	
調査研究報告書作成補助(4/9)	60,000	
教育フォーラム 参加費(11/13)	7,000	
独立行政法人化問題 参加費(12/13)	7,000	
〇〇市人権を考える会 参加費(1/28)	3,500	

③ 調査結果

- イ. ガソリン代 102,502 円は 146,430 円を 70%で按分したものであるが、後援会もあるので、本件基準により 102,502 円から 146,430 円の 1/4 である 36,607 円を引いた 65,895 円が目的外支出である。
- ロ. タクシー他の交通費の合計 81,297 円は詳細不明であり、本件基準による 12 万円の範囲で、適正な支出である。
- ハ. 交通費の車借り上げは、必要な都度ガソリン代込みで 1 日 1 万円の約束で 9 時ころから夕方まで借りており、その 70%を按分しており、日当としても適正な支出と思われる。
- ニ. 調査研究報告書作成補助は 4~5 日かけて作成、編集作業を依頼しており、領収証もあり、適正な支出と認められる。

ホ. その他の会費、参加費は、按分されているものもあり、いずれも適正な支出と認められる。

(2) 広報費 2,107,176 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
HP委託	220,710	
印刷代	805,428	
通信費	16,668	
広報紙郵送費	995,306	
メール便	19,416	
配布料	36,450	
編集作業費	13,200	

③ 調査結果

広報紙は8ページ中、6ページを議会活動、2ページを後援会活動にしているの、ほぼ70%を按分しており、全て編集、印刷、配布に係る費用であり、適正な支出と認められる。

(3) 事務所費 1,167,170 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
ガス代	12,610	
ガレージ代	226,800	
事務所・修繕費	19,698	
事務所管理費 GW期間中	60,000	
事務所管理費 事務員休暇の為 (1/16)	60,000	

事務所修理部品 嵌め込み 戸車	1,441	
事務所備品 ストーブ	12,880	
事務所模様替え 不用物廃 棄等	30,000	
水道代	11,132	
駐車代 枚方公園駅前	140	
電気代	33,035	
電話代	189,558	
灯油代	5,880	
土地代	504,000	

③ 調査結果

- イ. 土地は年間 72 万円で賃借し、4 月、10 月の 2 回払いであり、後援会と 7/10 に按分しており、適正な支出と認められる。
- ロ. ガレージは 2 台（10,000 円と 17,000 円）借りており、70%を按分しているが、来客兼用としても 1/2 の 162,000 円が適正であり、これを超える 64,800 円は目的外支出である。
- ハ. ゴールデンウィーク、年始休暇中のアルバイトは 1 日 1 万円を支払っており、不適切とは言えない。
- ニ. 電話代、電気代、水道代、ガス代、灯油代、駐車代、修繕費は全て 70%で按分されており、不合理とはいえない。

(4) 事務費 468,892 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
CD-Rメディア他	19,075	
紙折り機 修理代 ライオン 事務機	8,897	
コーヒー代	18,910	
消耗品費(お茶)	42,764	
デジカメ	30,491	

パソコン購入等	135,738	
備品費	49,908	
電話代	59,960	
その他	103,150	

③ 調査結果

上記使途内容は 468,893 円であるが、収支報告書には 468,892 円が計上されている。事務費も全て 70%に按分されており、各項目の金額に照らし、いずれも適正な支出と認められる。

(5) 人件費 1,247,720 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
給与 事務員①	650,000	
給与 事務員②	580,000	
アルバイト 8/12-8/14(内 実費 220)	17,720	

③ 調査結果

事務員のうち 1 人は常勤(月額 5 万円)、1 人は非常勤(月額 3 万円+1 日につき 5,000 円)であり、8 月のお盆にはアルバイト 1 名に来てもらった。按分されており、領収証もあり、適正な支出と認められる。

(6) 小括

調査研究費のうち、65,895 円、事務所費のうち 64,800 円の合計 130,695 円が目的外支出である。

平成17年度

(1) 調査研究費 139,554 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して、立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
ガソリン代	99,554	
〇〇建設促進議員連盟 会費	20,000	
〇〇道路建設推進議員連盟 会費	20,000	

③ 調査結果

イ. ガソリン代 99,554 円は平成 16 年度と同様 1/4 を超える 74,665 円が目的外支出である。

ロ. 会費 2 件はいずれも適正な支出と認められる。

(2) 広報費 2,757,556 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
広報紙印刷費	794,675	
広報紙発送費	1,119,702	
通信費	35,085	
配布料	42,750	
発送作業費 2000*15 名 7/8	21,000	
発送費 ダイレクト EXP	334,740	
編集作業費	56,804	
CCNET(HP委託)	352,800	

③ 調査結果

領収証もあり、65%~70%で按分されており、適正な支出と認められる。

(3) 事務所費 1,063,675 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
ガス代	15,106	
ガレージ代	289,800	
事務所管理費 GW	14,700	
事務所修繕費	8,922	
水道代	16,998	
電気代	97,869	
電話代	106,060	
灯油代	10,220	
土地代	504,000	

③ 調査結果

- イ. ガレージ代は7月から3台1ヵ月37,000円となっており、70%で按分されているが、平成16年度と同様1/2である207,000円を超える82,800円が目的外支出である。
- ロ. その他の支出はいずれも按分されており、適正と認められる。

(4) 事務費 608,051 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
コピー代	67,021	
コーヒー代	26,761	
事務所備品費 紙折り機	263,130	
事務所備品費 デスク等	41,500	

修理費 印刷機	22,050	
菓	2,737	
茶	25,690	
茶菓	4,886	
電話代	72,145	
灯油代	4,480	
備品代 プリンター①、②	19,057	
文具費	52,015	
その他	6,579	

③ 調査結果

- イ. 菓 2,737 円は本件監査基準により目的外支出である。
- ロ. その余の支出はいずれも按分されており、その金額に照らしても相当な支出と認められる。

(5) 人件費 1,285,000 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
給与 事務員①	560,000	
給与 事務員②	725,000	

③ 調査結果

平成 16 年度と同様適正な支出と認められる。

(6) 小括

調査研究費のうち 74,665 円、事務所費のうち 82,800 円、事務費のうち 2,737 円の合計 160,202 円が目的外支出である。

68 長田 公子 議員

平成16年度

(1) 調査研究費 275,448 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
管外調査旅費(年間)	170,448	交通費、駐車場代等
〃 11/1	105,000	〇〇議員連盟訪韓

③ 調査結果

管外調査旅費(年間)170,448円は詳細不明のため、本件監査基準に照らし、年間12万円の限度で適正と認め、それを超過した50,448円は目的外支出と認める。管外調査旅費11/1は、親善目的の訪韓であり、全額目的外支出と認める。

(2) 広報費 300,232 円

① 請求人の主張

日常議員活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
広報誌	300,232	

③ 調査結果

広報誌「公子ニュース」を議会終了後に、年4~5回作成し配布している。B4両面印刷で、議会報告の記事が中心で、後援会は活動がなく記事は載せていない。適正な支出と認められた。

(3) 事務所費 1,527,750 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
-------	-------	----

賃貸料	1,320,000	
駐車場代	192,000	
臨時駐車場代	4,200	
備品(整理棚)	11,550	

③ 調査結果

事務所は賃貸で、後援会事務所は兼ねていない。契約書が存在し、支払いの実態もあり適正な支出である。駐車場は事務所の向いに借りており、議員の使用だけでなく来客用も兼ねているとのことなので、1/2 の範囲で適正と認め、それを超える96,000円を目的外支出と認める。臨時駐車場代及び備品(整理棚)は、金額も考慮し不合理な支出とまではいえない。

(4) 事務費 2,239,252円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
通信費(電話代)(年間)	71,569	
通信費(携帯電話代)(年間)	259,885	
光熱水費(年間)	224,997	
TV受信料(年間)	73,248	
パソコン通信料(年間)	120,378	
交通費(地下鉄、カード等)	170,010	
ガソリン代	35,028	
新幹線代、宿泊費	132,060	
事務用品	405,827	
印刷代	746,250	

③ 調査結果

携帯電話代は按分が必要であり、本件監査基準に照らし1/4を超える129,942円を目的外支出と認める。交通費170,010円は、年間12万円までを相当とするもので、管外調査旅費ですでに12万円を相当と認めているので、本支出は全額目的外支出と認める。ガソリン代35,028円については、1/4を超える26,271円を目的以外支出と認める。新幹線代及び宿泊代132,060円は、DVの民間シェルターを視察したり、ア

アレルギー対策のため病院へ視察に行ったりした際の交通・宿泊費で、適正なもの認められる。事務用品 405,827 円のうち、議会手帳 28,000 円及び年賀状 47,500 円は目的外支出である。残額 330,327 円のうち、本件監査基準に照らし年間 12 万円を超える 210,327 円は目的外支出と認められる。印刷代 746,250 円のうちに、名刺 178,500 円は目的外支出である。

(5) 人件費 1,350,000 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員雇用経費	1,350,000	

③ 調査結果

事務員一人を時給制で採用している。政務調査活動に当たらせているとの説明があり、全額適正と認められる。

(6) 小括

調査研究費のうち、155,448 円、事務所費のうち、96,000 円、事務費のうち、790,550 円の合計 1,041,998 円が目的外支出である。

平成17年度

(1) 調査研究費 184,731円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
旅費(高速、タクシー等)(年間)	48,123	
女性議員会、調査 6/4	37,380	
議員研修、調査 9/17	43,680	
女性研修、調査 2/15	48,408	
セミナー資料	7,140	

③ 調査結果

旅費(高速等)48,123円は、本件監査基準に照らして年間12万円の範囲内にあり、全額適正な支出と認める。その後も東京往復費用等であり、適正な支出と認められる。

(2) 広報費 179,450円

① 請求人の主張

日常議員活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
広報誌郵送料、はがき代	52,440	
広報誌印刷代	127,010	

③ 調査結果

平成16年度と変化なく、全額適正と認められる。

(3) 事務所費 1,549,800円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
賃貸料	1,320,000	
駐車場代	192,000	
臨時駐車場代	37,800	

③ 調査結果

平成 16 年度と同様、駐車場代のうち、96,000 円を目的外支出と認める。

(4) 事務費 2,295,162 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
通信費(電話代)(年間)	140,750	
通信費(携帯電話代)(年間)	327,475	
光熱水費(年間)	248,955	
TV 受信料	73,248	
パソコン通信料	121,695	
交通費	272,740	
ガソリン代	64,407	
新幹線代	74,760	
事務用品	311,448	
印刷代	659,684	

③ 調査結果

携帯電話代は按分が必要であり、本件監査基準に照らし 1/4 を超える 163,737 円を目的外支出と認める。交通費 272,740 円は 12 万円から調査研究費で認めた 48,123 円を差引いた 71,877 円を超えた 200,863 円は目的外支出と認める。ガソリン代 64,407 円は、1/4 を超える 48,305 円を目的外支出と認める。新幹線代は適正である。事務用品 311,448 円のうち、府政ノート 10,800 円、議会手帳 21,000 円、事務所に飾る絵画 11,340 円は目的外支出と認め、残額 268,308 円は詳細不明であるので、本

件監査基準に照らし年間 12 万円までを適正支出と認め、これを超える 148,308 円は目的外支出とする。

(5) 人件費 1,339,000 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員雇用経費	1,339,000	

③ 調査結果

平成 16 年度と変化なく、全額適正と認められる。

(6) 小括

事務所費のうち、96,000 円、事務費のうち 604,353 円の合計 700,353 円が目的外支出である。

69 長田 義明 議員

平成16年度

(1) 調査研究費 1,336,529 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
調査委託費	1,100,600	
海外調査旅費 2件	198,181	ハワイ州視察、欧州視察
管外調査旅費	37,748	

③ 調査結果

調査委託費 1,100,600 円及び管外調査旅費 37,748 円は、関連が認められず、目的外支出である。海外調査旅費(2件)198,181 円のうち 150,000 円はハワイ州視察費用 300,000 円を 1/2 で按分計上したものであるが、視察内容に照らし、目的外支出である。海外調査旅費(2件)198,181 円のうち 48,181 円は欧州視察の費用 96,363 円を 1/2 で按分計上したものであるが、視察内容に鑑み、この分は適正と認める。

したがって、1,288,348 円は目的外支出である。

(2) 広報費 433,280 円

① 請求人の主張

日常議員活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
広報紙発行経費	433,280	

③ 調査結果

詳細不明とのことであり、目的外支出である。

(3) 事務所費 825,992 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
地代	607,200	総額 1,214,400 円
光熱水費(電気代)	128,789	総額 426,123 円
〃(水道代)	10,629	総額 42,517 円
固定資産税	19,750	総額 79,000 円
詳細不明分	59,624	

③ 調査結果

借地上的の自己所有建物に事務所をおいており、後援会事務所を兼ねているところ、地代及び光熱水費（電気代・水道代）は、いずれも、按分となっており、適正である。固定資産税 19,750 円及び詳細不明分 59,624 円は、目的外支出である。

したがって、79,374 円が目的外支出である。

(4) 事務費 447,523 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
リース料(コピー機)	97,650	195,300 円
〃(自動車)	268,500	総額 1,074,000 円
通信費	81,373	詳細不明分

③ 調査結果

リース料は、いずれも、資料に基づく、説明がなされておらず、目的外支出である。通信費も詳細不明とのことであり、目的外支出である。

したがって、全額の 447,523 円が目的外支出となる。

(5) 人件費 1,260,000 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
-------	-------	----

事務員	480,000	総支給額96万円
日当(詳細不明分)	780,000	

③ 調査結果

事務員は、政務調査活動と後援会活動を兼務していたとのことで、1/2の按分計上となっており、適正と認める。日当分780,000円は詳細不明であり、目的外支出である。

(6) 小括

調査研究費1,288,348円、広報費433,280円、事務所費のうち79,374円及び事務費のうち447,523円、人件費のうち780,000円の合計3,028,525円が目的外支出である。

平成17年度

(1) 調査研究費 1,724,114 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
調査委託費	800,000	
管外調査旅費	924,114	

③ 調査結果

いずれも、関連が認められず、全額1,724,114円が目的外支出である。

(2) 広報費 455,324 円

① 請求人の主張

日常議員活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
広報紙発行経費	455,324	

③ 調査結果

詳細不明とのことであり、目的外支出である。

(3) 事務所費 825,003 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
賃貸料(地代)	607,200	総額 1,214,400 円
光熱水費(電気代)	102,514	総額 426,123 円
〃(水道代)	9,670	総額 42,517 円
固定資産税	19,750	総額 79,000 円

詳細不明分	85,869	
-------	--------	--

③ 調査結果

平成16年度と同様、地代及び光熱水費（電気代・水道代）は、いずれも、按分となっており、適正であるが、固定資産税 19,750 円及び詳細不明分 59,624 円は、目的外支出である。

したがって、79,374 円が目的外支出である。

(4) 事務費 474,323 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
リース料(コピー機)	97,650	総額 195,300 円
〃(自動車)	268,500	総額 1,074,000 円
通信費	108,173	詳細不明分

③ 調査結果

リース料は、いずれも、資料に基づく、説明がなされず、目的外支出である。通信費も詳細不明とのことであり、目的外支出である。

したがって、全額の 474,323 円が目的外支出となる。

(5) 人件費 1,260,000 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員	480,000	総額96万円
日当(詳細不明分)	780,000	

③ 調査結果

事務員 480,000 円は、平成16年度と同様、1/2 の按分計上となっており、適正と認める。日当分 780,000 円は詳細不明であり、目的外支出である。

(6) 小括

調査研究費 1,724,114 円、広報費 455,324 円、事務所費のうち 79,374 円、事務費 474,323 円及び人件費 780,000 円の合計 3,513,135 円が目的外支出である。

70 永野 孝男 議員

平成16年度

(1) 調査研究費 614,220 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
管外調査諸費 5件	95,022	
管内調査諸費 3件	270,410	
海外調査諸費 2件	248,788	

③ 調査結果

管外調査諸費のうち1件27,700円は千葉県農業特区視察費用として適正であるが、その余の4件合計67,322円は、関連性が認められず目的外支出である(なお、そのうち2件は平成15年度の支出となっている)。管内調査諸費270,410円は、目的外支出である。海外調査諸費248,788円のうち200,000円は、ハワイ視察費用900,000円を按分計上したものであるが、前記のとおり、視察内容に照らし、目的外支出である。海外調査諸費248,788円のうち48,788円は、ヨーロッパ行政視察の費用97,577円を按分計上したものであり、適正な支出である。

したがって、537,732円が目的外支出である。

(2) 広報費 447,131 円

① 請求人の主張

日常議員活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
広報紙発行経費	218,400	総額436,800円
大阪日々新聞購入	8,000	代表質問記事掲載
機関誌発行経費 2件	220,731	

③ 調査結果

広報紙発行経費は、1/2の按分であり、適正な支出である。大阪日々新聞購入8,000円は、代表質問記事掲載分であり、不適正とまではいえないと考える。機関誌発行経

費(2件) 20,731 円は、府議団だより印刷経費であり、適正と認める。

(3) 事務所費 31,739 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
蛍光灯(卓上)2基設置	2,339	総額 4,678 円
クーラー取付	29,400	総額 58,800 円

③ 調査結果

いずれも、適正に按分計上されており、適正な支出と認める。

(4) 事務費 1,253,329 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
駐車料金(一時)・阪神高速	22,050	
ガソリン代	79,298	総額 158,603 円
リコーリース等	422,842	
ETC通行料	93,247	総額 186,494 円
名刺作成	16,642	総額 33,285 円
車リース他	619,250	

③ 調査結果

駐車料金(一時)・阪神高速22,050円、ETC通行料93,247円の合計115,297円は、本件監査基準に照らし、適正と認める。ガソリン代79,298円は、1/2の按分計上であり、適正である。リコーリース等422,842円は適正に按分されており、適正な支出と認める。名刺作成16,642円は目的外支出である。車リース他619,250円は、1/2の按分によるべきであり、309,625円の限度で適正と認めるが、その余の309,625円は目的外支出である。

したがって、326,267円が目的外支出である。

(5) 人件費 2,562,400 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員①	2,100,000	総額 4,200,000 円
事務員②	462,400	総額 924,800 円

③ 調査結果

適正に按分されており、適正な支出と認める。

(6) 小括

調査研究費のうち 537,732 円及び事務費のうち 326,267 円の合計 863,999 円が目的外支出である。

平成17年度

(1) 調査研究費 688,700円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
管外調査旅費 4件	576,700	
祭礼観光の広報と研究2件	112,000	

③ 調査結果

管外調査旅費のうち1件 240,000円は、議連の訪中であり、親善目的であり、目的外支出である。また、同旅費のうち2件は、米国サンアントニオ視察費用 260,000円と鳥羽研修（児童虐待の調査研究）の交通費 13,530円であり、適正と認める。残る1件 63,170円は、関連性が認められず、目的外支出である。祭礼観光の広報と研究2件 112,000円は、関連性が認められず、目的外支出である。

したがって、合計 415,170円が目的外支出である。

(2) 広報費 284,969円

① 請求人の主張

日常議員活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
広報紙発行経費 2件	284,969	総額 569,940円印刷

③ 調査結果

広報紙発行経費は、1/2の割合による按分であり、適正な支出である。

(3) 事務所費 17,325円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
クーラー修理	17,325	総額 34,650 円

③ 調査結果

適正に按分計上されており、適正な支出と認める。

(4) 事務費 1,615,800 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
駐車料金(一時)・阪神高速	7,450	
ETC通行料	94,989	総額 189,979 円
車リース他	670,025	
リコーリース等	667,522	
ガソリン代	106,830	総額 213,681 円
事務消耗品	24,097	
名刺・封筒他作成料作成	44,887	総額 89,775 円

③ 調査結果

駐車料金(一時)・阪神高速 7,450 円及びETC通行料 94,989 円の合計 102,439 円は、本件監査基準に照らし、適正である。ガソリン代 106,830 円は、1/2 の按分計上であり、適正である。車リース他 670,025 円は平成16年度と同様 1/2 の按分によるべきであり、335,012 円が目的外支出である。リコーリース等 667,522 円は適正である。名刺・封筒他作成料作成 44,887 円は、名刺の部分が目的外支出であり、平成16年度の名刺代金 16,642 円を類推し、同額を目的外支出とする。事務消耗品 24,097 円は本件監査基準に照らし適正と認める。

したがって、351,654 円が目的外支出である。

(5) 人件費 2,667,375 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
-------	-------	----

事務員①	2,100,000	総額 4,200,000 円
事務員②	567375	総額 1,134,750 円

③ 調査結果

適正に按分されており、適正な支出と認める。

(6) 小括

調査研究費のうち 415,170 円及び事務費のうち 351,654 円の合計 766,824 円が目的外支出である。

71 那波 敬方 議員

平成16年度

(1) 調査研究費 126,000 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して、立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
立川調査旅費	35,000	東京都立川市、地方自治について意見交換
府政調査研究費	91,000	タクシー代・駐車代

③ 調査結果

- イ. 立川調査旅費は、地方分権、自治について研究するため、地元の議員の紹介で、立川市の外郭団体の副会長を訪問し、事情聴取したというものであり、適正な支出と認められる。
- ロ. その他のタクシー代、駐車代は本件監査基準 12 万円の範囲内であり、適正な支出と認められる。

(2) 広報費 214,472 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
府政広報	87,500	議会手帳代
府政報告	60,000	ホームページ更新料
府政報告	48,000	広報紙発行チラシ類
府政報告	18,972	駐車代・タクシー代

③ 調査結果

- イ. 議会手帳代 87,500 円、250 冊は本件監査基準により目的外支出である。
- ロ. ホームページ更新料、広報紙発行チラシ類はいずれも適正な支出と認められる。
- ハ. 街頭活動への駐車場代、タクシー代は詳細不明であるが、調査研究費と合わせても本件監査基準により 12 万円の範囲内であり、適正な支出と認められる。

(3) 事務所費 2,496,345 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
賃貸料(事務所借り上げ料)	1,513,268	
駐車場代	276,000	
車リース代(6,720 円×12 回分)	80,640	
印刷費	260,000	
車任意保険料	138,800	
自宅電話代	56,679	
駐車代	48,000	
交通費(電車カード)	24,000	
消耗品(花・蛍光灯・トイレトペーパー等)	60,000	
その他	38,958	

③ 調査結果

- イ. 事務所は月額 126,000 円で賃借しており、振込料を含め、適正な支出と認められる。
- ロ. 駐車場は自宅からも事務所からも遠く、来客用とは認められず、もっぱら私用と思われる、276,000 円全額が目的外支出である。
- ハ. 車リース代は本件監査基準により 1/2 を超える 40,320 円は目的外支出である。
- ニ. 印刷費 260,000 円は、なわ敬方府政ニュース 2 回分の発行経費であり、広報費というべきであるが、適正な支出と認められる。
- ホ. 任意保険料 138,800 円は本件監査基準により目的外支出である。
- ヘ. 自宅電話代 56,679 円は、政務調査に関する裏付けがなく、適正な支出とは認められない。
駐車代 48,000 円、交通費の 24,000 円の 72,000 円は詳細不明であり、本件監査基準により、120,000 円から調査研究費で認めた 91,000 円を控除した 29,000 円は適正と認め、43,000 円は目的外支出である。
- ト. 消耗品 60,000 円は金額に照らし、適正な支出と認められる。

チ. その他 38,958 円は資料がなく、目的外支出である。

(4) 事務費 1,348,048 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
パソコンリース代	180,936	
光熱水費	244,608	
電話代	146,130	
携帯電話代	149,725	
〇〇コミュニケーション	48,510	
諸団体等懇親会(留学生支援機構、宅建協会等)	70,000	
ガソリン代	168,000	
新聞購入	69,120	
雑誌購入	19,200	
事務用品代等(トナー、コピー用紙、ボールペン等)	96,000	
茶菓子等	48,000	
出張相談会開催費(8回分/会場費・謝礼等)	24,000	

③ 調査結果

イ. 携帯電話代 149,725 円は、本件監査基準により、1/2 を超える 74,862 円は目的外支出である。

ロ. 諸団体等懇親会 70,000 円は、議員としての一般の活動であり、政務調査との関連は認められない。

ハ. ガソリン代は本件監査基準により、1/2 を超える 84,000 円は目的外支出である。

ニ. その他の支出はいずれも適正なものと認められる。

ホ. 収支報告書記載の支出額 1,348,048 円と使途内容の 1,264,229 円の差額 83,819 円は目的外支出である。

(5) 人件費 1,350,000 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員 政務調査活動	1,350,000	

③ 調査結果

政務調査補助として1人は常勤で月額10万円、1人はアルバイトに必要な都度1ヵ月5万円で雇用し、平成16年度は7月、12月、3月の3ヵ月分15万円が支払われており、いずれも適正な支出と認められる。

(6) 小括

広報費のうち87,500円、事務所費のうち593,757円、事務費のうち312,681円の合計993,938円が目的外支出である。

平成17年度

(1) 調査研究費 120,654円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して、立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
府内調査研究費	10,354	高速道路代(5件)
府内調査研究費	64,540	タクシー代(25件)
府内調査研究費	1,000	駐車代
東京調査旅費(6/29)	31,630	地方分権(三位一体)についての情報交換
東京調査旅費(〃)	5,150	現地交通費
府内調査研究費(9/21)	2,470	食事代
本会議準備調査旅費(9/25)	5,510	タクシー代(エル大阪)

③ 調査結果

- イ. 東京調査(6/29)は地方分権委員長として都議会において議員2名から地方分権について聴取し、次いで都庁O.B.から事情を聴取したもので、適正な支出と認められる。
- ロ. 食事代は理容組合関係者と会合した際の食事代であり、金額に照らし、相当と認められる。
- ハ. その他の交通費81,404円は本件監査基準により12万円の範囲内であるので、適正な支出と認められる。

(2) 広報費 84,519円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
府政報告	18,074	議会活動、府政政策資料代等
府政活動のPR	18,040	議会活動チラシ代

府政報告	48,405	府政活動報告書作成代
------	--------	------------

③ 調査結果

いずれも適正な支出と認められる。

(3) 事務所費 2,633,094 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
賃貸料(事務所借り上げ料)	1,512,000	
賃貸料(振込料)	2,520	
光熱水費	231,190	
事務所 茶菓等	616	
駐車場代	276,000	
車リース代(6,720×3 回分)	20,160	
車リース代(71,242×7 回分)	498,694	
交通費	16,000	
府政ニュース製作費	33,000	
電話代(自宅)	42,914	

③ 調査結果

- イ. 平成 16 年度と同様駐車場代 276,000 円は全額目的外支出である。
- ロ. 車リース代 518,854 円は本件監査基準により、1/2 を超える 259,427 円は目的外支出である。
- ハ. その他の支出は適正なものと認められる。

(4) 事務費 1,212,395 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
-------	-------	----

事務消耗品	21,895	
ガソリン代	149,075	
パソコンリース代	180,936	
電話代	113,237	
携帯電話代	134,064	
新聞購読料(1,835×12ヶ月分)	22,020	
パンプキン購入(510×11ヶ月分)	5,610	
第三文明購入(500×11ヶ月分)	5,500	
事務用品バインダー他	12,980	
事務用品(22件分)	76,322	
食博	4,047	
会議費食事	6,090	
〇〇小学校 出張相談茶菓代	3,000	
交通費	7,700	
車任意保険料	179,100	
〇〇建設 出張相談茶菓代	3,000	
〇〇区民祭り	5,000	
玉出こつま踊	3,000	
〇〇県人会	5,000	
〇〇区商店街連盟スタンプラリー	3,000	
郵便切手・ハガキ等	11,000	
購入	21,735	
懇談食事	3,780	
〇〇会	9,000	
会食懇談会	5,000	
インターネット接続料 4410 ×2回分	8,820	
車リース代(71,242×2回分)	142,484	
議会手帳	70,000	

③ 調査結果

- イ. ガソリン代は本件監査基準により 1/2 を超える 74,537 円は目的外支出である。
- ロ. 携帯電話代は同様に 1/2 を超える 67,032 円は目的外支出である。
- ハ. 食博、会議費食事、〇〇区民祭り、玉出こつま踊、〇〇県人会、スタンプラリー、懇談食事、〇〇会、会食懇談会の合計 43,917 円は、飲食が主であり、目的外支出と認められる。
- ニ. 車任意保険料 179,100 円は本件基準により目的外支出である。
- ホ. トヨタレンタリース購入はハンズフリー商品であり、本件監査基準により 21,735 円は目的外支出である。
- ヘ. 車リース代 142,484 円は本件監査基準により、1/2 を超える 71,242 円は目的外支出である。
- ト. 議会手帳 70,000 円、200 冊は本件基準により目的外支出である。
- チ. その他の支出は適正なものと認められる。

(5) 人件費 1,400,000 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員 政務調査活動	1,200,000	
事務員 政務調査活動(議会資料作成等)	200,000	

③ 調査結果

平成 16 年度と同様事務員 2 名分の給与、アルバイト代であり、適正な支出と認められる。

(6) 小括

事務所費のうち 535,427 円、事務費のうち 527,563 円の合計 1,062,990 円が目的外支出である。

72 西浦 宏 議員

平成16年度

(1) 調査研究費 530,898 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して、立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
管外調査旅費	336,400	スウェーデン・オランダ・ドイツ (7/27~8/4)
団費	70,000	〃
写真代	24,951	〃
交通費	2,320	〃(京橋-関空)

③ 調査結果

7月27日から8月4日まで府議団として北欧を訪れ、都市計画、環境問題について調査したことが認められ、調査旅費、団費、交通費についてはいずれも適正な支出と認められるが、写真代24,951円は、帰国後参加者に配布した写真代であり、目的外支出である。

収支報告書記載の530,898円と使途内容の433,671円の差額97,227円については目的外支出である。

(2) 広報費 445,210 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
広報費	48,300	シール代
〃	5,000	〇〇協会広告代
〃	5,000	〃 新聞広告代
〃	500,000	ホームページ依頼(5万×10ヶ月)

③ 調査結果

- イ. シール代については領収証はないが、封筒用のものと思われ、不適切な支出とまでは言えない。
- ロ. 広告代 2 件 10,000 円は使途基準に合致する広報費とは認められない。
- ハ. ホームページ依頼は、マッキントッシュのパソコンを使用していることによる特殊な費用であるが、不適切とまでは言えない。
- ニ. 目的外支出は 10,000 円であるが、445,210 円と 558,300 の差額 113,090 円を控除し、目的外支出は 0 円である。

(3) 事務所費 2,343,072 円

① 請求人の主張

日常議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
賃貸料	1,440,000	
管理費	115,200	
光熱水費	141,425	
日本放送協会	13,450	
パソコン購入	199,500	
自動車税	34,500	
備品(照明器具その他)	18,267	

③ 調査結果

- イ. 事務所は月額 15 万円、管理費 12,000 円で賃借しており、4/5 で按分しているが、不適切とは言えない。
- ロ. 光熱水費、日本放送協会、パソコン代については、按分されていないので、1/2 で按分し、177,187 円が目的外支出である。
- ハ. 自動車税 34,500 円は自動車所有を前提とするもので、目的外支出である。
- ニ. 備品 18,267 円は、金額に照らし、適正な支出と認められる。
- ホ. 収支報告書記載の 2,343,072 円と使途内容の 1,962,342 円の差額 380,730 円は目的外支出である。

(4) 事務費 604,926 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
通信費(電話代・ファックス代・携帯電話代・12ヶ月分)	247,713	
リース料(コピー機12ヶ月分)	248,305	
事務用品(カートリッジ代含む 50,400)	102,457	
コーヒー、お茶代	6,451	

③ 調査結果

全て後援会と按分すべきであり、1/2 を超える 302,463 円は目的外支出である。

(5) 人件費 1,020,000 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員(政務調査活動)	1,020,000	

③ 調査結果

妻に対する支払いであり、1 ヶ月 85,000 円で 12 ヶ月分をまとめて平成 17 年 3 月 10 日付の領収証が提出されているが、大阪府に対してもこの収入が申告されており、勤務実態も認められるので、適正な支出と認める。

(6) 小括

調査研究費のうち 122,178 円、事務所費のうち 592,417 円、事務費のうち 302,463 円の合計 1,017,058 円が目的外支出である。

平成17年度

(1) 調査研究費 472,605 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して、立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
管外調査旅費	240,000	〇〇議連 上海・杭州 4/12~4/16
〃	2,320	交通費(京橋-関空)
〃	31,410	原爆慰霊祭(広島)
〃	69,180	〃 (長崎)
〃	21,407	写真代
〃	7,374	携帯電話リース代 タイ他 11/22~11/30
〃	2,320	交通費

③ 調査結果

- イ. 〇〇議連による上海・杭州の旅 240,000 円は、旅程表によると、上海では上海博物館、新天地、外灘等、杭州では市内観光、紹興観光とされており、主として観光目的と言わざるをえず、行政視察であると認定するのは困難であり、目的外支出である。これに伴う交通費 2,320 円も目的外支出となる。
- ロ. 原爆慰霊祭参加は、長年のテーマとしている平和問題の調査研究のためと認められ、その支出は適正であるが、写真代 21,407 円は目的外支出である。
- ハ. タイ他の携帯電話リース代は議員団からの派遣でアジア行政視察を行った際のものであり、適正な支出と認められる。
- ニ. 交通費 2,320 円は本件監査基準の範囲内であり、適正な支出と認められる。
- ホ. 収支報告書記載の 472,605 円と使途内容の 374,011 円の差額 98,594 円は目的外支出である。

(2) 広報費 851,089 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
郵便代	15,000	
ホームページ依頼 (17. 4~18. 3)	600,000	

③ 調査結果

郵便代は会派広報誌の郵送料として適正な支出と認められ、ホームページ依頼は平成 16 年度と同様に適正な支出と認められる。

収支報告書記載の 851,089 円と使途内容の 615,000 円の差額 236,089 円は目的外支出である。

(3) 事務所費 2,190,497 円

① 請求人の主張

日常議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
賃貸料	1,440,000	
管理費	115,200	
光熱水費	143,177	
日本放送協会	5,580	
事務所鍵代	53,000	
ケーブル代(12ヶ月)	44,100	
自動車点検税金	197,559	

③ 調査結果

イ. 賃貸料、管理費については平成 16 年度と同様に按分されており、適正な支出と認められる光熱水費、事務所鍵代、ケーブル代については、按分されておらず、1/2 を超える 120,138 円が目的外支出である。

ロ. NHK受信料は4ヶ月分のみ計上であり、適正な支出と認められる。

ハ. 自動車点検税金 197,559 円は全額目的外支出である。

ニ. 収支報告書記載の 2,190,497 円と使途内容の 1,998,616 円の差額 191,881 円は目的外支出である。

(4) 事務費 279,184 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
通信費(電話代・ファックス代・携帯電話代・12ヶ月分)	244,369	
リース料(コピー 12ヶ月分)	9,228	
事務用品	62,357	

③ 調査結果

- イ. 全て後援会と按分すべきであり、1/2 を超える 157,977 円は目的外支出である。
- ロ. 目的外支出は 157,977 円であるが、279,184 円と 315,954 円の差額 36,770 円を控除し目的外支出は 121,207 円である。

(5) 人件費 1,020,000 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員(政務調査活動)	1,020,000	

③ 調査結果

平成 16 年度と同様、全額適正な支出と認められる。

(6) 小括

調査研究費のうち 362,321 円、広報費のうち 236,089 円、事務所費のうち 509,578 円、事務費のうち 121,207 円の合計 1,229,195 円が目的外支出である。

73 西川 弘城 議員

平成16年度

(1) 調査研究費 74,700 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して、立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
調査研究交通費	58,900	タクシー代(35件)
調査研究交通費	4,800	高速道路チケット代(6件)
調査研究交通費	11,000	ラガールカード件(8件)

③ 調査結果

年間 74,700 円の支出であり、本件監査基準により適正な支出である。

(2) 広報費 230,500 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して、立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
交通費	30,500	タクシー代及び電車代(19件)
ホームページ作成経費	100,000	ホームページ作成・管理代
ホームページ作成経費	100,000	ホームページ作成・管理代

③ 調査結果

イ. 交通費は府政報告会の会場へのものであり、その金額に照らし相当な支出と認められる。

ロ. ホームページ作成・管理代は領収証があり、適正な支出と認められる。

(3) 事務所費 1,980,000 円

① 請求人の主張

目的外使用で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
賃貸料	1,980,000	

③ 調査結果

賃料月額 30 万円、共益費 15,000 円で賃借している事務所の賃料を 1/2 で按分しており、適正な支出である。

(4) 事務費 433,418 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
パソコン機器等	433,418	

③ 調査結果

パソコン、デジタルカメラは後援会用と分けて使っており、領収証もあり、適正な支出と認められる。

(5) 人件費 2,800,000 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員(政務調査活動、後援会活動)	2,400,000	
事務員手当(政務調査活動)(2件)	200,000	
事務員手当(政務調査活動)(2件)	200,000	

③ 調査結果

政務調査活動及び後援会活動に従事している事務員 1 名については後援会活動と

按分して給与が支払われ、源泉徴収も別々にされており、適正な支出である。

事務員手当では政務調査に必要な都度補助してもらっている2名に7月と12月に夏期、年末の手当てを10万円ずつ支払っているもので、領収証もあり、適正な支出と認められる。

(6) 小括

目的外支出はない。

平成17年度

(1) 調査研究費 288,060 円

① 請求人の主張

議員の日常生活と区別して、立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
管外調査旅費	240,000	上海視察(5日・交通費・宿泊費)
調査研究交通費	30,000	ラガールカード代(14件)
調査研究交通費	4,200	管外視察(新幹線代)
調査研究交通費	13,860	管外視察(新幹線代)

③ 調査結果

- イ. 上海視察 240,000 円は、〇〇議員連盟で中国訪問したものであり、調査研究面もないとは言えないが、その旅程に照らし、主に親睦観光目的と認められ、目的外支出である。
- ロ. ラガールカード代 30,000 円は本件監査基準に照らし、適正な支出である。
- ハ. 管外視察 4,200 円は国会議員と地方分権に関する意見交換をした際の交通費であり、適正な支出である。
- ニ. 同 13,860 円は都庁において危機管理室を視察したもので、適正な支出である。

(2) 広報費 210,000 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
ホームページ作成経費	210,000	ホームページ作成・管理代

③ 調査結果

当初個人に委託していたが、別会社に委託したもので、領収証もあり、適正な支出である。

(3) 事務所費 1,980,000 円

- ① 請求人の主張
目的外使用で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
賃貸料	1,980,000	

- ③ 調査結果
平成 16 年度と同様適正な支出である。

(4) 事務費 401,698 円

- ① 請求人の主張
使途基準に合致せず、目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
パソコン及びパソコン部品	397,598	
事務用品	4,100	

- ③ 調査結果
イ. 議員用のノートパソコンの購入費であり、適正な支出と認められる。
ロ. 事務用品は本件監査基準に照らし、適正な支出である。

(5) 人件費 2,600,000 円

- ① 請求人の主張
常時雇用の人件費であり、全額目的外支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員(政務調査活動、後援会活動)	2,400,000	
事務員夏期手当	100,000	
事務員年末手当	100,000	

- ③ 調査結果
平成 16 年度と同様適正な支出である。

(6) 小括

調査研究費のうち、240,000 円が目的外支出である。

74 西口 勇 議員

平成16年度

(1) 調査研究費 0円

使途内容等	金額(円)	備考
	0	

(2) 広報費 1,070,472円

① 請求人の主張

日常議員活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
ホームページ経費	8,322	プロバイダー基本料金
行事案内郵送料 10/21	313,830	
行事案内印刷代 11/9	78,050	
広報誌郵送料 1/7、21	328,960	
広報誌配布料 1/16	41,160	
広報誌印刷代 1/31	220,000	
封筒印刷代 2/8	80,150	

③ 調査結果

ホームページのプロバイダー基本料は適正な支出であり、また、行事案内とは、講演会や議会活動等の報告会の案内で、その経費は相当と認められる。広報誌は年1回、議会活動の記事を中心に、郵送や戸別配布の方法で発行しており、封筒の印刷代も含めていずれも相当な支出であると認められる。なお、後援会活動部分を考慮して按分して計上しているものである。

(3) 事務所費 239,643円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
賃貸料	98,400	

光熱水費	126,359	
NHK 受信料	10,758	
雑費	4,126	

③ 調査結果

事務所建物は自己所有だが、敷地は借地で賃貸料は地代のことである。後援会事務所を兼ね、自宅は兼ねていない。雑費のうち、町会費 1,600 円及び花代 926 円は相当でなく、その余については、賃貸料、光熱水費、NHK 受信料を含め、後援会部分と按分もされており、適正な支出と認められた。

(4) 事務費 897,081 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
通信費(電話・FAX 代)(年間)	371,502	
リース料(コピー機)(年間)	302,400	
消耗品(年間)	20,205	
郵便代(年間)	79,142	
事務用品(FAX・PC 用紙その他)(年間)	57,166	
雑費(年間)	66,666	

③ 調査結果

事務用品のうち、のし紙購入代 504 円は相当でなく、その余は適正な支出と認められた。

(5) 人件費 1,920,000 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員雇用経費(年間)	960,000	

事務員雇用経費(年間)	960,000	
-------------	---------	--

③ 調査結果

事務職員は 5 人おり、そのうち 2 人が政務調査専従で、書類の整理や資料作成、連絡調整等の仕事にあたっている。適正な支出と認められた。

(6) 小括

事務所費のうち、2,526 円、事務費のうち、504 円の合計 3,030 円が目的外支出である。

平成17年度

(1) 調査研究費 107,353 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
調査先経費	107,353	海外行政視察(米国)

③ 調査結果

海外行政視察は、自民党府議団としてアメリカへ行き、治安問題研究のため米軍等の実情を視察してきたもので、帰国後報告書を作成し、議会の質問にも活用した、との説明があることから、相当な支出と認められた。

(2) 広報費 1,151,396 円

① 請求人の主張

日常議員活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
ホームページ経費	9,842	
ポスター印刷代 5/12	173,333	
府政報告資料印刷代 6/6	42,000	
行事案内印刷代 9/9	40,600	
行事案内郵送料 9/13	291,500	
タックシール購入代 11/14	11,172	
広報誌郵送料 12/28	308,880	
広報誌封入作業委託料 2/3	11,503	
広報誌折り作業委託料 2/6	18,900	
広報誌印刷代 2/10	190,333	
はがき印刷代 3/31	53,333	

③ 調査結果

平成16年度と同様の支出以外に、ポスター印刷代 173,333 円があるが、これは府

政報告のための講演会を開催したときのポスター代で、府政報告資料印刷代はそこで配った資料の印刷代。はがき印刷代は、はがきによる府政報告を行った際の印刷代で、いずれも相当な支出であると認められる。

(3) 事務所費 243,504 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
賃貸料	98,400	
光熱水費	123,214	
NHK 受信料	10,758	
雑費	11,132	

③ 調査結果

事務所の形態は平成 16 年度と変わらず、賃貸料、光熱水費、NHK 受信料とも適正な支出である。雑費に町会費 1,600 円及び花代 6,000 円が計上されているが、町会費は相当でなく、花代は講演会の際に壇上を飾ったもので目的外支出である。

(4) 事務費 993,457 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
通信費(電話・FAX 代)(年間)	359,134	
リース料(コピー機)(年間)	327,600	
消耗品(年間)	39,691	
郵便代(年間)	32,568	
事務用品(FAX・PC 用紙その他)(年間)	21,754	
光熱水費	13,826	
タクシー代(2 件)	21,084	

府議会手帳購入代	105,000	
封筒印刷代	72,800	

③ 調査結果

消耗品のうち、軍手購入代 33 円、常備薬購入代 2,149 円、のし紙購入代(3 件)2,439 円及び府議会手帳購入代 105,000 円は、事務費の使途基準に照らして適正な支出と認められず、光熱水費 13,826 円はすでに事務所費に計上済みであり、いずれも適正な支出とは認められない。その他の支出は相当な支出と認められる。

(5) 人件費 1,920,000 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員雇用経費(年間)	960,000	
事務員雇用経費(年間)	960,000	

③ 調査結果

平成 16 年度と同様の人員でいずれも適正な支出と認められた。

(6) 小括

事務所費のうち、7,600 円、事務費のうち、123,447 円の合計 131,047 円が目的外支出である。

75 西野 茂 議員

平成16年度

(1) 調査研究費 365,810 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して、立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
管外調査旅費	9,430	富山県立山方面視察 JR交通費
〃	10,170	〃 タクシー代
〃	9,430	〃 JR交通費
〃	300,000	日米友好親善視察
〃	36,780	議員研究会(東京)

③ 調査結果

- イ. 立山方面管外調査は、電車で1人で追いかけて、時間の都合上タクシーを利用し、室堂で集合した際の費用であり、観光行政への取り組みとして立山の雪の壁を視察したとのことであるが、宿泊しただけと認められ、観光目的が主で29,030円全額が目的外支出である。
- ロ. 日米友好親善視察300,000円は、自由民主党の友好親善議員連盟の有志で防衛研究のためハワイの海兵隊基地等を視察したものと主張するが、行程表によると、映画の舞台にもなったハナウマ湾見学、ショッピングモール見学、訪問団懇談会、出発まで1日半終日自由行動となっており、到底視察研究旅行とは認められず、観光目的が主であり、目的外支出である。
- ハ. 議員研究会は憲政会館での教育基本法改正問題についての講演会に参加した旅費であり、適正な支出と認められる。

(2) 広報費 845,562 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
アルファメール	113,400	アルファメール管理料
広報紙発行経費	147,656	封筒代
〃	458,718	広報紙印刷代
〃	42,594	広報紙郵送代
〃	31,250	〃
〃	45,344	〃

③ 調査結果

後援会だより「スクラム」を年2回発行している。1回4頁で、頁数により後援会部分と按分しており、その支出は適正である。

アルファメール管理料は適正な支出であると認められる。

収支報告書記載の845,562円と使途内容の838,962円の差額6,600円は目的外支出である。

(3) 事務所費 422,931円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務所借上負担金 11ヶ月	330,000	
光熱水費	92,931	

③ 調査結果

イ. 事務所は母親と共有の賃貸マンションの一室を使用している。事務所借上負担金として1ヵ月30,000円を計上しているが、自己及び親族に使用料を支払うことは適正でない上、賃貸借契約書はなく、領収証もない。客観的に支払いがなされた証拠もないため本件基準により330,000円全額が目的外支出と判断すべきである。

ロ. 光熱水費の負担は按分されており、適正な支出と認められる。

(4) 事務費 1,279,021円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
ガソリン代	187,235	
通信費(切手代・電話代・ファックス代)	412,037	
事務用品(コピー機リース代12ヶ月分)	52,080	
〃 (輪転機リース代 3ヶ月分)	13,125	
〃 (〃 再リース料)	5,250	
〃 (コピー用紙・筆記用具 その他購入)	175,054	
車輛関係(軽自動車リース料12ヶ月分)	160,860	
〃 (修理、保険等)	273,380	

③ 調査結果

- イ. リース及び所有車両のガソリン代の 1/3 を計上しているが、本件基準により 1/4 が適正であるから、187,235 円のうち 46,805 円が目的外支出である。
- ロ. 通信費及び事務用品は 1/3 で按分されており、適正な支出と認められる。
- ハ. 車輛関係のうち、リース料の按分は適正であるが、本件基準により修理、保険等 273,380 円は目的外支出である。

(5) 人件費 2,640,000 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員(後援会活動他)1名分	2,640,000	

③ 調査結果

事務員 3～4 名分を雇用し、その 1/3 の 2,640,000 円を計上しており、毎月の支払いを証するものはないが、いずれも第三者であり、3 名から約 722 万円の受領証明書が提出されているので、その 1/3 に当る支出は不適正とはいえない。

(6) 小括

調査研究費のうち 329,030 円、広報費のうち 6,600 円、事務所費のうち 330,000 円、事務費のうち 320,185 円の合計 985,815 円が目的外支出である。

平成17年度

(1) 調査研究費 520,000 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して、立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
管外調査旅費	520,000	政務調査会海外行政調査費

③ 調査結果

管外調査費は自由民主党府議団で水都に関する行政視察としてアメリカのサンアントニオを訪問したものであり、適正な支出である。

(2) 広報費 735,156 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
広報紙発行経費	147,656	広報紙封筒代
〃	458,718	広報紙印刷代
〃	39,719	広報紙郵送代
〃	38,969	〃 〃
〃	50,094	〃 〃

③ 調査結果

平成16年度と同様全て適正な支出である。

(3) 事務所費 465,313 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務所借上負担金	360,000	
光熱水費	105,692	

③ 調査結果

- イ. 事務所借上負担金 360,000 円は平成 16 年度と同様に全額目的外支出である。
- ロ. 光熱水費の負担金は 1/2 に按分されており、適正な支出である。
- ハ. 目的外支出は 360,000 円であるが、465,313 円と 465,692 円の差額 379 円を控除し目的外支出額は 359,621 円である。

(4) 事務費 1,421,939 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
ガソリン代	270,285	
通信費(電話代・ファックス・郵便代)	345,372	
事務用品(コピー機リース代 12ヶ月分)	52,080	
〃 (輪転機再リース料 年間)	5,250	
〃 (パソコン)購入代	68,770	
〃 (パソコンシステム 改修費代)	52,500	
〃 (コピー用紙、筆記 用具)購入	193,919	
車輛関係(修理、保険、税金)	272,903	
〃 (軽自動車リース料 12ヶ月分)	160,860	

③ 調査結果

- イ. ガソリン代は平成 16 年度と同様 810,863 円の 1/4 を超える 67,569 円は目的外支出である。

- ロ. 通信費、事務用品は 1/3 に按分されており、適正な支出である。
- ハ. 車両関係は平成 16 年度と同様リース料は適正な支出であるが、修理、保険、税金 272,903 円は全額目的外支出である。

(5) 人件費 2,640,000 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員(後援会活動他)1名分	2,640,000	

③ 調査結果

平成 16 年度と同様約 810 万円の受領証明書が提出されており、その約 1/3 に当る 2,640,000 円の支払いが不適切とまでは言えない。

(6) 小括

事務所費のうち 359,621 円、事務費のうち 340,472 円の合計 700,093 円が目的外支出である。

76 西野 修平 議員

平成16年度

(1) 調査研究費 60,310 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
調査旅費	60,310	

③ 調査結果

管内調査旅費は、国土交通省に街づくりの交付金制度を研究に行ったものと都道府県会議員の若手が集まり、横浜市長らとの意見交換会に参加したもので、いずれも不相当とまではいえない。

(2) 広報費 506,794 円

① 請求人の主張

日常議員活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
ホームページ管理費(年間)	22,050	
ホームページリニューアル費	75,000	
広報誌印刷費(4件)等	409,744	

③ 調査結果

年4回、議会終了後に議会活動を載せた、A4両面2色印刷の広報誌「修 HEI NET」を発行しており、後援会用には「キックオフ」という後援会だよりを、後援会の費用で発行している。広報誌を確認し、適正な支出と認められた。

(3) 事務所費 1,022,330 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
光熱水費	361,463	
事務所維持費	660,867	

③ 調査結果

事務所建物は自己所有である。後援会事務所を兼ねている。光熱水費は按分されており適正な支出であると認められる。事務所維持費は、床張り替え工事代金 735,000 円と書庫・机・椅子・長机・事務用品一式 586,734 円の合計金額を、後援会とで按分したものであるが、事務所の維持運営のために必要な支出ではなく、事務所を立ち上げるための費用であり、目的外支出と認められる。

(4) 事務費 1,137,738 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
通信費(電話・FAX 代)(年間)	472,808	
通信費(切手、はがき代)	187,000	
リース料(コピー機)(年間)	64,010	
事務用品(30 件)	413,920	

③ 調査結果

通信費はともに適正と認められ、コピーのリース料には、カウンター料金も含まれたもので適正である。事務用品のうち、領収書等の添付されていたパソコン等 248,580 円及びデジタルカメラ等 47,964 円は適正な支出と認め、残額 117,376 円については詳細が不明であるものの、本件監査基準の年間 12 万円の範囲内であるため、全額適正な支出と認める。

(5) 人件費 1,655,130 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員雇用経費(年間)	1,655,130	

③ 調査結果

年間を通じた事務員 3 人と、短期のアルバイト 2 人の給与である。後援会の事務にも携わっているため後援会と按分しており、適正な支出と認められる。

(6) 小括

事務所費のうち、660,867 円が目的外支出である。

平成17年度

(1) 調査研究費 97,845 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
調査旅費	97,845	

③ 調査結果

構造改革特区の研究のため総務省に行ったものと少子化対策でユニークな活動をしている石川県を調査に行ったもので、いずれも適正な支出と認められる。

(2) 広報費 576,944 円

① 請求人の主張

日常議員活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
携帯電話ホームページ管理費	63,000	
ホームページ管理費	18,900	
広報誌印刷費(4件)	495,044	

③ 調査結果

前年度と同様の広報活動で、適正な支出と認められる。

(3) 事務所費 994,027 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
光熱水費	474,932	

事務所維持費	519,095	
--------	---------	--

③ 調査結果

光熱水費は適正と認められる。事務所維持費 519,095 円は、プレハブ(スーパーハウス)の設置代金で、資産取得に該当し、目的外支出と認められる。

(4) 事務費 1,039,382 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
通信費(電話・FAX 代)(年間)	419,874	
通信費(切手、はがき代)	104,000	
リース料(コピー機)(年間)	73,358	
事務用品(38 件)	442,150	

③ 調査結果

事務用品(38 件)は内容不明のため、本件監査基準に照らして、年間 12 万円の範囲内で適正と認め、これを超える 322,150 円を目的外支出と認める。その他の支出はすべて適正な支出と認める。

(5) 人件費 1,776,490 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員雇用経費(年間)	1,776,490	

③ 調査結果

前年度と変化なく、全額適正と認める。

(6) 小括

事務所費のうち、519,095 円、事務費のうち、322,150 円の合計 841,245 円が目的

外支出である。

77 西村 晴天 議員

平成16年度

(1) 調査研究費 185,125 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して、立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
管内調査	91,730	タクシー代
管内調査	3,000	ICOCA カード
管内調査	30,000	交通費(するつと KANSAI)
管内調査	3,045	調査資料(中国経済事情)
東京(8/3)	57,350	ヒートアイランド対策の取り組みについて情報収集

③ 調査結果

- イ. タクシー代等交通費の 124,730 円は詳細不明であるので、本件監査基準により 120,000 円を超える 4,730 円は目的外支出である。
- ロ. 調査資料調査 3,045 円は適正な支出と認められる。
- ハ. 東京はヒートアイランド対策の取組みについて情報収集のための調査であり、新幹線代 36,780 円と宿泊費 16,500 円は適正な支出と認められる。

(2) 広報費 938,188 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
広報紙の発行経費	570,000	晴天ニュース作成費
広報紙の発行経費	180,000	府政だより作成費
広報紙の発行経費	45,000	勉強会資料作成費
府政ノート購入	27,000	50 冊
議会手帳購入	52,500	150 冊

送料その他	63,688
-------	--------

③ 調査結果

- イ. 広報紙作成費及び送料（晴天ニュース、府政だより）はいずれも適正な支出と認められる。
- ロ. 勉強会資料は「大阪の観光と現状」の編集・印刷費であり、適正な支出と認められる。
- ハ. 府政ノート購入 27,000 円、議会手帳購入 52,500 円、合計 79,500 円は目的外支出である。
- ニ. 送料その他 63,688 円の中にガソリン代 3,696 円が含まれており、どの広報活動に対応するのか詳細不明であるので、1/2 である 1,848 円を超える 1,848 円は目的外支出である。その余は適正な支出と認められる。

(3) 事務所費 1,547,264 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務所賃貸料(水道代含む)	1,066,573	
事務所用駐車場賃貸料	110,100	
光熱水費(電気代、ガス代)等	69,539	
火災保険	24,680	
車点検整備代	154,000	
車保険料	49,800	
その他	72,572	

③ 調査結果

- イ. 事務所は賃借しており、水道代も含めて 88,000 円程度を毎月支払っており適正な支出と認められる。
- ロ. 事務所用駐車場 110,100 円は、月額 11,000 円で 10ヶ月分を計上しているが、もっぱら自己使用と認められるので、全額が目的外支出である。

- ハ. 光熱水費、NHK受信料は適正な支出と認められる。
- ニ. 火災保険 24,680 円、車点検整備代 154,000 円、車保険代 49,800 円、合計 228,480 円は目的外支出である。
- ホ. その他 72,572 円のうち 71,800 円はガソリン代であるので、本件監査基準により 1/2 を超える 35,900 円は目的外支出である。その余の 772 円はガス代であり、適正な支出である。

(4) 事務費 2,226,955 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
PC コピー機リース代	265,335	
駐車代	117,460	
ガソリン代	333,690	
高速代	124,830	
タクシー代	5,790	
交通費(するっと KANSAI)	4,000	
名刺代	7,800	
備品、事務用品等	835,414	
携帯(DOCOMO)	423,883	
車修理代	97,820	
勉強会差し入れ(飲み物、茶菓)	4,830	
薬代	6,103	

③ 調査結果

- イ. 駐車代、高速代、タクシー代、交通費の合計 252,080 円は本件監査基準により調査研究費で 12 万円を超えているので、全額が目的外支出である。
- ロ. ガソリン代 333,690 円は、本件監査基準により 1/2 を超える 166,845 円は目的外支出である。
- ハ. 名刺代 7,800 円、車修理代 97,820 円、薬代 6,103 円、合計 111,723 円は目的外支出である。
- ニ. 携帯代 423,883 円は本件監査基準により 1/2 である 211,942 円を超える 211,941 円は目的外支出である。

- ホ. 勉強会差入れは詳細不明であるが、金額に照らし、不適切とまでは言えない。
- ハ. その他の支出はいずれも適正と認められる。

(5) 人件費 0円

使途内容等	金額(円)	備考
	0	

(6) 小括

調査研究費のうち 4,730 円、広報費のうち 81,348 円、事務所費のうち 374,480 円、事務費のうち 742,589 円の合計 1,203,147 円が目的外支出である。

平成17年度

(1) 調査研究費 203,809 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して、立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
管内調査	96,049	タクシー代
東京(6/10～6/11)	53,880	ヒートアイランド対策の取り組みについて情報収集
東京(7/10)	53,880	〃

③ 調査結果

- イ. タクシー代 96,049 円は詳細不明であるが、本件監査基準により 120,000 円の範囲内であるので、適正な支出と認められる。
- ロ. 2回の東京出張は平成16年度同様交通費と宿泊費であり、適正な支出と認められる。

(2) 広報費 516,537 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
広報紙の発行経費	240,000	晴天ニュース作成費
広報紙の発行経費	110,000	府政だより作成費
広報紙の発行経費	50,000	活動報告
府政ノート購入	27,000	50冊
議会手帳購入	52,500	150冊
送料	32,330	
その他	4,707	

③ 調査結果

- イ. 府政ノート購入 27,000 円、議会手帳購入 52,500 円、合計 79,500 円が目的外支出である。
- ロ. その他の支出はいずれも適正な支出と認められる。

(3) 事務所費 1,642,492 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務所賃貸料(水道代含む)	1,061,787	
事務所用駐車場賃貸料	123,100	
光熱水費(電気代、ガス代)	44,013	
NHK 受信料	16,140	
ガソリン代	394,142	
その他	3,310	

③ 調査結果

- イ. 事務所賃貸料、光熱水費、NHK受信料は平成16年度同様に適正な支出である。
- ロ. 事務所用駐車場 123,100 円は平成16年度同様全額目的外支出である。
- ハ. ガソリン代 394,142 円は本件監査基準により 1/2 を超える 197,071 円は目的外支出である。
- ニ. その他 3,310 円は交通費と駐車代であり、詳細不明であるが、調査研究費 96,049 円と合わせて 120,000 円の範囲内であるので適正である。

(4) 事務費 2,313,541 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
交通費	517,030	

ガソリン代	20,990	
名刺代	24,500	
電話代(NTT)	225,879	
携帯電話代(DOCOMO)	448,981	
会議費	132,110	
車保険代	48,750	
車ワックス代	1,100	
その他	894,201	

③ 調査結果

- イ. 交通費 517,030 円は詳細不明であるので、120,000 円から調査研究費の 96,049 円と事務所費の 3,310 円と合わせた 99,359 円を差し引いた 20,641 円を超える 496,389 円は目的外支出である。
- ロ. ガソリン代 20,990 円は本件監査基準により 1/2 を超える 10,495 円が目的外支出である。
- ハ. 携帯電話代 448,981 円本件監査基準により 1/2 を超える 224,490 円が目的外支出である。
- ニ. 名刺代 24,500 円、車保険代 48,750 円、車 ワックス代 1,100 円の合計 74,350 円は目的外支出である。
- ホ. 会議費 132,110 円は 7 人で 41,000 円、3 人で 21,000 円、6 人で 38,110 円、3 人で 12,000 円の 4 回分は領収証があるが、20,000 円は領収証も説明もなく詳細不明であり、目的外支出と認める。領収証があるものについては 1 人 5,000 円を超える 6,000 円、5,000 円 8,110 円の 19,110 円が同様に目的外支出である。
- ヘ. その他の支出は適正と認められる。

(5) 人件費 0 円

使途内容等	金額(円)	備考
	0	

(6) 小括

広報費のうち 79,500 円、事務所費のうち 320,171 円、事務費のうち 844,834 円、合計 1,244,505 円が目的外支出である。

78 西脇 邦雄 議員

平成16年度

(1) 調査研究費 536,165 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
駐車場	43,450	
タクシー代	314,390	
日本道路公団	19,300	
意見交換会 4/5	10,000	
チャージ	42,000	JR西日本
阪神高速道路公団	45,900	
〇〇議連会費 5/19	10,000	
写真代 6/5,8/12,2/20	2,670	
意見交換会 7/8	14,630	総額 43,890 円・3名分
講師との意見交換会 7/22	13,491	総額 40,474 円・3名分
第二阪奈道路	1,300	
〇〇議連意見交換 12/8	10,000	
レインボーカード 2/9,3/24	6,000	
意見交換会 3/22	5,000	
関西国際空港 8/23	900	

③ 調査結果

西脇議員は、収支報告額 536,165 円を上回る合計 539,031 円の調査研究費を支出した旨説明したが、うち 24,330 円(タクシー代)が誤記入であることが判明した(議員が自認)。

駐車場 43,450 円、タクシー代 314,390 円(うち誤記入 24,330 円)、道路通行料等(日本道路公団・阪神高速道路・第二阪奈道路・関西国際空港の合計 67,400 円)、チャージ(JR西日本) 42,000 円及びレインボーカード代金 6,000 円は、本件監査基準に照らし、合計 120,000 円を適正な支出と認めるが、その余の 353,240 円(誤記入の分を含む)は目的外支出である。意見交換会(4/5)は、5,000 円の限度で適正と認めるが、これを超える部分である 5,000 円は目的外支出である。〇〇議連会費 10,000 円及び同意見交換会 10,000 円は使途基準に合致せず、全額目的外支出である。意見交換

会(7/8)14,630円及び講師との意見交換会(7/22)13,491円及び意見交換会(3/22)の5,000円は適正と認める。写真代2,670円は適正と認める。

西協議員の平成16年度政務調査費収支報告書は、調査研究費536,165円となっており、上記合計539,031円と齟齬があるところ、適正と認められる160,791円を超える375,374円が目的外支出である。

(2) 広報費 0円

使途内容等	金額(円)	備考
	0	

(3) 事務所費 0円

使途内容等	金額(円)	備考
	0	

(4) 事務費 0円

使途内容等	金額(円)	備考
	0	

(5) 人件費 4,214,105円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員(2名)	4,214,105	収支報告額

③ 調査結果

西協議員は、収支報告書収支報告額4,214,105円を上回る合計4,253,581円の人件費(総支出額5,476,544円及び600,000円の合計額6,076,544円)を支出した、政務調査活動及び後援会活動に従事しているとの説明であり、按分比に疑問はあるが、不適正とまでは言えない。

(6) 小括

調査研究費のうち375,374円が目的外支出である。

平成17年度

(1) 調査研究費 1,848,667円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
阪神高速道路公団	50,800	年額
タクシー代	485,420	年額
駐車場	70,790	年額
懇談会会費 4/4	10,000	民団
JR乗車券 4/13	13,200	
JR乗車券 4/24	15,390	
白浜宿泊 4/24	11,550	連合市内地協研修会
日本道路公団(西日本道路公団)	9,700	
書籍	13,023	生協など
大学授業料	535,800	2回
チャージ	55,000	
政務調査委員会懇談会 5/9	7,000	
知事懇談会 5/10	10,000	
メディカルビュー社 5/19	2,765	
福祉新聞社 5/20	4,725	
学会出席航空費	126,240	教育学会
懇談会費 6/9	6,000	政調文教部会
JR乗車券 6/20	5,430	
JR乗車券 6/21	6,180	
学会出席宿泊費用 6/29	106,169	教育学会
学会出席経費 6/29	50,000	〃
〃	5,663	〃
懇親会費 7/7	5,000	医療福祉部会
勉強会講師懇談会費負担	2,000	
政調会意見交換会 7/19	15,000	
日韓友好親善済州島視察	97,000	
〇〇会 7/24	2,000	

放送大学同窓会	3,000	
文化交流協会	8,000	NPO
JR 乗車券 9/23	6,480	〇〇教育工学会
宿泊代 9/24	8,500	〃
意見交換会 9/29	5,000	
学会懇親会費 9/末	5,000	〇〇教育工学会
学会参加費 9/末	2,000	〃
論文集代 9/末	4,500	〃
大阪国際理解教育研究センター	6,000	
ANA航空料金 11/9	12,450	東京出張
宿泊費 11/10	13,860	
JR 乗車券 11/11	18,690	
政調資料 11/29	3,080	CD-R
意見交換会 11/	5,000	
ANA 航空料金 12/17	13,450	
JR乗車券 12/19	18,690	
大分県先啓業書刊行協力会	2,400	
日本教育工学会 3/20	5,500	
第二阪奈道路	1,700	
関西空港	1,200	

③ 調査結果

駐車場 70,790 円、タクシー代 485,420 円、道路通行料等（日本道路公団 9,700 円・阪神高速道路 50,800 円・第二阪奈道路 1,700 円・関西国際空港 1,200 円）合計 63,400 円及びチャージ（JR 西日本）55,000 円は、調査研究費で 120,000 円を超えており、674,610 円全額目的外支出である。

懇談会会費（4/4）は、5,000 円の限度で適正と認めるが、これを超える部分である 5,000 円は目的外支出である。政務調査委員会懇談会（5/9）7,000 円は 5,000 円の限度で適正と認めるが、これを超える分である 2,000 円は目的外支出である。知事懇談会（5/10）10,000 円は適正である。懇談会費（6/9）6,000 円は 5,000 円の限度で適正とみとめるが、これを超える分である 1,000 円は目的外支出である。懇親会費（7/7）5,000 円及び勉強会講師懇談会費負担 2,000 円は適正である。政調会意見交換会（7/19）15,000 円は、5000 円の限度で適正と認めるが、これを超える部分である 10,000 円は目的外支出である。意見交換会（9/29）5,000 円は適正と認める。

JR乗車券（4/13）13,200 円は東京出張の旅費であり適正と認める。JR乗車券（4/24）15,390 円及び白浜宿泊（4/24）11,550 円は白浜での研修費用であり、適正と認

める。JR乗車券(6/20)5,430円及び同(6/21)6,180円は愛知県視察の交通費であり、適正と認める。ANA航空料金(11/9)12,450円、宿泊費(11/10)13,860円及びJR乗車券(11/11)18,690円並びにANA航空料金(2/17)13,450円及びJR乗車券(12/19)18,690円はいずれも東京出張の旅費であり、適正と認める。日韓友好親善済州島視察費用97,000円は使途基準に合致せず、目的外支出である。

福祉新聞社(5/20)4,725円は適正である。大阪国際理解教育研究センター6,000円は書籍代であり、適正と認める。〇〇会(7/24)2,000円及び放送大学同窓会3,000円は、疑問はあるが、調査研究に関するものとのことであり、不適正とまではいえない。文化交流協会8,000円は講演会などの費用であり、適正と認める。政調資料(11/29)3,080円、意見交換会(11/)5,000円及び大分県先啓業書刊行協力会2,400円は適正と認める。

西脇議員は、大阪大学大学院修士課程人間科学部に社会人入学をし、調査・研究活動に従事し、「教育の情報化の現状と課題」と題する大部の提言論文を発出するなどの活動をしていることが認められるところ、書籍13,023円、大学授業料535,800円、学会出席航空費126,240円、学会出席宿泊費用(6/29)106,169円、学会出席経費(6/29)50,000円・同5,663円はこれに関する費用(合計836,895円)である。このような西脇議員の同活動は、大阪府政に関する調査研究のみならず、個人的な研鑽をも含んでいると考えられ、1/2の按分によるべきであり、418,448円の限度で適正と認められ、これを超える部分である418,447円は目的外支出である。JR乗車券(9/23)6,480円・宿泊代(9/24)8,500円は〇〇教育工学会出席のための旅費であるところ、上記同様、1/2の按分によるべきであり、7,490円の限度で適正と認めるが、その余の部分7,490円は目的外支出である。学会参加費(9/末)2,000円、学会懇親会費(9/末)5,000円、論文集代(9/末)4,500円及び〇〇教育工学会(3/20)5,500円も同様であり、8,500円は適正と認めるが、その余の部分8,500円は目的外支出である。

目的外支出は1,224,047円であるが、収支報告書には、調査研究費1,848,667円となっており、上記合計1,866,345円との差額17,678円を控除し、1,206,369円が目的外支出である。

(2) 広報費 0円

使途内容等	金額(円)	備考
	0	

(3) 事務所費 0円

使途内容等	金額(円)	備考
	0	

(4) 事務費 0円

使途内容等	金額(円)	備考
	0	

(5) 人件費 3,883,811円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員	3,883,811	収支報告額

③ 調査結果

西脇議員は、収支報告額収支報告額 3,883,811円を上回る合計 3,993,919円の人件費（総支出額 5,705,599）を支出した、政務調査活動及び後援会活動に従事しているとの説明であり、按分比に疑問はあるが、不適正とまでは言えない。

(6) 小括

調査研究費のうち 1,206,369円が目的外支出である。

79 野上 松秀 議員

平成16年度

(1) 調査研究費 630,605 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
管外調査旅費(7件)	103,749	
ガソリン代	337,831	
タクシー代	126,010	
高速代	78,200	
駐車代	25,950	
交通費	33,515	
議員クラブ	25,350	
後援会への振替	-100,000	1泊2日交通費・宿泊費

③ 調査結果

管外調査旅費 103,749 円のうち、ホームレスに関する 37,930 円は東京出張の旅費等であり、適正であることが認められたが、その余の管外調査旅費 65,819 円は、合理的な説明が得られておらず、目的外支出である。ガソリン代 337,831 円は、自宅兼事務所と考えられること等から 1/4 の按分によるべきであり、84,458 円は適正であるが、253,373 円は目的外支出である。タクシー代 126,010 円、高速代 78,200 円、駐車代 25,950 円及び交通費 33,515 円の合計 263,675 円は、本件監査基準に照らし、120,000 円の限度で適正と認めるが、その余の 143,675 円は目的外支出である。議員クラブ 25,350 円は、合理的な説明を得られておらず、目的外支出である。

目的外支出は 488,217 円であるが、後援会からの振り替え 100,000 円を差し引き、388,217 円が目的外支出である。

(2) 広報費 139,188 円

① 請求人の主張

日常議員活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
-------	-------	----

名刺	2,800	
広告料	31,300	2件
広報紙新聞折込	27,600	
印刷インク代	10,738	総額 75,600 円
広告料	10,500	
回覧板作成賛助広告	26,250	
防犯灯広告賛助金	20,000	
広告料	10,000	

③ 調査結果

広報紙新聞折込 27,600 円及び印刷インク代 10,738 円は適正と認めるが、その余の 100,850 円中、名刺は目的外支出であるし、その他は関連が認められず、目的外支出である。

(3) 事務所費 1,550,560 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務所地代一部借上	900,000	総額 1,560,000 円
償却費	432,000	
モップ代	49,802	
車両整備他	159,308	
花代	9,450	

③ 調査結果

後援会事務所と兼ねており、モップ代 49,802 円は、1/2 の按分の範囲 24,901 円を認めるが、その余の部分 24,901 円は目的外支出である。事務所地代一部借上 900,000 円は、野上議員が賃貸借契約の当事者となっておらず、領収証も提示されず、誰に支払っているかも不明であり、目的外支出である。償却費 432,000 円及び車両整備他 159,308 円は、使途基準に合致せず、目的外支出である。花代 9,450 円も合理的な説明がなされておらず、目的外支出である。

したがって、1,525,659 円が目的外支出である。

(4) 事務費 342,254 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
通信費	51,215	切手、ハガキ、郵便代
事務用品	40,657	
茶菓子	65,217	
クーラー修理費	15,015	
コピートナー	25,200	総額 75,600 円
電話携帯代	44,950	
会議費より	100,000	

③ 調査結果

後援会事務所を兼ねており、通信費 51,215 円、茶菓子 65,217 円及びクーラー修理費 15,015 円は、いずれも、1/2 の按分によるべきであり、通信費 25,608 円、茶菓子 32,609 円及びクーラー修理費 7,508 円の合計 65,725 円を適正と認めるが、その余の部分（合計 65,722 円）は目的外支出である。コピートナー25,200 円は 1/3 の按分となっており、適正である。詳細不明の事務用品 40,657 円は、本件監査基準に照らし、適切と認める。電話携帯代 44,950 円は、携帯電話の通話料金と考えられ、1/4 の按分によるべきであり、11,238 円は適正であるが、33,712 円は目的外支出である。会議費より 100,000 円は合理的な説明がなされていない。

上記使途内容は 252,254 円であり、収支報告書 342,254 円との差額 90,000 円を差し引き、289,434 円が目的外支出である。

(5) 人件費 2,152,340 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員①	1,020,000	
〃②	1,020,000	
〃③	112,340	

③ 調査結果

ヒアリングでは、誰に支払ったかも説明はないが、平成 17 年度の帳簿によると少なくとも 3 名に支出していることが認められるので、後援会と按分し、1/2 を超える 1,076,170 円を目的外支出と認める。

(6) 小括

調査研究費のうち 388,217 円、広報費のうち 100,850 円、事務所費のうち 1,525,659 円、事務費のうち 289,434 円、人件費 1,076,170 円の合計 3,380,330 円が目的外支出である。

平成17年度

(1) 調査研究費 562,161円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
高速代	50,450	
駐車代	21,160	
交通費	39,000	
タクシー代	102,660	
ガソリン代	306,871	
雑費	42,020	

③ 調査結果

高速代 50,450円、駐車代 21,160円、交通費 39,000円及びタクシー代 102,660円、の合計 213,270円は、本件監査基準に照らし、120,000円を超える 93,270円は目的外支出である。ガソリン代 306,871円は、平成16年度同様、1/4の按分によるべきであり、76,718円は適正であるが、230,153円は目的外支出である。雑費 42,020円は合理的な説明がなされておらず、目的外支出である。

したがって、合計 365,443円が目的外支出である。

(2) 広報費 109,985円

① 請求人の主張

日常議員活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
広告料 2件	30,500	
回覧板作成費	26,250	
広報紙折込	53,235	

③ 調査結果

広報紙新聞折込 53,235円は、1/2の按分の範囲である 26,618円の限度で適正と認めるが、その余の 26,617円は目的外支出である。広告料(2件)30,500円及び回覧

板作成費 26,250 円は、関連が認められず目的外支出である。

したがって、合計 83,367 円が目的外支出である。

(3) 事務所費 1,853,158 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務所地代一部借上	900,000	総額 1,560,000 円
償却費	432,000	
モップ代	49,803	
茶菓子代他	102,553	
車整備他経費	368,802	

③ 調査結果

平成 16 年度と同様、モップ代 49,803 円は、1/2 の按分の範囲 24,902 円を認めるが、その余の部分 24,901 円は目的外支出である。事務所地代一部借上 900,000 円、償却費 432,000 円及び車両整備他経費 368,802 円は、平成 16 年度と同様、使途基準に合致せず、目的外支出である。茶菓子代他は、疑問はあるが、1/2 の按分額である 51,277 円の範囲で適正と認めるが、その余の 51,276 円は目的外支出である。

したがって、1,776,979 円が目的外支出である。

(4) 事務費 110,608 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
郵便代	14,210	
文具他	96,398	

③ 調査結果

本件監査基準に照らし、適正と認める。

(5) 人件費 2,056,626 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員①	1,020,000	
〃②	496,626	
〃③	330,000	
〃④	210,000	

③ 調査結果

平成16年度と同様であり、2,056,626 円の 1/2 を超える 1,028,313 円が目的外支出である。

(6) 小括

調査研究費のうち 365,443 円、広報費のうち 83,367 円、事務所費のうち 1,776,979 円及び人件費 1,028,313 円の合計 3,254,102 円が目的外支出である。

80 野田 昌洋 議員

平成16年度

(1) 調査研究費 976,457 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して、立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
府政政策要望等活動費	183,620	駐車代
府政政策要望等活動費	176,330	タクシー代
府政政策要望等活動費	251,684	電車チケット
府政政策要望等活動費	72,080	高速料金
府政政策要望等活動費	281,244	ガソリン代
府市協議会	15,000	
政務調査 東京視察	184,800	新幹線切符
府政情報交換会	195,764	
府政政策要望等活動費	4,800	高速料金チケット
府政政策要望等活動費	64,260	ETC 使用料
府政政策要望等活動費	35,865	
政務調査 東京視察	11,010	ホテル

③ 調査結果

- イ. ガソリン代 281,244 円は詳細不明であり、1/2 を超える 140,622 円は目的外支出である。
- ロ. 駐車代等の交通費 752,774 円は詳細不明であり、本件基準により 120,000 円を超える 632,774 円は目的外支出である。
- ハ. 新幹線切符、東京宿泊、府市協議会はいずれも適正な支出と認められる。
- ニ. 府政情報交換会のうち 1 人 5,000 円を超える 6,320 円は目的外支出であり、その余は適正な支出と認められる。
- ホ. 以上により 779,716 円が目的外支出であるが、使途内容の合計額が収支報告書の 976,457 円を 500,000 円超えているため、それを引いた 279,716 円が目的外支出である。

(2) 広報費 26,250 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
府政相談用	26,250	看板作成

③ 調査結果

看板は、政務調査のために通常必要な経費とは認められず、26,250 円が目的外支出である。

(3) 事務所費 1,683,351 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
光熱費ガス	35,828	
光熱費低圧電気	80,694	
光熱費水道	27,217	
光熱費電気電灯	10,957	
PC リース代	126,000	
駐車場賃貸料来客用	147,735	
事務所借り上げ費	1,200,000	
政府政策要望等活動費	10,027	
通信費	44,893	

③ 調査結果

イ. 事務所は自宅と同一場所で、後援会が賃貸人として議員に賃貸し、賃料として月 10 万円を支払う体裁となっていて、契約書も作成されているが、提出された資料中には後援会代表が議員自身となっているものも複数枚あり、実体は自己所有建物を自分で使用しているのと同じであり、後援会があるとしながら、按分もしていないし、妻が後援会活動をしているというのであり、賃貸借契約の実態を認めるのは困難である。光熱水費の名義は詳細が明らかではないが、別途按分負担していることに照らし、運営費用の定額を認めることも困難である。従って、1,200,000 円は目的外支出である。

- ロ. 駐車場は 2 台おけるスペースがあるので按分し、1 台分として 73,867 円は目的外支出である。
- ハ. 活動費の中には自動車修理代、エンジンオイル代 7,192 円が含まれており、目的外支出である。
- ニ. PC リース代は按分されていないが、後援会活動の実体が乏しいということであるので、適正と認める。
- ホ. その他は適正と認める。

(4) 事務費 1,572,612 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
コピーリース代	150,577	
通信費 NTT 等	616,540	
府政相談等活動費	325,810	
情報収集	239,007	
事務所用消耗品	35,953	
事務用品等	140,609	
来客用菓子	13,168	
来客用ジュース	9,132	
事務所用備品	7,359	
来客用飲料	3,549	
事務所用花代	6,000	
事務所用備品 加湿器	24,908	

③ 調査結果

- イ. 携帯電話代 191,293 円は 1/4 を超える 143,469 円及びバッテリー1,680 円は目的外支出である。
- ロ. NTT 電話代 223,739 円は自宅分と 1/2 に按分して 111,869 円は目的外支出である。
- ハ. 自動車保険、修理費合計 323,740 円（その代金振込書中に議員が後援会代表者になっている後援会名義のものがある）は目的外支出である。
- ニ. 議会手帳 17,500 円は目的外支出である。
- ホ. その他は概ね適正と認められる。

(5) 人件費 960,000 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
政務調査活動	960,000	

③ 調査結果

1名、月 80,000 円で雇用しており、毎月の領収証もあり、適正と認める。

(6) 小括

調査研究費のうち 279,716 円、広報費 26,250 円、事務所費のうち 1,281,059 円、事務費のうち 598,258 円の合計 2,185,283 円が目的外支出である。

平成17年度

(1) 調査研究費 1,224,889 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して、立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
府政政策要望等活動費	11,800	高速代
府政政策要望等活動費	316,440	タクシー代
府政政策要望等活動費	101,230	駐車代
府政政策要望等活動費	192,687	ETC 利用代
府政政策要望等活動費	219,272	ガソリン代
府政政策要望等活動費	24,650	乗車券代
府政情報交換会	17,000	祝賀会、フォーラム参加
府政情報交換会	5,000	納税議員フォーラム
府政情報交換会	125,400	
府政政策要望等活動費	8,690	交通費
府政政策要望等活動費	24,350	電車賃
府政政策要望等活動費	67,000	自動車修理店
府政政策要望等活動費	23,370	電車チケット代
情報収集	70,000	議会手帳
情報収集	10,000	赤十字互例会
府政政策要望等活動費	6,000	スロットKANSAI
情報収集	2,000	シニア関西参加

③ 調査結果

- イ. ガソリン代 219,272 円は後援会がないものとして 1/2 を超える 109,636 円は目的外支出である。
- ロ. その他の交通費 709,217 円は詳細不明であり、120,000 円を超える 589,217 円は目的外支出である。
- ハ. 自動車修理店 67,000 円は車の修理代であり、目的外支出である。
- ニ. 府政情報交換会 125,400 円のうち 1 人 5,000 円を超える 14,050 円は目的外支出である。
- ホ. 議会手帳 70,000 円は目的外支出である。
- ヘ. その他は適正と認められる。

(2) 広報費 377,000 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
情報交換	350,000	
情報収集	27,000	府政ノート

③ 調査結果

- イ. 情報交換 350,000 円のうち 1 人 5,000 円を超える 140,214 円は目的外支出である。
- ロ. 府政ノート 27,000 円は目的外支出である。

(3) 事務所費 1,666,510 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
光熱費 低圧電力費	68,953	
光熱費 大阪ガス	42,418	
光熱費 水道代	28,995	
駐車場賃貸料 来客用	253,365	
事務所借上げ費	1,200,000	
事務所用掃除機等	72,779	

③ 調査結果

- イ. 事務所借上げ費 1,200,000 円は平成 16 年度同様目的外支出である。
- ロ. 駐車場賃貸料 253,365 円は按分し、126,682 円は目的外支出である。
- ハ. その他は適正と認める。

(4) 事務費 1,062,905 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
通信費・NTT 等	724,603	
事務用品・消耗品等	224,094	
備品	24,818	
コピーリース代	89,912	

③ 調査結果

- イ. NTT497,599 円は 1/2 を超える 248,799 円は目的外支出である。
- ロ. 名刺代 1,200 円、府政ノート 27,000 円、車修理費 10,552 円の合計 38,752 円は目的外支出である。
- ハ. その他は適正と認められる。

(5) 人件費 960,000 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
政務調査活動	960,000	

③ 調査結果

平成 16 年度と同様適正な支出である。

(6) 小括

調査研究費のうち 849,903 円、広報費のうち 167,214 円、事務所費のうち 1,326,682 円、事務費のうち 287,551 円の合計 2,631,350 円が目的外支出である。

81 橋本 昇治 議員

平成16年度

(1) 調査研究費 668,560 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
海外視察旅費 7/27	450,000	ハワイ州軍事基地
高速代	100,000	
タクシー代	118,560	

③ 調査結果

海外視察旅費 450,000 円は、同僚議員とのハワイ州視察の旅費であり、旅程表に照らし、目的外支出である。高速代 100,000 円及びタクシー代 118,560 円は、本件監査基準に照らし、合計 120,000 円の限度で適正と認めるが、その余の 98,560 円は目的外支出である。

したがって、合計 548,560 円が目的外支出である。

(2) 広報費 476,422 円

① 請求人の主張

日常議員活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
広報紙発行	365,400	
広報紙配布	111,022	

③ 調査結果

府政報告に関する「橋本昇治府議会議員ニュース」の発行及び配布費用で、いずれも、適正な支出であると認められる。

(3) 事務所費 480,000 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経

費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
賃貸料	420,000	
光熱水費	71,631	

③ 調査結果

橋本議員の事務所は、自己所有の物件であり、適正な支出とは認められない。光熱水費は 1/2 の按分計上となっており、この部分は適正と認められる。したがって、420,000 円は目的外支出であるところ、収支報告書では 480,000 円であり、使途内容の合計額 491,631 円との差額 11,631 円を引いた 408,369 円が目的外支出である。

(4) 事務費 1,860,000 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
通信費	304,598	
リース料(事務機4点)	180,000	
消耗品及び事務用品	231,655	
燃料費	269,027	総額 336,282 円
自動車使用料	874,720	

③ 調査結果

事務所は、後援会事務所を兼ねているが、通信費及びリース料(事務機4点)は、1/2 に按分となっており、適正と認められる。消耗品・事務用品費 231,655 円は、本件監査基準に照らし、120,000 円を限度に適正と認めるが、その余の 111,655 円は目的外支出である。燃料費 269,027 円は、ガソリン代との説明であり、1/4 の按分によるべきであり、84,071 円は適正であるが、これを超過する部分 184,956 円は目的外支出である。自動車使用料 874,720 円は、自己所有の自動車であり、目的外支出である。

したがって、1,171,331 円が目的外支出である。

(5) 人件費 1,920,000 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員①	960,000	
事務員②	960,000	

③ 調査結果

事務員2名分の人件費の計上であるところ、両名とも政務調査活動（1名は運転を含む）に従事している、後援会活動は子供らが行っており、別途年間約50から60万円の謝礼を支払っているとの説明があるが、事務員①は子供の妻、事務員②は第三者とのことであるので、②は1/2である480,000円、①は本件監査基準により1/4である240,000円を限度に適正と認めるが、その余の1,200,000円は目的外支出である。

(6) 小括

調査研究費のうち548,560円、事務所費のうち408,369円、事務費のうち1,171,331円及び人件費のうち1,200,000円の合計3,328,260円が目的外支出である。

平成17年度

(1) 調査研究費 408,510 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
海外視察旅費 8/27	217,000	台湾
高速代	100,000	
タクシー代	118,560	

③ 調査結果

海外視察旅費 217,000 円は、同僚議員との台湾視察費用であり、適正な支出と認める。高速代 100,000 円及びタクシー代 118,560 円は、本件監査基準に照らし、120,000 円の限度で適正と認められるが、その余の 98,560 円は目的外支出であるところ、収支報告書では 408,510 円であり、使途内容の合計額 435,560 円との差額 27,050 円を引いた 71,510 円が目的外支出である。

(2) 広報費 503,400 円

① 請求人の主張

日常議員活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
広報紙発行 3件	503,400	

③ 調査結果

府政報告に関する「橋本昇治府議会議員ニュース」の発行及び配布費用で、いずれも、適正な支出であると認められる。

(3) 事務所費 480,000 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
賃貸料	420,000	
光熱水費	60,000	

③ 調査結果

平成16年同様、賃貸料 420,000 円は適正な支出とは認められない。光熱水費は 1/2 の按分計上となっており、この部分は適正と認められる。したがって、420,000 円は目的外支出である。

(4) 事務費 2,180,000 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
通信費	317,356	総額 634,712 円
リース料(事務機4点)	180,000	総額 360,000 円
消耗品及び事務用品	214,300	総額 428,600 円
事務所改修費	189,000	総額 378,000 円
燃料費	257,743	総額 322,179 円
自動車使用料	840,000	セルシオ
自動車使用料	181,601	ワゴン

③ 調査結果

通信費、リース料（事務機4点）及び事務所改修費は 1/2 に按分となっており、相当な支出と認められる。消耗品・事務用品費 214,300 円は、本件監査基準に照らし、120,000 円を限度に適正と認めるが、その余の 94,300 円は目的外支出である。燃料費 257,743 円は、ガソリン代との説明であり、本件監査基準に照らし、平成16年度同様、総額の 1/4 の按分によるべきであり、80,545 円は適正であるが、これを超過する 177,198 円は目的外支出である。自動車使用料 840,000 円及び 181,601 円の合計 1,021,601 円は、いずれも、平成16年度同様、目的外支出である。

したがって、1,293,099 円が目的外支出である。

(5) 人件費 1,800,000 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員 ①	960,000	
事務員 ②	840,000	

③ 調査結果

平成16年度同様であり、事務員①の1/4である240,000円、事務員②の1/2である420,000円を限度に適正と認めるが、1,140,000円は目的外支出である。

(6) 小括

調査研究費のうち71,510円、事務所費のうち420,000円、事務費のうち1,293,099円及び人件費のうち1,140,000円の合計2,924,609円が目的外支出である。

82 土師 幸平 議員

平成16年度

(1) 調査研究費 33,620 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して、立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
管外調査費	33,620	新大阪～東京、新幹線

③ 調査結果

適正な支出と認める。

(2) 広報費 411,100 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
新聞発行 印刷代	268,152	
新聞郵送代	115,290	
〃 ガソリン	27,658	

③ 調査結果

イ. 広報用新聞を3ヶ月に1度作成しており、印刷代、郵便料金の領収証も提出されており、按分されていて適正な支出と認められる。

ロ. ガソリン代 27,658 円は特定する資料はなく、1/4 の 6,915 円を超える 20,743 円は目的外支出である。

(3) 事務所費 1,244,081 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
家賃(月 80,000 円)	780,000	
駐車場代(月 13,000×12ヶ月)	150,000	
〃 (一時預け)	174,000	
光熱水費	140,081	

③ 調査結果

- イ. 事務所は月額 80,000 円で賃借しており、そのうち 8/10 に当る 65,000 円を計上しており、不適切とまでは言えない。
- ロ. 駐車場は自己使用している 150,000 円は目的外支出である。
来客用の一時預け分 174,000 円は実績に応じて支払われており、各月の領収証もあり、適正な支出と認められる。
- ハ. 光熱水費 140,081 円は 1/2 に按分すべきであり、70,040 円は目的外支出である。

(4) 事務費 928,405 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
電話代 FAX 代(自宅分)12ヵ月分半分	172,440	
電話代 FAX 代(事務所)	176,424	
コピーリース代	109,998	
事務用品 事務関係(事務所費)	469,543	

③ 調査結果

- イ. 自宅電話代、FAX代は 1/2 に按分し、さらに後援会と按分しており、不適切とまでは言えない。
- ロ. 事務所電話代、FAX代は、後援会と適当に按分されているが、事務所費の使い方をみると後援会が 205,490 円、政務調査分は 95,510 円と 2 対 1 の割合になっている。従って、事務所電話代、FAX代もこの按分が相当であり、220,527 円の 1/3 である 73,509 円を超える 102,915 円は目的外支出である。

- ハ. コピーリース代 109,998 円も適当に按分されているが、同様に 122,220 円の 1/3 である 40,740 円を超える 69,258 円は目的外支出である。
- ニ. ガソリン代 156,723 円は 1/4 を超える 117,542 円は目的外支出である。
- ホ. タクシー等交通費 200,100 円は 120,000 円を超える 80,100 円は目的外支出である。
- ヘ. 府政ノート 5,400 円は目的外支出である。
- ト. 会費 67,200 円は〇〇学園交友会や地元振興組合の会費等であり、目的外支出である。
- チ. その他の支出は適正と認められる。

(5) 人件費 2,921,360 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員①	1,170,000	
〃 ②	1,700,000	
〃 ③	51,360	

③ 調査結果

2名雇用しており、いずれも毎月の領収証が提出されており、後援会と按分されており、適正な支出と認められる。

(6) 小括

広報費のうち 20,743 円、事務所費のうち 220,040 円、事務費のうち 442,415 円の合計 683,198 円が目的外支出である。

平成17年度

(1) 調査研究費 33,600 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して、立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
管外調査費	33,600	新大阪～東京、新幹線

③ 調査結果

適正と認められる。

(2) 広報費 341,900 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
新聞発行	265,464	17年度印刷代
新聞郵送	76,436	〃 郵送

③ 調査結果

平成16年度と同様適正な支出と認められる。

(3) 事務所費 1,260,581 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
家賃(月 80,000 円)	840,000	
駐車場代 (月 13,000×12ヶ月) (一時預け)	268,000	

光熱水費	152,581	
------	---------	--

③ 調査結果

- イ. 帳簿によると、事務所費は 812,000 円の計上となっており、28,000 円は目的外支出である。
- ロ. 駐車場代は一時預り分 103,500 円を除く 164,500 円が目的外支出である。
- ハ. 光熱水費 152,581 円は 1/2 で按分すべきであり、76,290 円は目的外支出である。従って、合計 268,790 円は目的外支出である。

(4) 事務費 832,800 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
電話代 FAX代 12ヵ月分 半分自宅	150,656	
電話代 FAX代 12ヵ月分 事務所	137,600	
コピーリース代	109,998	
事務用品等	434,546	

③ 調査結果

- イ. 自宅電話代、FAX代を 1/2 計上し、これをさらに後援会と按分することは不合理とまでは言えない。
- ロ. 事務所の電話代、FAX代については平成16年度と同様後援会と政務調査の比率は 133,377 円と 108,262 円であるから少なくとも 1/2 に按分すべきであり、171,998 円の 1/2 である 85,999 円を超える 51,601 円は目的外支出である。
- ハ. コピーリース代 109,998 円は 122,222 円の 9/10 を計上しているが、1/2 を超える 48,887 円は目的外支出である。
- ニ. 自動車税 33,250 円は目的外支出である。
- ホ. ガソリン代 102,955 円は 1/4 である 25,739 円を超える 77,216 円は目的外支出である。
- ヘ. VISA カードの利用代金 144,695 円は何の為に使われたか不明であり、全額目的外支出と認められる。

- ト. 振興組合の会費 26,000 円は後援会名義であり、目的外支出である。
- チ. その他の支出は適正と認められる。

(5) 人件費 3,150,000 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員①	1,100,000	
〃 ②	2,050,000	

③ 調査結果

平成16年度と同様按分されていて毎月の領収証もあり、適正な支出と認められる。

(6) 小括

事務所費のうち 268,790 円、事務費のうち 348,399 円の合計 617,189 円が目的外支出である。

83 畠 成章 議員

平成16年度

(1) 調査研究費 0円

使途内容等	金額(円)	備考
	0	

(2) 広報費 673,890円

① 請求人の主張

日常議員活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
レタックス	8,430	郵送料
レタックス、切手	18,800	郵送料
府政報告・広報資料等	546,660	
看板広告料	100,000	府政相談案内看板広告料

③ 調査結果

看板広告料 100,000円は、府政相談案内看板広告料であり、目的外支出である。レタックス 8,430円は目的外支出である。レタックス・切手 18,800円は、うち 9,400円がレタックス分と考え、同額を目的外支出とする。その余は適正と認める。

したがって、117,830円が目的外支出である。

(3) 事務所費 226,830円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
パソコン周辺機・プリンター等	210,395	
自動車整備費	11,000	総額 21,735円
事務所備品火災保険料	5,435	総額 1,0870円(1年)

③ 調査結果

パソコン周辺機・プリンター等 210,395 円は、適正に按分もされており、適正な支出と認める。自動車整備費 11,000 円及び事務所備品火災保険料 5,435 円は、使途基準に合致せず、目的外支出である。

したがって、合計 16,435 円が目的外支出である。

(4) 事務費 1,549,042 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
コピーリース料等	600,243	
ガソリン代	158,728	総額 317,509 円
交通費	113,764	総額 227,528 円
自動車購入負担金	432,000	総額 561,816 円
自動車税	22,500	総額 45,000 円
自動車整備費	3,500	総額 7,000 円
自動車保険	218,144	総額 255,100 円

③ 調査結果

畠議員は、収支報告書で、1,549,042 円を報告しているが、上記使途内容は 1,548,879 円である。

コピーリース料等 600,243 円は、按分比を含め適正と認められる。

ガソリン代 158,728 円は、1/2 で按分されており、適正である。交通費 113,764 円は、本件監査基準に照らし、適正と認める。

自動車購入負担金 432,000 円、自動車税 22,500 円、自動車整備費 3,500 円及び自動車保険 218,144 円は、目的外支出である。

したがって、上記の目的外支出額 676,144 円及び説明のなかった 163 円の合計 676,307 円が目的外支出である。

(5) 人件費 2,660,000 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
-------	-------	----

事務員	2,660,000	総額 3,800,000 円
-----	-----------	----------------

③ 調査結果

事務員は政務調査活動及び後援会活動に従事しているところであるところ、按分比に疑問はあるが、不適正とはいえないと考える。

(6) 小括

広報費のうち 117,830 円、事務所費のうち 16,435 円及び事務費のうち 676,307 円の合計 810,572 円が目的外支出である。

平成17年度

(1) 調査研究費 38,400 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
資料購入	38,400	3件

③ 調査結果

広報用の資料であり、疑問はあるが、不適正とまではいえない。
なお、収支報告書の調査旅費の記載は不適切である。

(2) 広報費 835,755 円

① 請求人の主張

日常議員活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
府政報告資料郵送料等	629,920	
レタックス	6,335	
看板新調制作費	199,500	

③ 調査結果

看板新調制作費 199,500 円は、使途基準に合致せず、目的外支出である。レタックス 6,335 円は目的外支出である。その余は適正と認める。
したがって、合計 205,835 円が目的外支出である。

(3) 事務所費 809,843 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
-------	-------	----

電気使用料	60,343	総額 60,343 円
備品等	291,990	
自動車修理費	52,710	総額 52,710 円
ドア二重ロック錠一式	13,000	総額 13,000 円
自動車修理費・オイル交換	69,090	総額 69,090 円
事務所用電気自転車購入	43,500	総額 87,000 円
事務所備品火災保険料	15,610	総額 15,610 円
自動車税	45,000	総額 45,000 円
自動車保険	218,600	総額 218,600 円1年

③ 調査結果

備品等 5,102 円は、按分比を含め適正と認める。電気使用料 60,343 円は、1/2 の按分によるべきであり、30,172 円は適正と認めるが、30,171 円は目的外支出である。

ドア二重ロック錠一式 13,000 円は、後援会事務所を兼ねており、1/2 の按分によるべきであり、6,500 円は適正と認めるが、その余の 6,500 円は目的外支出である。

自動車修理費 52,710 円、自動車修理費・オイル交換 69,090 円、自動車税 45,000 円及び自動車保険 218,600 円は、目的外支出である。事務所用電気自転車購入 43,500 円及び事務所備品火災保険料 15,610 円も同様に目的外支出である。

したがって、合計 481,181 円が目的外支出である。

(4) 事務費 1,143,376 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
コピーリース料等	550,378	
ガソリン代	96,045	総額 192,090 円
交通費	120,000	
自動車購入負担金	376,953	

③ 調査結果

コピーリース料等 550,378 円は按分比を含め適正と認められる。ガソリン代 96,045 円は、1/2 に按分されており、適正である。交通費は、本件監査基準に照らし、適正である。

自動車購入負担金 376,953 円は、目的外支出である。

したがって、376,953 円が目的外支出である。

(5) 人件費 2,302,260 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員①	1,285,940	総額 1,905,940 円
〃 ②	656,320	総額 1,116,320 円
〃 ③	360,000	総額 600,000 円

③ 調査結果

支出は、帳簿及び領収証により認められるところ、いずれも、政務調査活動及び後援会活動兼任とのことであり、按分比に疑問はあるが、不適正とまではいえない。

(6) 小括

広報費のうち 205,835 円、事務所費のうち 481,181 円及び事務費のうち 376,953 円の合計 1,063,969 円が目的外支出である。

84 花谷 充愉 議員

平成16年度

(1) 調査研究費 871,296 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して、立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
管内外調査旅費	164,465	タクシー利用料102回
管内外調査旅費	71,900	有料道路22回、ETC前払い
管内外調査旅費	154,565	ガソリン代27回
管内外調査旅費	83,700	地下鉄回数など
管内外調査旅費	31,060	駐車場代42回
研究会参加費	14,880	研究会参加費4回
研究会講師料(8/3)	13,150	講師謝礼
管外調査旅費(2/22)	97,576	欧州 不足分
管外調査旅費(3/24)	240,000	中国視察(〇〇議連)

③ 調査結果

- イ. 〇〇議連の中国視察 240,000 円は旅程表によると、親善が主な目的であると認められ、目的外支出である。
- ロ. 詳細不明の管内外調査旅費 505,690 円は、本件監査基準により 120,000 円を超える 385,690 円は目的外支出である。
- ハ. 欧州不足分 97,576 円は適正な支出と認められる。
- ニ. 研究会参加費 14,880 円はいずれも適正な支出である。
- ホ. 講師料は領収証はないが、2～3 月に 1 回研究会をしており、その講師の謝礼の一部であり、適正な支出と認められる。

(2) 広報費 1,034,483 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
広報紙発行経費	292,658	折込料(22号～25号)

広報紙発行経費	764,945	印刷代(")
---------	---------	------------------

③ 調査結果

上記使途内容 1,057,603 円のうち収支報告書には 1,034,483 円を計上している。

広報紙「都島の花谷だより」を年 4 回発行配布しており、22 号～25 号の印刷代、振込料として、適正な支出である。

(3) 事務所費 637,080 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
賃貸料	911,520	
雨漏り工事費	44,100	
光熱水費	事務費に参入	

③ 調査結果

上記使途内容 955,620 円のうち収支報告書には 637,084 円を計上している。

イ. 事務所は1ヵ月 126,600 円で賃借しており、毎月の銀行振込書もあり、6/10 で按分されていて、適正な支出である。

ロ. 契約書によると修繕費は賃借人の負担となっていることが認められるところ、雨漏り工事費まで負担する義務があるか、疑問はあるが、領収証もあり、按分されていて不適切とまでは言えない。

(4) 事務費 973,855 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
通信費(電話代・ファックス代 12ヶ月分)	252,488	
通信費(郵便代)	88,332	
インターネット接続料	30,578	

事務用品費	97,267	
交通費(講師お車代など)	16,010	
常備薬など	149,125	
光熱水費(事務費に計上分)	18,527	
水道光熱費(水道光熱費に計上分)	137,353	
扇風機購入	1,668	
デジタルカメラ購入	22,680	
テレビデオ購入	10,680	
ポット購入	4,188	
ストーブ購入	12,588	
棚購入	18,900	
その他	253,960	

③ 調査結果

上記使途内容 1,114,344 円のうち収支報告書には 973,855 円を計上している。

- イ. 常備薬として 248,541 円を購入しており、6/10 に按分して 149,125 円が計上されているが、目的外支出である。
- ロ. その他の中に計上されている(残業)食事代 103,273 円、送別会 23,535 円、節分の費用 2,000 円、新年の費用 20,000 円、車保険料 59,090 円、洗車代 3,675 円、名刺代、2,520 円、商品券 3,000 円、議会手帳 45,500 円はいずれも 6/10 に当る 157,555 円が目的外支出である。
- ハ. その他は 6/10 に按分されていていずれも概ね適正な支出と認められる。
- ニ. 目的外支出は 306,680 円であるが、1,114,344 円と 973,855 円の差額 140,489 円を充当した 166,191 円を目的外支出と認める。

(5) 人件費 2,078,183 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員(政務調査活動、後援会活動)	2,538,000	

事務員(政務調査活動、後援会活動)	107,976	
事務員(政務調査活動)	3,000	
事務員(政務調査活動、後援会活動)	15,000	
事務員(政務調査活動)	10,080	
事務員(政務調査活動)	6,000	
事務員(政務調査活動)	12,000	

③ 調査結果

上記使途内容 2,692,056 円のうち 2,078,183 円が収支報告書に計上されている。

常勤 1 名、非常勤 1 名、その他アルバイトで、いずれも 6/10 で按分されており、適正な支出と認められる。

(6) 小括

調査研究費のうち 625,690 円、事務費のうち 166,191 円の合計 791,881 円が目的外支出である。

平成17年度

(1) 調査研究費 811,503 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して、立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
管内外調査旅費	158,690	タクシー利用料96回
管内外調査旅費	156,500	有料道路6回、ETC 前払い
管内外調査旅費	151,789	ガソリン代28回
管内外調査旅費	65,500	地下鉄回数など
管内外調査旅費	18,510	駐車場代42回
研究会参加費	36,200	研究会参加費1回
研究会講師料	160,970	調査委託講師謝礼4回
書籍購入費	16,944	(資料購入費を錯誤で記帳)
管外調査旅費(8/18)	46,400	

③ 調査結果

- イ. 詳細不明の旅費 550,989 円は本件監査基準により 12 万円を超える 430,989 円が目的外支出である。
- ロ. 研究会講師料 160,970 円のうち、150,970 円が調査委託料であるが、契約書、領収証の提出もなく、委託内容、業務実績も不明であるが、調査不十分な点も勘案し、1/2 の限度の 75,485 円を適正とし、その余は目的外支出と認める。
講師謝礼 10,000 円は適正な支出と認められる。
- ハ. 研究参加費も 1 回で 36,200 円と高額であり、詳細不明であるので、1/2 を超える 18,100 円は目的外支出と認める。
- ニ. 管外調査旅費は下関市内で中小企業の経営革新などについて調査したもので領収証もあり、適正な支出である。
- ホ. 書籍購入費は詳細不明であるが、金額に照らし、不適切とまでは言えない。

(2) 広報費 960,779 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
広報紙発行経費	94,923	ポスティング料
広報紙発行経費	581,344	印刷代
広報紙発行経費	284,512	折込代

③ 調査結果

ポスティング料とあるが、領収証によると新聞折込料ではないかと認められ、平成 16 年度と同様全て適正な支出である。

(3) 事務所費 699,416 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
賃貸料	911,430	
光熱水費	事務費に参入	

③ 調査結果

上記使途内容 911,430 円のうち収支報告書には 699,416 円を計上している。平成 16 年度と同様適正な支出である。

(4) 事務費 916,003 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
通信費(電話代・ファックス代 12ヶ月分)	226,133	
通信費(郵便代)	35,661	
インターネット接続料	30,222	
事務用品費	95,821	
交通費(講師お車代など)	7,352	

常備薬など	121,521	
光熱水費(事務費に計上分)	31,368	
水道光熱費(水道光熱費に計上分)	115,037	
調査研究費対象(錯誤で記帳5件)	10,710	
パソコンディスプレイ購入	11,880	
ポット購入	8,280	
エアコン修理代	16,528	
イス購入	6,000	
棚購入	7,080	
プリンター購入	6,180	
事務所看板修理代	34,650	
エアコン修理代	18,000	
その他	214,121	

③ 調査結果

上記使途内容 996,545 円のうち収支報告書には 916,003 円を計上している。

- イ. 薬代 202,535 円、酒代 2,460 円、食事代 87,091 円、節分費用 1,750 円、名刺代 8,820 円、新年費用 20,000 円、モラロジー4,000 円、洗車代 525 円、車保険料 49,870 円、議会手帳代 52,500 円の合計 429,551 円の 6/10 に当たる 257,730 円が平成 16 年度同様目的外支出である。
- ロ. その他は 6/10 に按分されており、金額に照らしても概ね適正と認められる。
- ハ. 目的外支出 257,730 円から 996,545 円と 916,003 円の差額 80,542 円を控除した 177,188 円を目的外支出と認める。

(5) 人件費 2,225,782 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員(政務調査活動、後援会活動)	2,532,000	

事務員(政務調査活動、後援会活動)	45,000	
事務員(政務調査活動)	52,680	
事務員(政務調査活動)	24,000	

③ 調査結果

上記使途内容 2,653,680 円のうち収支報告書には 2,225,782 円を計上している。
平成 16 年度と同様に適正な支出と認める。

(6) 小括

調査研究費のうち、524,574 円、事務費のうち 177,188 円の合計 701,762 円が目的外支出である。

85 浜崎 宣弘 議員

平成16年度

(1) 調査研究費 73,390 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
管外調査旅費等	73,390	

③ 調査結果

管外調査旅費等はすべて適正と認められる。

(2) 広報費 714,640 円

① 請求人の主張

日常議員活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
広報紙発行経費(1/26)	120,750	印刷代
府政広報経費(11/30)	81,000	府政ノート代金
〃 (17/1/6・17/1/24)	70,000	議会手帳代金
政策広報街頭費	199,000	週2回実施
ドメイン管理費	44,940	年額
府政・行政等の意見交換費	198,950	週2回実施

③ 調査結果

広報紙発行経費(1/26・印刷代) 120,750 円は、内容等に照らし、適正な支出であると認められる。府政広報経費は、府政ノート代金 81,000 円、議会手帳代金 70,000 円であり、目的外支出である。ドメイン管理費 44,940 円は適切な支出と認められる。政策広報街頭費 199,000 円及び府政・行政等の意見交換費 198,950 円は概算計上であり、公明党府議団から別途補助金が支出されていると認められることに鑑み、いずれも 1/2 の限度で適正と認め、その余の 198,975 円は目的外支出と認める。

したがって、合計 349,975 円が目的外支出である。

(3) 事務所費 755,024 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
賃貸料・手数料等	627,764	
セコム費	127,260	

③ 調査結果

賃貸料・手数料等は、すべて適正である。セコム費は目的外支出である。

(4) 事務費 1,889,960 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
通信費	662,109	電話代(携帯含む)郵便代
ガソリン代	254,775	
交通費	151,160	高速代・駐車代を含む
交通費(旅費)等	776,916	東京都議会視察
文化研修費	45,000	

③ 調査結果

通信費 662,109 円は、電話代(携帯含む)及び郵便代の合計であり、後援会事務所を兼ねていないとのことであるが、うち携帯電話料金(年合計 152,323 円)は、1/2 の按分が必要であり、76,162 円は適正であるが、76,161 円は目的外支出である。

ガソリン代 254,775 円は、1/2 の按分によるべきであり 127,388 円は適正であるが、127,387 円は目的外支出である。交通費 151,160 円は、120,000 円から調査研究費で認めた73,390 円を差引いた 46,610 円を超える 104,550 円は目的外支出である。

交通費(旅費・10/30)等は適正である。

文化研修費 45,000 円は関連性が認められず、目的外支出である。

したがって、合計 353,098 円が目的外支出である。

(5) 人件費 1,977,000 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員	1,977,000	総額 1,977,000 円

③ 調査結果

全額計上であるが、後援会事務所を兼ねておらず、不適正とまでは言えない。

(6) 小括

広報費のうち 349,975 円、事務所費のうち 127,260 円、事務費のうち 353,098 円の合計 830,333 円が目的外支出である。

平成17年度

(1) 調査研究費 38,000 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
自然環境生物保護調査	38,000	

③ 調査結果

平成16年度同様適正である。

(2) 広報費 177,540 円

① 請求人の主張

日常議員活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
ドメイン管理料等	177,540	

③ 調査結果

いずれも、適正と認められる。

(3) 事務所費 744,487 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
賃貸料・手数料等	617,227	
セコム費	127,260	

③ 調査結果

賃貸料・手数料等は、すべて適正と認められる。セコム費は目的外支出である。

(4) 事務費 2,538,982 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
通信費	657,374	電話代(携帯含む)郵便代
郵便代等	600,015	
交通費	271,885	高速代・駐車代を含む
府政広報費	95,400	
携帯電話機代	14,700	
文化研修	10,800	文化行政についての意見交換
ガソリン代	179,113	
車リース代	709,695	

③ 調査結果

通信費 657,374 円は、電話代(携帯含む)及び郵便代の合計であり、後援会事務所を兼ねていないとのことであるが、うち携帯電話料金(年合計 222,635 円)は、1/2 の按分が必要であり、111,318 円は適正であるが、111,317 円は目的外支出である。

郵便代等は、適正と認める。

府政広報費 95,400 円は、4枚の領収証によれば、1枚府政ノート・2枚が議会手帳で目的外支出であり、もう1枚は関連性が認められず、目的外支出である。

携帯電話機代 14,700 円は目的外支出である。

文化研修費 10,800 円は、文化行政についての意見交換会とのことであり、5,000 円を限度に適正な支出と認めるが、その余の 5,800 円は目的外支出である。

ガソリン代 179,113 円は 1/2 を超える 89,556 円は目的外支出である。交通費 271,885 円は、本件監査基準に照らし、120,000 円の限度で適正と認めるが、その余の 151,885 円は目的外支出である。

車リース代 709,695 円は 1/2 を超える 354,547 円は目的外支出である。

したがって、合計 823,206 円が目的外支出である。

(5) 人件費 1,968,000 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員	1,968,000	

③ 調査結果

平成16年度同様、適正と認める。

(6) 小括

事務所費のうち127,260円、事務費のうち823,206円の合計950,466円が目的外支出である。

86 原田 憲治 議員

平成16年度

(1) 調査研究費 0円

使途内容等	金額(円)	備考
	0	

(2) 広報費 660,682円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
ホームページ維持管理	78,000	ホームページ維持管理
〃	630	振込料
広報紙発行	114,286	印刷代
〃	288,315	郵送料
新聞購入	8,000	日々新聞 80円×100部
〃	70	振込料
府議団だより追加印刷	170,961	
〃	420	振込料

③ 調査結果

- イ. 広報紙は年1回発行し、25,000円部を後援会全戸に郵送配布しており、記事の分量で3/4で按分しており、適正と認められる。
- ロ. 日々新聞は議員の記事が掲載された新聞を100部購入し、配布したもので、不適切とは言えない。
- ハ. その他の費用はいずれも適正な支出と認められる。

(3) 事務所費 1,709,896円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
賃貸料 130,000円×12ヶ月	1,560,000	

光熱水費	149,896	
------	---------	--

③ 調査結果

A, B 2 部屋を政務事務所と後援会事務所に分けて賃借しており、別契約、別支払いとなっている。その政務事務所分 1 ヶ月 130,000 円の賃料と光熱水費の支払いであり、契約書、領収証も提出されており、適切な支出と認められる。

(4) 事務費 522,419 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
電話代 後援会事務所用別に有	138,786	
車輛維持 ガソリン代	129,618	
車輛維持 保険料及び自動車税	136,833	
車輛維持(事務員)	18,105	
事務用品 LA 用インク購入	18,900	
事務用品購入 コピー用紙	8,347	
阪神高速回数券購入	57,100	
高速代	12,900	
事務用品 文具購入	1,830	

③ 調査結果

- イ. 車両維持保険料及び自動車税 136,833 円及び事務員 18,105 円の 154,938 円は目的外支出である。
- ロ. ガソリン代は 2/3 に按分されているが、総額 194,520 円の 1/2 である 97,260 円を超える 32,358 円は目的外支出である。
- ハ. その他の支出は金額に照らし、いずれも適正と認められる。

(5) 人件費 2,700,000 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
政務調査 2,700,000 円 後援会 1,800,000 円	2,700,000	

③ 調査結果

政務事務所から 1 ヶ月 20 万円～30 万円が支払われており、各月の支払明細書も提出されており、適正な支出と認められる。

(6) 小括

事務費のうち 187,296 円の支払いが目的外支出である。

平成17年度

(1) 調査研究費 0円

使途内容等	金額(円)	備考
	0	

(2) 広報費 653,791円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
広報	90,000	ホームページ維持管理
〃	315	振込料
広報紙発行	159,961	印刷代
〃	303,280	郵送料
広報	90,000	ホームページ管理費
〃	315	振込料
広報紙発行	9,920	郵送料

③ 調査結果

いずれも平成16年度と同様の支出であり、適正と認められる。

(3) 事務所費 1,693,614円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
賃貸料 130,000円×12ヶ月	1,560,000	
光熱水費	133,614	

③ 調査結果

平成16年度と同様適正な支出である。

(4) 事務費 469,001円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
電話代	124,001	
車両保険料	76,313	
車両維持 タイヤ入替	102,000	
ガソリン代	133,354	
高速代	33,333	

③ 調査結果

- イ. 平成16年度と同様車両保険料 76,313円、タイヤ入替 102,000円の合計 178,313円は目的外支出である。
- ロ. ガソリン代 133,354円は2/3に按分されているが、総額 200,032円の1/2である 100,016円を超える 33,338円は目的外支出である。
- ハ. その他は2/3で按分されており、金額に照らしても適正な支出と認められる。

(5) 人件費 2,729,600円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
政務調査 2,400,000円 後援会 1,800,000円	2,400,000	
アルバイト 1名	329,600	

③ 調査結果

事務員1名、アルバイト(時給800円)の人件費であり、いずれも毎月の支払明細書があり、適正な支出と認められる。

(6) 小括

事務費のうち、211,651円が目的外支出である。

87 半田 實 議員

平成16年度

(1) 調査研究費 380,000 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
年間タクシー代等	288,480	
調査・政策等	91,520	

③ 調査結果

年間タクシー代等 288,480 円は、本件監査基準に照らし、120,000 円を限度に適正な支出と認めるが、その余の 168,480 円は目的外支出である。調査・政策等 91,520 円は適正な支出である。

(2) 広報費 137,830 円

① 請求人の主張

日常議員活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
広報紙発行 (6/3・12/2)	135,100	印刷代合計 148,470 円
広報(4/10・10/13)	2,730	看板代合計 4,200 円

③ 調査結果

広報紙発行（印刷代）合計 135,100 円は、適正な支出であると認められる。広報（看板代）合計 2,730 円は、使途基準に合致せず、目的外支出である。

(3) 事務所費 1,325,600 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
賃貸料	606,560	総額 720,000 円
〇〇会費	50,400	
ガレージ代①	180,000	
〃②	180,000	
〃③	160,000	
水道代	18,900	
電気代	108,100	
NHK	16,140	
町会費	5,500	

③ 調査結果

賃貸料は事務所の賃料であり、契約書等により年間72万円の賃料が認められるところ、後援会事務所も兼ねており、按分比に疑問はあるが、不適正とまでは言えない。

ガレージ代①は平成16年7月からの契約で、月額2万円×9か月分の計上、同②は平成14年からの契約（契約書未作成）で月額15,000円（年2回払い）の計上（金融機関のご利用明細により契約及び支払いの事実が確認できた）で、同③は平成14年6月から平成16年8月ころまでの契約（24,000円×5か月）となっており、③の契約と入れ替わりに①の契約が締結されているとのことで、概ね、2台分のガレージを賃借していたことが認められるところ、議員は、2台とも事務所専用で、府政相談に来られた方のために必要だったなどの説明であるが、後援会事務所を兼ねていることなどから、1/2の按分をすべきであり、230,000円は適正であるが、230,000円は目的外支出である。

水道代・電気代・NHK料金は、議員活動の比重を考え按分していないとの説明であったが、後援会事務所も兼ねており、1/2の按分が必要であり、71,570円は適正であるが、71,570円が目的外支出である。

〇〇会費50,400円及び町会費5,500円の支出は目的外支出である。

したがって、事務所費のうち合計908,130円が適正であり、その余が目的外支出であり、357,470円が目的外支出である。

(4) 事務費 1,114,500円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
-------	-------	----

リース料	434,700	複合機
通信費	382,107	
OA器機等	194,300	
ハガキ	30,000	
看板代	97,650	

③ 調査結果

平成16年度収支報告書における事務所費は、1,114,500円となっているが、上記のとおり、1,138,757円の政務調査費を要した旨説明があった。

リース料434,700円は1/2の按分によるべきであり、217,350円は適正であるが、217,350円は目的外支出である。OA器機等194,300円は適正な支出と認められる。通信費は、電話・FAX料金であり、1/2の按分をすべきであり、191,054円は適正であるが、191,053円は目的外支出である。

したがって、事務所費のうち合計408,403円が目的外支出であるが、収支報告額1,114,500円と使途内容の合計1,138,757円との差額24,257円差し引いた384,146円が目的外支出である。

(5) 人件費 2,343,000円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員①	1,643,000	総額3,172,500円
事務員②	700,000	総額1,400,000円

③ 調査結果

受取書等はないが、資料等により、勤務実態が認められ、概ね1/2の按分となっており、適正な支出と認められた。

(6) 小括

調査研究費のうち168,480円、広報費のうち2,730円、事務所費のうち357,470円、事務所費のうち384,146円の合計912,826円が目的外支出である。

平成17年度

(1) 調査研究費 498,000円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
調査研究 5/9	7,000	政務調査委員会
調査研究 11/5	10,000	
調査研究 12/5	10,000	意見交換会
調査研究 18/1/27	10,000	意見交換会
調査研究 6/4	20,000	大阪再生を語る会
海外調査等	249,100	
タクシー代	131,810	年間合計
阪神高速	28,700	
交通カード	28,890	
調査(駐車代)	2,500	

③ 調査結果

調査研究(政務調査委員会・5/9) 7,000円は、5,000円を限度で適正と認めるが、その余の2,000円は目的外支出である。調査研究(11/5)10,000円は5,000円の限度で適正と認めるが、その余の5,000円は目的外支出である。調査研究(意見後見会・12/5)10,000円は、5,000円を限度に適正と認めるが、その余の5,000円は目的外支出である。調査研究(意見交換会・18/1/27)10,000円は、5,000円を限度に適正と認めるが、その余の5,000円は目的外支出である。調査研究(大阪再生を語る会・6/4)20,000円は5,000円を限度に適正と認めるが、その余の15,000円は目的外支出である。海外調査等249,100円は、適正と認められる。

調査(駐車代)2,500円、タクシー代131,810円、阪神高速28,700円、交通カード28,890円の合計191,900円は、本件監査基準に照らし、120,000円を限度に適正な支出と認めるが、その余の71,900円は目的外支出である。

したがって、103,900円は目的外支出である。

(2) 広報費 150,000円

① 請求人の主張

日常議員活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
広報紙発行(5/2・5/30・11/30)	147,270	印刷代合計 264,075 円
広報(4/13・10/12)	2,730	広報板合計 4,200 円

③ 調査結果

広報紙発行(5/2・5/30・11/30、印刷代)合計147,270円は、内容等に照らし、適正な支出であると認められる。広報(4/13・10/12、広報板)合計2,730円は、本件基準に合致せず、目的外支出である。

(3) 事務所費 1,225,000 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
賃貸料	594,000	総額 720,000 円
〇〇会会費	50,400	
ガレージ代①②	420,000	2台分
水道代	18,900	
電気代	116,200	
町会費	5,500	
事務所修理 10/31	20,000	

③ 調査結果

平成17年度収支報告書における事務所費は、1,225,000円となっており、今回の半田議員の説明と符合しているところ、平成16年度同様、賃貸料は事務所の賃料であり、後援会事務所も兼ねており、按分比に疑問はあるが、不適正とまでは言えない。

ガレージ代合計は、420,000円は1/2の按分をすべきであり、210,000円は適正であるが、その余の210,000円は目的外支出である。水道代18,900円・電気代116,200円も同様であり、67,550円は適正であるが、その余の67,550円が目的外支出である。

〇〇会会費50,400円及び町会費5,500円は、平成16年同様、目的外支出である。

事務所修理20,000円は事務所の修理であり、適正と認める。

したがって、事務所費のうち合計891,550円が適正であり、その余の333,450円

が目的外支出である。

(4) 事務費 1,204,500 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
リース料	434,700	複写機
通信費	319,700	
OA用品等	242,905	
車修理(10/3・12/28)	69,195	
年間事務用品支出	138,000	総額 172,502 円

③ 調査結果

リース料 434,700 円は 1/2 の按分によるべきであり、217,350 円は適正であるが、217,350 円は目的外支出である。OA用品等 242,905 円は、適正な支出と認められる。通信費は、電話・FAX料金であり、1/2 の按分をすべきであり、159,850 円は適正であるが、その余の 159,850 円は目的外支出である。車修理(10/3・12/28) 69,195 円は、目的外支出である。事務用品(年間支出) 138,000 円は、本件監査基準に照らし、120,000 円の範囲で適正と認めるが、その余の 18,000 円は目的外支出である。

したがって、事務費のうち 464,395 円が目的外支出である。

(5) 人件費 2,260,000 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員	960,000	
事務員	840,000	
その他	460,000	

③ 調査結果

平成 16 年度同様、受取書等はないが、資料等により、勤務実態が認められ、按

分比に疑問はあるが、不適正な支出とまでは言えない。

(6) 小括

調査研究費のうち 103,900 円、広報費のうち 2,730 円、事務所費のうち 333,450 円
事務費のうち 464,395 円の合計 904,475 円が目的外支出である。

88 樋口 昌和 議員

平成16年度

(1) 調査研究費 149,934 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
旅費(タクシー・高速・スルッとKANSAI・駐車場)(31件)	48,470	
ガソリン代	5,764	
会費等(6件)	86,000	
研究用 A1 台紙(20枚)	9,700	

③ 調査結果

旅費のタクシー等は、明細が付されておらず詳細が不明であるため、本件監査基準に照らし、すべての費目を通じて年間12万円の限度で適正と認め、これを超えるものは目的外支出である。よって、48,470円は全額適正な支出と認める。ガソリン代は本件監査基準に照らし1/4を適正な支出と認め、これを超える4,323円を目的外支出と認める。会費等86,000円は調査研究の使途基準に合致せず目的外支出と認められる。研究用台紙は会議で説明のため使用した模造紙のことであり、適正な支出である。

(2) 広報費 347,271 円

① 請求人の主張

日常議員活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
名刺印刷代 5/30	117,600	
封筒印刷代 6/30、10/30	160,650	
大阪日日新聞代	8,000	
プリンターインク代 12/18	7,761	

測量士打合せ 3/14	36,630	
自治会打合せ 3/16	16,630	

③ 調査結果

名刺印刷代 117,600 円は、本件監査基準に照らし目的外支出と認められる。大阪日日新聞代は、議員が議会で行った一般質問の内容が載っているものを後援者等に配布したもので、広報費として不合理とまではいえない。測量士打合せ 36,630 円は、懇意にしている測量士と料理屋で、ETC の質問をした際の報告会を開催した費用とこのことであるが、広報費と言えず、目的外支出と認められる。自治会打合せ 16,630 円は、自治会の活動報告書作成を打合せしたときの費用であり、議員が連合自治会の顧問をしていることから参加しているもので、政務調査のための広報費とは関係がなく全額目的外支出と認められる。

(3) 事務所費 1,481,062 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
駐車場賃料(年間)	429,024	
タクシー・高速・スルッと KANSAI・駐車場)(年間)	432,510	
ガソリン代	259,803	
事務所メンバー自治会交流 食費 6/5、9/3、12/4	50,400	
食事代 6/2、6/12、6/20	8,566	
来客用食事代 7/27、 11/22、12/12、3/2	29,863	
その他	270,896	

③ 調査結果

事務所は自己所有で、後援会事務所とは兼ねていない。駐車場は来客用を兼ねておらず 100%議員が使用しており、駐車場代 429,024 円は適正な支出と認められない。

駐車場代以外の支出は、計上すべき費目を誤っており、事務費に計上すべきであるが、そのことのみで目的外支出とはせず、支出の内容自体を調査して判断した。

まず、タクシー等合計 432,510 円であるが、いつ、どこへ、何の目的で行った際のものか詳細が不明であり、本件監査基準に照らし、すべての費目を通じて年間 12 万円までを適正と認める。よって、120,000 円から調査研究費で認めた 48,470 円を差し引いた 71,530 円を超える 360,980 円は目的外支出である。ガソリン代は本件監査基準に照らし 1/4 を適正と認めこれを超える 194,852 円を目的外支出と認める。事務所メンバー自治会交流食費 50,400 円は、連合自治会顧問としていずれも自治会メンバーと、地元自治会の問題につき話し合ったもので、政務調査との関連が認められない。また、食事代 8,566 円及び来客用食事代 29,863 円についても、政務調査との関連につき説明がなされておらず、いずれも目的外支出である。さらに、その他のうち、バッテリー修理代(4/26)10,884 円、名刺校正・印刷(4/30)91,350 円、車整備代(6/14)10,525 円、車修理代(12/27)30,000 円、事務所花(12/31)7,000 円、事務所薬(3/31)1,344 円は、目的外支出である。

(4) 事務費 2,152,021 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
通信費(電話代)(年間)	182,132	
通信費(携帯電話代)(年間)	256,005	
リース料(コピー機)(年間)	340,200	
リース料(車)(年間)	969,150	
リース料(パソコン)(1ヶ月分)	22,826	
その他事務用品等(年間)	381,708	

③ 調査結果

電話代は事務所の固定電話代であり、後援会事務所を兼ねていないため全額適正と認める。携帯電話代は按分が必要であり、4分の1を超えた 192,003 円目的外支出である。リース料(車)は、本件監査基準に照らして 1/2 を超える 484,575 円を目的外支出と認める。その他事務用品等のうち、会費(7/22)、(1/26)合計 293,600 円は目的外支出である。

(5) 人件費 720,000 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員雇用経費(年間)	720,000	

③ 調査結果

事務職員は 1 人で、月 6 万円の定額である。後援会事務所を兼ねていないことを考慮し、適正な支出と認められる。

(6) 小括

調査研究費のうち、90,323 円、広報費のうち、170,860 円、事務所費のうち、1,224,788 円、事務費のうち、970,178 円の合計 2,456,149 円が目的外支出である。

平成17年度

(1) 調査研究費 494,513 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
旅費(タクシー・高速・スルッとKANSAI・駐車場)(46件)	85,530	
ガソリン代	89,568	
会費(2件)	303,600	
食博入場券	5,400	
プリント代	1,815	
チケット代	8,600	

③ 調査結果

旅費については詳細不明であり、本件監査基準に照らし、年間12万円を限度に適正とする。よって、85,530円全額を適正な支出とする。ガソリン代は本件監査基準に照らし1/4を超える67,176円を目的外支出と認める。会費303,600円は目的外支出と認められる。その他は適正な支出と認められる。

(2) 広報費 174,874 円

① 請求人の主張

日常議員活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
タクシー・高速・スルッとKANSAI・駐車場)(年間)	43,030	
ガソリン代	46,934	
航空券往復 8/1	20,800	
府政ノート代	10,800	
議会手帳代 12/21	17,500	

自治会広報誌打合せ 3/30	18,980	
送料他	16,830	

③ 調査結果

タクシー等 43,030 円は、120,000 円から調査研究費で認めた 85,530 円を差し引いた 34,470 円を超える 8,560 円は目的外支出である。120,000 円との差額はない。ガソリン代は 1/4 を超えた 35,200 円が目的外支出である。航空券往復は貸金業規制に関して、党本部の専門家と検討するため上京した際の交通費であり、適正と認められる。府政ノート 10,800 円及び議会手帳 17,500 円は後援会員に配布するため購入したもので、本件監査基準に照らし目的外支出と認められる。自治会広報誌打合せ会 18,980 円は自治会の広報誌発行のための打ち合わせ会であり、政務調査のための広報費とは関係がなく全額目的外支出と認められる。送料他 16,830 円は適正な支出と認められる。

(3) 事務所費 1,764,068 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
駐車場賃料(年間)	465,354	
タクシー・高速・スルッと KANSAI・駐車場)(年間)	69,700	
ガソリン代	65,996	
リース料(車)(年間)	894,600	
事務所薬代	5,489	
自治会体育振興会懇親	9,500	
研修	22,000	
車整備代(2 件)	49,000	
その他	182,429	

③ 調査結果

事務所の形態は平成 16 年度と変わっていない。駐車場代は前年度と使用形態が変わっておらず目的外支出である。

本年度も駐車場代以外、項目を誤っており、事務費に計上すべきであるが、そのことのみで不適正な支出とはせず、支出の内容自体を調査して判断した。

タクシー等合計 69,700 円は年間 12 万円の枠を超えており、全額目的外支出である。ガソリン代は 1/4 を超えた 49,497 円が目的外支出である。リース料(車)は、本件監査基準に照らし 1/2 を超えた 447,300 円が目的外支出である。事務所薬代 5,489 円、振興会更新 9,500 円、研修 22,000 円、車整備代 49,000 円は、目的外支出と認められる。

(4) 事務費 1,739,190 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
通信費(電話代)(年間)	181,564	
通信費(携帯電話代)(年間)	246,345	
リース料(コピー機)(年間)	340,200	
リース料(パソコン)(年間)	136,956	
事務所自治会懇談 7/22	18,000	
事務所関係打合せ会食事代 7/31	24,000	
自治会研修	7,400	
その他	784,725	

③ 調査結果

携帯電話代につき按分が必要であり、本件監査基準に照らし 1/4 を超える 184,758 円を目的外支出と認める。事務所自治会懇談 18,000 円及び事務所関係打合せ会食事代 24,000 円、自治会研修 7,400 円は目的外支出である。

(5) 人件費 900,000 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
-------	-------	----

事務員雇用経費(年間)	900,000
-------------	---------

③ 調査結果

事務職員は1人で、前年度から昇給し、月7万5千円の定額である。後援会事務所を兼ねていないことを考慮し適正な支出と認められる。

(6) 小括

調査研究費のうち、370,776円、広報費のうち、91,040円、事務所費のうち、1,117,840円、事務費のうち、234,158円の合計1,813,814円が目的外支出である。

89 古川 光和 議員

平成16年度

(1) 調査研究費 0円

使途内容等	金額(円)	備考
	0	

(2) 広報費 0円

使途内容等	金額(円)	備考
	0	

(3) 事務所費 1,583,423円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
光熱水費	1,583,423	

③ 調査結果

自己所有の2階建て建物の1階玄関の横を事務所とし、後援会事務所も兼用している。電気、ガス、灯油、水道代は1個のメーターで検針されており、これらを全て光熱水費として計上しており、按分されていない。本件基準により、その1/4を超える1,187,567円は目的外支出である。

(4) 事務費 925,522円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
通信費(電話代等12ヶ月分)	688,400	
事務用費購入代	29,295	
郵送代	12,800	
備品(机)購入代	31,027	

備品(衝立)購入代	31,500	
備品(パソコン)購入代	125,000	
事務所ストーブ修理代	7,500	

③ 調査結果

- イ. 通信費は按分されておらず、本件基準により 1/4 を超える 516,300 円は目的外支出である。
- ロ. 備品のうち机は按分されておらず、1/2 を超える 15,513 円は目的外支出である。
- ハ. その他の支出は全て適正と認められる。

(5) 人件費 1,920,000 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員(政務調査活動)	1,920,000	

③ 調査結果

第三者の事務員 1 名から 1 年分の領収証が提出されているが、後援会活動と按分し、1/2 を超える 96 万円は目的外支出である。

(6) 小括

事務所費のうち 1,187,567 円、事務費のうち 531,813 円、人件費のうち 960,000 円の合計 2,679,380 円が目的外支出である。

平成17年度

(1) 調査研究費 0円

使途内容等	金額(円)	備考
	0	

(2) 広報費 0円

使途内容等	金額(円)	備考
	0	

(3) 事務所費 1,653,792円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
光熱水費	1,653,792	

③ 調査結果

平成16年度と同様1/4を超える1,240,344円は目的外支出である。

(4) 事務費 947,327円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
通信費(電話代等12ヶ月分)	737,117	
事務用費購入代	55,455	
郵送代	120,255	
事務所ストーブ修理代	6,000	
事務所電気修理代	28,500	

③ 調査結果

イ. 平成16年度と同様、通信費のうち1/4を超える552,837円は目的外支出である。

ロ. その他の支出はいずれも適正と認められる。

(5) 人件費 1,920,000 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員(政務調査活動)	1,920,000	

③ 調査結果

平成 16 年度と同様、1/2 を超える 96 万円は目的外支出である。

(6) 小括

事務所費のうち、1,240,344 円、事務費のうち 552,837 円、人件費のうち 960,000 円の合計 2,753,181 円が目的外支出である。

90 堀田 文一 議員

平成16年度

(1) 調査研究費 2,642,620 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して、立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
交通費	2,620	
調査委託費	2,640,000	

③ 調査結果

イ. 調査委託費 2,640,000 円は実質は議員団事務局職員の人件費であり、本件監査基準により 1/2 を超える 1,320,000 円は目的外支出である。

ロ. 交通費は本件監査基準による 12 万円の範囲内であり、適正な支出と認められる。

(2) 広報費 1,219,818 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
「府議会問答集」	295,000	
「府政だより」	779,200	
インターネット管理費	120,000	
インターネット接続料	22,468	
ウイルスバスター年間契約費	3,150	

③ 調査結果

イ. 広報紙として「府政だより」及び府議会の質疑を一般府民に広報するため「府議会問答集」を発行しており、いずれも適正な支出と認められる。

ロ. インターネットに関するその他の支出も適正と認められる。

(3) 事務所費 14,565 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
電気料金	14,565	

③ 調査結果

- イ. 事務所は同居している母親が所有している建物の一部を無償で使用し、水道代も支払っていない。
- ロ. 電気メーターは別となっており、その支出は適正と認められる。

(4) 事務費 370,790 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
コピー用紙	12,824	
Bフレッツ使用料	36,000	
印刷用マスター、インク、修理代(振込料込み)	52,027	
エアコン修理代	14,700	
紙折り機修理代	21,766	
切手代	10,700	
携帯電話使用料	41,214	
玄関用足ふきマット	2,079	
交通費	30,440	
コピーチャージ	51,593	
ゴミ袋	554	
セロハンテープ	578	
タクシー代	800	
電話料金	72,000	
トイレトペーパー	758	

トイレの洗剤、トイレトーパー	739	
府政報告懇談会案内状郵送	8,000	
プリンター用印刷インク	2,771	
麦茶	207	
郵便料金	11,040	

③ 調査結果

- イ. 固定電話は 1 ヶ月 6,000 円を限度として 72,000 円を計上しているが、総額 120,135 円の 1/2 である 60,067 円を超える 11,933 円は目的外支出である。
- ロ. 携帯電話は 8/10 で按分しているが、総額 51,524 円の 1/2 である 25,762 円を超える 15,452 円は目的外支出である。
- ハ. その余の支出はいずれも適正と認められる。

(5) 人件費 1,637,833 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員 ① 給与	1,052,521	
事務員 ② 給与	585,312	

③ 調査結果

事務員は 2 名を時給 840 円で雇用しており、賃金台帳、出勤状況表も作成されていて、適正な支出と認められる。

(6) 小括

調査研究費のうち 1,320,000 円、事務費のうち 27,385 円の合計 1,347,385 円が目的外支出である。

平成17年度

(1) 調査研究費 2,643,350 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して、立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
調査委託費	2,640,000	
交通費	3,350	

③ 調査結果

- イ. 調査委託費 2,640,000 円は平成16年度と同様 1,320,000 円が目的外支出である。
- ロ. 交通費 3,350 円は本件監査基準により 12 万円の範囲内であり、適正な支出である。

(2) 広報費 1,145,062 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
「府政だより」	870,634	
インターネット管理費	240,000	
インターネット接続料	22,468	
交通費	11,960	

③ 調査結果

平成16年度と同様、いずれも適正な支出と認められる。

(3) 事務所費 24,836 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
電気料金	18,876	
灯油	5,960	

③ 調査結果

平成 16 年と同様適正な支出であると認められる。

(4) 事務費 418,694 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
「府政だより」保存用ファイル	105	
Bフレッツ使用料	36,000	
ウイルスバスター契約費	3,150	
紙裁断機替え刃、受け木	27,510	
乾電池	210	
切手代	16,460	
携帯電話料金	37,369	
交通費	10,960	
コピーチャージ	41,737	
コピー用紙	24,806	
コピー用紙、印刷インク	33,468	
ゴミ袋	1,062	
ゴムバンド	1,365	
スティックのり	386	
セロテープディスペンサー、 セロテープ	315	
詰替用プリンタインク及び工 具、ビデオケーブル	3,769	
電話料金	71,570	
トイレットペーパー	1,288	
パソコン用プリンタ及びプロ ジェクタ	100,800	

封筒	504	
プリンタ用補充インク	5,790	
郵便料金	70	

③ 調査結果

- イ. 電話料金 84,683 円のうち 1/2 である 42,341 円を超える 29,229 円は目的外支出である。
- ロ. 携帯電話料金は平成 16 年度と同様 46,665 円の 1/2 である 23,332 円を超える 14,037 円は目的外支出である。
- ハ. その余の支出はいずれも適正と認められる。

(5) 人件費 1,620,722 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員① 給与	1,020,290	
事務員② 給与	600,432	

③ 調査結果

平成 16 年度と同様適正な支出である。

(6) 小括

調査研究費のうち 1,320,000 円、事務費のうち 43,266 円の合計 1,363,266 円が目的外支出である。

91 松井 一郎 議員

平成16年度

(1) 調査研究費 587,300 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
管外調査旅費 5件	237,300	
海外調査旅費 1件	350,000	

③ 調査結果

管外調査旅費（5件）237,300円は、宮城県警視察、東京国会視察、広島市教育委員会視察及び福岡視察の費用であり、適正と認めた。海外視察（上海）350,000円は、合理的な説明ではなく、調査研究目的とは認められず、目的外支出である。

(2) 広報費 1,075,060 円

① 請求人の主張

日常議員活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
広報紙発行経費(郵送代)等	1,075,060	

③ 調査結果

領収証の宛名が後援会宛になっており、按分比もまちまちであるが、政務調査費として記帳されており、按分比も不合理とまではいえず、不適切な支出とまではいえない。

(3) 事務所費 964,120 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
光熱水費	548,389	
共益管理費	360,000	
事務所補修費	55,731	

③ 調査結果

後援会事務所を兼ねていると考えられ、光熱水費 548,389 円は、1/2 の按分によるべきであり、274,195 円は適正であるが、その余の 274,194 円は目的外支出である。共益管理費は、親族が代表者の関連会社への支払いであり、賃貸借契約書等の作成はなく、目的外支出である。事務所補修費は、1/2 の按分によるべきであり、27,866 円は適正であるが、その余の 27,865 円は目的外支出である。

したがって、合計 662,059 円が目的外支出である。

(4) 事務費 981,335 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
通信費	216,858	
リース料(コピー機)	196,560	
コピー機メンテナンス代・補修費等	567,917	

③ 調査結果

通信費 216,858 円は、1/2 の按分によるべきであり、108,429 円は適正と認めるが、その余の 108,429 円は目的外支出である。リース料 196,560 円は、1/2 の按分によるべきであり、98,280 円は適正と認めるが、その余の 98,280 円は目的外支出である。その他の支出は適正と認める。

したがって、206,709 円が目的外支出である。

(5) 人件費 1,740,000 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
-------	-------	----

事務員	1,740,000	総額 7,566,600 円
-----	-----------	----------------

③ 調査結果

源泉徴収票によれば、上記支払は、関連会社からの支払いであり、目的外支出である。

(6) 小括

調査研究費のうち 350,000 円、事務所費のうち 662,059 円、事務費のうち 206,709 円及び人件費 1,740,000 円の合計 2,958,768 円が目的外支出である。

平成17年度

(1) 調査研究費 1,020,000 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
管外調査旅費 2件(海外)	1,020,000	アメリカ

③ 調査結果

アメリカ視察2件(サンアントニオ、ニューヨーク)であり、適正と認める。

(2) 広報費 1,145,310 円

① 請求人の主張

日常議員活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
広報紙発行経費 6件	694,710	印刷代
広報紙発行経費	450,600	郵送代

③ 調査結果

領収証によれば、印刷代として計上されているもののうち2件合計154,860円は、議会手帳の費用であり、目的外支出である。その余の印刷代及び郵送代は、按分比がまちまちではあるが、目的外支出とまではいえない。

したがって、154,860円が目的外支出である。

(3) 事務所費 861,260 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
光熱水費	501,260	

共益管理費	360,000
-------	---------

③ 調査結果

平成 16 年度と同様、光熱水費 501,260 円は、1/2 の按分によるべきであり、250,630 円は適正であるが、その余の 250,630 円は目的外支出である。共益管理費 360,000 円は、平成 16 年度と同様、目的外支出である。

したがって、合計 610,630 円が目的外支出である。

(4) 事務費 905,620 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
通信費(電話代)	293,935	
リース料	201,600	
コピーメンテナンス代等	410,085	

③ 調査結果

通信費 293,935 円は、1/2 の按分によるべきであり、146,968 円は適正と認めるが、その余の 146,967 円は目的外支出である。リース料 201,600 円は、1/2 の按分によるべきであり、100,800 円は適正であるが、100,800 円は目的外支出である。事務用品 569 円は本件監査基準に照らし、適正と認める。その余は特に目的外支出は見あたらない。

したがって、247,767 円が目的外支出である。

(5) 人件費 1,740,000 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員	1,740,000	総額 7,760,000 円

③ 調査結果

源泉徴収票によれば、上記支払は、関連会社からの支払いであり、目的外支出で

ある。

(6) 小括

広報費のうち 154,860 円、事務所費のうち 610,630 円、事務費のうち 247,767 円及び人件費 1,740,000 円の合計 2,753,257 円が目的外支出である。

92 松田 英世 議員

平成16年度

(1) 調査研究費 169,050 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
地域内調査費(6件)	169,050	すべて写真代

③ 調査結果

府民から問題の指摘を受けた場所に出向き、該当箇所を写真撮影したときの費用で、すべて適正である。

(2) 広報費 903,167 円

① 請求人の主張

日常議員活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
広報誌折込料(2件)	345,302	
広報誌印刷代(4件)	557,865	

③ 調査結果

広報誌は年2~4回発行しており、A4版8頁のものを2万2千部余印刷。議会の報告記事が中心で後援会の記事はほとんどない。配布は2万部を新聞の折り込みで配布し、その余は会合で配布したり郵送している。支出はすべて適正である。

(3) 事務所費 992,383 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
岬事務所賃貸料	106,630	2ヶ月分
岬事務所光熱水費	774	
〇〇事務所賃貸料	435,000	
〇〇事務所光熱水費	89,290	
駐車場代	306,000	
セコム	59,064	

③ 調査結果

岬事務所は市町村合併の話しに応じて選挙区の見直し論議があり、その関係で岬町に事務所を構えたが、選挙区の見直し論議が立ち消えになり、2ヶ月で事務所を廃止した。選挙活動ないし議員活動のためのものであり、賃貸料・光熱水費合計 107,404 円は目的外支出である。〇〇事務所は 301 号室と 302 号室を借りており、後援会事務所用には別に 303 号室を借りている(別会計)。賃貸料及び光熱水費のうち3ヶ月分だけ按分していないが、後援会事務所が別にあることを考慮すれば、不相当とまではいえない。駐車場代も按分しており適正な支出である。

セコムは政務調査目的に必要なとは認められず、目的外支出である。

よって、目的外支出の合計は 166,468 円となることから、調査書によれば 996,758 円を支出しており、収支報告書の支出を 4,375 円上回っていることから、これを控除した 162,093 円が最終的な目的外支出である。

(4) 事務費 2,196,083 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
リース料(複写機)(年間)	339,576	
通信費(電話代)(年間)	44,563	
郵送料(年間)	137,644	
通信費(切手代)(年間)	37,000	
修理代(6件)	263,508	
その他事務費(年間)	1,369,417	

③ 調査結果

その他事務費のうち、自動車保険料 420,370 円、自動車税 118,500 円、車検代 34,202 円、修理代(車)133,716 円、名刺代 39,650 円、合計 746,438 円は目的外支出である。ガソリン代 498,129 円は本件監査基準に照らし 1/4 の限度で適正と認め、これを超える 247,193 円は目的外支出と認める。その他は、按分もされており適正な支出と認められた。

なお、調査書の支出額が収支報告書のそれを 4,375 円下回っており、差額 4,375 円は議員自ら返還を申し出たものとする。

(5) 人件費 1,469,210 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員雇用経費(年間)	1,469,210	

③ 調査結果

事務職員は 2 人おり、時給制でタイムカードで管理している。後援会事務所は別にあり、別の事務職員が事務を担当しており、この職員 2 人は政務調査専従である。適正な支出と認められる。

(6) 小括

事務所費のうち、162,093 円、事務費のうち、998,006 円の合計 1,160,099 円が目的外支出である。

平成17年度

(1) 調査研究費 97,856 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
地域内調査費(8件)	97,856	すべて写真代

③ 調査結果

平成16年度と同様に、府民から問題の指摘を受けた場所に出向き、該当箇所を写真撮影したときの費用で、すべて適正である。

(2) 広報費 564,967 円

① 請求人の主張

日常議員活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
広報誌折込料(2件)	208,702	
広報誌印刷代(2件)	356,265	

③ 調査結果

平成16年度と同様の広報誌を2回発行しており、支出はすべて適正である。

(3) 事務所費 789,884 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
上中保事務所賃貸料	348,000	
上中保事務所光熱水費	87,759	

駐車場代	306,000	
セコム	48,125	

③ 調査結果

セコムを除き、すべて適正な支出と認められる。

(4) 事務費 2,730,193 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
リース料(複写機)(年間)	550,096	
通信費(電話代)(年間)	57,046	
郵送料(年間)	46,052	
通信費(切手代)(年間)	30,000	
修理代(4件)	482,409	
その他事務費(年間)	1,564,590	

③ 調査結果

修理代(車)482,409円は本件監査基準に照らし相当な支出と認められない。その他事務費のうち、自動車保険料 411,385 円、自動車税 81,500 円、車検代 34,202 円、名刺代 155,600 円、合計 682,687 円は目的外支出である。また、ガソリン代 609,600 円は本件監査基準に照らし、1/4 の限度で適正な支出と認め、これを超える 304,800 円は目的外支出と認める。その他は、按分もされており適正な支出と認められた。

(5) 人件費 1,486,875 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員雇用経費(年間)	1,486,875	

③ 調査結果

平成16年度と同様、事務職員は2人おり、時給制でタイムカードで管理している。
職員2人とも政務調査専従であり、適正な支出と認められた。

(6) 小括

事務所費のうち48,125円、事務費のうち1,469,896円の合計1,518,021円が目的外支出である。

93 松浪 耕造 議員

平成16年度

(1) 調査研究費 398,289 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して、立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
調査研究旅費	155,668	交通費
〃	98,621	ガソリン代
〃	144,000	駐車代

③ 調査結果

- イ. 交通費 155,668 円は、詳細不明であるので、本件基準により 12 万円を超える 35,668 円は目的外支出である。
- ロ. ガソリン代は事務所から府庁、岬町との往復であり、詳細不明であるが、按分後の金額を計上しているとのことで、金額に照らし、按分していると思われるので、適正な支出と認められる。
- ハ. 駐車代は岬町で1ヶ月 12,000 円で賃借しているもので、必要性に疑問はあるが、来客兼用として 1/2 の限度で相当と認め、72,000 円は目的外使用である。

(2) 広報費 612,600 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
広報紙発行経費 4/13	60,000	府政報告会講演料 田尻町
広報紙発行経費 4/14	75,000	府政報告会講演料
広報紙発行経費 4/30	60,900	府政報告会印刷代
広報紙発行経費 7/17	150,000	府政報告会講演料
広報紙発行経費 12/12	119,700	府政報告会印刷代
広報紙発行経費 1/31	147,000	府政報告会ポスター印刷代

③ 調査結果

- イ. 府政報告会講演料 3 件 285,000 円は、後援会員と一般住民を対象にして府政報告会の際、3～40 分の府政報告に続き、余興として落語家に話してもらった謝礼であり、内容が広報紙に掲載されているとは認められず、発行経費とは言えないし、一般通念上使途基準の広報費に該当するものとは認め難く、目的外支出である。
- ロ. 府政報告会に関する印刷代はいずれも領収証が提出されており、適正な支出と認められる。

(3) 事務所費 610,000 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
賃貸料(12ヶ月×75,000円)	600,000	
光熱水費	10,000	

③ 調査結果

- イ. 賃料 1 ヶ月 75,000 円で賃借しており、2/3 で按分されていて不合理とまでは言えない。
- ロ. 光熱水費は年間の水道代であり、金額に照らし、適正な支出と認められる。

(4) 事務費 1,241,143 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
通信費(電話代・ファックス代12ヶ月分)	95,262	
コピー機リース料(12ヶ月分×13,230)	158,760	
事務用品(事務用品につき122件) 購入代	875,394	

電気代(12ヶ月)	111,727	
-----------	---------	--

③ 調査結果

- イ. 通信費は按分されていないから、1/2 を超える 47,631 円は目的外支出である。
- ロ. コピー機リース料も按分されていないから、1/2 を超える 79,380 円は目的外支出である。
- ハ. 事務用品のうち名刺代 15,750 円は目的外支出であるが、その他の支出は金額に照らし、いずれも適正な支出であると認められる。
- ニ. 電気代は 2/3 で按分されており、適正な支出と認められる。

(5) 人件費 2,169,000 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員(政務調査活動、後援会活動)	2,169,000	

③ 調査結果

事務員は延べ 4 名で、源泉徴収票、領収証も提出されており、適正な支出と認められる。

(6) 小括

調査研究費のうち、107,668 円、広報費のうち 285,000 円、事務費のうち 142,761 円の合計 535,429 円が目的外支出である。

平成17年度

(1) 調査研究費 394,453 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して、立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
議員調査研究旅費	41,700	岬町他交通費 10件
議員調査研究旅費	208,753	3町ガソリン代他12ヶ月
議員調査研究旅費	144,000	岬町駐車代12ヶ月×12,000

③ 調査結果

- イ. 交通費は本件基準により、12万円の範囲内で、適正な支出と認められる。
- ロ. ガソリン代は1/2に按分されており、金額に照らし、不適正とまでは言えない。
- ハ. 岬町駐車代は平成16年度と同様1/2を超える72,000円は目的外支出である。

(2) 広報費 520,900 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
広報紙発行経費 6/4	200,000	府政報告会講演料
広報紙発行経費 6/20	119,700	府政報告会ポスター印刷代
広報紙発行経費 8/18	55,000	府政報告原稿作成料
広報紙発行経費 2/9	46,200	府政報告原稿作成料
広報紙発行経費 3/20	100,000	府政報告会ポスター印刷代

③ 調査結果

- イ. 府政報告会講演料200,000円は平成16年度同様全額目的外支出である。
- ロ. 府政報告会ポスター印刷代、原稿作成料はいずれも領収証が提出されていて、適正な支出であると認められる。

(3) 事務所費 610,000 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
賃貸料(12ヶ月×75,000円)	600,000	
光熱水費	10,000	

③ 調査結果

平成16年度と同様適正な支出である。

(4) 事務費 1,484,111円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
通信費(電話代・ファックス代12ヶ月分)	158,643	
コピー機リース料(12ヶ月分×13,230)	158,760	
事務用品(事務用品につき102件) 購入代	1,035,376	
電気代(12ヶ月)	131,332	

③ 調査結果

イ. 平成16年度と同様通信費158,643円は1/2を超える79,321円、コピー機リース料158,760円は1/2を超える79,380円が目的外支出である。

ロ. 事務用品購入費にははがき代やインターネット代など雑多なものが含まれているが、そのうち名刺代11,550円は目的外支出であるが、その余は金額に照らし、いずれも適正な支出と認められる。

ハ. 電気代は2/3に按分されており、適正な支出と認められる。

(5) 人件費 2,102,400円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員(政務調査活動、後援会活動)	2,102,400	

③ 調査結果

平成 17 年度は 3 名が従事し、源泉徴収票、領収証も提出されており、按分もされていて、適正な支出と認められる。

(6) 小括

調査研究費のうち 72,000 円、広報費のうち 200,000 円、事務費のうち 170,251 円の合計 442,251 円が目的外支出である。

94 三浦 寿子 議員

平成16年度

(1) 調査研究費 374,673 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して、立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
現地調査	198,710	タクシー代等
現地調査	157,963	ガソリン代 22 件
情報収集及び研究	18,000	〇〇学会ほか 3 件

③ 調査結果

- イ. 交通費 198,710 円は、詳細不明であるので、本件監査基準により 120,000 円を超える 78,710 円が目的外支出である。
- ロ. ガソリン代 157,963 円は本件監査基準により 1/2 を超える 78,981 円が目的外支出である。
- ハ. その他は研究会参加費用として適正と認められる。

(2) 広報費 404,649 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
広報紙発行経費	167,217	色上質紙等購入経費 4 件
	142,100	広報紙発送経費 12 件
	91,500	広報紙印刷代
	3,832	プリント代

③ 調査結果

広報紙みうらネットの作成、発送等にかかる経費であり、いずれも適正と認められる。

(3) 事務所費 2,350,453 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
賃借料	1,329,552	
事務機器等リース料	756,000	
電気代	173,019	
看板作成	48,300	
灯油ほか	27,622	
浄水器カートリッジ代 4ヵ月分	15,960	

③ 調査結果

- イ. 事務所費として賃料、共益費、水道代として1ヶ月 110,796円を支払っており、適正な支出と認められる。
- ロ. 看板作成 48,300円、ベニヤ板 2,498円は政務調査との関連が認められず、目的外支出である。
- ハ. 浄水器カートリッジ代は疑問があるが、不適切とまでは言えない。
- ニ. その他の支出は適正と認められる。但し、事務機器リース料月額 63,000円は高額ではないかと思われる。

(4) 事務費 1,745,835円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務用品 44件	300,946	
ガソリン代等	69,584	
タクシー代等	247,283	
名刺代	255,150	
電話料金及び通信費	683,152	
車修理料	147,000	

切手及びはがき購入費 5 件	42,720	
----------------	--------	--

③ 調査結果

- イ. 事務用品 44 件 300,946 円は詳細不明であるので、本件監査基準により 120,000 円を超える 180,946 円は目的外支出である。
- ロ. ガソリン代 69,584 円は本件監査基準により 1/2 を超える 34,792 円は目的外支出である。
- ハ. タクシー代等 247,283 円は詳細不明であり、調査研究費で 120,000 円を超えているので、全額目的外支出である。
- ニ. 名刺代は 255,150 円のうち 100,000 円であるのでこれは目的外支出である。
- ホ. 電話料金のうち携帯電話代 405,425 円は本件監査基準により 1/2 を超える 202,712 円は目的外支出である。
- ヘ. 車修理料 147,000 円は目的外支出である。
- ト. その他は適正な支出である。

(5) 人件費 960,000 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員政務調査活動	960,000	

③ 調査結果

1 名を月額 80,000 円で補助させており、適正と認められる。

(6) 小括

調査研究費のうち 157,691 円、事務所費のうち 50,798 円、事務費のうち 912,733 円の合計 1,121,222 円が目的外支出である。

平成17年度

(1) 調査研究費 599,243 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して、立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
現地調査	89,990	タクシー代等交通費
現地調査	94,148	ガソリン代
現地調査	8,265	プリント代
情報収集及び研究	50,210	〇〇学会ほか8件
現地調査	240,000	海外視察〇〇友好議員団
現地調査	116,630	管外視察

③ 調査結果

- イ. タクシー代等の交通費は、本件監査基準により 120,000 円の範囲内であり、適正な支出と認められる。
- ロ. ガソリン代 94,148 円は 1/2 を超える 47,074 円は目的外支出である。
- ハ. 海外視察（〇〇友好議員団）は日程表によると観光が主な目的であり、政務調査とは認められず、24 万円全額が目的外支出である。
- ニ. 管外視察については、東京に3回行っていることが認められ、適正な支出と推認される。
- ホ. その他は適正な支出と認められる。

(2) 広報費 515,527 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
広報紙発行経費	83,370	コピーカートリッジ
広報紙発行経費	264,700	広報紙発送経費
広報活動費	5,310	駐車料金及びガソリン代
広報紙発行経費	25,647	送付用封筒

広報紙発行経費	136,500	機関紙印刷代
---------	---------	--------

③ 調査結果

- イ. ガソリン代は 4,110 円であり、詳細不明であるため 1/2 を超える 2,055 円は目的外支出である。駐車料金 1,200 円は詳細不明であり、広報活動との関連が認められない。
- ロ. その余は適正な支出と認められる。

(3) 事務所費 2,396,775 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
賃借料	1,329,552	
事務機器リース料	756,000	
電気代	161,153	
看板作成	78,120	
トイレ用品	2,650	
空調機モーター取替え	69,300	

③ 調査結果

- イ. 看板作成 78,120 円は目的外支出である。
- ロ. その他の支出はいずれも適正と認められる。

(4) 事務費 1,391,063 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務用品 39 件	280,987	
ガソリン代	86,766	

タクシー代等 交通費	279,337	
吹田市体育協会顧問会議	10,000	
電話料金	478,665	
車修理料	204,682	
郵送料及び通信料 59 件	50,626	

③ 調査結果

- イ. 事務用品 280,987 円は詳細不明であるので、120,000 円を超える 160,987 円は目的外支出である。
- ロ. ガソリン代 86,766 円は 1/2 を超える 43,383 円は目的外支出である。
- ハ. タクシー代等交通費 279,337 円は詳細不明であるので、120,000 円から調査研究費で認めた 89,990 円を差し引いた 30,010 円を超える 249,327 円は目的外支出である。
- ニ. 電話料金のうち携帯電話代 282,802 円は 1/2 を超える 141,401 円は目的外支出である。
- ホ. 車修理料 204,682 円は目的外支出である。
- ヘ. その他の支出は適正と認められる。

(5) 人件費 960,000 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員政務調査活動	960,000	

③ 調査結果

平成 16 年度と同様適正な支出と認められる。

(6) 小括

調査研究費のうち 287,074 円、広報費のうち 3,255 円、事務所費のうち 78,120 円、事務費のうち 799,780 円の合計 1,168,229 円は目的外支出である。

95 美坂 房洋 議員

平成16年度

(1) 調査研究費 467,995 円

① 請求人の主張

議員の日常生活と区別して、立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
管外調査旅費 (4/21)	8,580	茨木市において府中央卸売市場で流通状況など視察(交通費)
奄美大島と大阪・近畿の更なる交流へ (8/22)	60,000	奄美議連の名誉会長として、徳之島町など訪問。町長、自治体職員、民間企業者などと懇談(2泊3日交通費・宿泊費)
管外調査旅費 (9/3)	59,000	東京の新オペラハウスなど文化、芸術関係施設視察、懇談。(2泊3日交通費・宿泊費)
管外調査旅費 (12/18)	58,000	都庁、経団連、朝日新聞など訪問、懇談(2泊3日・交通費)
管外調査旅費 (2/4)	41,000	〇〇電器など訪問、懇談。(2泊3日・交通費)
調査報告用筆記具購入	1,437	ボールペンなど
講演 (5/9)	10,000	関西:〇〇会
事務機器更新	19,669	PC周辺の充実
管内調査旅費 (8/26)	9,770	能勢・府民牧場視察
懇談 (10/12)	13,125	商工業者と
講演 (1/5)	10,000	〇〇区民代表らと
講演 (1/10)	10,000	関西〇〇出身者の代表と
機器更新	152,250	進化するIT製品に対応、政務調査の充実へ

機器更新	19,580	進化するIT製品に対応、政務調査の充実へ
------	--------	----------------------

③ 調査結果

上記使途内容は 472,411 円であるが、収支報告書には 467,995 円を計上している。

- イ. 府中央卸売市場（4/21）は、周辺にトラックターミナルを拡張してほしいとの公聴結果に基づき、土地を視察に出向いたもので、適正な支出と認められる。
- ロ. 徳之島町等訪問（8/22）は、奄美大島と大阪・近畿の更なる交流のため、三町の町長、自治体職員と意見交換し、果樹園、近郊農地を視察したもので、一応適正な支出と認められる。
- ハ. 新オペラハウスなどの視察、懇談（9/3）は、国際会議場をオペラハウスにしたいとの思いから新オペラハウスを視察し、国立能楽堂、国立劇場、東京文化会館では館長らと懇談し、都の文化関係の課長とも意見交換したもので、一応適正な支出と認められる。
- ニ. 都庁、経団連、朝日新聞など訪問（12/18）は、都庁では商工関係の幹部、経団連は理事、朝日新聞では東京と大阪の経済の相違について幹部とそれぞれ意見交換し、夜は会合を持ったものであり、一応適正な支出と認められる。
- ホ. ○○電器など訪問（2/4）は、IT の時代を踏まえた大阪の経済構造のあり方の参考とするため、IT 関係の現場を視察したもので、各日会食があり、一応適正な支出と認められる。
- ヘ. ○○会 10,000 円（5/9）は、鹿児島県○○町出身者の会で講演したときに渡したご祝儀であり、議員の交際費として目的外支出である。
- ト. 能勢府民牧場視察（8/26）は現状と改善点を把握するため、2～3 名で視察したタクシー代であり、適正な支出と認められる。
- チ. 商工業者らとの懇談(10/12)は大阪の再生について 5 人で意見交換したときの会食代である。1 人当たり 2,600 円程度であり、不適正とは言えない。
- リ. 1 月 5 日の講演 10,000 円は○○区区友会の新年互礼会参加費であり、議員としての交際費であり、目的外支出である。
- ル. 1 月 10 日の講演 10,000 円は、関西○○会の新年会参加費であり、議員としての交際費であり、目的外支出である。
- レ. その他の機器更新等はいずれも適正な支出であると認められる。
- ヲ. 目的外支出は 30,000 円であるが、472,411 円と 467,995 円との差額 4,416 円を控除し、25,584 円を目的外支出と認める。

(2) 広報費 43,050 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
広報紙、名刺発行経費	43,050	印刷代。他に名刺6～7種類ある。

③ 調査結果

広報用の名刺 30,000 枚の印刷代 43,050 円であり、本件基準により目的外支出である。

(3) 事務所費 1,182,873 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
賃貸料 市議と折半	491,400	
光熱水費 市議と折半	234,724	
駐車場経費 2台所有者のうち1台分	324,000	
日刊紙購読料	4,383	
事務所電話等 市議と9割を折半	324,000	
タクシー借り上げ	5,430	

③ 調査結果

上記使途内容 1,383,537 円のうち収支報告書には 1,182,873 円を計上している。

イ. 事務所は 3 階建て建物の 2 階部分 15 坪を 1 ヶ月 81,900 円で賃借し、市議と共同使用し、水道光熱費、室料、共益費とも連名の領収証を毎月受け取っており、

賃料、光熱費とも適正な支出と認められる。

- ロ. 駐車場は2台借りているが、そのうち1台分を計上しており、来客兼用としても1/2を超える162,000円は目的外支出である。
- ハ. 日刊紙購読料、事務所電話等とも適正な支出と認められる。
- ニ. タクシー代借り上げ5,430円は明細にも記載がなく、詳細不明であり、目的外支出である。
- ホ. 目的外支出は167,430円であるが、1,383,937円と1,182,873円の差額201,064円の範囲内であるので、目的外支出はない。

(4) 事務費 2,011,797円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
通信費(電話代・ファックス代 12ヶ月分)	532,983	総額 761,405円
ガソリン代	497,310	
駐車場借り上げ、タクシー代	811,174	
来客接待、茶菓子代など	152,533	
日刊紙購読	17,532	
和菓子代	1,827	

③ 調査結果

上記使途内容は2,013,359円であるが、収支報告書には2,011,797円を計上している。

- イ. 電話代は70%に按分しているが、按分比は761,405円の1/2の380,703円が適正であり、532,983円のうちこれを超える152,280円が目的外支出である。
- ロ. ガソリン代は詳細不明であるため、本件基準により1/2を超える248,655円が目的外支出である。
- ハ. 駐車場借り上げ、タクシー代合計811,174円は詳細不明であるから本件基準により12万円を超える691,174円が目的外支出である。
- ニ. その他の支出は適正なものと認められる。
- ホ. 目的外支出は1,092,109円であるが、2,013,359円と2,011,797円の差額1,562円を差引き、目的外支出は1,090,547円である。

(5) 人件費 1,764,660 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員(政務調査活動の補助) 給与は市議と折半	650,000	
事務員(政務調査活動の補助) 給与は市議と折半	1,070,000	
臨時手当	44,660	

③ 調査結果

2名を給与月額 85,000 円、50,000 円で政務調査補助に雇用しており、若干プラスしている。給与受領書も提出されており、適正な支出と認められる。

(6) 小括

調査研究費のうち 55,584 円、広報費は 43,050 円、事務費のうち 1,090,547 円の合計 1,189,181 円が目的外支出である。

平成17年度

(1) 調査研究費 47,750 円

① 請求人の主張

議員の日常生活と区別して、立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
調査関連資料購入(7/7)	29,400	大阪文化再生へ文化、文芸資料
PC周辺機器購入	10,800	
調査関連資料購入(10/12) 関西サミット考察	3,150	京都・花の道を歩く
管内外調査旅費	2,600	京都など視察(交通費)
新聞購読	2,191	経済、連載記事

③ 調査結果

上記使途内容は 48,141 円であるが、収支報告書には 47,750 円を計上している。

- イ. 7月7日の資料購入 29,400 円は大阪文化再生のため、白川静の日本の成り立ち、梅原猛との対談集、中国と日本のつながり等多数の図書を書店で購入したというのであるのが、政務調査との関連が具体的ではなく、認められない。
- ロ. 10月12日の京都・花の道を歩く 3,150 円はサミット誘致につき京都は弱いという資料を集めたというが、その関連性は不明という他ない。
- ハ. その他の支出は金額に照らし、適正と認められる。
- ニ. 目的外支出は 32,550 円であるが、48,141 円と 47,750 円の差額 391 円を控除し、32,159 円を目的外支出と認める。

(2) 広報費 75,000 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
府政ノート代金	54,000	府政相談者に府政の仕組みや議員、職員のあらましを広

		報
議会手帳	21,000	府政相談者に府政の仕組みや議員、職員のあらましを広報

③ 調査結果

いずれも本件基準により目的外支出である。

(3) 事務所費 1,019,984 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
賃貸料 市議と折半	491,400	
光熱水費 市議と折半	221,321	
駐車場経費 2台所有者のうち1台分	324,000	

③ 調査結果

上記使途内容は 1,036,721 円であるが、収支報告書には 1,019,984 円を計上している。

- イ. 賃貸料及び光熱水費は平成 16 年度と同様適正な支出と認められる。
- ロ. 駐車場経費は 1/2 を超える 162,000 円が目的外支出である。
- ハ. 目的外支出は 162,000 円であるが、1,036,721 円と 1,019,984 円の差額 16,737 円を控除し、145,263 円を目的外支出とする。

(4) 事務費 2,469,011 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
通信費	476,545	
ガソリン代	558,511	
駐車場借り上げ、タクシー代	524,490	
来客接待、茶菓子代、事務用品購入	523,266	
事務所電話代	124,578	
PC関連経費など	195,906	
明日の関西を考える会や〇〇県人会など	40,000	

③ 調査結果

上記使途内容は 2,443,296 円であるが、収支報告書には 2,469,011 円を計上している。

- イ. 通信費は 7/10 で按分しているが、1/2 で按分すべきであるから、総額 680,778 円に対する 1/2 である 340,389 円を超える 136,156 円は目的外支出である。
- ロ. ガソリン代 558,511 円は本件基準により 1/2 を超える 279,255 円は目的外支出である。
- ハ. 駐車場借り上げ、タクシー代合計 524,490 円は本件基準により 12 万円を超える 404,490 円は目的外支出である。
- ニ. 来客接待、茶菓子代、事務用品購入などは詳細不明であり、本件基準により 12 万円を超える 403,266 円は目的外支出である。
- ホ. 事務所用電話代は平成 16 年度と同様適正な支出と認められる。
- ヘ. 〇〇県人会は、団体としての活動総体が政務調査活動に寄与するものとはいえ、その会費 10,000 円は目的外支出であり、県人会総会 10,000 円も鹿児島県議連の会長としての立場での出席であり、いずれも不適當である。
- ト. 明日の関西を考える会は会頭をトップとする財界人との会合であり、その年会費 10,000 円及び会合の参加費 10,000 円であり、適切な支出と認められる。
- チ. その他の支出は適正と認められる。
- リ. 収支報告書記載の 2,469,011 円と上記使途内容の差額 25,715 円は不明であり、目的外支出である。
- ル. 目的外支出は 1,268,882 円である。

(5) 人件費 1,774,660 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員(政務調査活動の補助) 給与は市議と折半	650,000	
事務員(政務調査活動の補助) 給与は市議と折半	1,070,000	
臨時手当	44,660	

③ 調査結果

平成 16 年度と同様 2 名を雇用しており、いずれも適正な支出と認められる。

収支報告書記載の 1,774,660 円と上記使途内容の差額 10,000 円は不明であり、目的外支出である。

(6) 小括

調査研究費のうち 32,159 円、広報費 75,000 円、事務所費のうち 145,263 円、事務費のうち 1,268,882 円、人件費のうち 10,000 円の合計 1,531,304 円は目的外支出である。

96 三田 勝久 議員

平成16年度

(1) 調査研究費 528,600 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して、立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
調査交通費	71,808	ガソリン代
東京調査	27,710	国会及び世田谷区視察他
調査交通費	89,080	タクシー代等
調査アンケート用往復ハガキ(4/21)	43,900	往復ハガキ購入費
北朝鮮渡航費用(4/23)	250,800	
調査費	7,900	アンケート返信切手
調査資料費	8,582	地図購入
調査交通費(7/14)	27,000	新幹線乗車券

③ 調査結果

上記使途内容は 526,780 円であるが、収支報告書には 528,600 円が計上されている。

- イ. 東京調査 27,710 円については国会及び世田谷区視察となっており、一応合理性がうかがわれるが、27,000 円については目的も記載がなく、関連性が認められない。
- ロ. 北朝鮮渡航費用 250,800 円は、議長に同行したもので、政務調査目的と認められる。
- ハ. ガソリン代 71,808 円は、詳細不明であるので 1/4 の 17,952 円を超える 53,856 円が目的外支出である。
- ニ. その他タクシー代等 89,080 円は、本件監査基準 120,000 円の範囲内であるので、適正と認める。
- ホ. 収支報告書 528,600 円と使途内容 526,780 円の差額 1,820 円は目的外支出である。
- ヘ. 目的外支出は 82,676 円である。

(2) 広報費 997,005 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
広報紙印刷 HP	367,710	HP 製作及び広報紙
折込代金	104,160	
広報紙発送費	249,400	
広報紙印刷費	275,735	

③ 調査結果

- イ. 年2回広報紙を発行しており、印刷代は4/5で按分されていて適正と認められる。
折込代金、郵送代金も相当である。
- ロ. H.P.も4/5で按分されていて、適正と認められる。

(3) 事務所費 432,116 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
光熱水費(1年間)	57,878	
家賃 立ち退きにつき5月分より保証金で清算	25,000	
家賃 1月度 日割り	28,000	
家賃 2月度～4月度分	157,500	
保証金(敷金100%返金なし)	163,738	

③ 調査結果

- イ. 1月15日から転居し、賃料月額105,000円となっており、それまでの賃料月額50,000円を清算しており、光熱水費、家賃の支出は適正と認められる。
- ロ. 移転に当り保証金500,000円を預託し、敷引が500,000円であるため、その1/3を政務調査費から支出しており、疑問はあるが不合理とまでは言えない。

(4) 事務費 1,427,631 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
通信費(NTT、テレコム)	120,215	
通信費(ドコモ)	164,807	
リース料(コピー、レンタルサーバー)	105,464	
事務用品代等	526,690	
広報洗浄代(クリーニング代)	4,725	
自転車修理代	2,100	
タイヤ交換	24,445	
資料書庫購入費	98,700	
パンク修理代	500	
車修理代	29,715	
事務所保険代	10,000	
仲介手数料	105,000	
パソコン購入代金	235,000	

③ 調査結果

- イ. 通信費 120,215 円は 1/2 に按分されており、適正と認められる。
- ロ. 携帯電話代は 1/2 に按分されているが、329,611 円の 1/4 である 82,403 円を超える 82,404 円は目的外支出である。
- ハ. リース料 105,464 円は 1/2 を超える 52,732 円は目的外支出である。
- ニ. 広報洗浄代(クリーニング代)4,725 円、自転車修理代 2,100 円、タイヤ交換 24,445 円、パンク修理代 500 円、車修理代 29,715 円、事務所保険代 10,000 円、の合計 71,485 円は目的外支出である。
- ホ. 仲介手数料 105,000 円は保証金に従い、1/3 の 35,000 円を超える 70,000 円は目的外支出である。
- ヘ. 事務用品代等 526,690 円は詳細不明であるから本件監査基準により 120,000 円を超える 406,690 円は目的外支出である。

(5) 人件費 1,493,575 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務補助員(政務調査活動のみ)	1,493,575	

③ 調査結果

事務員 1 名を時給月払いで雇用しており、他に後援会専従者がいるとのことであり、毎月の支払いを証する領収証はなく、1 年分がまとめて提出されているが、第三者であり、支払いがないとまで認めることはできない。

(6) 小括

調査研究費のうち 82,676 円、事務費のうち 683,311 円の合計 765,987 円が目的外支出である。

平成17年度

(1) 調査研究費 718,360円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して、立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
調査交通費	266,110	
調査交通費	335,676	ガソリン代
調査費	9,795	書籍等
調査交通費	24,300	自転車購入費3台
調査費	1,050	
調査交通費	284	車部品代
調査交通費(11/28)	26,400	新幹線
調査交通費(12/30)	50,000	シカゴ視察
調査交通費	4,745	調査研究宿泊費

③ 調査結果

- イ. 駐車場代、交通費、高速代、タクシー代の262,950円は詳細不明であるので、本件監査基準により120,000円を超える142,950円が目的外支出である。
- ロ. ガソリン代335,676円は1/4である83,919円を超える251,757円が目的外支出である。
- ハ. 自転車購入費24,300円及び車部品代284円は目的外支出である。
- ニ. 新幹線26,400円、シカゴ個人視察50,000円、調査研究宿泊費4,745円とも関連性が認められず、目的外支出である。
- ホ. その余の支出は詳細不明であるが、金額に照らし、適正と認められる。

(2) 広報費 1,023,620円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
広報紙発行経費	1,015,360	広報紙印刷代等

広報紙発行経費	8,260	広報車テント・ジャンパー クリーニング
---------	-------	---------------------

③ 調査結果

- イ. 広報車テント・ジャンパークリーニング 8,260 円は目的外支出である。
- ロ. その余は按分されているものも含め、適正な支出と認められる。

(3) 事務所費 823,628 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
賃貸料	630,000	
水道・光熱費	139,382	
ガス代金	4,853	
造作変更	49,393	

③ 調査結果

- イ. 造作変更 49,393 円は領収証もなく、詳細不明であり、政務調査との関連性を認めることができない。
- ロ. その余の支出は按分されていて、適正と認められる。

(4) 事務費 1,198,258 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
通信費(固定電話、テレコム)	125,689	
通信費(携帯電話)	161,139	
複合機リース	112,749	
レンタルサーバー	50,148	
文具	51,660	

パソコン機器一式メンテナンス契約料	331,702	
その他	365,171	

③ 調査結果

- イ. 固定電話は1/2に按分されていて、適正な支出と認められる。
- ロ. 携帯電話161,139円は322,541円の1/4である80,636円を超える80,503円は目的外支出である。
- ハ. リース代112,749円は7/10で按分されているが、レンタルサーバー代50,148円も7/10で按分されるべきであり、35,104円を超える15,044円は目的外支出である。
- ニ. パソコン機器一式メンテナンス料331,702円は1/2に按分して、これを超える165,851円は目的外支出である。
- ホ. その他の支出は金額に照らし、適正と認められる。

(5) 人件費 1,638,620円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務補助員(政務調査活動のみ)	1,638,620	

③ 調査結果

適法と認める。

(6) 小括

調査研究費のうち500,436円、広報費のうち8,260円、事務費所費のうち49,393円、事務費のうち261,398円の合計819,487円が目的外支出である。

97 光澤 忍 議員

平成16年度

(1) 調査研究費 97,576 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して、立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
交通費	97,560	自動車借上げ料

③ 調査結果

車を年間 963,270 円でリースし、これを調査研究費として 390,300 円計上し、そのうち 1/4 にあたる 97,576 円を計上しており、適正な支出と認められる。

(2) 広報費 297,785 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
プロバイダ料	44,100	〇〇ストアー
広報活動用	22,020	公明新聞
街宣活動等	158,465	自動車使用料等(月 13,000 円相当)
広報活動用	43,200	府政ノート
広報活動用	21,000	議会手帳
広報活動用	9,000	雑誌 公明

③ 調査結果

- イ. プロバイダ料、公明新聞ともに適正な支出と認められる。
- ロ. 街宣活動等の自動車使用料は詳細不明であるが、按分されており、適正な支出と認められる。
- ハ. 配布するための府政ノート 43,200 円、議会手帳 21,000 円は限定された協力者に配布するためのものであるうえ、本件基準により目的外使用である。

- ニ. 雑誌公明は地区の責任者 10 名との研修会に使用するため毎月 10 冊購入しているとのことであり、広報活動としては疑問があるが、研修費としては適切な支出と認められる。

(3) 事務所費 2,531,774 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務所賃貸料(振込手数料)	2,160,000	
駐車場借り上げ料	240,000	
事務機使用料	113,504	
事務機再リース料	18,270	

③ 調査結果

- イ. 事務所は 1 ヶ月 18 万円で賃借しており、適正な支出と認められる。
 ロ. 駐車場は事務所用を 1 台 2 万円で全額計上しているが、来客専用としても 1/2 を超える 12 万円は目的外支出である。
 ハ. 事務機使用料は 1/2 に按分されており、再リース料も金額に照らし適正な支出である。

(4) 事務費 417,437 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
電気料金(16. 3～17. 4)	200,220	
電話料金(16. 3～17. 4)	217,217	

③ 調査結果

いずれも約 73%で按分されており、不合理とはいえない。

(5) 人件費 1,949,321 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員(政務調査)	1,949,321	

③ 調査結果

事務員は政務調査の補助として1名雇用しており、月額15万円に賞与が若干支給されており、適正な支出と認められる。

(6) 小括

広報費のうち64,200円、事務所費のうち120,000円の合計184,200円が目的外支出である。

平成17年度

(1) 調査研究費 215,240円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して、立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
交通費	215,240	自動車借上げ料

③ 調査結果

平成16年度と比べ按分、負担割合を高くしているが、一応適正と認められる。

(2) 広報費 320,500円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
プロバイダ料	44,100	スター
広報活動用	22,020	公明新聞
広報活動用	49,440	雑誌
街宣活動等	148,015	自動車使用料等(21,000円相当)
広報活動用	27,000	府政ノート
街宣活動等	8,925	地区
広報活動用	21,000	議会手帳

③ 調査結果

- イ. プロバイダ料、公明新聞、雑誌公明は平成16年度と同様適正な支出と認められる。
- ロ. 雑誌と広報活動の関連は不明であるが、研修費や資料購入費としては適正なものと認められる。
- ハ. 自動車使用料は按分されており、適正な支出と認められる。
- ニ. 府政ノート27,000円、議会手帳21,000円は本件基準により目的外支出である。

ホ. 地図は適正な支出と認められる。

(3) 事務所費 2,605,000 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務所賃貸料(振込手数料)	2,160,000	
駐車場借り上げ料	240,000	
事務機使用料	66,730	
事務機再リース料	18,270	
冷蔵庫	120,000	

③ 調査結果

平成 16 年度と同様駐車場借り上げ料 240,000 円のうち 120,000 円が目的外支出であるが、その他の支出は適正なものと認められる。

(4) 事務費 342,504 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
電気料金(16. 3~17. 4)	191,431	
電話料金(16. 3~17. 4)	151,073	

③ 調査結果

平成 16 年度と同様按分されており、不合理とはいえない。

(5) 人件費 1,940,000 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員(政務調査)	1,940,000	

③ 調査結果

平成 16 年度と同様に適正な支出と認められる。

(6) 小括

広報費のうち 48,000 円、事務所費のうち 120,000 円の合計 168,000 円が目的外支出である。

98 三宅 史明 議員

平成16年度

(1) 調査研究費 105,000 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
管外調査旅費	105,000	議員連盟訪韓

③ 調査結果

管外調査旅費は、友好親善議員連盟による友好親善目的での訪韓であり、政務調査とは関係がなく、目的外支出と認められる。

(2) 広報費 296,940 円

① 請求人の主張

日常議員活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
語る会開催経費(年間)	265,000	5,000 円×53 回
広報誌印刷用紙代	13,440	
広報会議費 2/19	8,400	
広報会議費 2/21	10,100	

③ 調査結果

「語る会」は、府政報告や議員活動の広報のため、個人宅で地域住民 20～30 人を集めての懇談会である。費用はペットボトルのお茶等の費用である。毎回 5,000 円の定額支出になっており清算がなく実費弁償の趣旨にそぐわない。また、領収書や参加人数等の開催状況の資料もまったくない状況のため、支出の適法性が判断できず、目的外支出と認めざるをえない。広報誌は、普段 FAX 通信をしており、ときたま B4 両面印刷のものを作成することがある。印刷用紙代はこのときのもので、適正な支出と認められる。広報会議費 2/19 は「小学校創立 30 周年祝賀会会費」であり、同 2/21 は、「語る会」関係者 2 人との飲食店での懇談会であり、ともに目的外支出

と認められる。

(3) 事務所費 1,274,149 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
賃貸料	945,000	
駐車場代	240,000	
電気代	89,149	

③ 調査結果

事務所は市議と共同の事務所で、後援会は兼ねていない。賃貸料や電気代は市議と折半しており、適正な支出と認められる。駐車場は事務所裏に 2 台分単独で借りており、議員と来客用として使用しており、1/2 に按分する必要がある、120,000 円は目的外支出である。

(4) 事務費 2,512,469 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
通信費(電話・FAX 代)(年間)	242,172	
通信費(携帯電話代)(年間)	166,434	
通信費(自宅電話代)(年間)	44,346	
リース料(車)(年間)	510,300	
リース料(コピー機)(年間)	70,560	
コピー使用料(年間)	62,745	
プロバイダー料	21,000	
駐車場代	252,000	
ガソリン代	129,804	
有料道路通行料金	61,980	

タクシー代	208,375	
駐車料金	56,830	
事務所管理費	167,889	
リース車車検代	78,150	
リース車整備代金	150,650	
ノートパソコン購入代	130,000	
電車プリペイドカード購入代	48,000	
府政ノート購入代	27,000	
議会手帳購入代	14,000	
その他諸経費	70,700	

③ 調査結果

通信費(事務所電話・FAX代)は、適正な支出と認められる。携帯電話代は按分が必要であり、本件監査基準に照らし 1/4 を超えた 124,825 円は目的外支出と認める。自宅電話代は、政務調査専用であれば別だが、個人としての使用が中心を占めると考えられ、多少政務調査の使用があったとしても、反対に事務所の固定電話でも私用の使用があることも考えれば、それらは無視して考えるべきであり、自宅電話代 44,346 円は目的外支出と認められる。コピー機のリース料は適正な支出である。車のリースは 1/2 を超える 255,150 円は目的外支出である。駐車場代 252,000 円は自宅近くに借りた駐車場の費用で、自宅に車で帰宅する際に利用するもので政務調査とは直接の関連はなく目的外支出である。ガソリン代 129,804 円は、1/2 を超える 64,902 円は目的外支出である。有料道路通行料金及びタクシー代、駐車料金、プリペイドカード代は、本件監査基準に照らし、合算した金額が年間 12 万円の範囲内で適正と認め、これを超える 255,185 円は目的外支出と認める。事務所管理費及びその他諸経費は、一括計上されており詳細が不明のため、本件監査基準に照らし、合算した金額が年間 12 万円の範囲内で適正と認め、これを超える 118,589 円は目的外支出と認める。リース車両の車検代及び整備代は目的外支出と認められる。府政ノート及び議会手帳購入代金は、政務調査との関連がなく目的外支出である。その他の支出は適正な支出と認められる。よって、目的外支出の合計は 1,384,797 円であるが、調査書によれば事務費として 2,512,935 円を支出しており、収支報告書のそれを 466 円上回っていることから、その差額 466 円を控除した 1,384,331 円が事務費としての最終的な目的外支出である。

(5) 人件費 985,000 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員雇用経費(年間)	985,000	

③ 調査結果

事務員一人の給与である。後援会事務所を兼ねておらず、適正な支出と認められる。

(6) 小括

調査研究費のうち、105,000 円、広報費のうち、283,500 円、事務所費のうち、120,000 円、事務費のうち、1,384,331 円合計 1,892,831 円が目的外支出である。

平成17年度

(1) 調査研究費 248,630 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
管外調査旅費	240,000	日中議員連盟訪中
携帯電話レンタル料金	8,630	

③ 調査結果

管内調査旅費は、上海等に行ったものであるが、本件監査基準に照らし目的外支出と認められる。また、その時の携帯電話レンタル料金も当然目的外支出となる。

(2) 広報費 336,000 円

① 請求人の主張

日常議員活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
語る会開催経費	230,000	
広報誌発行経費	96,800	FAX 通信料金
広報会議費 5/8	3,200	
広報会議費 1/7	6,000	

③ 調査結果

「語る会」は前年度と同じく、目的外支出と認められる。広報誌発行経費は適正である。広報会議費 5/8 は語る会を喫茶店で開催し、領収書が存在するもので、適正である。同 1/7 は地元の人との会食費で目的外支出である。

(3) 事務所費 1,368,469 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備 考
賃貸料	945,000	
事務所管理費	97,837	
駐車場代	240,000	
電気代	85,636	

③ 調査結果

駐車場代は按分し、120,000 円は目的外支出である。その他は適正な支出である。

なお、調査書によれば 1,368,473 円を支出しており、収支報告書の支出を 4 円上回っているところから、120,000 円から 4 円を控除した 119,996 円を最終的な目的外支出と認める。

(4) 事務費 2,048,881 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備 考
通信費(電話・FAX 代)(年間)	104,113	
通信費(携帯電話代)(年間)	207,102	
通信費(自宅電話代)(年間)	34,726	
リース料(車)(年間)	510,300	
リース料(コピー機)(年間)	70,560	
コピー使用料(年間)	34,237	
プロバイダー料	20,703	
駐車場代	252,000	
ガソリン代	194,331	
有料道路通行料金	57,420	
タクシー代	295,180	
駐車料金	57,535	
電車プリペイドカード購入代	48,000	
府政ノート購入代	27,000	
議会手帳購入代	10,500	

花代	10,500	
新幹線チケット代	26,400	
その他諸経費	88,343	

③ 調査結果

前年度と同様で、通信費(事務所電話・FAX代)は、適正な支出と認められる。携帯電話代は按分が必要であり、本件監査基準に照らし 1/4 を超えた 155,326 円は目的外支出と認める。自宅電話代 34,726 円は目的外支出と認められる。自動車とコピー機のリース料は適正な支出である。車のリース料は 1/2 を超える 255,150 円は目的外支出である。駐車場代 252,000 円は目的外支出である。ガソリン代 194,331 円は、1/2 を超える 97,165 円は目的外支出と認める。有料道路通行料金及びタクシー代、駐車料金は、本件監査基準に照らし、合算した金額が年間 12 万円の範囲内で適正と認め、これを超える 338,135 円は目的外支出と認める。府政ノート 27,000 円及び議会手帳 10,500 円は、政務調査との関連がなく目的外支出である。花代は葬儀のもので目的外支出である。その他の支出は適正な支出と認められる。

よって、目的外支出の合計額は 1,180,502 円であるが、調査書によれば 2,048,950 円を支出しており、収支報告書のそれを 69 円上回っていることから、この差額 69 円を控除した 1,180,433 円が最終的な目的外支出である。

(5) 人件費 990,000 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員雇用経費(年間)	990,000	

③ 調査結果

前年度と変化なく、適正な支出である。

(6) 小括

調査研究費のうち、248,630 円、広報費のうち、236,000 円、事務所費のうち、119,996 円、事務費のうち、1,180,433 円の合計 1,785,059 円が目的外支出である。

99 宮原 威 議員

平成16年度

(1) 調査研究費 2,640,000 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して、立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
調査委託費	2,640,000	会派の調査・研究

③ 調査結果

調査委託の実質は常勤スタッフである議員団事務局職員の人件費であり、委託契約書、業務報告書もなく、本件監査基準により 1/2 を超える 1,320,000 円は目的外支出である。

(2) 広報費 419,815 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
広報発行経費	419,815	府政報告ビラ(印刷代、版下代)

③ 調査結果

広報紙として宮原たけし府政レポートを発行しており、その発行に係る支払であり、適正と認められる。

(3) 事務所費 1,069,761 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違反支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
-------	-------	----

借上料	879,720	
水道光熱費	156,441	
補助錠取付	33,600	

③ 調査結果

- イ. 事務所は1ヵ月73,000円で賃借しており、電気代、ガス代、水道代は別途支払っていて、いずれも適正な支出と認められる。
- ロ. 補助錠は窃盗防止用に追加したものであり、事務所の維持運営に通常必要な経費といえるか疑問があるが、不適正とまでは言えない。

(4) 事務費 576,433円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
交通費(タクシー代、電車賃)	201,350	
交通費(弁護士車代)	145,000	
通信費(電話料金、FAX料金)	127,983	
通信費(コピー機、チャージ料、NHK受信料)	76,613	
事務用品費(コピー用紙、封筒、文房具他)	22,180	
その他(府営住宅申込書運送賃、刊行物運送賃)	3,307	

③ 調査結果

- イ. 交通費201,350円は詳細不明であるので、本件基準により12万円を超える81,350円は目的外支出である。
- ロ. 交通費(弁護士車代)145,000円は事務所での法律相談のために弁護士に来てもらっている交通費であるが、議員としての日常の活動の範囲内と認められ、全額目的外支出である。
- ハ. その他の運送賃3,307円は議員としての日常の活動の範囲内の支出であり、目的外支出である。

ニ. その余の支払はいずれも適正と認められる。

(5) 人件費 1,050,000 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
給料	1,050,000	

③ 調査結果

1 名を月額 80,000 円+年末一時金 90,000 円で雇用しており、地元での府政関係資料収集事務をさせており、適正な支出と認められる。

(6) 小括

調査研究費のうち 1,320,000 円、事務費のうち 229,657 円の合計 1,549,657 円が目的外支出である。

平成17年度

(1) 調査研究費 2,640,000 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して、立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
調査委託費	2,640,000	会派としての調査研究

③ 調査結果

平成16年度と同様、本件監査基準により、1/2を超える1,320,000円が目的外支出である。

(2) 広報費 657,388 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
広報発行経費	651,978	印刷代、版下代
交通費	5,410	府政報告会

③ 調査結果

いずれも適正な支出と認められる。

(3) 事務所費 1,045,181 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
借上料	879,780	
水道光熱費	161,201	
工事費	4,200	

③ 調査結果

工事費はトイレ小窓のレバーハンドルの取替えであり、その他の支出も含め、いずれも適正と認められる。

(4) 事務費 462,658 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
交通費(タクシー代、電車賃)	92,650	
交通費(弁護士車代)	160,000	
通信費(電話料金、FAX料金)	120,644	
通信費(コピー機、チャージ料、NHK受信料)	54,695	
事務用品費(文房具、トイレットペーパー他)	30,207	
その他(府営住宅申込書送料、宅急便送料)	4,462	

③ 調査結果

- イ. 交通費 92,650 円は詳細不明であるが、本件監査基準の 12 万円の範囲内であるので、適正な支出である。
- ロ. 弁護士車代 160,000 円は平成 16 年度と同様全額目的外支出である。
- ハ. その他の運送賃 4,462 円も平成 16 年度と同様全額目的外支出である。
- ニ. その余の支出はいずれも適正と認められる。

(5) 人件費 960,000 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
-------	-------	----

給料	960,000
----	---------

③ 調査結果

平成 16 年度と同様、適正な支出である。

(6) 小括

調査研究費のうち 1,320,000 円、事務費のうち 164,462 円の合計 1,484,462 円が目的外支出である。

100 森 みどり 議員

平成16年度

(1) 調査研究費 391,550 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
海外視察研修費	109,400	ノルウェー・デンマーク等
管外調査旅費	33,310	北海道
会費	20,000	
管内視察・調査旅費(年間)	190,280	電車・高速料金・タクシー
管内視察・調査旅費(年間)	38,560	ガソリン代

③ 調査結果

海外行政視察は、民主党府議団として高齢者支援、子育て支援、男女共同参画をテーマに視察したもので、管外調査はリサイクルで進んでいる北海道の施設を視察したもので、いずれも適正な支出である。会費は茨木市、高槻市、枚方市の府・市議会議員で創る〇〇道路促進議員連盟の研究会費で適正な支出である。管内視察・調査旅費(年間)190,280 円については、会派や議員個人として管内視察や調査を行っている事実は認められるものの詳細が不明のため、年間 12 万円の限度で適正な支出と認め、これを超える 70,280 円は目的外支出と認める。同じく管内視察・調査料(年間)38,560 円のガソリン代も、行き先等が不明のため、本件監査基準に照らし 1/4 を適正な支出と認め、これを超える 28,920 円を目的外支出と認める。

(2) 広報費 2,367,557 円

① 請求人の主張

日常議員活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
広報誌郵送代(4 件)	1,469,785	
広報誌印刷代(4 件)	551,040	
広報誌配布費	132,090	

府政報告掲示板	189,000	
街頭報告経費(年間)	19,676	ガソリン代・駐車場代
その他雑費	5,966	

③ 調査結果

広報誌は議会終了毎に年3~4回発行しており、A4版8頁のものを1~2万部郵送もしくは配布している。記事は議会活動報告、調査研究活動報告を中心にしているが、後援会活動の記事も約1頁位あることから、按分(1/8)し292,739円を後援会負担とすべきであって、同金額は、目的外支出と認められる。街頭報告経費及び雑費は適正な支出と認められる。

(3) 事務所費 864,068円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
賃貸料	572,000	
光熱水費	113,696	
ガス代(冬用)	9,820	
駐車場代	151,705	
その他備品等	16,847	

③ 調査結果

事務所は賃貸で、後援会事務所を兼ねる。ガス代(冬用)は、ガスの設備がないため、冬用に湯沸器を設置し使っている費用である。その他備品等はハンガーやクリーナー等である。いずれも支出自体は相当であるが、ガス代及びその他備品代は、後援会との按分がされておらず、5,333円が目的外支出である。駐車場代は8/10で按分しており、政務調査の比率が高すぎるように思われるが、不合理とまではいえない。

(4) 事務費 934,928円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
通信費(電話・FAX代)	205,218	11ヶ月分
通信費(携帯電話代)(年間)	60,915	
通信費(携帯電話利用料)(年間)	25,096	
事務用品(PC用プリンター)代	60,000	
通信費(切手代)	80,000	
事務用品(紙折器)代	200,000	
事務所移転代	121,495	
事務用品購入代(年間)	174,304	
通信費(レタックス)(年間)	7,900	

③ 調査結果

事務所移転代は事務費の使途基準に照らして適正でない。また、通信費(レタックス)は主に慶弔に使われており、これも適正でない。電話代等と携帯電話代は按分されているが、その他は按分(8/10)されておらず、按分が必要と認められる。また、携帯電話の按分比は、本件監査基準に基づき 1/4 とする。よって、252,503 円が目的外支出と認められる。

(5) 人件費 1,900,930 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員雇用経費(年間)	1,900,930	

③ 調査結果

事務職員は 4 人おり、時給 800 円。時間を割り振り誰かが事務所にいる態勢をとっている。後援会と按分されているが、8/10 となっており、適正と認められる。

(6) 小括

調査研究費のうち、99,200 円、広報費のうち、292,739 円、事務所費のうち、5,333 円、事務費のうち、252,503 円の合計 649,775 円が目的外支出である。

平成17年度

(1) 調査研究費 166,815 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
会費	20,000	
管外調査旅費	25,950	東京都プレーパーク
調査旅費(年間)	120,865	電車・ガソリン代・駐車料

③ 調査結果

会費は平成16年度と同様、〇〇道路促進議員連盟の研究会会費であり、管外調査旅費は安全で安心して遊べる場を研究するための視察で、いずれも適正である。調査旅費(年間)は、詳細が不明のため、年間12万円の限度で適正な支出と認め、865円は目的外支出である。

(2) 広報費 2,306,795 円

① 請求人の主張

日常議員活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
広報誌郵送代(4件)	1,468,995	
広報誌印刷代(3件)	693,840	
ホームページ作成費	127,750	
街頭報告経費(年間)	16,210	ガソリン代・駐車場代

③ 調査結果

平成16年度とほぼ同様の広報活動をしている。ホームページの作成費は適正な支出である。街頭報告経費を除いて、他の支出は後援会と1/8で按分しなければならず、286,323円が不適正な支出と認められる。

(3) 事務所費 1,521,277 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
賃貸料	768,000	
光熱水費	123,277	
駐車場代	130,000	
事務所敷金	500,000	

③ 調査結果

平成 17 年 3 月 22 日から新しい事務所に移転した。新しい事務所も後援会事務所を兼ねている。賃貸料、光熱水費とも適正な支出である。駐車場代は後援会と按分すべきで、65,000 円は目的外支出である。事務所敷金 500,000 円は新しい事務所の敷金であるが、政務調査費からの支出は認められない。

(4) 事務費 916,704 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
通信費(電話・FAX 代)(年間)	120,348	
通信費(携帯電話代)(年間)	63,835	
通信費(NTT コミュニケーションズ 利用料)(年間)	23,791	
通信費(レタックス)(年間)	15,080	
エアコン機器(工事代含む)	403,200	
事務用品購入代(年間)	290,450	

③ 調査結果

通信費(レタックス)は主に慶弔に使われており、目的外支出である。電話・FAX 代と携帯電話代は按分されているが、その他は按分されておらず、按分(8/10)が必要と認められる。また、携帯電話の按分比は、本件監査基準に基づき 1/4 とする。よって、174,528 円が目的外支出である。

(5) 人件費 1,693,890 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員給与(年間)	1,601,280	
労働保険(年間)	14,490	
グループ障害保険料(年間)	78,120	

③ 調査結果

事務職員の数、態勢は平成 16 年度と変化ない。本年度より労働保険等に加入している。事務員給与以外は、後援会との按分がなされておらず、18,522 円の限度で不適正である。

(6) 小括

調査研究費のうち、865 円、広報費のうち、286,323 円、事務所費のうち、565,000 円、事務費のうち、174,528 円、人件費のうち、18,522 円の合計 1,045,238 円が目的外支出である。

101 森山 浩行 議員

平成16年度

(1) 調査研究費 123,573 円 (41,873 円と訂正)

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して、立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
管内調査交通費(9件)	41,873	府庁、堺市役所、水産試験所

③ 調査結果

- イ. 府市の役割分担のあり方について堺市役所へ4回行った際の駐車代1,760円、会派で水産試験場へ行った際の高速代1,900円、府庁へ行った際の高速代700円はいずれも適正な支出である。
- ロ. ガソリン代37,513円は詳細不明であるので、1/4である9,379円を超える28,134円は目的外支出である。
- ハ. 収支報告書記載の支出123,573円と訂正された41,873円の差額81,700円についてはこれを裏付ける資料がない。

(2) 広報費 2,775,649 円 (3,040,356 円と訂正)

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
ホームページ管理費	208,375	管理料、プロバイダ
報告書等印刷費	577,500	報告書作成費
〃	84,000	アンケートハガキ作成費
〃	588,000	報告書作成費
報告書配送料	18,900	配送だし
郵送料	1,461,460	封筒、インク、用紙、切手、ハガキ、郵送
報告会開催費	102,121	会場代、駐車場代、ポスター代

③ 調査結果

- イ. ホームページ管理費と報告書の作成、配布に係る費用及び府政報告会の開催費用であり、按分されていて領収証、帳簿に照らし、いずれも適正な支出と認められる。
- ロ. 収支報告書記載の支出額 2,775,649 円は適正と認められる。

(3) 事務所費 2,640,899 円 (1,666,145 円と訂正)

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
賃貸料	1,305,600	
光熱水費	196,193	
駐車場代	164,352	

③ 調査結果

- イ. 事務所は賃料月額 136,000 円で賃借しており、契約書、光熱水費と合わせた毎月の振込書も提出されていて、8/10 に按分されており、不合理とは言えない。
- ロ. 駐車場は 1 ヶ月 17,000 円で同様に 8/10 で按分されているが、契約書によると車輛名称と車輛番号が特定されていて、来客兼用とは認められないので、164,352 円全額が目的外支出である。
- ハ. 収支報告書記載の支出額 2,640,899 円と訂正された 1,666,145 円との差額 974,754 円についてはこれを裏付ける資料がない。

(4) 事務費 41,289 円 (766,900 円と訂正)

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
通信費(電話代、FAX 代)	153,824	
秘書代行	289,800	

通信費(インターネット接続料金)	61,488	
通信費(切手等)	105,350	
事務用品(用紙)購入代	54,181	
事務用品購入代	33,983	
備品購入代	68,274	

③ 調査結果

41,289 円の限度で少なくとも適正な支出であると認められる。

(5) 人件費 0 円

使途内容等	金額(円)	備考
	0	

(6) 小括

調査研究費のうち 109,834 円、事務所費のうち 1,139,106 円の合計 1,248,940 円が目的外支出である。

平成17年度

(1) 調査研究費 0円 (38,500円と訂正)

① 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
管外調査旅費	32,200	川崎市政令市制度視察(交通費宿泊費)
管外調査旅費	6,300	真岡鉄道視察(宿泊)

② 調査結果

調査研究費は本件監査の対象外である。

(2) 広報費 2,440,270円 (2,136,326円と訂正)

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
ホームページ管理量	72,544	管理料、プロバイダ料
報告書等印刷費	566,670	
報告書配送代	17,400	配送代
郵送代	1,461,862	封筒、インク、用紙、切手、ハガキ、郵送
報告会開催費	17,850	会場代、ポスター代

③ 調査結果

9/10ないし8/10に按分されている支出もあり、2,136,326円はいずれも適正と認められるが、請求人が調査を求めている2,440,270円との差額303,944円については資料の提出がなく、目的外支出と認める他ない。

(3) 事務所費 1,682,329円 (804,781円と訂正)

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
-------	-------	----

賃貸料	631,040	
光熱水費	94,304	
駐車場代	79,437	

③ 調査結果

- イ. 賃貸料及び光熱水費は4月分から9月分まで8/10で按分されているが、契約書によると少なくとも賃貸料は前払いであるから9月2日に支払われた賃料87,040円は10月分の賃料であり、目的外支出と認められる。
- ロ. 駐車場代79,437円は平成16年度と同様全額目的外支出である。
- ハ. 請求人が調査を求めている1,682,329円のうち訂正された804,781円との差額877,548円は資料がなく、目的外支出である。

(4) 事務費 145,721円 (944,958円と訂正)

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
通信費(電話代、FAX代)	78,246	
秘書代行	132,825	
通信費(インターネット接続料金)	30,439	
事務用品(用紙)購入代	101,047	
備品購入代	602,401	

③ 調査結果

平成16年度と同様秘書代行132,825円は8/10で按分されるべきであるが、その余の適正と思われる支出を合わせると請求人が調査を求めている145,721円の限度では適正と思われる。

(5) 人件費 0円

使途内容等	金額(円)	備考
	0	

(6) 小括

広報費のうち303,944円、事務所費のうち1,044,025円の合計1,347,969円は目的

外支出である。

102 山岸 としあき 議員

平成16年度

(1) 調査研究費 66,400 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
調査研究費	66,400	

③ 調査結果

いずれも、勉強会ないし研修会への参加会費であり、適正と認める。

(2) 広報費 831,485 円

① 請求人の主張

日常議員活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
広報紙発行経費等	831,485	

③ 調査結果

いずれも、適正と認める。

(3) 事務所費 1,380,000 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
賃貸料	1,200,000	総額 2,142,000 円
光熱水費	180,000	総額 558,418 円

③ 調査結果

事務所は、後援会事務所との兼用であるところ、賃貸料は、事務所賃料、月極駐車場2台及び倉庫の賃料であり、按分比に疑問はあるが、不適正とまでは言えない。光熱水費は、按分比も適正であり、適正と認められる。

(4) 事務費 503,299 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
リース料(コピー機)	120,000	総額 312,480 円
通信費(電話・FAX・携帯)	180,000	総額 455,628 円
カウンター料(コピー)	120,000	総額 27,154 円
事務用品費	83,299	

③ 調査結果

リース料(コピー機)、通信費(電話・FAX・携帯)及びカウンター料(コピー)はいずれも適正に按分されており、適正な支出である。また、事務用品費 83,299 円は本件監査基準に照らし、適正と認められる。

(5) 人件費 2,440,500 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員	2,400,000	総額 4,928,950 円
労働保険料	40,500	

③ 調査結果

事務員は、政務調査活動・後援会活動に従事しているとの説明であるが、適正に按分されており、適正な支出と認められる。労働保険料 40,500 円は全額計上となっているが、事務員給与の按分比等を考慮すれば、不適正とまでは言えない。

(6) 小括

目的外支出はない。

平成17年度

(1) 調査研究費 127,830 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
調査研究費	65,750	
インターン交通費	22,080	
〇〇法人	40,000	

③ 調査結果

〇〇法人はインターンを募集するための登録料等であり、インターン交通費はそのインターンへの交通費であり、合計 62,080 円は目的外支出である。

その他の支出は適正と認める。

(2) 広報費 668,655 円

① 請求人の主張

日常議員活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
広報紙発行経費等	668,655	郵送料(16件)

③ 調査結果

適正と認める。

(3) 事務所費 1,380,000 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
賃貸料	1,200,000	総額 2,653,500 円

光熱水費	180,000	総額 648,780 円
------	---------	--------------

③ 調査結果

平成16年度と同様、適正に按分されており、適正な支出である。

(4) 事務費 521,350 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
リース料(コピー機)	120,000	総額 312,480 円
通信費(電話・FAX・携帯)	180,000	総額 507,797 円
カウンター料(コピー)	120,000	総額 211,107 円
事務用品費	101,350	

③ 調査結果

リース料(コピー機)、通信費(電話・FAX・携帯)及びカウンター料(コピー)は、按分比はまちまちであるが、いずれも、不適正とはいえない。また、事務用品費 101,350 円は、本件監査基準に照らし、適正と認められる。

(5) 人件費 2,718,375 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員① 通年	2,400,000	総額 4,932,950 円
労働保険	52,200	
事務員② 6/25	127,075	政務調査活動・補助
事務員③ 9/20	15,000	〃
事務員④ 11/30	124,100	〃

③ 調査結果

事務員①から④の給与及び労働保険は、全体で見れば、適正に按分されており、適正な支出と認める。

(6) 小括

調査研究費のうち 62,080 円が目的外支出である。

103 山下 清次 議員

平成16年度

(1) 調査研究費 58,620 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
管外調査旅費(北海道)	58,620	1泊2日交通費・宿泊費

③ 調査結果

泉佐野コスモポリス跡地の公園計画提案のためにパークゴルフ協会を視察に行ったというもので、領収証もなく、疑問はあるが、視察の費用として、一応適正と認める。

(2) 広報費 978,250 円

① 請求人の主張

日常議員活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
広報紙発行経費 4/8、12/22	782,250	印刷代2件
〃 4/16、12/27	196,000	発送費2件

③ 調査結果

いずれも、適正と認める。

(3) 事務所費 771,630 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
賃貸料	540,000	

光熱費	77,050	
設置取り替え費用	154,580	クーラー、換気扇、蛍光灯等

③ 調査結果

賃貸料 540,000 円は、妻との賃貸借契約であり、契約書の作成もなく、振込料もなく、適正とは認められない。光熱費 77,050 円は、全額計上であるが、後援会事務所は別の場所にあり、その費用は計上していないとの説明であり、適正な支出と認める。設置取り替え費用 154,580 円は、事務所設備に関するものであり、相当と認める。

したがって、540,000 円が目的外支出である。

(4) 事務費 965,295 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
通信費等	465,711	
大角封筒制作及び名刺	499,584	

③ 調査結果

通信費等 465,711 円、大角封筒制作及び名刺 499,584 円のうち名刺の部分 9,450 円は目的外支出である。

(5) 人件費 1,959,600 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員①	867,000	
〃 ②	1,087,150	総額2,174,300 円
その他	5,450	

③ 調査結果

事務員①が政務調査活動、同②が政務調査活動及び事務所全般の事務を処理して

いるとし、事務員①の給与全額、同②の給与の半額を人件費として、計上するところ、後援会事務所を兼ねていないことも考慮し、不適正とはいえないと考える。

その他は適正である。

(6) 小括

事務所費のうち 540,000 円及び事務費のうち 9,450 円の合計 549,450 円が目的外支出である。

平成17年度

(1) 調査研究費 52,760円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
管外調査旅費(愛知県)	52,760	1泊2日交通費・宿泊費

③ 調査結果

視察内容に照らし、目的外支出と判断する。

(2) 広報費 984,630円

① 請求人の主張

日常議員活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
広報紙発行経費 4/6、12/21	788,630	印刷代2件
〃 4/18、12/26	196,000	発送費2件

③ 調査結果

平成16年度と同様、適正と認める。

(3) 事務所費 768,754円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
賃貸料	540,000	
光熱費	68,336	
クーラー・冷蔵庫	160,418	

③ 調査結果

平成16年度と同様、賃貸料 540,000 円は適正とは認められないが、光熱費 68,336 円は適正な支出と認める。クーラー及び冷蔵庫の費用 160,418 円は事務所設備に関するものであり、適正と認める。

したがって、540,000 円が目的外支出である。

(4) 事務費 970,830 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
通信費等	378,625	
備品消耗品費	156,228	
発送封筒・名刺作成	435,977	

③ 調査結果

通信費等 378,625 円は、適正と認める。備品消耗品費 156,228 円は、本件監査基準に照らし、120,000 円の限度で適正と認めるが、その余の 36,228 円は目的外支出である。大角部封筒制作及び名刺 499,584 円は、名刺の部分 9,450 円が目的外支出である。

したがって、合計 45,678 円が目的外支出である。

(5) 人件費 1,954,150 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員①	867,000	
〃②	1,087,150	総額2,174,300 円

③ 調査結果

平成16年度と同様、適正と認める。

(6) 小括

調査研究費 52,760 円、事務所費のうち 540,000 円及び事務費のうち 45,678 円の合計 638,438 円が目的外支出である。

104 山添 武文 議員

平成16年度

(1) 調査研究費 525,106 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して、立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
ガソリン	129,236	
海外調査旅費等	395,870	

③ 調査結果

イ. ガソリン代 129,236 円は本件基準により 1/2 を超える 64,618 円は目的外支出である。

ロ. 海外調査旅費等 395,870 円は適正な支出である。

(2) 広報費 1,576,746 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
広報紙発行	1,576,746	

③ 調査結果

広報誌「交野フォーラム」18号、19号、20号の印刷、配布に要する費用であり、全て適正な支出である。

(3) 事務所費 759,747 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
-------	-------	----

家賃等	599,914	
備品購入費	85,458	
雑費	24,734	
食料費	49,641	

③ 調査結果

- イ. 事務所は弟所有建物の1階を賃料月額50,000円で賃借しているが、契約書もあり、毎月5日に支払われ、領収書も発行されている。家賃等599,914円は適正な支出と認められる。
- ロ. 備品購入代のうち、のし袋747円、車ブースターケーブル1,344円の2,091円は、その70%に当たる1,463円が計上されており、目的外支出である。
- ハ. 雑費中、薬代5,410円は同様にその70%に当たる3,787円が計上されており、目的外支出である。
- ニ. 食料費中、仕事始めの赤飯や詳細不明で来客用とは認められない8件、7,474円は同様にその70%に当たる5,231円が計上されており目的外支出である。

(4) 事務費 425,387円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
郵便通信費等	425,387	

③ 調査結果

70%で按分されており、適正な支出と認められる。

(5) 人件費 1,793,225円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員	1,177,225	
事務補助	490,000	
アルバイト	126,000	

③ 調査結果

事務員は 1 名を雇用し、補助者 1 名、その他アルバイトを雇用しており、出勤表も提出され、70%で按分されており、適正な支出と認められる。

(6) 小括

調査研究費のうち 64,618 円、事務所費のうち 10,481 円の合計 75,099 円が目的外支出である。

平成17年度

(1) 調査研究費 148,540 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して、立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
車のガソリン代金	82,990	
その他	65,550	

③ 調査結果

イ. ガソリン代 82,990 円は本件基準により、1/2 を超える 41,495 円は目的外支出である。

ロ. その他 65,550 円は 1/2 に按分されて計上されており、詳細不明であるが、本件基準により 120,000 円の範囲内であるので適正な支出である。

(2) 広報費 1,524,129 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
広報紙発行	1,524,129	

③ 調査結果

広報誌である交野フォーラム 21 号から 23 号の印刷、配布に要した費用であり、適正な支出と認められる。

(3) 事務所費 981,740 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に照らし違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
-------	-------	----

家賃等	828,051	
雑費	107,268	
食料費	32,253	
修繕及びその他	14,168	

③ 調査結果

- イ. 家賃等は平成 16 年度と同様適正な支出である。
- ロ. 食料費のうち、仕事始め昼食代 9,000 円は詳細不明で来客用とは認められない。コンビニでの詳細不明の食料費 2 件 751 円と合わせ、その 70%に当たる 6,825 円が計上されていて目的外支出である。
- ハ. 雑費、修繕及びその他には軽四保険代 29,590 円、自転車 2 台 30,000 円、額縁表習代 16,800 円、タイヤ交換台 19,380 円、常備薬 8,971 円が含まれているので、104,741 円に対し、70%で按分されて計上されている 73,318 円が目的外支出である。

(4) 事務費 448,489 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
郵便通信費等	420,214	
文具費	28,275	

③ 調査結果

- イ. 文具費のうち、のし袋 1,515 円は平成 16 年度と同様にその 70%に当たる 1,060 円が計上されており、目的外支出であり、その余は適正な支出である。
- ロ. 郵便通信費等は 70%で按分されており、適正な支出と認められる。

(5) 人件費 1,806,175 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員	1,221,675	

事務補助	455,000	
アルバイト	129,500	

③ 調査結果

平成 16 年度と同様出勤表も提出され、70%で按分されており、適正な支出と認められる。

(6) 小括

調査研究費のうち 41,495 円、事務所費のうち 80,143 円、事務費のうち 1,060 円の合計 122,698 円が目的外支出である。

105 山本 幸男 議員

平成16年度

(1) 調査研究費 479,246 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
管外調査旅費 4/2	52,195	国会内公明党政審室等
〃 5/9	54,282	都庁関係者、地震の科学館
〃 7/10	25,550	都議意見交換
〃 7/25	26,600	都議意見交換
〃 8/26	29,250	都庁関係者
〃 9/18	33,570	都庁関係者
〃 9/29	33,150	国会内公明党政審室等
〃 11/1	32,166	都庁関係者、水の科学館
〃 11/4	105,000	議員連盟訪韓
〃 12/25	22,900	都庁関係者、消防博物館
〃 3/28	64,583	国会内公明党政審室等

③ 調査結果

公明党政審室及び都議・都庁関係者との意見交換はそれぞれ別個のテーマの調査のため出かけており、訪問先が東京都の関係者がほとんどでその必要性につき疑問がないわけではないが、不合理とまでいえない。議員連盟による訪韓 105,000 円は本件監査基準に照らし目的外支出と認める。

(2) 広報費 366,093 円

① 請求人の主張

日常議員活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
広報(はがき)印刷代(11件)	334,758	

切手・送料	31,335	
-------	--------	--

③ 調査結果

広報誌として、はがきに議会報告などを印刷して配布している。配布はボランティアが手伝っており、ほとんど費用がかからない、との説明があった。適正な支出と認められた。

(3) 事務所費 1,413,965 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
賃貸料	864,000	
光熱水費	104,965	
備品設置等工事費	200,000	
備品設置費(応接セット)	200,000	
駐車場代	45,000	3ヶ月分

③ 調査結果

事務所は賃貸で、後援会事務所は兼ねていない。古いビルなので、洗面所の改修を要した。駐車場代は按分し 1/2 を超える 22,500 円は目的外支出である。その他は適正な支出と認められた。

(4) 事務費 1,845,624 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
通信費(電話・FAX 代)(年間)	204,678	
通信費(携帯電話代)(年間)	222,919	
事務用品等(年間)	797,684	
駐車場代	90,000	6ヶ月分

ガソリン代	5,343	
その他	525,000	

③ 調査結果

携帯電話代は按分が必要であり、本件監査基準に照らし 1/4 を超える 167,189 円を目的外支出と認める。また、その他のうち、府政ノート 59,204 円は本件監査基準に照らし目的外支出と認める。また、1/22 の 387,000 円の支出は液晶テレビ 200,000 円、デジタル一眼レフカメラ 125,000 円、空気清浄機 62,000 円で、カメラは府政報告等に利用するため、テレビは情報収集のため、空気清浄機は来客の健康のためとのものであるが、金額が大きく、適正な限度で支出を認めるべきであって、1/5 を超える 309,600 円は目的外支出と認める。駐車場代は 1/2 を超える 45,000 円が目的外支出である。ガソリン代は 1/4 を超える 4,007 円が目的外支出である。

(5) 人件費 0 円

使途内容等	金額(円)	備考
	0	

(6) 小括

調査研究費のうち、105,000 円、事務所費のうち、22,500 円、事務費のうち、585,000 円の合計 712,500 円が目的外支出である。

平成17年度

(1) 調査研究費 398,960 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
管外調査旅費 4/3	60,072	都議意見交換、都市防災センター
〃 4/29	34,722	宮城県教育委員会
〃 5/2	47,365	都議意見交換
〃 6/6	74,321	都議意見交換
〃 6/27	29,590	都庁関係者
〃 7/2	45,550	都庁関係者
〃 9/22	32,500	都庁関係者
〃 12/22	25,900	公明党政審室
〃 3/27	48,940	松山市役所関係者

③ 調査結果

本年度も前年度と同様、公明党政審室及び都議・都庁関係者との意見交換はほとんどでその必要性につき疑問がないわけではないが、不合理とまではいえない。

(2) 広報費 293,213 円

① 請求人の主張

日常議員活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
広報(はがき)印刷代(7件)	160,973	
広報活動用手帳	70,000	
広報名刺印刷代	22,000	
切手等	40,240	

③ 調査結果

広報活動用手帳 70,000 円とは議会手帳であり、広報名刺印刷代 22,000 円とは議員の名刺の印刷代であり、いずれも本件監査基準に照らし不適正な支出と認められる。その他は適正な支出と認められる。

(3) 事務所費 1,614,980 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
賃貸料	872,000	
光熱水費	92,700	
備品設置等工事費	470,280	
駐車場代	180,000	

③ 調査結果

事務所は賃貸で、後援会事務所は兼ねていない。古いビルなので、前年度に引き続き流し台等水回りの改修を要した。駐車場代は 1/2 を超える 90,000 円が目的外支出である。その他は適正な支出と認められた。

(4) 事務費 1,851,889 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
通信費(電話・FAX 代)(年間)	124,083	
通信費(携帯電話代)(年間)	556,367	
事務用品等(年間)	780,595	
ガソリン代	3,890	
その他	386,954	

③ 調査結果

携帯電話代は按分が必要であり、本件監査基準に照らし 1/4 を超える 417,275 円

を目的外支出である。ガソリン代は 1/4 を超える 2,917 円を目的外支出とする。

(5) 人件費 0 円

使途内容等	金額(円)	備考
	0	

(6) 小括

広報費のうち、92,000 円、事務所費のうち、90,000 円、事務費のうち、420,192 円の合計 602,192 円が目的外支出である。

106 横倉 廉幸 議員

平成16年度

(1) 調査研究費 236,700 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して、立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
管外調査研究費	10,000	〇〇文化庁長官講演、リバーレストラン
	7,000	ソーラー&人力ボート大阪大会
	12,000	〇〇念仏寺お練り
	120,000	海外行政調査
	80,700	熊本市役所国際交流課
	7,000	ソーラー&人力ボート大阪大会

③ 調査結果

計上されている各費用について領収証は一切提示されなかった。ヒアリングの結果、川の問題をライフワークとして取り組んでいるとのことであり、その視点から〇〇文化庁長官講演、リバーレストラン 10,000 円、熊本市役所国際交流課 80,700 円は交通費、実費分として相当な支出と認められるが、その余の 146,000 円は目的、関連が明確ではなく、目的外支出と認められる。

(2) 広報費 542,600 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
	542,600	

③ 調査結果

イ. 横倉ニュースを発行していることは窺われるが、領収証の添付がなく、発行日、

発行費用、部数等が全く不明である。平成17年度の調査書によると横倉ニュース印刷代として374,850円が支出されているので、ニュース発行分としてはこの限度で適正と認める。

- ロ. 平成16年秋には府議団だより3万部を83,000円で折込み配布していることが窺われ、適正な支出と認める。
- ハ. 542,600円のうち、イ、ロの457,850円を超える84,750円は目的外支出と認めざるをえない。

(3) 事務所費 830,507円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
賃貸料	600,000	
光熱水費	70,440	
事務機器	142,800	
	17,267	

③ 調査結果

- イ. 事務所は〇〇会の名義で月額5万円で賃借しており、後援会と兼用しているもので、1/2を超える30万円は目的外支出である。
- ロ. 光熱水費、事務機器は1/2に按分されており、適正な支出と認められる。
- ハ. 17,267円は詳細不明であり、本件監査では目的外支出と認める。

(4) 事務費 793,876円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
雑費	20,273	
事務用品	79,099	
通信費	312,167	
新聞等	70,420	

駐車料	132,300	
燃料費	119,006	
	60,611	

③ 調査結果

- イ. 雑費から燃料費（ガソリン代）まで全て 1/2 で按分されており、適正な支出と認められる。
- ロ. 60,611 円は詳細不明であり、本件監査では目的外支出と認められる。

(5) 人件費 2,660,000 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員①	1,500,000	
事務員②	960,000	
	200,000	

③ 調査結果

- イ. 事務員①については帳簿に人件費として月額 20 万円＋賞与 60 万円の記載があり 1/2 で按分しており、適正な支出と認められる。
- ロ. 事務員②が朝から晩まで事務所に出ていることは窺われ、毎月の支払いについてこれを客観的に根拠づけるものは提出されていないが本件基準により 1/4 を超える 720,000 円は目的外支出である。
- ハ. 20 万円も詳細不明であるが、事務員①に対する交通費として月額 1 万円、年間 12 万円の限度で適正な支出と認める。

(6) 小括

調査研究費のうち 146,000 円、広報費のうち 84,750 円、事務所費のうち 317,267 円、事務費のうち 60,611 円、人件費のうち 800,000 円の合計 1,408,628 円は目的外支出である。

平成17年度

(1) 調査研究費 208,600円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して、立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
管外調査研究費 3/28～4/2	110,000	シンガポール
8/8～8/9	58,600	消防庁長官・災害対策センター
10/24～10/28	30,000	上海・南京
11/2	10,000	ホームレス就業センター、自立支援センター

③ 調査結果

- イ. シンガポールは空港のホスピタリティ、港湾施設、金融関係等の調査に出かけたもので、領収証もあり、適正な支出と認められる。
- ロ. 消防庁視察は長官を訪ね、災害対策センターを視察したもので領収証はないが、一泊の費用として不適切とは言えない。
- ハ. 上海、南京は議会の公式行事で、その個人負担分であり、領収証はないが、適正な支出と認められる。
- ニ. ホームレスは議連で視察した参加費用であり、適正な支出と認められる。

(2) 広報費 563,200円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
	563,200	

③ 調査結果

領収証で確認できるのは折込代 84,000円、横倉ニュース印刷代 374,850円、府議団だより折込代 83,000円の 541,850円である。その余りの 21,350円は目的外支出

と認めざるをえない。

(3) 事務所費 816,328 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
賃貸料	600,000	
光熱水費	79,400	
事務機器	132,300	
	4,628	

③ 調査結果

平成 16 年度と同様、賃貸料 600,000 円の 1/2 を超える 300,000 円及び詳細不明の 4,628 円は目的外支出である。光熱水費、事務機器は適正な支出と認められる。

(4) 事務費 782,943 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
通信費	191,942	
事務用品	19,900	
駐車料	127,300	
雑費	31,255	
新聞等	66,420	
燃料	108,950	
	237,176	

③ 調査結果

- イ. 内容が不明の 237,176 円は別途事務用品、雑費が計上されていることに照らし、目的外支出と言わざるとえない。
- ロ. その他の支払いは全て 1/2 に按分されており、適正な支出と認められる。

(5) 人件費 2,645,000 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員①	1,555,000	
事務員②	960,000	
	130,000	

③ 調査結果

平成 16 年度と同様、事務員②への支払いのうち 720,000 円及び交通費 12 万円を超える内容不明の 1 万円は目的外支出である。その余の支払いは適正と認められる。

(6) 小括

広報費のうち 21,350 円、事務所費のうち 304,628 円、事務費のうち 237,176 円、人件費のうち 730,000 円の合計 1,293,154 円が目的外支出である。

107 吉田 利幸 議員

平成16年度

(1) 調査研究費 116,317円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
管外調査旅費 4件	116,317	

③ 調査結果

1件41,620円は東京都の教育委員会の視察費用とのことであるが、領収証等の裏付けはなく、その余の3件合計74,697円は説明がなされていない。

したがって、全額116,317円が目的外支出である。

(2) 広報費 1,878,950円

① 請求人の主張

日常議員活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
広報紙発行経費 3件	1,878,950	発送代、印刷代

③ 調査結果

上記は、1/2の按分計上との説明であり、広報紙の内容に照らし、適正と認める。

(3) 事務所費 1,596,000円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務所借上料	1,596,000	総額480万円

③ 調査結果

吉田議員が代表者を務める会社との賃貸借契約書の作成は認められるが、賃料の支払は銀行等の送金ではなく、契約に基づき、支払いの事実を裏付ける証拠はなく、全額目的外支出である。

(4) 事務費 933,390 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
駐車場料金	336,000	総額 504,000 円
自動車購入負担金	216,000	総額 662,000 円
事務用品	196,708	
通信費等	184,682	

③ 調査結果

駐車場料金は、総額の 1/2 の按分によるべきであり、252,000 円は適正であるが、これを超過する計上部分 84,000 円は目的外支出である。自動車購入負担金 216,000 円は、目的外支出である。事務用品購入分 196,708 円は、本件監査基準に照らし、120,000 円の限度で、適正な支出と認めるが、その余の 76,708 円は目的外支出である。通信費等は金額に照らし適正と認める。

したがって、376,708 円が目的外支出である。

(5) 人件費 960,000 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員	960,000	総額192万円

③ 調査結果

適正に按分計上されており、適正な支出と認めた。

(6) 小括

調査研究費 116,317 円、事務所費 1,596,000 円及び事務費のうち 376,708 円の合計 2,089,025 円が目的外支出である。

平成17年度

(1) 調査研究費 140,350 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
中国視察	95,500	総額 95,500 円
管外調査旅費	38,550	総額 38,550 円

③ 調査結果

中国視察は、高槻日中友好協会の視察であり、友好目的であり、目的外支出である。管外調査旅費は、合理的な説明がなされず、目的外支出である。なお、上記と差額 6,300 円の説明はなかった。

したがって、全額の 140,350 円が目的外支出である。

(2) 広報費 1,851,480 円

① 請求人の主張

日常議員活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
広報紙発行経費	1,851,480	

③ 調査結果

上記は、1/2 の按分計上との説明であり、広報紙の内容に照らし、適正と認める。

(3) 事務所費 1,596,000 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務所借上料	1,596,000	総額480万円

④ 調査結果

平成16年度と同様であり、1,596,000円の全額が目的外支出である。

(4) 事務費 930,728円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
駐車場料金	336,000	総額 504,000円
自動車購入負担金	216,000	総額 662,000円
事務用品代	112,533	
ガソリン代	66,311	
ダスキン使用料	20,790	
リース料	179,094	

③ 調査結果

駐車場料金は、総額の1/2の按分によるべきであり、252,000円は適正であるが、これを超過する計上部分84,000円は目的外支出である。自動車購入負担金216,000円は、目的外支出である。事務用品代112,533円は、本件監査基準に照らし、適正な支出と認める。ガソリン代66,311円は1/2を超える33,155円は目的外支出である。ダスキン使用料20,790円は、金額等に照らし、適正と認める。リース料179,094円は、1/2の按分によるべきであり、89,547円は適正であるが、89,547円は目的外支出である。

したがって、422,702円が目的外支出となる。

(5) 人件費 960,000円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員	960,000	総額192万円

③ 調査結果

適正に按分計上されており、適正な支出と認めた。

(6) 小括

調査研究費 140,350 円、事務所費 1,596,000 円、事務費のうち 422,702 円の合計 2,159,052 円が目的外支出である。

108 ・村 善美 議員

平成16年度

(1) 調査研究費 98,250 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
調査研究費	98,250	ガソリン代 147,140 円、タクシー代 49,360 円

③ 調査結果

適正な按分比となっており、また、本件監査基準に照らし、適正な支出と認める。

(2) 広報費 703,920 円

① 請求人の主張

日常議員活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
広報紙発行経費等	298,290	ニュース増版分、府政報告かわら版等
〃	405,630	封筒、ニュース増版分、予算要望書等

③ 調査結果

府政報告等に関する費用であり、適正と認める。

(3) 事務所費 1,003,629 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
光熱費、事務所運営費等	1,003,629	総額 2,007,258 円

③ 調査結果

後援会事務所を兼ねてはいるが、1/2の按分となっており、適正である。

(4) 事務費 714,951円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務用品、事務にかかわるガソリン代、携帯電話代、郵送代等	537,951	総額 1,075,902円
掲示板作成代	177,000	合計200枚のうち100枚分を計上

③ 調査結果

事務用品、事務にかかわるガソリン代、携帯電話代、郵送代等円は、合計 1,075,902円の 1/2 である 537,951円が按分計上されている。事務用品の内訳は、文具、コピー用紙、コピー代、りぼん、インクジェット、ラミネートフィルム、IT 雑貨となっており、適正である。ガソリン代 245,525円は、1/2に按分されており、適正である。

携帯電話代の中には秘書に対する携帯代の支払分 180,000円(月 30,000円の定額支給の 1/2の按分計上)が含まれており、目的外支出である。その他のものとしては、看板代 94,500円の 1/2の 47,250円が按分計上されているが、これは目的外支出である。その他に不適正な計上はない。

次に、掲示板作成代 177,000円は、広報用の掲示板 200枚を作成し、100枚分の費用を政務調査費に計上したものであるが、目的外支出である。

したがって、404,250円が目的外支出である。

(5) 人件費 2,513,450円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員①	2,254,500	総額 4,509,000円
事務員②	220,000	総額 440,000円
不定期バイト代等	25,150	総額 50,300円

雇用保険代	13,800
-------	--------

③ 調査結果

賃金台帳などにより、上記支出が認められるところ、1/2の按分となっており、適正と認める。

(6) 小括

事務費のうち404,250円が目的外支出である。

平成17年度

(1) 調査研究費 80,660 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
調査研究費	80,660	ガソリン代総額 161,320 円

③ 調査結果

適正な按分比となっており、また、本件監査基準に照らし、適正と認められる。

(2) 広報費 257,191 円

① 請求人の主張

日常議員活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
広報紙発行経費等	257,191	ニュース増版分、予算要望書印刷代等

③ 調査結果

府政報告に関するものであり、適正である。

(3) 事務所費 1,012,480 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
光熱費、事務所運営費等	1,012,480	総額 2,024,960 円

③ 調査結果

平成16年度と同様であり、1/2の按分となっており、適正である。

(4) 事務費 832,639 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務用品、事務にかかわるガソリン代、携帯電話代、郵送代等	832,639	総額 1,665,278 円

③ 調査結果

上記のうちガソリン代は、1/2 に按分されていて適正である。タクシー代 55,940 円は、本件監査基準に照らし、適正である。帳簿では「事務用品購入代」のみ記帳されているものが合計 94,751 円であり、本件監査基準に照らし、この点は、適正と認められる。

このほかには 4/5 付で応接セット 45 万円、4/10 書棚 20 万円の購入があるが、かかる支出に疑問はあるが、不適正とまではいえないと考える。

秘書携帯代 180,000 円は目的外支出である。

したがって、合計 180,000 円が目的外支出である。

(5) 人件費 2,688,980 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員①	2,254,500	総支給額 4,509,000 円
事務員②	400,000	総支給額 800,000 円
雇用保険代	13,800	総支給額 27,600 円
不定期バイト代等	20,680	総支給額 41,360 円

③ 調査結果

賃金台帳などにより、上記支出が認められるところ、1/2 の按分となっており、適正と認める。

(6) 小括

事務費のうち 180,000 円が目的外支出である。

109 若林 まさお 議員

平成16年度

(1) 調査研究費 704,088 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
管外調査旅費等	324,770	
市内視察交通費	3,240	
管内調査交通費 2件	18,270	
交通費(車リース借上) 7件	350,000	月額5万円
管内視察	3,130	
調査視察写真代	4,678	

③ 調査結果

管外調査旅費等は適正である。市内視察交通費 3,240 円、管内交通旅費 18,270 円、管内視察 3,130 円及び調査視察写真代 4,678 円の合計 29,318 円は裏付けがなく、目的外支出である。交通費(車リース借上) 350,000 円は関連会社との自動車のリース契約であり、契約書の作成は認められるが、銀行送金等にはなっておらず、領収証もなく、月々の支払いが確認できないので目的外支出である。

したがって、合計 379,318 円が目的外支出である。

(2) 広報費 19,500 円

① 請求人の主張

日常議員活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
ホームページ改稿料 4件	19,500	

③ 調査結果

ホームページ改稿料 19,500 円は、適正な支出である。

(3) 事務所費 1,200,000 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
賃貸料・光熱水費含む	1,200,000	

③ 調査結果

関連会社との賃貸借契約であり、銀行送金等にはなっておらず、領収証もなく、月々の支払いが確認できないので、目的外支出である。

(4) 事務費 1,748,734 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務機器一式リース	1,200,000	電話代・FAX代を含む
レタックス代・通信費 3件	36,400	
印代等	102,688	
自転車購入	14,000	
事務用品 4件	250,646	うち1万円分は商品券で支払い
事務用品(アンケート用紙)	105,000	商品券で支払い
事務用品(封筒他)	40,000	商品券で支払い

③ 調査結果

事務機器一式リース(電話代・FAX代を含む)1,200,000 円は、関連会社との賃貸借契約であり、銀行送金等にはなっておらず、月々の支払いが確認できないので、目的外支出である。レタックス代・通信費 36,400 円は、内訳不明であり、1/2 の 18,200 円は適正と考えるが、18,200 円は目的外支出である。印代等は、金額等に照らし、適正と認める。自転車購入 14,000 円は目的外支出である。事務用品 250,646 円は、本件監査基準に照らし、120,000 円の限度で適正と認めるが、その余の 130,646 円は目的外支出である。事務用品(アンケート用紙)105,000 円及び事務用品(封筒他)40,000 円は、いずれも、商品券での購入であり、政務調査費からの支出とは言えない。

したがって、合計 1,507, 846 円が目的外支出である。

(5) 人件費 2,070,000 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員①	960,000	
事務員②	960,000	
事務員③	150,000	

③ 調査結果

受取書などの裏付けはないが、帳簿に記帳があり、雇用実態を認めるが、雇用状況の確認資料がなく、政務調査の補助に専従していたとは考えがたく、少なくとも、1/2の按分によるべきであるから、これを超える1,035,000円は目的外支出である。

(6) 小括

調査研究費のうち379,318円、事務所費のうち1,200,000円、事務費のうち1,507,846円及び人件費のうち1,035,000円の合計4,122,164円が目的外支出である。

平成17年度

(1) 調査研究費 1,021,420 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
管外調査旅費 3件	413,500	
車リース	600,000	
その他	7,920	

③ 調査結果

管外調査旅費は、国土交通省（東京）出張・つくば学研都市視察 145,000 円、山梨リニアモーターカー視察 89,600 円、福岡・長崎・熊本商店街視察 178,900 円となっているところ、福岡・長崎・熊本商店街視察 178,900 円は合理的な説明がなされておらず、目的外支出である。車リース 600,000 円は、平成16年度と同様、目的外支出である。その他は適正と認める。

したがって、778,900 円が目的外支出である。

(2) 広報費 24,900 円

① 請求人の主張

日常議員活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
ホームページ改稿料 3件	21,500	
レタックス 2件	3,400	

③ 調査結果

ホームページ改稿料は、適正と認める。レタックス 3,400 円は目的外支出である。

(3) 事務所費 1,200,000 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
賃貸料	1,200,000	

③ 調査結果

平成16年度と同様であり、1,200,000円全額が目的外支出である。

(4) 事務費 1,451,244円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務機器一式リース	1,200,000	電話代・FAX代を含む
事務所備品購入(机・椅子)	154,791	うち4万円分は商品券で支払い
レタックス代	9,100	
事務用品(アンケート用紙)	85,312	うち2万円分は商品券で支払い
事務用品 2件	2,041	

③ 調査結果

事務機器一式リース(電話代・FAX代を含む)1,200,000円は、平成16年度と同様、目的外支出である。レタックス代9,100円は、目的外支出である。事務所備品購入(机・椅子)154,791円は、うち40,000円が商品券による支払いであり、同額の部分は目的外支出であるが、その余は不適正とまではいえない。また、事務用品(アンケート用紙)105,000円は、うち20,000円の部分が目的外支出であるが、政務調査との関係は否定できず、その余は適正と認める。事務用品(2件)2,041円は、本件監査基準に照らし、適正と認める。

したがって、1,269,100円が目的外支出である。

(5) 人件費 2,160,000円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
-------	-------	----

事務員①	960,000	
事務員②	880,000	
事務員③	80,000	
事務員④	240,000	

③ 調査結果

受取書などの裏付けはないが、帳簿に記帳があり、雇用実態を認めるが、雇用状況の確認資料がなく、政務調査の補助に専従していたとは認められず、少なくとも、1/2の按分によるべきであり、1,080,000円は目的外支出である。

(6) 小括

調査研究費のうち778,900円、広報費のうち3,400円、事務所費のうち1,200,000円、事務費のうち1,269,100円及び人件費のうち1,080,000円の合計4,331,400円が目的外支出である。

110 和田 正徳 議員

平成16年度

(1) 調査研究費 2,640,000 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
調査委託料(年間)	2,640,000	

③ 調査結果

本件監査基準に照らし、1/2 を超える 1,320,000 円を目的外支出と認める。

(2) 広報費 22,000 円

① 請求人の主張

日常議員活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
	0	

③ 調査結果

収支報告書には 22,000 円が計上されているが、ヒアリングの結果支出はないとのことであるので、全額目的外支出と認める。

(3) 事務所費 1,205,525 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
賃貸料	840,000	
光熱水費	80,571	

ガレージ料金	240,000	
--------	---------	--

③ 調査結果

事務所は妻の所有物件を賃借している。妻との間に契約書は作成され、賃料は毎月現金を手渡しているというが、銀行振込控え等それを証する客観的なものはなく、適正な支出とは認められない。光熱水費は適正と認められる。駐車場代は按分し、1/2 を超える 120,000 円を目的外支出と認める。

上記使途内容は 1160,571 円であり、収支報告書 1,205,525 円との差額 44,954 円は目的外支出と認める。

(4) 事務費 800,889 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
通信費(電話代)(年間)	109,536	
ガソリン代(年間)	100,741	
印刷機リース(年間)	44,436	
事務用品(年間)	42,103	
切手・はがき(年間)	18,320	
パソコンリース	91,000	
パソコン部品(6点)	236,653	
翻訳機	21,315	

③ 調査結果

ガソリン代は 1/4 を超える 75,555 円を目的外支出と認める。翻訳機 21,315 円は語学を身につけるためということであるが、政務調査とは直接関連がなく目的外支出である。その他は適正な支出と認められる。

上記使途内容は 664,104 円であり、収支報告書 800,889 円との差額 136,785 円は目的外支出である。

(5) 人件費 1,057,120 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員雇用経費	1,147,430	

③ 調査結果

上記使途内容は、1,147,430 円であり、収支報告書には 1,057,120 円を計上している。

事務員は一人で時間給で雇用している。新聞の切り抜きや主張のデータベース化、議会質問の原稿の打ち込み等政務調査に従事している。適正な支出と認められる。

(6) 小括

調査研究費 1,320,000 円、広報費のうち 22,000 円、事務所費のうち、1,004,954 円、事務費のうち、233,655 円の合計 2,580,609 円が目的外支出である。

平成17年度

(1) 調査研究費 2,673,631 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
調査委託料(年間)	2,640,000	
調査(高速、駐車場代)12/19	3,200	
調査(法律関係)3/20	5,250	
駐車料金 3/20	500	

③ 調査結果

調査委託料については前年度と同様に1/2を超える1,320,000円が目的外支出と認められる。12/19の調査支出及び3/20の駐車料金は、いずれも出納帳に記載があるが、3/20の調査支出5,250円については出納帳に記載なく、また領収書等の書類もないため、支出自体を認めることができない。

上記使途内容2,648,950円と収支報告書2,673,631円の差額24,681円は目的外支出である。

(2) 広報費 54,575 円

① 請求人の主張

日常議員活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
広報誌(用紙、インク)	25,175	
広報誌(印刷代)	29,400	

③ 調査結果

印刷機をリースで所持しており、広報誌は自分のところで印刷しており、そのための用紙とインクを支出したもの、印刷代は冊子の表紙だけを外注にだしたもので、いずれも適正な支出である。

(3) 事務所費 1,198,701 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
賃貸料	840,000	
光熱水費	76,065	
ガレージ料金	240,000	

③ 調査結果

前年度と同様、賃貸料 840,000 円は全額目的外支出と認められる。光熱水費は全額適正で、ガレージ代は 1/2 を超えた 120,000 円が目的外支出である。

上記使途内容 1,156,065 円と収支報告書 1,198,701 円の差額 42,636 円は目的外支出である。

(4) 事務費 778,698 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
通信費(電話代)(年間)	137,007	
ガソリン代(年間)	100,741	
印刷機リース(年間)	44,436	
事務用品(年間)	445,812	
切手・はがき(年間)	47,480	
ビデオカメラ	148,000	
ビデオデッキ	109,000	
プリンター	64,300	

③ 調査結果

上記使途内容 1,096,776 円のうち収支報告書には 778,698 円を計上している。

通信費(固定電話代)は、適正な支出である。ガソリン代は、1/4 を超える 75,555 円

を目的外支出と認める。印刷機リース料は適正と認める。事務用品 445,812 円は、本件監査基準である年間 12 万円の限度で適正と認め、これを超える 325,812 円は目的外支出である。切手・はがき代は適正な支出と認められる。ビデオカメラ及びビデオデッキについては、金額も高額であり、政務調査との関連性も強いとはいえ、資産取得とも考えられることもあり、減価償却率を考慮し 1/5 の範囲内で適正な支出と認め、これを超える 205,600 円を目的外支出と認める。プリンターは適正な支出と認める。

目的外支出は 606,967 円であるが、1,096,776 円と 778,698 円の差額 318,078 円を差引いた 288,889 円を目的外支出と認める。

(5) 人件費 1,004,920 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員雇用経費	1,004,920	

③ 調査結果

平成 16 年度と変化なく、適正な支出と認められる。

(6) 小括

調査研究費のうち、1,349,931 円、事務所費のうち、1,002,636 円、事務費のうち、288,889 円の合計 2,641,456 円が目的外支出である。

111 北川 イッセイ 議員

北川一成議員は、平成16年6月23日府議会議員を辞職し、同年7月23日施行の参議院議員選挙に立候補、当選したため、政務調査費の受領は同年4月、5月、6月の3ヶ月分のみであった。府議会議員当時は自宅を事務所としていたが、辞職、立候補、当選により事務所を別途移転したため帳簿、領収書が現在見当たらないとして提出されていない。

しかしながら、北川議員は議員辞職後速やかに政務調査費の精算を行い、同年8月12日514,092円を府に返還しており、当時適正に処理していたものと推認される。

平成16年度

(1) 調査研究費 24,927円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
視察旅費等	24,927	

③ 調査結果

視察旅費24,927円は同僚議員と一緒に東京視察した際の旅費であるとの説明があり、その金額は本件監査基準の12万円(3ヶ月分としても4万円)の範囲内であり、相当な支出であると認められる。

(2) 広報費 0円

使途内容等	金額(円)	備考
	0	

(3) 事務所費 0円

使途内容等	金額(円)	備考
	0	

(4) 事務費 220,054円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務用品、通信費等	220,054	

③ 調査結果

事務用品、通信費等 220,054 円の主なものは事務所用電話、FAX合計4回線の使用料を後援会と1/2に按分したもの及び文具類、ファイル、コピー用紙、コピー代(リース)の合計を後援会と1/3に按分したものであるとのことであり、その期間に照らし、相当な支出と認められる。

(5) 人件費 600,000円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員雇用経費	600,000	

③ 調査結果

平成16年当時、事務員を3名雇用していたが、そのうち2名分は後援会が負担し、現在政策第一秘書となっている政務調査補助専門の〇〇氏の給与だけを政務調査費から支出していた。同氏の給与は月額20万円、毎月末支払いであり、現実に現金で出金されていることを政務調査費の振込み銀行口座により確認した。

(6) 小括

目的外支出は認められない。

112 園部 一成 議員

平成16年度

(1) 調査研究費 0円

使途内容等	金額(円)	備考
	0	

(2) 広報費 0円

使途内容等	金額(円)	備考
	0	

(3) 事務所費 1,600,000円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
賃貸料	1,600,000	

③ 調査結果

賃貸料の支払を証する客観的な書類がなく賃貸料 1,600,000円が支払われたとは認め難い。

(4) 事務費 0円

使途内容等	金額(円)	備考
	0	

(5) 人件費 4,960,000円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容等

使途内容等	金額(円)	備考
事務員(政務調査活動)	4,960,000	

③ 調査結果

定年退職した嘱託社員を会社から派遣を受け、会社に一括支払いしたという客観的な証拠はない。平成 16 年 12 月 22 日に 4,960,000 円が政務調査費から一括で支払われていないと認められる。

(6) 小括

事務所費 1,600,000 円、人件費 4,960,000 円ともに支出した形跡が認められず、全額が目的外支出であるが、交付額が 5,880,000 円であるので、5,880,000 円が目的外支出額である。

平成17年度

(1) 調査研究費 0円

使途内容等	金額(円)	備考
	0	

(2) 広報費 0円

使途内容等	金額(円)	備考
	0	

(3) 事務所費 400,000円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
賃貸料	400,000	

③ 調査結果

議員は3ヶ月で市長選のため辞職しているが、平成16年度と同様支出の形跡を認めることは困難である。

(4) 事務費 0円

使途内容等	金額(円)	備考
	0	

(5) 人件費 1,209,000円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員(政務調査活動)	960,000	
事務員(政務調査活動補助)	249,000	

③ 調査結果

平成16年度と同様、政務調査費から支払われた形跡は認められない。

(6) 小括

事務所費 400,000 円、人件費 1,209,000 円の全額が目的外支出であるが、交付額が 1,470,000 円であるので、1,470,000 円が目的外支出額である。

113 神谷 昇 議員

平成16年度

(1) 調査研究費 209,980 円

ガソリン代とのことであるので、私用 1/2、後援会 1/4 で按分して 1/4 の 52,495 円を超える 157,485 円は目的外支出と認められる。

(2) 広報費 750,435 円

府議会だより印刷代として 6 月 25 日付 368,970 円、9 月 1 日付 381,465 円の領収証が提出され、適正な支出と認められる。

(3) 事務所費 60,000 円

昭和 31 年から借地しており、支払は年 5 万円とのことであるが在職した 6 ヶ月に相当する 25,000 円を後援会と按分し、120,000 円の限度で適正と認め、その余の 47,500 円は資料もなく、目的外支出である。

(4) 事務費 338,425 円

詳細不明であるので、本件監査基準により、12 万円の 1/2 の 6 万円を超える 278,425 円は目的外支出である。

(5) 人件費 1,800,000 円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務員雇用費	720,000	
	240,000	
	240,000	
	420,000	
他 6名	180,000	府会活動チラシ配り

③ 調査結果

政務調査と後援会活動とで 1/2 に按分すべきである。府会活動チラシ配りとして記

載されているが、詳細不明で受取りを証する資料もないため、一括して 1,800,000 円のうち 900,000 円を目的外支出と認める。

(6) 小括

調査研究費のうち 157,485 円、事務所費のうち 47,500 円、事務費のうち 278,425 円、人件費のうち 900,000 円の合計 1,383,410 円が目的外支出である。

114 森山 一正 議員

平成16年度

(1) 調査研究費 250,000 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別して、立法事務、政策立案を対象とした活動に絞った支出を適正とすべきである。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
管外調査(5/5～5/8)	250,000	北朝鮮視察(地方から国交正常化を)

③ 調査結果

地方から国交正常化を考える府民訪朝団の団長として北朝鮮を訪問したものであり、適正な支出と認められる。

(2) 広報費 238,797 円

① 請求人の主張

議員の日常活動と区別した広報と解すべきで、調査研究費と深く関連する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
意見広告	10,000	姉妹都市上海市との交流
広報活動	149,797	
街宣車自動車税	4,000	
政策提言	75,000	5つの提言発送

③ 調査結果

イ. 街宣車自動車税 4,000 円は目的外支出である。

ロ. その他は適正と認められる。

(3) 事務所費 736,432 円

① 請求人の主張

日常の議員活動、後援会活動あるいは政党活動などのための固定した事務所の経費であり、使途基準に反し違法支出である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
空調機オーバーホール	70,000	
水道代	9,360	
事務所借上料 @50,000×6 ヶ月	300,000	
駐車場 @20,000×6ヶ月	120,000	2台分
電気代	49,484	
車輛維持管理費	51,108	
その他	136,480	

③ 調査結果

- イ. 事務所は月額 97,000 円で賃借しており、4月から9月までの6ヶ月分 582,000 円の 1/2 強の 300,000 円を計上しており、適正な支出と認められる。
- ロ. 駐車場は2台分を1ヶ月 40,000 円で賃借しており、1/2 の 120,000 円を計上しており、来客兼用とすれば適正な支出である。
- ハ. 車輛維持管理費のうち自動車税 22,500 円は目的外支出である。
- ニ. その他の支出は金額に照らし、いずれも適正と認められる。

(4) 事務費 353,230 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務用品(コピー、トナー)	26,675	
TEL 使用料 NTT	191,000	
デジタルホンリース @5,800 ×6ヶ月	34,800	
携帯 TEL 利用料 @10,000 ×6ヶ月	60,000	
葉書、切手他郵税	34,000	
スタンプ印等	6,755	

③ 調査結果

- イ. 携帯電話代は 105,000 円のうち1ヶ月 10,000 円の割合により 60,000 円を計上

しているが、1/4である26,250円を超える33,750円は目的外支出である。

ロ. 項目不明であるが、運転代行10,300円は目的外支出である。

ハ. その他の支出は按分もされていて適正と認める。

(5) 人件費 840,000円

① 請求人の主張

常時雇用の人件費であり、全額目的外支出で違法である。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務補助員(政調活動、後援会活動)	300,000	
事務員(政調活動)	400,000	
賃金 5人	50,000	
〃 6人	90,000	

③ 調査結果

事務補助員1名、事務員1名については給料台帳が提出され、按分もされていて適正な支出と認められるが、賃金11人分140,000円については支払いや受領を証する書類がなく、目的外支出と認められる。

(6) 小括

広報費のうち4,000円、事務所費のうち22,500円、事務費のうち44,050円、人件費のうち140,000円の合計210,550円は目的外支出である。